ジェンダー研究

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報
第９号（通巻26号）2006年

― 目　　次 ―

■論文
1920～30年代沖縄における「モダンガール」という問い
――植民地的近代と女性のモビリティをめぐって――　伊藤　るり　1

奢侈と資本とモダンガール
――資生堂と香料入り石鹸――　足立眞理子　19

植民地朝鮮の「新女性」と母性イデオロギーへの闘い
――羅蕙錫（ナ・ヘソク）の小説「瓊姫（キョンヒ）」と彼女の言説分析を通して――　李　南錦　39

現代の「フェミナ・パーフェクタ」
――フェイ・ウェルドン『魔女と呼ばれて』――　英　美由紀　59

1920年代、京都市小学校女性教員における産休・勤務能率問題　齋藤　慶子　71

イギリス・ルネサンス演劇におけるヴィラーゴ
――少年俳優が演じた「拒婚」の女――　久保田育子　91

男性が家庭科教員になることに伴うアイデンティティの変容
――ジェンダーバリアーの顕在化に着目して――　小高さほみ　105

■研究プロジェクト活動報告
共同研究「大学教育とジェンダーIV」　ホーン川嶋瑤子、舘かおる　129

共同研究「女性のメンタルヘルス研究プロジェクト」　河野貴代美、竹村和子　135

個人研究「紛争後社会における女性の政治参加
――アフガニスタンを事例に」　林　奈津子　139

■書評
川島慶子著『エミリー・デュ・シャトレとマリー・ラヴワジエ
――18世紀フランスのジェンダーと科学』　森　義仁　145

DAWN 編著（DAWN-Japan 訳）『フィリピン女性エンターテイナーの夢と現実――マニラ、そして東京に生きる』　大石　奈々　149

大海篤子著『ジェンダーと政治参加』　吉川真美子　153

■ジェンダー研究センター彙報〈平成16年４月１日～平成17年３月31日〉　157

■編集方針・投稿規程　181

■編集後記　183

Journal of Gender Studies

Ochanomizu University

No. 9 2006

(Total of 26 Issues)

Contents

■Articles

The Modern Girl Question in 1920's and 30's Okinawa: Colonial Modernity and Women's Mobility — ITO Ruri — **1**

Luxury, Capital, and Modern Girl: Shiseido Corporation and the Perfumed Soap — ADACHI Mariko — **19**

The 'New Women' and Her Struggle against the Ideology of Motherhood in the Chosun's Colonial Period under Japan: Through the Analyses of Hye-Suk Na's Articles and the Novel *Kyung-Hee* — LEE Nam-Keum — **39**

A Modern 'Femina Perfecta': Fay Weldon's *A Life and Loves of a She-Devil* — HANABUSA Miyuki — **59**

Married Female Teachers' Maternity Leaves and Their Working Efficiency in the Elementary Schools of Kyoto City in 1920s — SAITOU Keiko — **71**

Virago in Play on the English Renaissance Stage: Repudiating Marriage of the Boy Heroine — KUBOTA Ikuko — **91**

The Process of Identity Transformation When a Man Chooses To Be a Home Economics Teacher: The Focus on Gender Barriers — KODAKA Sahomi — **105**

■Research Project Report

Joint Research on Higher Education and Gender, IV — KAWASHIMA H. Yoko and TACHI Kaoru — **129**

Joint Research on Support Systems and Social Environments for Women's Mental Health — KAWANO Kiyomi and TAKEMURA Kazuko — **135**

Individual Research on Women's Political Participation in Postconflict Societies: The Case of Afghanistan — HAYASHI Natsuko — **139**

■Book Reviews

Kawashima, Keiko
Emiri Dyu Shatore to Mari Rabuwajie: Jyu-hasseiki Furansu no Jenda to Kagaku (*Émilie du Châtelet and Marie-Anne Lavoisier: Gender and Science in the 18th Century France*) — MORI Yoshihito — **145**

DAWN ed. (translated by DAWN-Japan)
Firipin Josei Entateina no Yume to Genjitsu: Manira soshite Tokyo ni Ikiru
(The Dream and Reality of Filipino Entertainers: Living in Manila and Tokyo) — OISHI Nana — **149**

Ogai, Tokuko
Jenda to Seiji Sanka (*The Impact of Women in Politics*) — YOSHIKAWA Mamiko — **153**

■Report on the Activities of the Institute for Gender Studies, Ochanomizu University <2004. 4. 1 - 2005. 3. 31> — **157**

■Editorial Guidelines — **181**

■Editor's Postscript — **183**

1920～30年代沖縄における「モダンガール」という問い

――植民地的近代と女性のモビリティをめぐって――

伊藤　るり

As part of an international collaborative research on modern girl and colonial modernity in East Asia, this paper focuses on the case of Okinawa. Despite the limited size of population of around 100,000 in the 1920's and 30's, and the poorly developed urban consumer culture, evidence shows that there was indeed a modern girl phenomenon in the capital city of Naha. How and why was this possible? Who were these modern girls? Where did they come from? In dealing with the conundrum of the modern girl question in the remote island of Okinawa, this paper casts light on the importance of mobility among young women belonging to the emerging new elite families and the migratory networks that linked them to Tokyo, Osaka and other cities of the Empire.

The paper is divided into three parts. The first part examines the emergence of girls' school culture in the early 20th century Okinawa, as a prerequisite of both "new women" and modern girls. Schools, a core institution of assimilation policy, were at the same time the locomotive for stimulating the desire for mobility. The second part focuses on the role of Iha Fuyū's intellectual circle in fostering "new women" and their cultural exodus to Tokyo in mid-1920's will be discussed. The third examines and analyzes portrait pictures of young women, daughters of the new Okinawan elite, published in the newspapers in 1934, and will reveal the politics of cultural capital and gender sought by modern girls and their parents through the practices of *yūgaku* (or pursuing one's studies in the urban centers outside of Okinawa).

キーワード：沖縄、近代、移動、ジェンダー、モダンガール

1　沖縄における「モダンガール」への接近

本稿は、植民地的近代という視座から1920～30年代の東アジアにおける「モダンガール」現象を問う、国際的な共同研究の部分を成す[1]。この協働作業で筆者に与えられた課題は、沖縄の事例の検証である。沖縄の植民地的近代において、「モダンガール」はどのような位置を占めるのか。そもそも沖縄に「モダンガール」現象は存在したといえるのか。また存在したとするなら、それはどのようなものとしてあったのか。本稿はこれらの問いに応えるための、いわば足場を築く作業といえる。

本論に入るまえに、「モダンガール」という名辞で何を捉えようとしているのか、この点を簡単に確認

しておこう。日本におけるモダンガール現象は、1923年の関東大震災後に出現した大衆消費文化の台頭と緊密な関係にあると指摘されてきた（Sato 2003）。当時のメディアが「モガ」と揶揄を込めて呼んだモダンガールの出現は、1920年代半ばの東京や神戸といった都市におけるコスモポリタンな嗜好や美的感覚の受容との関連において把握されてきた。その具体的な姿は、たとえば1931年に撮影された影山光洋の写真「映画館の婦人席」に見てとることができる（図１）。この写真は、映画鑑賞という、新しい都市的娯楽において、昭和初期のモダンガールたちがどのような装いを好んだか、そのファッションの広がりを示す。全体としては、ストレート、もしくはパーマの断髪、洋風メーキャップ、ハリウッド映画の女優たちを模倣するような洋装、もしくは大正モダンの着物が目につく。とくに、後者の着物とパーマの断髪という組み合わせは、日本のモダンガールに独特な、ハイブリッドな雰囲気を生み出した。そこには、ジェンダー化された消費文化（化粧品、ファッション等）、誇示的消費、女性の身体とセクシュアリティをめぐる家父長制的統制への挑戦、コスモポリタンな都会的趣味などが含まれ、これらは新しい女らしさの感覚を生み出した。

図１　影山光洋「映画館の婦人席」1931年
（Menzies, ed. 1998）

なお、モダンガールに先行するようにして、1910年前後より、もっぱら青鞜社に集まった女性たちを指して「新しい女」という呼称が流通したが、こちらは、独立した人格、恋愛と結婚における自由、女性独自の文化の追究といった志向性をもつ、新しい感性の女性たちが対象であった。そこには都市大衆文化という文脈はなかった。「新しい女」とモダンガールのあいだには、平塚らいてうが銀座の「モガ」に対して否定的なコメントをしたように、一定の緊張感があり、必ずしも親和性があるとはいえない（平塚［1927］1983）。けれども植民地的近代がもたらした新しい女性主体の態様という意味では同時代の現象として位置づけることができる。沖縄の場合には、後述するように、この二つが本土以上に、圧縮された時間のなかで折り重なるようにして顕在化し、そこには連続性が認められる。

沖縄におけるモダンガールという問題は、ほとんど研究の対象とはなってこなかった未開拓の分野である。近代沖縄女性史において、広くその存在を知られ、強い政治的なインパクトをもったひめゆり学徒隊とは対照的である。沖縄戦において看護要員として動員された女子学生と職員240人の自己犠牲的活動と悲劇的な最期は、1950年代以降、４回にわたって映画化され、こうした映像をつうじて、日本全国にあまねく知られるようになった。それは、反戦とナショナリズムという拮抗する感情のうねりを引き起こし、圧倒的な力をもつ近代沖縄の女性像を生み出してきた。これに対して、はたしてモダンガールが沖縄にいたかどうかという問題は、特に人びとの注意を惹いてきたとはいえない。

実際、戦前沖縄は、離島はもちろん本島も含めて基本的に貧しい農村社会であった。最大の都市であり、県庁所在地の那覇ですら、1920年代、30年代の人口は約10万人の水準にあった。これに対して、東京の人口は優に200万を超えていた。また、1920年代半ば以降、東京や神戸でモダニズムの文化が勃興していたころ、沖縄の経済は砂糖の価格下落を引き金として景気が停滞し、とくに農村部は「ソテツ地獄」

と呼ばれる窮乏化に苦しんだ。全体として、沖縄は大日本帝国の中心から遠く離れた、「内地」の南端に位置するだけでなく、資本主義的発展という意味でも周辺的な存在で、モガ現象の前提とされる都市的消費文化の基盤は薄弱であった。

にもかかわらず、沖縄のジャーナリストであり詩人であった牧港篤三（1912〜2004）は、1930年代はじめの、若かったころを回顧しながら、那覇の裕福な人たちが住んでいた地区にある上之蔵通りから、断髪の若い女性が出てきたのに出くわしたことがあると述べている（図２）[2]。

> 福木と榕樹（ガジュマル）と赤瓦の屋根と、石垣を背景に持つ古い那覇の街に、いわゆるブルックス型（ルイズ・ブルックス「パンドラの箱」〈1929年封切〉の主演女優の髪型）断髪の凄い美人が歩いているのを見たことがある。瞳の大きく、それはよく沖縄にみうけられる、睫の深く濃い、どちらかと言えば丸顔の容貌が、その断髪に不思議に似合う和服姿で、足袋をはいていない素足に下駄の足が印象として残っている。(牧港 1986、p.110)

図２　牧港篤三「ルイズブルックスは那覇にもいた」（牧港 1986、ｐ.110）

この牧港のノスタルジックな描写は、那覇におけるモダンガールの存在に明示的に言及する、貴重な資料である。「映画館の婦人席」にすわる東京の姉妹たちと同様、牧港の文章でわたしたちの注意を惹くのは、女性の身体に示される折衷的で、多層的な近代である。ルイズ・ブルックス風のボブ・ヘア、和服、そして素足に履いた下駄。足袋は使わずに素足で下駄を履く、という最後のディテールは、このモダンガールに亜熱帯の雰囲気を与えている。この女性はどこから出てきたのだろうか。そして、いったいだれだったのか。

モダンガールをめぐる国際的な共同研究において、沖縄の事例を取り上げることの意義は少なくとも二つある。

第一は、都市としてのインフラが限定的で消費文化が成熟したとはいえない地方都市に、いったいどのようにしてモダンガールが出現しえたのか、という疑問に関連する。結論を先取りすることになるが、銀座ほどの規模ではないにせよ、そうした新しいタイプの女性がたしかに那覇に存在したと考えさせるだけの根拠は、牧港のエッセイ以外にもある。ではどのようにしてそれが可能となったのか。筆者は、それを那覇を、東京や台北、そしてその他の植民地帝国日本の諸都市に結ぶ、多方向的な移動のネットワークに求めることができると考えている。こうしたネットワークの存在は、着実に沖縄にモダンガールを台頭させたし、実際、戦争がなかったなら、その数も無視できないほどに増えていた可能性はあるのではないか。いいかえれば、帝国の周辺におけるモダンガールという問題は、植民地的近代への突入によって急激に拡大した女性のモビリティとのかかわりで接近することができるのであり、そのことは従来のモダンガール研究にない一面を浮き上がらせるだろう。

第二は、大日本帝国のなかに置かれた沖縄における植民地的近代と同化の力学という文脈である。この文脈でモダンガールを考えることは、帝都東京という地点から見えてくるモダンガールとはまったく

異なった問題の位相を導き出すことになるだろう。

沖縄は1879年、すなわち明治維新から11年後に「琉球処分」として日本に統合された。統合よりまえ、沖縄はおよそ500年にわたる中国との冊封関係、そして170年間の薩摩の統制下にあり、支配層の大多数が日本統合を拒否した。しかし、こうした状況は、日清戦争で清が敗れることにより、終止符をうち、沖縄の支配層における大和化が一挙に進んだといわれる。

日本における沖縄の同化は、台湾や朝鮮の同化経験と共通する部分をもつ。だが、北海道の場合と同様、沖縄は、日本の近代国家建設の初期段階で統合されたため、「内地」の周辺に組み込まれ、「内地」と「外地」のいわば結節点に置かれた。しかも、沖縄の統合は、もっぱら南洋への安全保障、領土拡大の視点からなされたため、台湾や朝鮮に比べても、経済的な投資は少なく、もっぱら同化政策に力が注がれた(小熊 1998)。このことは沖縄に初の県令が赴任した翌年に、会話伝習所が開設され、男性エリート層の「日本語」の学習が着手されたことにも見てとることができる。しかし、当時はまだ「国語」という概念も確立しておらず、「東京の言葉」(のちに「普通語」)が教えられていたのであり、「沖縄語」と呼ばれたものもおもに首里方言で、安定的なナショナルな言語としての「沖縄語」があったわけではない(外間 1971)。そうしたなか、日清戦争から3年後の徴兵令施行などを契機に、太田朝敷をはじめとする沖縄の新しい指導層は沖縄の日本への同化を急速に推進した。とりわけ20世紀初頭にかけてのこの過程は「風俗改良」とも呼ばれ、これを達成するうえで、女性は、将来の「母」として、重要な役割は負うと考えられた。

このように、近代、あるいは「モダン」という語で何が指示されたか、何が争点となったのかは、東京と沖縄とでは明白に異なった。東京において近代の表象は必然的に西洋文化と結びつけられたのに対して、沖縄の参照枠組は「他府県」、とくに東京であった。大和化は近代化を意味し、近代化とは国民文化の標準化を意味した。植民地的近代[3]の力学は、また、新しい国民国家としての日本による同化圧力に対して、沖縄の知識層がみずからを「沖縄人」と自覚し、のちに沖縄学と呼ばれる学問的運動を展開するという応答も含んだ。

本稿は三つの節に分かれ、最後に短い結論を付すことで構成される。まず次節では、20世紀初頭沖縄における女学生文化の誕生を取り上げる。それは、「新しい女」とモダンガールの双方にとっての素地を成す。同化政策において中核的役割を担った学校は、同時に、沖縄の人びとの階層的上昇意欲を掻き立てる発動機のような役割を果たした。学校には、本土で教育を受け、元薩摩藩出身も多かった教員が、みずから移住者となって沖縄に到来し、女子学生と接触した。そして、今度は女子学生が学校から巣立って行き、東京やその他植民地帝国の各地へと移動していった。それは、非対称の力関係を背景としながら、異なる文化が出会い、衝突し、争い、交渉する空間、M.L.プラット(Mary L. Pratt)のことばを借りるなら、独特の「コンタクト・ゾーン」を成した(Pratt 1992)。第二に、取り上げたいのは、学校とは異なるモデルの近代を創造する場としての、伊波普猷の知的サークルである。沖縄学の創設者として知られる伊波とその知的サークルは、いわゆる沖縄の「新しい女たち」の台頭を促すうえで重要な場を提供した。そこで高等女学校出の、これらの「新しい女」のいくつかの特徴と彼女たちが志向した近代を検討する。第三に、1934年に琉球新報が掲載した「シリーズ　麗人を描く」を取り上げ、そこに紹介された38人の新エリート層の娘たちの経歴が示す家族や文化資本のなかに、モダンガールの輪郭を捉えていきたい。

なお、本稿での議論は20世紀初めに生まれ、1920年代、30年代に青春を過ごした女性たちの自伝、伝

記、ライフストーリー、また、高等女学校の同窓会誌に記されるエッセイなどを資料としている。とくに、「新しい女」のうち、金城芳子と新垣美登子のライフヒストリーにかかわる資料を参考とした。いずれも那覇出身者であり、その意味で、本稿で述べる「沖縄」とは主として本島、しかも那覇および首里の地域のことを指していることを断っておきたい。

2　女学生文化の誕生――〈交渉される同化〉と近代

沖縄における女子教育は、男子の公教育に遅れること5年、1885年に開始した。琉球王国の時代、沖縄においては、士族などの階層の高い家族においても女子は教育を受ける機会がなく、非識字であったといわれる。外間米子と琉球新報の編による『時代を彩った女たち』(1996) には、「ノロ」の家に生まれた娘たちが、女子教育の導入に伴って、「良妻賢母」を担うべく学校教育に入っていき、霊的世界が重要な意味をもつ古い社会と世俗的なジェンダー役割を期待される新しい社会のあいだの役割葛藤にさらされる、衝撃的な物語も含まれている。大和化を介した近代化は、男性以上に女性にとって急激で、凝縮され、しかも加速されていた。この凝縮性や加速性は、たんに明治政府が同化を上意下達で進めたということだけでなく、沖縄の男性知識人がこの過程の促進を積極的に沖縄内部から支持したことによってももたらされた。

駒込武は、日本の植民地支配においては公教育が、欧米諸国の植民地支配においてミッション・スクールが果たした役割を果たしたと指摘している（駒込 1996、p. 4)。教育勅語、「御真影」は、学校を通じて導入され、そうして皇民化が進んだ。学校はまた、「風俗改良」の推進においても重要な役割を担った。このことはとくに女子教育の重要な局面を成した。「普通語」による教育に始まって、琉装から和装への転換を含め、多くの面で「他府県」と同様となることが志向された（那覇女性史編集委員会編 1998、pp.328-364；堀場 1990)[4]。

こうした女子教育において特に注目すべき存在として、沖縄県立高等女学校（1928年に県立第一高等女学校、通称「一高女」となる）と県立女子師範学校（「女子師範」）がある。県立高女は、沖縄の初めての高等女学校として1900年に設立された。設立されたときは私立だったが、1903年に県立となった[5]。これに対して、女子師範は教員養成を目的とし、1896年に女子講習科として開設された。1910年、沖縄師範学校に女子部が併置され、女子師範学校として、独立したのは1915年のことだった。県立高女と女子師範は、同じキャンパスに設置され、そのため生徒は互いにライバル感情をもったといわれる。女子師範は県内各地から生徒を募り、その多くが寄宿生活をしたのに対して、県立高女の生徒は那覇や首里周辺の者が多く、女子師範の生徒に比べてより都市的で洗練されていたという（金城 1980)。

1900年に入学した、私立高等女学校一期生20名のうちの一人、比嘉カメは、同級生のうち、一名を除く全員が、尚家の一族か縁者、でなければ他府県からの寄留商人を親にもつ者だったと述べている（沖縄県女師・一高女 1987、p.67)。しかし、女子師範ではしだいに沖縄各地から生徒が集まり、寄宿生は、普通語を学んだり、大和風の習慣を学ぶ一方で、各地の沖縄方言や生活文化をも発見するようになる。学校はまた、本土で教育された教員が、新しい知識や情報を提供してくれる場でもあった。

このようにしてできた新しい「コンタクト・ゾーン」では、古い身分制のヒエラルキーに代わるような、新しい社会的な卓越の感覚が生まれ、東京やその他の大都市の文化に直結する新しい文化資本が女学生のあいだに浸透していった。化粧、ヘアスタイル、服装に関するファッションは、こうした新しい

女学生文化の一部であった。上述の比嘉は、1900年に入学した段階で、「寄留商人を親に持つ方」は、「お化粧も上手にして、すっかり大人びた雰囲気でした」（沖縄県女師・一高女　1987、p.67）と感想を述べている。明治以前の沖縄においては、女性は化粧をする習慣があまりなかった。「僅かに上流社会で洗顔用に『手洗の粉（チュージナクー）』とよばれる青豆を石臼でひいて粉にしたものがつくられたに過ぎない」といわれ、化粧は、辻の遊郭の女性が行うものと一般社会では考えられていた（那覇市史編集室 1979、p.183）。そうしたなか、学校や寄宿舎で異なる地域、異なる背景の同世代の女子が集団で生活するなかで、母親の世代とは異なる、新しい女らしさの感覚を生み出していったようだ。ファッションをめぐる競争は急速に拡大したようで、たとえば1906年になると、県立高等女学校は服装規程を制定し[6]、華美な服装を禁止し、不必要なものは買ってはならないと、女学生の服装についての規制を始めている（川畑ほか編 1937、p.38）。

こうした新しい美的センスをめぐる競争は、服装だけに限られていたわけではなかった。1914年に県立高女に入学した金城芳子は、当時、女子がどのような日本語を話すかということについても競っていたと述べている。同級生のあいだでは方言を話し、教員と話すとき、あるいは公的な場では「普通語」を話すというように、社会言語学でいうところの「ダイグロッシア」が成立していた[7]。しかし、同じ「普通語」を話すのであっても、東京のことばを話すことが「おしゃれ」、「モダン」だと考えられていた。また、こうした競争は「那覇っ子」と「ヤマトンチュ」のあいだで展開した。

> 「あの人たちにはどうしても負けたくない」と私たちはヤマトンチュに闘志を燃やしたが、当時私たちが直接間接に知っている大和人にもいろいろあった。
>
> 県庁の学務課長の娘とか、裁判官の娘とか〝官人〟の子弟は、親が短い期間の任期で動くものだから、来たかと思うと出て行く。時に東北のずうずう弁を私たちにからかわれる子もあるていどで通り過ぎて、競争相手ではなかった。
>
> テキは住みついているひとたちである。この人たちは経済力が強く、あるいは文化水準も沖縄の庶民より高く、学校でもできのいい人が多かった。もっともこの人たちも昔はいばったものだったらしいが、大正時代にはかなり地位は落ちていた。私たちの意識も敵意からむしろよきライバルという感じに変わってきていた。（金城 1980、p.134）

那覇の寄留商人の子どもたちと日常的な接触のあった金城らは、ヤマトンチュのなかにもあるヒエラルキーや優劣意識に通じ、これを対象化すると同時に内面化しつつ、そこにヤマトンチュとの競争に打ち克つバネを見いだしていたようである。特に、元支配層だった鹿児島県出身の子弟へのライバル意識は強かったようで、この点についても次のような記述がある。

> ……沖縄の進む方向はなにはともあれ大和化であり、日本本土のやりかたに習うという政策が沖縄中に浸透している以上、もともと大和である彼らは何かにつけ私たちが追いつき追い越すかっこうの目標だった。私たちは、『くしゃみするのも他府県通りに』やるどころか、相手が鹿児島なまりのくしゃみをするならば、こちらは東京弁のくしゃみでいこうというほどの心意気で背伸びもしていた感じだ。（同上書、p.138）

ここで言及されているのは私立高等女学校の開校式（1900年）で、当時の沖縄の著名な言論人であった太田朝敷の演説である。太田は「女子教育は文明の度合いを測る指標」であると述べ、女子就学率が低い沖縄県としては、他府県に遅れないように、何ごとにも他府県に似せることが大切で、「極端にいへば、嚏をする事まで他府県の通りにする」こと、積極的に同化することが沖縄の今日の急務だと主張した（太田 1900）。これに対して、「東京弁のくしゃみ」を模倣することで「鹿児島なまりのくしゃみ」をおとしめるという金城のレトリックには、太田が推奨した「大和化」が、じつはそれ自体入れ子状になった不安定なものであり、「他府県」という語の空疎を期せずして暴き、そのことで、同化抑圧を笑い飛ばしてしまう、という効果がある。つまり、そこには大和化（＝東京化）を逆手にとり、これを徹底して追究することで、元支配層の鹿児島県出身者をやりこめたり、同化の暴力をやり過ごし、逆に反撃に出るという、〈交渉される同化〉の局面を見いだすことができるのである。それはまた、どのようなものをモダンと認めるか、近代におけるモデルの選択という問題をも含んでいる。

金城はまた、親友の富永カオルが、休暇に東京へ出かけ、新しい髪型やファッションをもって帰ってきて、流行を作るファッション・リーダーだったと語っている。

> ……たとえば、休暇に大和へ行って、帰りにはルイズまげという新しい髪型を取り入れてくる。今まで前髪を取って頭のてっぺんでリボンで結び、後ろで一つに束ねていたのを、後ろからずっと襟足を見せて髪をあげ、頂頭部に夜会巻きのような編み込みの洋風まげをのせる。たちまちみんなが真似て学校中にはやる。さらにその髪を後頭部で二つに分ける変わった髪型もはやらせる。（同上書、p.113）

那覇にいる寄留商人の娘たちがファッションの主導権を握るのではなく、那覇から直接、東京へ出て、流行のモデルを選びとり、それを女学生のあいだではやらせる、という行動には、言語をめぐる駆け引きに似た力学を認めることができる[8]。

ファッションの問題は、校則をめぐる学校当局との争いも生んだ。女子講習科の学生であった近藤たねによれば、1901年のころ、首里の坂を上る通学に「和服でおたいこ結び」では不便なので、袴の採用を当時の校長、安藤喜一郎に願い出たところ、時期尚早と認めてもらえなかったが、その後、東京から来た新任教員の宮川スミ（のちの東京家政学院創始者、大江スミ）が袴をはいて登壇したことをきっかけに、袴の着用が許されるようになったと述べている（金城 1980、p.133）。この点に関連して、由井晶子は、安藤がその当時の沖縄県における和服着用について、実用的には袴が適切であっても、「風俗統一」の側面から和服着用が必要との見解を示していたことを指摘している[9]。

なお、服装という点で近代へのもう一つの回路であった洋装化が、沖縄の高等女学校に達したのは、鉄道や自動車文化が導入され、山形屋が西本町に店を新装（1923）するなど、那覇を中心に都市文化の基盤が整い始めた1920年代半ばである。本土では、1918年ごろから、『婦人之友』（1908年創刊）をつうじて、羽仁もと子が洋装化キャンペーンを推進していた[10]。こうした本土での動きを受けてのことかどうかははっきりしないが、県立高女では1922年に女学生の服装として和服がよいか洋服がよいかの論争があり、その4年後の1926年にセーラー服が制服として採用された（沖縄県女師・一高女同窓会 1987）。また、北部の国頭高等女学校でも、1925年の段階ですでに洋装の制服を採用していた（なごらん同窓会 1971）。

大和化が女学校の日常というミクロ・レベルでどのような展開を示したかを物語るエピソードはあまたある。それらは、同化が一方的でもなければ、一方向的なものでもなかったことを示している。大和化は交渉され、ジグザグした展開を示した。女学生たちは、学校のなかで培われた公的存在としての個人という感覚に基づき、新しく生み出された女学生文化とそのなかの美的センスにおける卓越をめざす競争に刺激された。また、「ヤマトンチュ」と呼ばれる人びとを同質的集団と見なすのではなく、そのなかにもある差異と差別化の所在を見極め、いわば「ヤマトンチュ」の脱構築を図りつつ、なにがモダンでありうるかをめぐって、同輩や学校権力とのあいだでさまざまな交渉を行っていた。いいかえれば、女学生たちは、あらかじめ定められた「他府県」とどのぐらい似ているかという「文明化の度合い」ではなく、学校というコンタクト・ゾーンに入れ替わり立ち替わり現れる若い教員や学生の姿、そして休暇などで東京を直接見聞して入手した情報などをつうじて、そのときどきの流行の動きにアンテナを働かせ、敏感に反応しながら、近代的感覚を研ぎ澄ましていったのである。

次節では、伊波普猷の知的サークルとそこに集った「新しい女たち」に焦点を当ててみたい。

3　恋愛と結婚における自由——伊波の啓蒙活動と「新しい女たち」

伊波普猷が比嘉静観らと沖縄組合教会を設立したのは、本土で『青鞜』が廃刊に追い込まれた1916年である(図３)。この教会には県立高女を卒業した、一群の若い女性たちが集った。そのうち、のちに沖縄の「新しい女」として知られるようになったのが、以下の５名である。富原初子（1888〜1974)、真栄田冬子（1897〜1975）、玉城オト(1897〜1993)、金城芳子(1901〜1991)、新垣美登子（1901〜1996)[11]。「新しい女」という呼称は、本人たちが自称したというのではなく、むしろ「女だてら」に男性知識人の知的サークルに参加し、かつまた後述するような恋愛と結婚における自由を標榜するその姿に対する、周囲からの揶揄を映し出すものであった。実際、組合教会が設立される２年前、1914年３月の県立高女の卒業式では、高橋琢也県知事がその祝辞で「只現今新しい女と命名するものは一種変態の行動をとる女子にして古来所謂新しからざる挙動をなし俗に謂う御転婆の所業を為すものの様です」(川畑ほか編 1937、p.113) と述べており、当時の風潮を知ることができる[12]。それでは、これらの沖縄の「新しい女」が『青鞜』に代表されるような本土の「新しい女」とつながっていたかといえば、そのような可能性は小さいと推測される。たとえば、玉城は、同級生で文学少女だった真栄田をつうじて、『青鞜』の存在を知るようになり、何号か読んだ記憶もあるが、その影響はほとんどなかったと語っている(外間ほか編 1996、pp.113-114)。むしろ、これらの「新しい女たち」は、伊波の博識、「キリスト小(ぐわー)のよう」と慕われた人柄、そして何よりも沖縄女性の啓蒙に賭ける情熱に引きつけられるようにして、教会に集まった。

図３　伊波普猷と「新しい女たち」。沖縄組合教会設立（1916年）の頃。前列左より永田八重子、真栄田冬子(伊波冬子)、比嘉初子(富原初子)、永田美津子、永田文子。後列左より知念芳子(金城芳子)、伊波普猷、比嘉静観、伊波普成（月城)、照屋寛範。(伊波普猷生誕百年記念会編 1976)

組合教会を始めるころ、伊波はすでに言語学者として、民俗学者としてよく知られていた。1906年に帝大を卒業したあと、1910年に県立図書館初代館長に赴任していた。大学が存在しなかった当時の沖縄において、伊波は知識界をリードする存在として重要だった。金城によれば、組合教会では聖書を読んだが、その活動の内容は、宗教的なドグマを学習するというよりも、人としての生き方や西欧の諸学問への入門を促し、ありとあらゆる分野の本を読むことを勧める、というものであった[13]。そうして、トルストイ、ドストエフスキーらの小説、シェークスピアの戯曲、哲学や社会科学の諸理論、美術史、さらにはエスペラント語の学習に接した。こうした伊波のサークルには、宣教師、研究者、学生、さまざまな人びとが、東京はもちろん、ハワイや南米などから往来し、トランスナショナルな人脈が形成されていた。この場をつうじて、「新しい女たち」は、欧米の社会、生活様式についての知識を得ることができたし、大和化ということをこえた近代の広がりについても認識することができた。

伊波のいまひとつの特徴は、沖縄の歴史に傾けた情熱である。1911年に発表された『古琉球』は、かれを沖縄のもっとも著名な学者とし、柳田国男や折口信夫の注目を浴びた。それから8年後に真境名安興と出版した『沖縄女性史』では古琉球における女性の地位を分析したあと、女子教育こそは沖縄にとっての緊急の課題だと結論づけている。伊波によれば、沖縄の男性がその社会的上昇への意欲――このことを伊波は「移住欲」と称している――を充足できるようになるためには、教育ある妻を得る必要がある（伊波［1919］2000、pp.82-84）。しかし、過渡期にあった伊波たちは、その友人たちも含め、多くの者が「不幸な否不釣り合いな結婚」をなしたため、「車が一方の廻らない輪を中心として、同じ場所をぐるぐる廻るように、動かない妻を中心として、郷里という狭い範囲で活動」せざるをえなかったと述べている。このように伊波の沖縄女性に対する啓蒙活動の根底には、沖縄の「遅れ」に関する深い憂慮と同時に、沖縄の「青年」（＝男性）がその立身を達成するうえで課せられてきた制限への憤りと欲求不満が横たわっていて、伊波はこのことを率直に認めている[14]。

しかしながら、「新しい女」の視点に立って見るならば、伊波の知的サークルは、独立した思考の場を提供し、近代への回路が一本ではないことを知る機会を提供した。だが、だからといって、伊波が同化を否定したということではない。『沖縄女性史』が示すように、伊波もまた、太田と同様に、女子教育において大和化を重視していたし、この点で、伊波には限界があった（屋嘉比 2003）。にもかかわらず、高等女学校における教育が「風俗統一」の名のもとに沖縄の歴史や文化に関して否定的であったのに比べ、伊波の知的サークルがそうした面における意識を「新しい女たち」にもたらしたことはまちがいない。「新しい女たち」は、「民族衛生講演会」と呼ばれた伊波の一連の講演旅行に同行し、遠隔地で伊波が方言を用いて、地元の女性たちに対し民族と家庭の「改良」を訴え、そのなかでの女性の役割に注意を喚起するのを聞いた。

こうした優生思想の影響が色濃い、伊波の沖縄に対する思い入れを、「新しい女たち」がどのように消化したかは定かではない。そもそも「新しい女たち」が思想ということにおいて、何かまとまりをもっていたかというと、それも明確にはいえない。唯一、これらの女性たちを結びつけてきたものは、伊波が提唱したようなヒューマニズム、とくに恋愛と結婚における自由への信念ではなかったか。

玉城の場合、伊波のサークルに出入りしていた山田有幹をつうじて社会科学研究グループにかかわるようになるが、既婚で子どももいる有幹と恋愛関係に入る。この「不倫」に対する社会の非難は厳しく、玉城はしばらくして勤めていた小学校を辞職せざるをえなくなる。のちに有幹と結婚し、生まれた息子に「冷人（レーニン）」と名づけたが、その後、子どもが病死すると、有幹と離婚、1927年には、再婚を

してブラジルに移民として出国した（外間ほか編 1996、pp.112-119；金城 1980、pp.343-344）。さまざまな社会的な圧力に抗して、ロマンチック・ラブを賛美するという志向性は、伊波のサークルに集まった青年男女に共通した特徴であった。このことは、最初の結婚で挫折したあと、妻子ある伊波その人と密かに恋愛関係に入り、ついには1924年にひとり那覇を離れて東京に移り、そこで伊波との生活を始めた真栄田冬子についてもいえる（外間ほか編 1996、pp.120-124；金城 1980；比嘉 1997）。

金城もまた女学生時代に母が決めた婚約者がいたが、組合教会に通ううちに、この結婚に疑問を抱くようになる。やがて山田有功（有幹の弟）と愛し合うようになると、有功もまた妻子ある立場であったため、今度は先に出奔した有功を追って金城が初めて大和へ出かけるという事態にいたった。有功との恋愛に終止符が打たれたあと、金城は1925年に東京に移り、そこで伊波のサークルのメンバーでもあった金城朝永と内縁関係となり、その後、改造社に一時期勤めたあと、ソーシャル・ワーカーとして、戦後まで東京で活動した。

伊波の沖縄における啓蒙活動もまた、1925年に伊波自身が東京に移り、真栄田と合流することによって幕を閉じた。この文化的な「大脱出（exodus）」とでもいうべき、東京への移動のあとの生活は、経済的な困難を極め、東京でのわずかな収入と、那覇で培ったネットワークに依存しつつ、かろうじて生き残りを図るものであった。しかし、金城芳子によれば、1920年代後半の数年間は、ちょうど改造社での職もあったこともあり、東京のモガ、モボ全盛期に接して、「けっこう楽しいあまい時代」を享受できた（金城 1980、pp.302-307）。大正モダニズムのまっただなかに、沖縄出身の詩人、画家、小説家、学者らもまた身を置いた。東京という大都市の消費文化を享受していたとされるモダンガールと袖をすりあわせるようにして、沖縄を脱出してきた「新しい女たち」が生活していたことになる。

沖縄の「新しい女たち」は、『青鞜』の「新しい女たち」のように、特定のプロジェクトに即した活動を展開したわけではない。ただ、1910年代から20年代半ばまでの沖縄社会で彼女たちは、新しい知識の吸収と近代への希求によって際だった存在であった。沖縄の古くからある習俗や保守的な性規範に抗して、若い男性知識人との恋愛を貫くことは、彼女たちが取り得るもっともラディカルな行動だっただろう。

そうした情熱的行動は、この知的サークルが、すでに述べてきたように、宣教師、ジャーナリスト、学生、研究者などのコスモポリタンな志向をもつ人びとの集まりであるため、その文化的嗜好という点でも、那覇では最先端をいくモダンな集団だったということとも関係しているだろう。伊波自身、コーヒー、シガレット、ケーキ、ステーキ等、欧米の嗜好品に通じていた。たとえば金城は、練り歯磨きがまだ珍しい時代に、伊波のところでコルゲート歯磨きを見たり、コーンフレークといった食品があることを知ったと述べている（金城 1980、p.41；1988、p.85）。また、1930年代に入って、なかなか職が見つからず、東京での生活が窮乏していた時期にも、こうした嗜好品を手放さずにいたという記述が残っている（比嘉 1997）。

組合教会が設立されたころに撮られたと考えられる写真（図３）には、エレガントなスーツに身を包んだ男性陣に対して、女性は、当時はモダンと考えられていた束髪と着物、足袋という出で立ちで並んでいるが、この写真が象徴的に示すように、高等女学校を出たばかりの、自活力がまだ弱い彼女たちの目には、コスモポリタンな美的センスが輝くこれらの若い男性知識人は、新しい社会的な卓越の水準を示す先導役と映っていただろう。

4　新エリート層の娘たち――遊学とモダンガールの文化資本

「新しい女たち」のなかで、作家としてのキャリアを追究することができたのは新垣美登子である。彼女は、このことをユニークな方法で成し遂げた。新垣もまた、遊学中の東京で、小説家の池宮城積宝と出会い、電撃的な結婚を果たした。しかし積宝との共同生活は短く、新垣はひとり那覇に戻って県庁に勤務しつつ子育てをした。その後、再度の妊娠がわかると、新垣は美容師として自活の道を確保するため、1928年に東京のルイズ美容専門学校で学び、その後、1930年に那覇・西本町で、伊波が勉強会を開いていた家に「うるま美粧院」を開業した。那覇でおそらくもっとも早くに開いた美容院として、新垣の店は評判を呼び、当時まだめずらしかったパーマネントなど、ファッションをリードした。新垣は実質的にシングル・マザーとして二人の子どもを育てながら、美容院の切り盛りを行い、その稼ぎによって生計を安定させつつ、文筆業に励んだのである。

牧港が上之蔵通りから断髪の女性が出てくるところを見たというのは、ちょうど新垣が美容院を始めたこのころといえるだろう。1930年はまた、山形屋が大門前通りに新しい百貨店スタイルの店を出し、20人の「デパートガール」を募集した年でもある。募集の条件は「容姿端麗、頭脳明晰」で、このとき130人が応募し、最終的にはすべて高等女学校を出た20名が採用された。この当時のデパートガールは、和服姿で、化粧をすることが求められた。採用された20人のひとりだった大嶺勝子は、ネクタイ売り場の担当で、「看板娘なので、着付け、化粧には気をくばった」という（那覇女性史編集委員会ほか編1998、pp.119-120）。また、1934年には、店員の希望もあって、洋装の制服となった。当時の『琉球新報』は、「とてもスマートでモダーンな洋服です、生地は藍色の絹ポプリン、白襟にバンドをきちんと締めた処、とても清楚な装ひ」と描写している。このころになると、学校教員、バス車掌、看護婦、電話交換手、銀行事務員など、新しい女性の職業が現れ、那覇にも「職業婦人」が登場した。

1934年の『琉球新報』にはまた、「麗人を描く」というシリーズが掲載された。このシリーズには1910年から1916年までに生まれた新エリート層の娘たち38名の写真と経歴が収録され、当時の若い女性の個人史にかかわる映像データとしては貴重な資料となっている[15]。撮影時に18～24歳の女性たちは、8名を除いて全員が沖縄に生まれている。父親の職業では、医者（歯科医を含む）がもっとも多く44％、次に実業家（24％）、政治家（14％）、そのほか法律家、公務員、ジャーナリストとなる。また、38名の現職は、「家事手伝い」が18人、事務職等勤め人と学生がそれぞれ6人、医師が2名、不明6名である。

彼女たちの特徴としては、さしあたり次の三つの点を挙げることができる。

第一は服装で、和服が28人、袴が2人、セーラー服が5人、洋装が8人であり、もはや琉装はひとりもいない。洋装の8人のうち、4人は断髪で、はっきりとしたモダンガールの特徴を示している（図4～7）。この4人は全員が那覇に生まれている。

大久保睦子と木口智恵子の家族は、もともと大和出身だが那覇に定住している。大久保の父は徳島出身の医者で那覇には1896年に来た。クリスチャンである。木口の父は、鹿児島出身で、やはり医者であり、1885年に那覇に定住した。大久保も木口も一高女で学び、卒業後、大久保は「東京駿河台女学院在学中」と記され、木口は那覇で歯科医として働いている。記者は歯科医を「女性の新職業」と記している。

ほかの二人は父親も沖縄出身で、仲吉敏子の父は医者とある。仲吉は、松山小学校を出たあと、東京へ行き、小石川高女を出て、そのあと日本女子体育専門学校で体操とダンスを学んだ。仲吉の写真には

図４　大久保睦子（琉球新報　シリーズ「麗人を描く」1934）

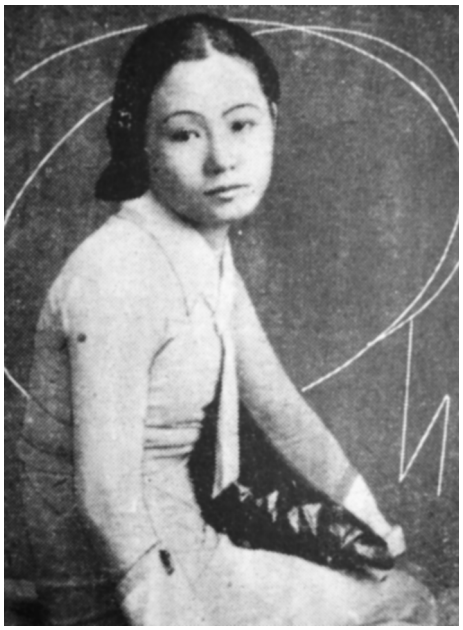

図５　木口智恵子（琉球新報　シリーズ「麗人を描く」1934）

図６　仲吉敏子（琉球新報　シリーズ「麗人を描く」1934）

図７　安慶名千枝子（琉球新報　シリーズ「麗人を描く」1934）

達者なペン運びの、アルファベットの署名が見え、そこからはこの女性のコスモポリタンな感覚が伝わってくる。弁護士の父をもつ安慶名千枝子は一高女を出たあと、東京女子美術学校刺繍科で日本刺繍を学んだ。この日本刺繍について、安慶名は「あんまり紹介されていませんので皆様へお広めしたいと思っています」と述べ、自らを沖縄に新しい文化を伝える存在として位置づけている。これら４名は、その容姿と服装からいって、影山が撮した「映画館の婦人席」に東京のモダンガールと並んで座っていても

なんら違和感のない存在といえる。

第二に、このシリーズが提供する情報で注目できるのは家族の背景や趣味に関する情報である。全体として強調されているのは、これら「嫁入り前」の若い女性が励んでいる「女性としての修養」である。それは将来の主婦という役割と緊密に結びつけて記述されている。いくつか例を挙げてみよう。

> 南嘉子さんは実業家南嘉次郎氏の令嬢です。芳紀二十二歳。とてもしとやかなお嬢さんで県立第一高等女学校のご出身。＊嘉子さんはきわめて多趣味な方で、クラシカルな日本趣味に深く、長唄、琴、裁縫等日本婦人として若き日の修養に励まれております。

> 尚侯爵家々扶護得久朝章氏の令嬢方で向かって左が姉章子さん（二十二歳）右が妹節子さん（二十歳）です。お二人とも昭和七年春、お揃いで県立二高女を卒業なさいました。目下は家庭にあって母君の指図を受け主婦として健実な家庭を作り得る常識を養っておられ、お二人共自分本位に偏らず、家庭中心とする団らんに父君の感化を受け高い趣味を求められ常に明朗な嗜みを忘れぬ様務めておられます。

> ……明晰、気品こぼるる処女、田中千世子さんは芳紀二十歳＊西本町の医師田中音吉氏の長女で昭和七年春県立二高女を卒業され、同年大阪市岡高女専攻科に一年学ばれ、和裁の方を専攻されました。＊お琴と生け花に趣味が深く、お四人姉妹のお姉様として目下家庭にあり家事のお手伝いやお琴、お花のおけいこに若き日本女性としての修養を積まれております。

「女性として」の、あるいは「日本女性として」の「修養」は、ほとんどどの女性の紹介にも繰り返し言及されている点である。趣味の中でもっとも多いのは生け花（26%）、長唄や琴の邦楽（22%）、裁縫（17%）だが、これらは「淑女」が結婚前に習得しておくべき、ステータス・シンボルとなっている。

その一方で、趣味のなかには、必ずしもこうした中流以上の家庭が自明としない趣味も含まれている。たとえば映画鑑賞、読書、写真、ダンスなどである。4人のモダンガールのうち、仲吉は自分の趣味は「ダンス」だと述べ、木口は「写真」と「映画」を挙げている。記者は木口のことを、「とても明るく、快活な方で、現代女性として修養を積まれ写真と映画に殊の外趣味が深く好愛のカメラでパチリパチリ撮影しておられます」（強調点は筆者）と描写している。ほかにも和服を着て写真に映りながらも、趣味として映画、社交ダンス、テニスなどを挙げる者もいる。こうした都市的趣味は、モダンガールの徴候を示すものといえよう。

第三に注目すべきは、これら38人の女性のうち、14人（全体の37%）が高等女学校卒業後、本土へ進学している点である。東京へ行った11名のほか、大阪、あるいは台北に行った者もいる。

38名のプロフィールを分析していくことで浮かび上がってくるのは、これら「令嬢」たちが属する沖縄の新エリート層家族におけるジェンダー関係の変化である。那覇の労働文化においては、「男逸女労」の表現で知られるように、女性の経済的貢献は大きかった。上層階級の女性でさえ、商いをしたり、織物等の工芸品を製造、販売し、家計に貢献した。明治時代の写真を見ても女性たちは、行商、市場での販売等、公共空間における取引を日常的に担っていたことがわかる。金城もまた、幼いころ、「一種の遊び」のようにして商いの訓練を母にいわれて行ったと述べ、「当時の那覇では女の子にとって商いも教養

のうちだった」と回顧している（金城 1980、pp.51-52）。つまりこうした労働のあり方では、家庭と公共空間の区別はさほど厳密ではなく、女性は、その両方を行き来して就労していたと考えられ、そのように子どもも社会化されていた。しかし、職業婦人といった都市的な労働のあり方が台頭してくると、新中間層においては、「家庭」が主婦にとっての特権的な空間として区別されるようになり、デパートガール等の職業も、「結婚前の腰掛け的」意味合いしかもたないものとして位置づけられてくる（那覇女性史編集委員会ほか編 1998、p.118）。女子の学校教育は「良妻賢母」教育を推進することで、「女性としての修養」の意味を変えるうえで重要な役割を果たした[16]。シリーズ「麗人を描く」に記述される若い女性の趣味や将来の主婦としての「修養」への期待は、こうした新エリート層家族におけるジェンダー関係の再編の進行を示しているのではないか。

そのような視点から見た場合、モダンガールが好んだ趣味の数々は、学校教育や新エリート層家族が期待した「修養」とは異質の都市消費文化を志向しており、「修養」とは一種の緊張関係を孕んでいたといえるだろう。それらは多くの場合、遊学を機に獲得されたものであったと考えられる。

遊学には家族と娘のあいだの異なる期待があった。一方で、娘にとってそれは自己実現の手段であり、家族における家父長制的な統制からの解放であり、学校で身につけてきたよりファッショナブルなもの、モダンなものを求める競争心を充足させるものだった。これに対して、女子教育が導入された初期においては、たとえば富原初子がそうであったように、親は娘の教育に熱心ではなかったし、遊学に関しては、これを勧める学校と敵対する関係にあった[17]。だが、昭和初期になると、娘を「修養」のために本土に遊学させることは、その家族のステータスを示すための、むしろ重要な投資として見なされるようになったように見受けられる。そのような異なる思惑のなかで、娘たちが大都市から持ち帰ったファッションや趣味のなかには、親の目から見れば、主婦としての「修養」を超える、一種「過剰」なものが含まれていたのではないか。娘の側から見れば、そうした趣味こそは、モダンガールとしての自分たちの社会的な卓越を示す文化資本であったし、両親が課す家庭本位の「修養」に対して、個人本位の文化的自律を保証するものであったろう。

5　モダンガール、モビリティ、そして植民地的近代

本稿では、沖縄におけるモダンガール現象を読み解くにあたって、女子のモビリティの高まりに注目した。1920年代、30年代にニューヨーク、パリ、東京、あるいは上海で同時多発的に出現したモダンガールは、目眩くようなオーラを放つ都市消費文化を背景としていた。そのような環境がない沖縄でのモダンガールの出現を説明するのは、学校に生み出された「コンタクト・ゾーン」であり、女学生文化であり、そこを起点とするモビリティへの志向性である。女学生は、「他府県」から入れ替わり立ち替わり赴任する教員の姿に強いあこがれを抱き、自分たちのモデルを本土の、あるいは海外の都市文化のなかに求めるようになる。寄留商人はじめ那覇在住のヤマトンチュの娘たちと「那覇っ子」の競争によって活気づく女学生文化、同級生、卒業生、兄弟姉妹等の遊学や仕事探しをつうじた移動のネットワーク――これらは女学生の心になかに「移住欲」を掻き立てるに十分な刺激であったろう。移動のネットワークに参入できるようになること、それは彼女たちにとっていずれ到達したい大人の世界への入場切符ではなかったか。伊波の知的サークルをはじめ、さまざまな研究会や勉強会に集まった宣教師、ジャーナリスト、研究者、活動家といった「新しい男たち」は、大和化、否大和化を超えた近代を求めて、慣習的結

婚や伝統的家父長制を問題化し、「新しい女たち」と恋愛と結婚における自由の賛美において共振した。このことが、20年代半ばには、かれらの東京への文化的な大脱出をもたらした。

沖縄におけるモダンガールという問いについては、まだ多くの課題が積み残っている。現時点で仮説的にいえることは、モダンガール現象の背後には、遊学経験をつうじて娘たちが獲得してきた文化資本をめぐる、娘と親のあいだの緊張関係や新エリート層家族におけるジェンダー秩序の組み替えの問題が横たわっているのではないかという点である。同時にまた、本稿では、モダンガールという問題を捉えていくうえでの植民地的近代のパースペクティブの有効性、そしてこの広がりのなかに併存する複数の植民地統治のレジームを相互参照しながらモビリティを高め、またモビリティを高めることで植民地的近代をかたちづくっていく主体としての女性に注目することの重要性についても一定程度、確認できたのではないかと考える。

沖縄のモダンガール現象は、短命に終わった。シリーズ「麗人を描く」の掲載から3年後の1937年、日中戦争が勃発し、それに伴って大和化への動きはいっそうの拍車がかかった。一高女では、1941年に、それまで自由だった髪型が学年ごとに決められ、「一年生はおかっぱ、二年生は分け髪、三年生は分けてむすぶ、四年生は三つ編み」となった（沖縄県女師・一高女同窓会 1987）。モダンガールの対極ともいうべき「軍国少女」へ向かう圧力は、総動員体制の強化のもと急速に強まった。1944年には一高女と女子師範が統合され、翌年3月、生徒222人、教師18人が、南風原陸軍病院へ看護要員として配属される。240人中136人が死亡したひめゆり学徒隊の悲劇は圧倒的な衝撃力で記憶に刻まれることになった。そして、それに伴って昭和初期のモダンガールの記憶は掻き消えてしまったかに見える。しかしながら、本稿で見てきたように、沖縄におけるモダンガールという問題は、根底において、ひめゆり学徒隊を構成した同じコーホート、近代沖縄の新エリート層の娘たちと分かちがたく結びつけられているのである。

注

1　本稿が基づく研究は、お茶の水女子大学ジェンダー研究センターの国際共同研究プロジェクト「東アジアにおける植民地的近代とモダンガール（通称「モダンガール研究会」）」（2003〜2006年度科学研究費補助金（基盤研究A）研究代表者：舘かおる）の一環であり、ここに発表するのはその中間報告である。また、本稿は米国・ワシントン大学の「世界の中のモダンガール」研究会が刊行予定の論文集のために用意した英文原稿を下地としている。本稿を執筆するにあたっては、資料収集や研究の進め方にいたるまで、宮城晴美氏（那覇市歴史資料室）から多くの示唆と支援をいただいた。記してお礼を申し上げる。また草稿の段階で、タニ・バーロウ（Tani Barlow）、リン・トーマス（Lynn Thomas）、プリティ・ラママーシー（Priti Ramamurthy）各氏、そのほかモダンガール研究会の仲間から貴重な助言をいただいた。ここに深く謝意を表する。

2　図2を掲載するにあたっては、牧港襄一氏のご快諾を得た。記して感謝を申し上げる。

3　本共同研究のメンバーであり、植民地的近代（colonial modernity）という概念を普及させるうえで、重要な役割を果たしてきたバーロウは、近著 *The Question of Women in Chinese Feminism* でこの概念の有効性を詳細に論じている（Barlow 2004, pp.87-90）。そのなかで、とくに本稿にとって重要と思われるのは以下の二つである。第一は、この概念が時間というよりも、面的、空間的広がりのなかに近代を位置づけ、捉えていこうする点である。第二は、併存する複数の植民地レジームのあいだでの相互参照性、相互関係性への着目であり、そのなかで作り上げられる近代を（半）植民地の側から捉えていこうとする点である。本稿ではモダンガールの出現を、植民地的帝国によって形づくられ、またこれを形づくるモビリティの力学によって説明しようとしている。しかも、このように移動する行為主体がどのように、併存する複数の植民地支配の関係性を相互に参照し、関連づけるかという点に注目しており、そ

の意味でバーロウの植民地的近代をめぐる議論に多くを負っている。

4　「風俗改良」は、標準語励行のほか、琉装から和装への転換、モーアシビやハジチといった沖縄におけるセクシュアリティやジェンダーにおいて中核的な役割を果たしてきた慣習の廃止を伴った。ユタ撲滅運動も含め、女性のありようは「風俗改良」の主要なターゲットであった。この点については、『なは・女のあしあと』（那覇女性史編集委員会、那覇市総務部女性室編 1998）の第７章を参照のこと。

5　沖縄では1930年までに首里、那覇、国頭に三つの県立高等女学校が設置された。

6　「一、衣服を新調する場合には単衣及び袷、綿入れの表地は参円を超過せざる様にすべし。決して絹布を用ふべからず。

一、袴、靴を新調する際には参円以上のものを購ふべからず。

一、洋傘は絹張を用ふべからず。

一、其他華美なる装をなさざること、必要ならざる物品を購求せざることを等に注意すべし。」（川畑ほか編 1937：38）

7　ダイグロッシア（diglossia）とは社会言語学の概念で、複数の言語の間に、社会的機能が割り当てられ、一方が高位、他方が低位の位置を占める状態を指す。本来は一言語内部のなかの機能分化に注目したものだが、J.A.フィッシュマン（J. A. Fishman）によって、それが異種の言語間関係についても応用され、公的な空間で用いられる言語（高位言語）と私的空間で用いられる言語（低位言語）の二つが明確に分かれているような状況を指すようになった。沖縄におけるダイグロッシアの展開については拙稿（1992）を参照のこと。

8　ちなみに、金城が言及する「ルイズまげ」とは、おそらく1912年にパリから戻り、皇族のファッション・アドバイザーとなった相原ミネ（別名マリー・ルイズ）が考案した髪型を指しているのだろう（早瀬 2003）。この相原ミネが開いたルイズ美容専門学校には、後述するように新垣美登子が学んでいる。

9　『なはをんな一代記』における由井の解説「女子の風俗(3)」に当時の安藤校長の見解が引用されている（金城 1980、p.133）。

10　羽仁もと子らによる洋装化キャンペーンについては、「東アジアにおける植民地的近代とモダンガール」研究会における小檜山ルイ氏の報告から多くの示唆を得た（小檜山 2005）。なお、1927年に、初の沖縄県出身者として県立第一高等女学校校長となった川平朝令は、羽仁もと子が創設した自由学園の教育と経営方針に強い関心をもっており、学生に自給自足を奨励したという（沖縄県女師・一高女同窓会 1987、pp.165-166）。

11　当時の多くの沖縄の女性たちは独特のワラビナー（童名）をもっていた。「新しい女たち」も例外でなく、富原初子は「モウシ」、真栄田冬子は「マカト」、金城芳子は「マヅル」だったが、多くの場合、上京をきっかけとして名前を大和風に変えていった。

12　なお、堀場清子（1988）は、日本女子大学学長の成瀬仁蔵が、欧州での女子教育視察を終えて帰国した1913年の談話で、「新しい女」を「お転婆」と評し、これに対して平塚らいてうが「世の婦人達に」という文章を『青鞜』に発表して反論したと記している。

13　伊波は1895年11月から1896年３月にかけて起きた首里中学における英語科廃止問題をめぐるストライキに参加し、退学処分に遭っている。伊波にとって、西洋をつうじての近代とは所与のものではなく、闘いとったものであった。

14　伊波自身も、親が決めた「無学文盲」の妻との結婚で悩んだ。「教育ある妻」を求める主張は、自らの経験にも根ざした切実な思いだったといわれる（伊波普猷生誕百年記念会編 1976、p.35）。

15　なお、1920年代半ばから1945年までの『琉球新報』は戦災で多くが消失しているが、ここで引用している1934年の記事は、個人が所蔵していた切り抜き記事で那覇市歴史資料室に保存されていたものである。資料を閲覧させていただいた同室に感謝する。

16　1932年、一高女の川平朝令校長は、家政科設置を申請するにあたり、以下のようにその理由を説明している。「毎年本校を卒業するもの約150名の中上級学校入学、もしくは一般修養のため、東京その他の県外に出づるもの2、30名。女子師範学校第二部入学者県内就職者及び家事に従事するもの4、50名を除く爾余の卒業生7、80名は、概ね中流階級の家庭の子女にして高等女学校卒業後結婚期にいたるまで相当年数あるにかかわらず、県外に出て修養するには多大の経費を要するため県内においてさらに一層の修養を希望するものあり」（沖縄県立女師・一高女 1987、p.164）。高等女学校を卒業してから結婚までのあいだの修養を中流家庭の女子が行うことは一種、規範化していたことがわかる。問題はそのための費用であり、家政科設置は、遊学が可能でない層にまでこの規範が浸透していることを背景に提出

された案だったようである。

16　東京女子高等師範学校への進学を目指していた富原初子は、父親の反対にあって上京できず、小学校教師を2年勤めたあと、ハンガーストライキをして、父親を説得し、結局年齢制限にあって女子高等師範学校には入れなかったが、日本女子大学に入学をはたした（外間ほか1996、pp.76-81）。

［追記］なお、「麗人を描く」シリーズで引用させていただいた4名の方々のご親族の所在を確認することができませんでした。お心当たりの方は、著者まで連絡をいただければ幸いです。

参考文献

伊藤るり「沖縄口から沖縄大和口へ――『方言ブーム』にみる地域言語の継承――」『国際学研究』第9号（明治学院大学国際学部論叢）（1992）：pp.69-85.

伊波普猷『沖縄女性史』平凡社、［1919］2000年。

伊波普猷生誕百年記念会編『生誕百年記念アルバム　伊波普猷』、1976年。

太田朝敷「女子教育と沖縄縣」『琉球教育』第55号（明治33年7月31日）、1900年、pp.154-156.

沖縄朝日新聞社編『沖縄県人事録』沖縄朝日新聞社、1937年。

沖縄県女師・一高女同窓会『ひめゆり――女師・一高女沿革誌――』1987年。

小熊英二『日本人の境界――沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮　植民地支配から復帰運動まで――』新曜社、1998年。

川畑篤郎ほか編『姫百合のかおり』姫百合会、1937年。

金城正篤、高良倉吉『伊波普猷――沖縄史像とその思想――』清水書院、1972年。

金城芳子『なはをんな一代記』沖縄タイムス社、1977年（引用は、再版、ほるぷ社、1980年より）。

金城芳子『沖縄を語る』ニライ社、1988年。

洪郁如「植民地台湾におけるファッションと権力」『接続』第4号（2004）：pp. 2 -20.

駒込武『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店、1996年。

なごらん同窓会編『なごらん――50年記念誌――』1971年。

那覇市企画部市史編集室編『那覇市史　資料篇　第2巻中の7　那覇の民俗』、那覇市企画部市史編集室発行、1979年。

那覇女性史編集委員会、那覇市総務部女性室編『なは女性史証言集――生命（ヌチヌ）のあかし――』1994年。

那覇女性史編集委員会、那覇市総務部女性室編『なは　女のあしあと――那覇女性史（近代篇）――』ドメス出版、1998年。

早瀬利之『マリールイズ　宮廷服装顧問』講談社出版サービスセンター、2003年。

比嘉道子「伊波普猷と女性たち」伊波普猷『沖縄女性史』平凡社、2000年、pp.329-354.

比嘉美津子『素顔の伊波普猷』ニライ社、1997年。

平塚らいてう「かくあるべきモダンガール」『平塚らいてう著作集　第4巻』大月書店、［1927］1983年、pp.290-297.

婦人界編『遊学案内　東京の女学校』（『婦人界』臨時増刊第2巻第5号）金港堂書籍、1903年。

外間守善『沖縄の言語史』法政大学出版局、1971年。

外間米子監修、琉球新報社編『時代を彩った女たち　近代沖縄女性史』ニライ社、1996年。

堀場清子『青鞜の時代』岩波書店、1988年。

堀場清子『イナグヤナナバチ――沖縄女性史を探る――』ドメス出版、1990年。

牧港篤三『幻想の街　那覇』新宿書房、1986年。

三木健『那覇女の軌跡――新垣美登子85歳記念出版――』潮の会、1985年。

牟田和恵「『良妻賢母』思想の表裏――近代日本の家庭文化とフェミニズム」青木保ほか編『女の文化』（近代日本文化論第8巻）岩波書店、2000年、pp.23-46.

吉田文「高等女学校と女子学生――西欧モダンと近代日本――」青木保編『女の文化』（近代日本文化論第8巻）岩波書店、2000年、pp.123-140.

屋嘉比収「近代沖縄におけるマイノリティ意識の変遷」『琉球文化圏とは何か』（『別冊 環』第６号）藤原書店、2003年。
『琉球新報』、1934年。

Barlow, Tani. "Editor's Introduction." *positions: east asia cultures critique*, Vol.1 No.1 (1993), (Special issue: Colonial Modernity)： pp.v-vii.

Barlow, Tani, ed. *Formations of Colonial Modernity in East Asia*. Durham and London: Duke University Press, 1997.

Barlow, Tani. *The Question of Women in Chinese Feminism*. Durham and London: Duke University Press, 2004.

Ito, Ruri. "Modern Girl in the Periphery of Empire: Mobility and Colonial Modernity among Okinawan Women in the 1920s and 30s." In *Interim Report "Modern Girl and Colonial Modernity in East Asia."* Grant-in-aid for Scientific Research (A) (1) (head investigator: Kaoru Tachi), 2005, pp.73-80.

Kohiyama, Rui. "Not Imitation but Practicality: The Modern Girl and the Missionary Higher Education for Women." In *Interim Report "Modern Girl and Colonial Modernity in East Asia."* Grant-in-aid for Scientific Research (A) (1) (head investigator: Kaoru Tachi), 2005, pp.7-24.

Menzies, Jackie, ed. *Modern Boy, Modern Girl: Modernity in Japanese Art 1910-1935*. Art Gallery of New South Wales, Sydney, 1998.

Pratt, Mary L. *Imperial Eyes: Travel Writing and Transculturation*. London and New York: Routledge, 1992.

Sato, Barbara. *The New Japanese Woman: Modernity, Media and Women in Interwar Japan*. Durham and London: Duke University Press, 2003.

奢侈と資本とモダンガール

―― 資生堂と香料入り石鹸 ――

Luxury, Capital and Modern Girl:

Shiseido Corporation and the Perfumed Soap

足立眞理子

This paper will approach the global phenomenon of modern girl through Shiseido's corporative strategies. The significance of Shiseido derives from the following three factors: 1) its advertisement strategy, 2) its strategy of cultural enlightenment and American style chainstore management model, and 3) the dual character (luxury and military material) of perfumed cosmetic soap as an international commody. Based on these elements, the paper will discuss in what ways the late-comer and colonial characteristics of Japanese capitalism, itself incorporated in the world system, are inscribed in the *representations* of modern girl.

キーワード：モダンガール、奢侈、資本、後発資本主義、香料―石鹸―グリセリン、植民地的近代

Ⅰ．課題と方法

1920―30年代における、世界同時多発的に生じる「モダンガール」という現象を、植民地的近代という文脈においていかに把握するか。通常、この課題に対する接近方法として取られるのは、「モダンガール」と名指され、指し示された、多くの女性たちの現実の存在様式を、女性の主体的行為・行動から再表現することであろう。しかし、ここで私が行おうとしているのは、この最終的な課題に向けてのある種の準備作業ともいえるものである。すなわち、そのような女性主体が生成し、拘束されつつ抵抗するコンテクストそのものを、〝資本の欲望〟として構築されたものと捉え、資本の欲望と現実における様々な位置にある女性たちとの、〈乖離を塞ぐもの〉としての「表象としてのモダンガール」を把握することを試みるものだからである。

そこで、以上の検証作業の一例として、ここでは資生堂という企業をとりあげる。資生堂が、今日の国際的化粧品産業の一角を占める日本企業であることは、指摘するまでもない。対象として資生堂を取り上げるのは、資生堂が創業時から一貫して保持してきた、①企業戦略としての広告・宣伝・意匠戦略、②企業経営体としての二側面（商品イメージを媒介とする文化啓蒙戦略とアメリカ式チェインストア経営方式）および、③広義の化粧品・石鹸・油脂産業のなかにおける、国際商品としての香料入り化粧石

鹸という物質のもつ二面性(奢侈品と軍需物質)、という三つの要素が、一民間企業体としての資生堂において結合・組成し、その歴史を形成しているためである。そこで、ここでは、20世紀初頭から40年代前半にわたる資生堂の変遷をたどることをとおして、この三つの諸要素の特質、および、諸要素間の関係が、「モダンガール」の表象をどのように生成・(再) 構築していったのかをみていくものとする。

これらから、1920―30年代における資本主義世界システムに組み込まれた、日本資本主義の後発的植民地主義的性格 (資本主義の拡張性における植民地主義自体に刻まれる後発的性格) が、「モダンガールという表象」のうちに、いかに刻み込まれているかを析出し、植民地的近代の多層性、とりわけアジアの植民地近代の一端を明らかにしたい[1]。

Ⅱ．資生堂という企業

１．創業者・福原有信の時代

(1)　薬局から化粧品製造へ

資生堂は、1872年（明治５）に、東京・銀座に民間初の調剤薬局「資生堂」として創業を開始した[2]。資生堂の最初のオリジナルな商品は、1888年(明治21)に発売された福原衛生歯磨き石鹸（海軍納入品）（図版①参照）である。これは、従来、粉末の歯磨き粉しかなく、粉が飛び散らずに使用できる練り歯磨きということで開発された。この練り歯磨きは海軍に納入されており、その関係は、福原有信自身が、元海軍薬剤監であり、後に転身して薬局を開業したことから始まっている。この間に、有信は薬剤師会を立ち上げ、帝国生命保険会社の設立発起人を務め、会長に就任しており、近代的な医薬分業の提唱者であるとともに、洋風調剤薬局・薬品製造販売業の経営を営んでいる[3]（SS：24-26)。

図版①　福原衛生歯磨き石鹸1888年

創業から25年後、資生堂は、1897年（明治30）に初めて化粧品、オイデルミン（化粧水　図版②)[4]の製造・発売をおこない、ここから、化粧品生産・販売を手掛けるようになる。当時の、化粧品品目には、高等化粧水オイデルミンのほかに、改良すき油ノラピリン柳糸香、ふけとり香水ラウリン花たちばな、高等ねりおしろいなど（図版③）があり、品目数も増えていくことがわかる(SS：29)。つまり、資生堂は、創業

図版②　オイデルミン1897、1997年

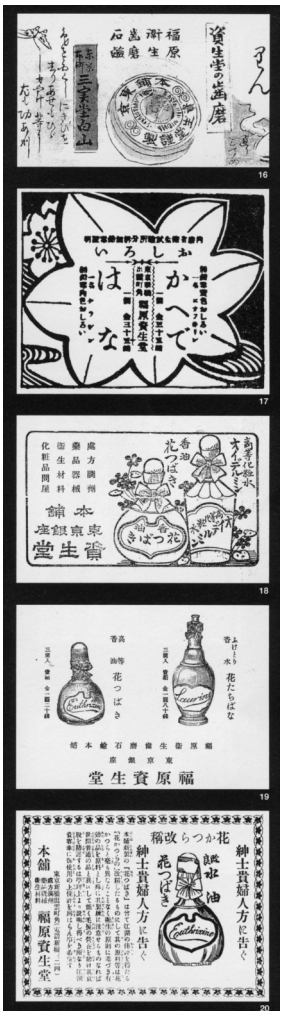

図版③　おしろい、香油広告文（1897、1906、1909、1910年）

からほぼ４半世紀間の薬局経営、薬品製造・販売を経て、薬学的技術をもつ化粧品製造・販売へと移行するのである。

この、練り歯磨きから化粧水オイデルミン製造販売への移行は、今日の化粧品企業としての資生堂の成立において、極めて重要な意味を持っているが、ここでは、むしろ、この両者がその誕生時からもっている共通する性格を指摘しておこう。

明治政府によって推進されてきた「文明開化」・欧化政策のなかで、明治後半期には、上層階層における生活様式の欧風化が徐々に都市一般階層に及んでいく。これにしたがって生じたのは、増大する欧米舶来品需要にたいする代替製品の日本国産化の動き、奢侈財部門の輸入品代替への指向である。資生堂による、福原衛生練り歯磨きも化粧水オイデルミンも、この輸入品代替・国産化のなかで生産が開始される。つまり、欧米からの輸入消費財の品質と高価格に代替する国産消費財需要は、既存の上層階層需要に加えて、勃興する都市中産階層の潜在的市場の開発として当初から位置づけられており、問題は、これらの潜在的市場発掘をどのような経路でおこなっていくか、にあったという点である。

ところで、このような輸入消費財の代替製品市場の特徴の第一は、その価格帯設定である。練り歯磨きは、当時の粉歯磨き一袋２、３銭であったのにたいし、陶器製の容器に入った一瓶25銭という破格の値段が付けられており、また後年の「高等化粧水オイデルミン」（一箱３個入り75銭）、「すき油メラゼリン柳糸香」（一箱３個入１円50銭）も奢侈財の価格設定である。第二には、「すき油メラゼリン柳糸香」の宣伝文（図版④）にみられる、次のような需要の喚起のしかたである[5]。

> 婦人結髪に用うる油は蠟製なるがゆえ‥一種の悪臭をかもし常に人をして苦心せしむ
> 欧米婦人かつて言えることあり日本婦人は柔和優美の徳質あり…といえども頭髪に一種の臭気ありて鼻を突き久しく座にたえざらしむるが遺憾とす…。（SS：87）

この宣伝文では、旧来の日本女性の結髪における髷の習慣を否定しつつ、西洋束髪に移行させる効果を説いており、西洋束髪に必要とされる、香料入りすき油の「高品質」を、旧来の鬢付け油と比較している。しかしながら、ここでもっとも重要なのは、この宣伝文にあるように、香料

図版④　明治期広告文

入りすき油は旧来の鬢付け油と競合しているのでない、という点である。すなわち、この文面において喚起され想像されているのは、事実上「欧米婦人の束髪に使用されているであろう舶来髪油」であり、この〈想像された西洋束髪油〉と、国産の香料入りすき油が比較され、競合しているのである。

つまり、明治政府による欧化政策のもとでの近代化とは、その生活様式の側面からみるならば、西欧的生活様式で使用される消費財を、奢侈品需要・消費によって取り入れ、奢侈品の需要喚起・拡大消費の習慣化として循環させることである。このことは、従来の生活様式における日常品の高級化・高級消費財の需要という国内市場の拡大再生産の循環における、日常製品が高級化、高価格化する経路とは異なっている。つまり、価格設定は輸入消費財＝舶来商品価格を上限としてそれより安価であることのみが条件であり、日常品消費財価格を遥かに上回ったとしても市場として成立する。このことは、外来国際商品を扱う国内的奢侈財市場は、国内高級品需要とは切断・脱接合（脱臼 disarticulation）していることを意味している。この市場（外来奢侈財と国内消費財）の二重性、乖離こそ、先取り的にいうならば、植民地的近代におけるアジアに位置する日本の資本主義の国内的再生産循環による拡大ではない、外部拡張的な性格を、その初発から与えるものであると考えられるのである（中村：1998）。

(2)　オイデルミンとアイスクリーム――資生堂パーラーという空間

さて、以上のような経緯において生産を開始した舶来品代替商品への潜在的需要の掘り起こしのために用意されるのが、銀座におけるパーラーの開設という空間の構築である。

1900年（明治33）有信は、パリ万博および米国へ視察をした後、アメリカのドラッグストアを模して、資生堂ソーダファウンテン（資生堂パーラー）の設立（図版⑤）、店内で化粧品販売をおこないつつ、ソーダ水とアイスクリームを売り出す。このパーラーの様子は、しばしば文芸作品の中に登場しているが、そのなかで注目すべき事柄がある（SS：152）。

図版⑤　資生堂化粧品部（1920年代中期）

この時期、資生堂パーラーのあった銀座８丁目は、芸者置屋が多数ある花柳界に接しており、そのため芸妓が客として目立っていた。この「新橋芸妓」の客筋を資生堂パーラーに案内すると、その男性客にたいしてオイデルミンを手土産として配ったというのである（SS：85）。つまり、「新橋芸妓」から、男性客を介して、「山の手家庭婦人」にオイデルミンが配布され、また、「家庭婦人」は、銀座に買い物に出かけ、パーラーで喫茶をするという、家庭の外での許される社交の機会を得た。つまり、郊外山の手地区の新中産階層家庭内への女性嗜好品の浸透、家計内部における女性個人消費の形成は、〈家庭の外〉にある女性たちを導き手としつつ、男性身体を分有しつつ進んでいったともいえる（図版⑥―１）。

明治中期の名妓、小褄は洗い髪で有名であった。絵葉書「百美人」のナンバー1となった

図版⑥－１　柳橋芸妓

いずれにせよ、先に述べた、舶来品需要の国内生産化による、潜

在需要開拓は、銀座という街路において、パーラーという演出された空間をえて、浸透していくのである。

ところで、この時期の新橋芸妓、および1911年（明治44）に、日本で始めて開業する、カフェ・プランタン、カフェ・ライオンの女給に関しては、たとえば新橋芸妓については「客筋がよく、なかなか見識と矜持があった」、カフェ・ライオンの女給は「みんな綺麗だったので怖かった」、カフェ・プランタンの人気女給お柳は「さほど美人では無いが頭の回転が早く、客あしらいがうまい」（巌屋：2004）などの記述がみられるという[6]。（図版⑥―２　SS：222）

図版⑥－２　カフェ女給

２．二代目・福原信三の時代

(1)　花椿マーク、ロゴタイプ、香水壜

1915年（大正３）三男、福原信三が経営者の位置につく。信三は、米国コロンビア大学を卒業し、フランス滞在後帰国、写真家を志していたといわれている。

図版⑦　七色白粉

この福原信三が、1916年（大正４）資生堂の意匠「花椿」を考案、1917年（大正７）資生堂化粧品部、続いて意匠部（現・宣伝部、宣伝制作室）を開設独立させ、事業の主体を薬品から化粧品へと移行させる（SS：103-125、『百年史』：99-124）　この事業主体を化粧品製造・販売業に移行させると同時に、明確な企業戦略として、意匠デザイン、広告・宣伝を企業体内部に組み込むという、今日まで続く、資生堂企業イメージ戦略の基礎は、この信三の時代に創られた。以降、香水、七色白粉、コールドクリーム、バニシングクリームなどを販売し（図版⑦、⑧―１）、1921年（大正10）合資会社化、1922年（大正11）化粧品部階上に美容科、美髪科、洋装科を設置し、全国で美容講演会を開催する。また、若山太陽舎と共同して、「資生堂石鹸」（香料入り高級石鹸１個50銭、普及品価格１個５～10銭程度）の販売を開始する。この香料入り高級石鹸の製造・販売こそ、資生堂の企業体としての命脈を左右するものである（図版⑧―２）。

図版⑧－１　香水　壜
（1917、1918、1921年）

信三が経営者の位置につく1910年代前半までに、日清戦争、日露戦争、第一次世界大戦が起き、日本資本主義はアジア近隣地域・諸国への植民地主義的性格を強めていくが、とりわけ第一次世界大戦を契機に、国際交易・通商に関わる、商業・流通・運輸資本が成長し、貿易商、海運商などを中心とした、

図版⑧－２　資生堂石鹸1926年

新興ブルジョワジーが排出してくる。これらの新興ブルジョワジーは、明治期の国家官僚、財閥、有爵者といった、近代国民国家形成に携わる政治的指導層やそこに連携する経済的支配層ではなく、もう一回り新しい第二世代の民間資本家階層である。この新たな新興階層は、その私的財力を、もっぱら、住宅、店舗、事務所などの、私的占有空間を構築することに向けており、ここで採用される様式は、世紀末ヨーロッパに生まれたアールヌーヴォーである。このアールヌーヴォーの造形上の特質は、植物ないしはそこから想像される形象をモチーフとし、波打つ曲線、滑らかで凹凸のある表面、版画的構成の平面分割などである。一般的には、それまでの重厚で壮大な歴史主義と、その後に続くモダンデザイン、あるいはモダニズムとの間をつなぐ、モダンデザインの源流として、その様式的意味が位置付けられている。しかしながら、19世紀末ヨーロッパに明白な、この歴史主義とモダニズムの切断面において、歴史主義を否定する原動力として、したがって、やがて台頭するモダニズムの源流としてのアールヌーヴォーという様式的意味は、日本においては、たとえば、日本近代建築史などにみられるように、その歴史主義の否定という側面において不徹底であったといわれている。つまり、その評価は、新しい装飾的様式の付け加えに終わったというのが定説となっているとされる[7]。

図版⑨　花椿ロゴ　包装紙　1924年
花椿　ロゴの変遷（包装紙）（1924、1927、1972年）

信三によって創出される、資生堂の花椿マーク、ロゴタイプ、そして、香水壜に代表される化粧品容器の装飾性は、アールヌーヴォーの日本への移植と同時に、唐草文様をモチーフとするアールヌーヴォーの「アジア化」という二つの意図を持っている（図版⑨、⑩）。これは、信三自身が、第二世代の民間企業経営者であり、資生堂という企業において、いわば、明治国家的枠組みを越境しつつ、新たに台頭しよう試みる、私的資本の欲望を体現しており、それゆえ装飾的様式性は企業文化として身体化されている。そして、この〈資本の欲望〉においてこそ「舶来消費財に代替しうる奢侈的国産品」としての「アジア化されたアールヌーヴォー様式によって装飾された香水壜」は生産されるのである。ここには、二重の解釈が塗りこめられている。

図版⑩　資生堂香水　水仙1918年

第一は、通常の日本における「アールヌーヴォーの日本への移植」という解釈であるが、第二には、「アールヌーヴォーとして解釈されたもの」こそが、他ならぬ『不在』としての近代日本そのものであるという点である。ここで、想像的なものとして表出される欲望の対象は、前述した「西洋婦人の束髪」でも「新橋芸妓の洒脱さ」でも「山の手家庭婦人」でもない。まさに、不在の対象としての、表象としてのモダンガールであり、香水壜こそ、その物質的身体である[8]。（図版⑪）

資本の欲望とは、この不在の対象の実現化への希求である。そして、この不在の実現化という欲望こそが、海外輸入奢侈財市場と国内一般消費財市場との乖離としての市場の脱接合を内在化する、日本の資本主義の後発的性格のうちにある資本蓄積の力動にほかならない。

ここで注目しておくべきことは、この不在の身体の実現化は、資生堂において、美容・美髪・洋装の全国講習会の開催という方法によっておこなわれ、美容部員の育成と彼女たちを媒介とする啓蒙的活動が、現実の個別の女性身体への伝達経路となったという点であり、これは今日では、女性にたいする企業戦略による開発の源流というべきであろう。また、同時に、この時期の資生堂のポスター•宣伝広告にみられる、「表象としてのモダンガール」の特徴は、その無国籍性および社会的身分（婚姻関係や背景）の不鮮明さにあり、にわかにその判断が下せない形象が採用されている点である。しかしながら、これらの表象が暗黙に指示しているのは、厳密には、私的資本のブルジョワ的セクシュアリティであり、ここに、受容する側の個別女性においては、身体資本の、商品購入による技術的改変が、階級移動の可能性と不可能性を両義的に表出するものと捉えられる。したがって、その意味においては、資生堂による「表象としてのモダンガール」は、国民国家創設という大義の前にある明治期の歴史主義を否定し、新たな近代の源流としての女性の近代的主体を形象化しているのではなく、むしろ、第一義的には、その切断として、新たな私的資本による階級構成を示唆するものとして位置づけられるとみられる。つまり、第一次世界大戦後の私的資本による歴史主義の切断は、近代的主体の創出あるいはその源流の構築と同一のものではなく、その切断、乖離を塞ぐものとして形象化されているのであり、その不在の対象として、「表象としてのモダンガール」は欲望されているのである。（図版⑫）

図版⑪　ポスター（1925、1926、1927年）

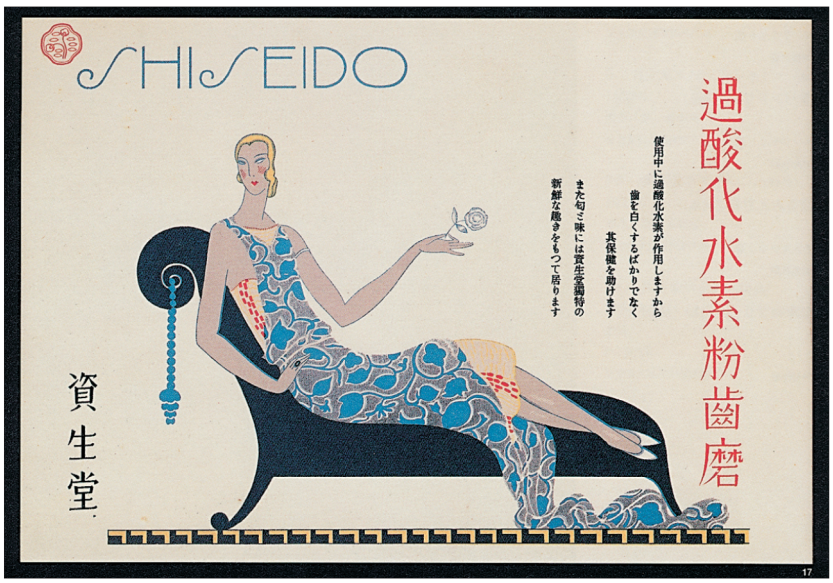

図版⑫　ポスター#１（1927年）

(2)　チェインストア方式という合理性

1910年代における企業における記号文化の創出の時代を経て、資生堂は、1920年代、30年代において、その企業経営という側面においても際立った特徴を示すようになる。それが、福原信三のアメリカ留学時代の友人であった松本昇の経営への参加であり、松本によって採用されるチェインストア方式である。このような、チェインストア方式の採用は、1923年（大正12）の関東大震災で化粧品部、飲料部、工場などがすべて消失し、その損害を補塡する新たな復興策の必要に迫られたためといわれる。

チェインストア方式とは、松本昇がアメリカ留学において学んだ経営方式で、小売価格の製造側（製造本舗資生堂）による統制、つまり生産による流通の統制を核として、資生堂本舗による資生堂製品を小売店（チェインストア）に一括して卸し、本舗側が商品常備（300円分）に責任をもち、小売価格の８割が小売店の仕入値となり、価格統制を末端小売店レベルでおこなう方式である。これは本舗側には、価格・個数制限による廉価販売を阻止するメリットがあり、小売店側には販売権の独占化が可能となる。この方式は、後に、本舗と個別小売店とのあいだに、問屋・卸業者にあたる取次店が生まれ、ここで、資生堂化粧品を常時備蓄し小売店に一括卸を担当するようになり、これが、特定代理店（のちに販売会社）に発展する。これをとおして、末端小売店（チェインストア）の規制と多様化、常備品価格100円の場合は仕入れ値8.5掛けといった、チェインストア化による本舗―特定代理店（販売会社）―小売の階層化ができあがる（SS3：640）[9]。

これにより、資生堂本舗は、製造、宣伝・広告、美容に関する啓蒙・普及活動に専念し、雑誌『資生堂月報』『チェインストア』の刊行などをおこない、取次ぎ代理店は、小売店の販売統制、在庫調整、また小売は、初期の契約を締結以後は、小売にのみ徹するという階層化された分業体制により、従来の大都市から地方都市さらに郡部へ一挙に市場が拡張するのである。つまり、チェインストア化により、大都市部の支店販売から、地方部に拡大し、購入層が一般化していく。すなわち、信三によって形成された「舶来品代替奢侈財商品」としての資生堂化粧品は、この段階で、その企業イメージの定着を梃子として、国内高級消費財市場に、現実的には転換していくのである。ここでの有力商品は、香料入り高級化粧石鹸であり、1926年（昭和元年）資生堂石鹸株式会社を和歌山太陽舎と合同して資本金100万円で設立する。これ以降1920年代後半期が、資生堂のもっとも活発な時期であり、小売店をとおした「花椿」マークに代表される資生堂イメージが、国内市場において定着していくのである。

1927年（昭和２）株式会社資生堂設立（資本金150万円）、および豪華な大阪支店を設立し、1928年（昭和３）品川工場落成、化粧品部新築（資生堂ギャラリー含む）、資生堂パーラーのリニューアルが続く。

婦人参政権同盟結成（1923年）、『女人芸術』発刊というこの時代の、資生堂事業展開過程の詳細は企業経営からは興味深いが、ここでは省略する。ただし、指摘しておかなければならないのは、資生堂本体は、実は、石鹸製造技術を自らの内生化された技術としてもっていたわけではなく、企業合併をとおして石鹸製造販売に参入したという点である。これは、化粧品会社が、香水、白粉、口紅などのコスメティクスと、石鹸・洗浄用油脂製品に代表されるトイレタリーの二大部門から構成することをとおして普及・拡張化路線を築いたことを意味している。つまり、資生堂による香料入り高級化粧石鹸とは、この二大部門の間に位置付けられた物質であるという特質をもっているということである。

1929年には本社ビルが起工するが、９月におこる世界金融恐慌によって、1930年（昭和５）資生堂石鹸株式会社合併（資本金175万円）、品川工場廃止移転、もっとも贅沢を極めたとされる大阪心斎橋支店を閉店し、そして、1931年には資生堂日用品石鹸、資生堂銀座化粧品普及版発売をおこなうにいたる

(SS：229-235)。

1930年代の動向を見てみると、おおよそ次のような展開になる。

1932年（昭和７）合併後の資本金膨張の縮小と社員整理がおこなわれ、中国東北部向け商品「青鳥牌」を製造。この年、大日本国防婦人会が結成されている。1933年（昭和８）資本金100万円に減資し、『資生堂グラフ』創刊。1935年（昭和10）には、資生堂奉天販売会社が設立され、『チェインストア研究』が創刊される。この奉天販売会社を最初に、1938年（昭和13）奉天、新京、ハルピン、大連、図門、天津、上海、青島販売会社、京城、釜山販売会社、台北販売会社設置と、一挙に近隣アジア諸国への進出が開始される。この間、国内的には、1937年（昭和12）花椿会を結成（チェインストアと愛用者を結ぶ会）するが、経済不況の圧力は強く、「モダンガール」は、急速に当時の「エロ・グロ・ナンセンス」の一表象へと貶められ、また、新橋芸妓は大日本国防婦人会新橋分会会員、ダンサーは愛国婦人会京橋分会会員に組み入れられている。1939年（昭和14）資生堂チェインストア販売講座、資生堂美容室でゾートスパーマの講習会をおこなっているが、当時の標語は、「お袖を短くいたしませう」「パーマネントはやめませう」である。

そして、1940年（昭和15）７．７禁令（戦時国民生活不用の贅沢品製造販売禁止令）の発布により、資生堂製品に生産不能なものが現れ、戦時用化粧品ブルーバード（各50銭）発売をおこなう（SS2：563-587）。

図版⑬　季香蘭大陸向けポスター（1941年）

この時期において、最も重要なのは、以上のような国内生産統制が厳しくなるにつれて、アジア諸地域における、従来の商品販売を主目的としていた販売会社設立から、明確に資源調達・生産工程の移転＝生産の再配置を目的とする、撫潤工場、天津および上海化粧品工場、京城における化粧品および歯磨き工場、台湾新竹における歯磨き工場、台湾農場設立などがおこなわれていくことである。

すなわち、ここに、一方では国内市場の狭隘さ、統制経済の激化とその生産・販売の縮小・中止と、他方ではその反作用としての、資源調達・生産・販路獲得のための植民地進出が意図されている。つまり、1920年代までには、初発より内包されてはいたが、その乖離を「表象としてのモダンガール」によって危うく塞いでいた、日本資本主義の後発的性格のもつ二面性が、1930年代後半には一挙に顕在化するのである（ちなみに1937年には、福原信三は実質的な経営責任の地位からおりており、松本昇が代わって代表取締役社長に就任している）。

この内包されていた二面性の分裂をもっとも明白に表現しているのが、1941年の大陸向けポスターとして出された李香蘭(山口淑子)の挑発する眼差しと、42年の南方向け製品目

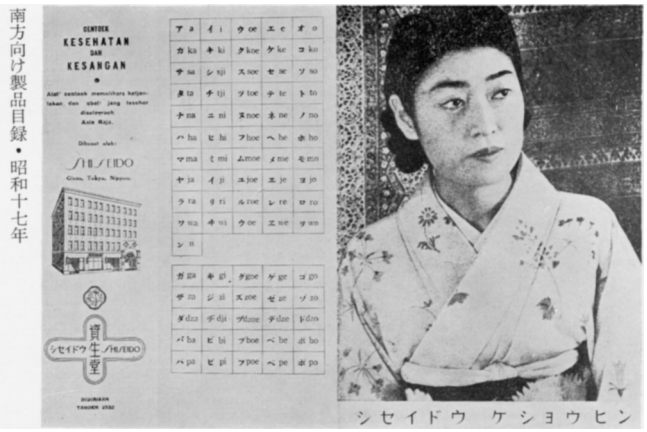

図版⑭　南方向け製品目録日本女性像（1942年）

録の、思いつめたような固い表情の和服女性の広告である。この二つのポスター・広告こそ、乖離を塞ぐものとしての「表象としてのモダンガール」の、現実的引き裂かれ、分裂の表出にほかならない（図版⑬、⑭）。

そして、この、李香蘭の下から見上げる誘惑的で危険な眼差しと、和服女性の帯をきちんと締め何事かを決意しているような固い口元という部分対象が表象するものこそ、これらのポスター・広告がその表面的統一性による意味付与を超えて物語るものである。そしてそれは、戦争という暴力の下において、分裂し、貼り付けられつつも、しかし、その引き裂かれにおいて、挑発・誘惑・攻撃、抵抗・拒否・不服従といった、交渉過程を操作可能なものとする女性主体の身体であり、そこに、さまざまな女性たちの現実が息づいていたことの証であるといいうるのであろう。

1944年（昭和19）東京空襲により、資生堂の根拠地である銀座は廃墟と化す。

Ⅲ．モダンガールと香料入り石鹸

以上、資生堂という企業の変遷をたどりつつ、日本資本主義の後発性が、資本の欲望する「不在」の対象として、「モダンガールという表象」を生み出した過程を概観した。そして、ここで私たちは、日本資本主義の後発性に刻まれた脱接合＝脱臼（disarticulation）における、核ともいえる「商品＝物質」へと辿り着く。それは、常に「モダンガール」という表象の背後にある物質的要素である。すなわち、〈香料入り化粧石鹸〉と呼ばれる、香料―石鹸―グリセリンを係留する物質である。そこで次に、この「物質的要素」を分析することをとおして、「植民地的近代の多層性」とりわけアジアの植民地近代の一端を記述することを試みたいと思う。

１．舶来の香り――「西欧文明」の〝不在〟の身体

舶来の香りという贅沢。しかし、これこそが、実は、日本における「西欧文明」への憧憬の源泉であった。既に述べたように、二代目福原信三によって製作された香水・香水壜の装飾性は、この輸入香料＝舶来の香りという奢侈への賛辞なのである（図版⑮）。これは、決して、資生堂・福原信三において固有なものではない。むしろ、当時の日本における化粧品工業の成立における、最も重要な課題をなしていた。

『化粧品工業120年の歩み』（日本化粧品工業会発行）には、当時の「香料への憧憬」が述べられている。

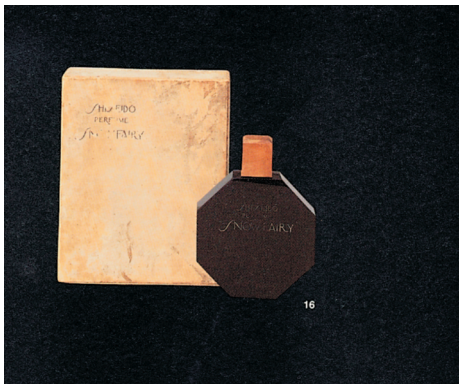

図版⑮　資生堂香水スノーフェアリー1934年

「化粧品原料としての香料はそのほとんどが輸入香料であった。明治期の化粧品や化粧石鹸に使用されていたのは天然香料で、ほとんどが国内では産出されず、フランス等の香料産地からの輸入で需要を満たしていた。輸入香料は伝統的な日本の香りとは全く異なり西欧の文化とともに日本の需要者を魅了するものであった。とくに香水は日本でいまだかつて接したことのない魅惑に溢れ、西欧文化の華であった。また化粧石鹸の製造には輸入香料（天然香料）は絶対的な必需品であった。」（『120年の歩み』：５）

明治初期の貿易統計には、香水および香油の輸入品目の項が存在する。この、香水及香油の独立した項が計上されていることについて「香水は舶来小間物類のなかでも特別のもので、従来の小間物、化粧料に競合するものがなかった。香があり、匂袋などもあるのだが、東洋伝来の香とは全く異質のものであり、そこには西洋の魅惑のエッセンスがあった。」(『120年の歩み』：５）とされている。

ここで、興味深いのは、明治初期の香水香油および薫香類国別輸入価額統計における輸入相手国として、フランスが65％以上を占め、ついでイギリス、ドイツ、アメリカ合衆国となりこの４カ国合計でほぼ95％を占めていることである(Ｋ：86)。ここから推察されるのは、明治開国期において、これら輸入香水・香料を「西欧文明」そのものと受け取り、舶来の香りを「西欧文明の身体」として感取したということであろう。いうまでもなく、これらの香水･香料は、『西欧』そのものではない。むしろ、当の『西欧』こそ、香料を遠隔貿易によって植民地より手に入れ、そこに限りない『オリエンタルなもの』を想像しつつ、自らの「西欧近代」を構築していったのである。ここで重要なのは、日本資本主義の後発的性格の起点には、このような、西欧それ自身においては、むしろ異質なものとしての「オリエンタル」を挿入しつつ構築した／構築された『西欧近代』を、『西欧文明の身体』そのものとして誤読し、つまり、構築された西欧近代を近代の本質と誤読＝再認し、そこへの「憧憬と模倣」による「後からの近代化」を意図していたであろうということなのである。

この明治初期の序幕の期間を経て、明治後期から大正期に、日本の化粧品工業は輸入を減じ、輸出を伸張させていく(表１、『資料編Ｋ$_2$』より作成)

表１　香水・香油輸出入価額推移

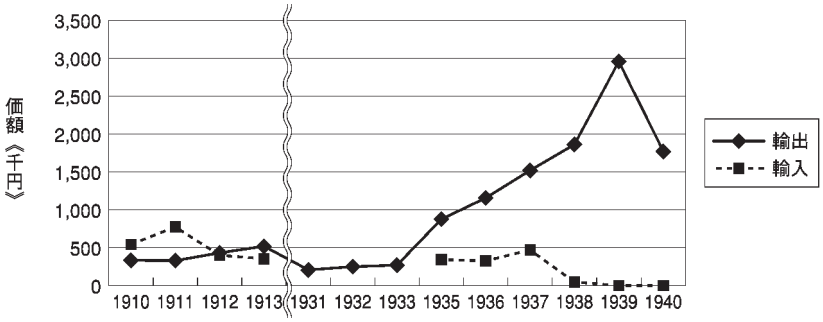

そして、輸出製品として化粧品工業が定着していくこの時期こそ、輸入香水・香料への憧憬が熱をおび、農商務省などから派遣された俊英が香料化学の研究に渡欧し、国産合成香料研究、国産製造・製品化を企図するのである。

明治政府は、西欧文明を取り入れつつ、新たな国内産業を育成するために、明治10年に万国博覧会の影響を受けた、内国勧業博覧会を開催する。化粧品は第一回より出品されているが、当初はむしろ、白粉、紅などの日本伝来技術の開陳という意味が強かった。香油の出品もあるが、精緻化された伝来技術によって製造されていることがわかる。これが、日清戦争後の1895年（明28）に開催された第4回内国勧業博覧会では、『審査評』として香水への注目と、輸出産業に成長することが期待されてくる。

『審査評』（Ｋ２：48）を要約すれば、次の如くである。

> 目を世界の状況にむければ、欧米諸国において液体の香料、つまり香水の旺盛なことは実に驚くべきことである。フランスにおける香水製造は年8000万弗に達し、我邦においても、台湾、印度の香料原料の便を得れば、液体香料製造によって道が開け、一大富源を図ることを熱望する。

ここで理解されることは、明治初期を経て、香料化学の研究に若手留学生を送り出した結果、19世紀

（明治）末期には、「西欧近代の身体」として憧憬した「舶来の香り」は、①原材料（天然香料）はアジアに存在し、そこから西欧は入手している、②天然香料の調合および人工香料の製造と調合という技術によって成り立っている、すなわち①天然香料＝資源、②調合＝技術によって構成されていると、把握するにいたったということである。このことから、明治政府の勧業政策は、①資源を入手し②技術を高度化させられれば、海外市場における輸出産業として競争力をもち、それによって先進諸国に並ぶ国力をもつことが可能であるという認識を基礎として組み立てられており、この時期において、化粧品工業もまた輸出産業の有力な一分枝になると期待されていることがわかる。

しかしながら、化粧品工業を輸出産業の一分枝とすることは、殖産興業を図り近代国家建設を目的とする政府において国家目標となるとしても、化粧品工業を製造工業一般に包摂し、他の製造工業と同質に扱うことには、幾つかの矛盾が存在している。

第一の矛盾は、受容する「主体」の欠落と、その「欠落」にたいする、国家と資本、すなわち政府と個別企業の認識的差異である。

資生堂の変遷史を概観してわかるように、「舶来の香り」は、ただ、それが商品＝物質であるかぎり、「香水」ではない。「香水」は、それを身につけ、それを享受する「主体」、資本にとっての対象の存在を前提して、初めて「香水」となる。日本は伝統的に香りの文化をもっているが、それらは、いわばモノに「焚き染められる」のであり、着物や小間物に匂いを付けるのである[10]（山田：269-339）。しかし、「舶来の香水」は、それを直接、みずからの肌につけ、体温と体臭を混融させて、その人固有の香りが生み出される。モノに匂いをつけるのではない。香水は、生きて呼吸し活動し、自らの嗜好において選択し、自らの欲望、セクシュアリテを操作可能性のうちにおく、個体の女性身体を欠いては成立しない。つまり、「香水」は「液体香料」ではない。しかしながら、先の記述にみられるように、国家の経済戦略として奨励されているのは「液体香料」製造＝輸出産業なのである。これにたいして、個別の資本、企業のレベルにおいては、なにより、まず、そのような活動し享受する女性身体を必要とし、それこそ、「製造」しなければならなかったのである。ここから、資本の欲望する「不在の対象」として「モダンガールという表象」は生み出されるといえるが、同時に、自らにおいて、自らのためにのみ享受することを肯定しうる、現実の女性たちが存在しうる環境基盤が形成できるかどうかにかかっているといえるであろう。（図版⑯）

図版⑯　現代化粧百態絵端書（絵葉書）1935年

パンフレット＃2（図版⑰）に描かれる女性は、その背景に柳があり（これは銀座を連想させる）、日本古来の伝統柄で

はない『モダン柄』の着物を着ており、椅子に腰掛け、鏡を見ながら、頬紅をつけている。このパンフレット＃２（図版⑰）の女性像は、ポスター＃１（図版⑫）の女性とは異なり、明確に日本的アレンジメントを加えた「日本的近代」を表わしている。それは、ポスター＃１（図版⑫）における、金髪碧眼の「西欧的な」しかしどことなく東洋風でもあるような、明確には判別しがたい女性像とは異なっている。そして、ここで注意すべきであるのは、ポスター＃１（図版⑫）の女性像は、海外市場向けであり、パンフレット＃２（図版⑰）が国内市場向けのものといった構図は成立しないということである。ポスター＃１（図版⑫）は、初期の「舶来の香り」をそのまま『西欧近代』として受け取っていたという意味での、国内向けの表象であり、それにたいして、ポスター＃２の女性像は、着物の柄に手を加え、白粉、口紅のほかにほほ紅もつけ、椅子に座って手鏡を見ている、この女性なら、着物を着つつ、手首に香水を付けているかもしれないと想像させる、「香水」を調合技術の妙として、能動的に使い分けられることを期待された女性象なのである。その意味で、これらのポスターは、ともに、啓蒙主義的なのであり、その具体化は、資生堂が化粧品部のみならず、美容部、洋装部をもち、化粧方法その他を常に宣伝・教育するという役割を兼ね備えていることにあらわれている。このことは、当時の広告産業における、化粧品広告の割合にも示されている。広告は、たんに需要を喚起するという以上の多様な意味性を表現するが、啓蒙主義的側面ももっており、特に資生堂のポスターには、その傾向が読み取れるのである。

図版⑰　愛用者用パンフレット表紙1931年、＃２

矛盾の第二は、香料化学の技術的高度化は、必ずしも市場拡張に結びつかないという点である。前述したように、明治政府は農商務省より留学生を派遣し、フランス、スイスで香料化学を――天然香料の調合、人工香料の製造・調合――を学ばせる。これらの俊英たちが帰国後に日本における香料化学の基礎を築くのであるが、しかし、香料化学の技術的高度化は、それがすぐに市場を拡大するというものではない。当時の日本市場では、香水の天然香料、人口香料の調合における微細な区別や、調合技術の優劣を理解する消費者は未だ少なく、欧米の調合技術に対抗して海外輸出産業として競争力をもつには至っていなかった。

1913年（大正２）にひらかれる博覧会では、留学し帰国直後の甲斐荘楠香が日本の香水の品質について審査評を述べるが、出品香水について、スイス留学中に自分の製作した香水の、人工香料の含有量の多さからくる臭気を、「オリエンタル・パヒューム」と同僚から言われたことを引き合いに出しながら、そのときのことを思い出したと述べたといわれる（K：151）。つまり、甲斐荘楠香にとっては、「オリエンタル・パヒューム」とは、調合技術の未熟さ、洗練度を欠いていることを表わしているのであるが、しかしながら、殖産政策で求められているのは、調合技術を精緻化し、洗練度の高い「香水」を作ることではなく、香料化学による液体香料の輸出産品促進であり、当時の主力市場であった中国本土、東北部、朝鮮半島における市場拡張、外貨獲得であった。

すなわち、そこには、個別の資本において欲望されざるをえない、生き、選択し、享受する女性の個別的身体性は、予め排除されているのである。

矛盾の第三は、第一、第二が、殖産興業を図る国家にとって、近代の要素としての②技術に関わるものであるのにたいし、第三は①資源調達に関わっている。

液体香料輸出において、市場競争力をもつといえるには、廉価品をいかに製造するか、人工香料の生産を主力化していくことであったが、その際においても必要となる天然香料資源をいかに確保するかが最大の課題であった。そこで着目されるのが、台湾における香料生産基地の建設といったアジア近隣諸地域からの資源調達、植民地化問題である[9]。つまり、中国大陸、朝鮮半島において欧米資本主義に対抗する競争力とは、①台湾・海南島からの天然資源（香料確保）＋②人工香料の調合技術であり、西欧近代への憧憬は、植民地収奪＋廉価品技術の改良によるアジア市場参入に結果していくのである[11]。

しかしながら、後発資本主義による近隣諸地域の植民地化による資源調達という問題は、海外市場拡張による外貨獲得、それによる国内資本蓄積を目的とする限り、再度、国家と個別資本の利害対立を生じさせざるを得ない。国家にとって外貨による天然香料輸入の増加は貿易収支上の輸入香料超過への批判として意識され、他方、民間資本は香料輸入の弁護、輸入香料が質の良い香料入り物質製造には必需品であることを主張させる。これが関税問題として（『建議』：明39、『陳情書』：明44）、政府による輸入香料への高額関税付加の提起、業界団体の政治力によるはね返しという形で国家と資本のあいだで三回にわたって相争われる。この関税問題は極めて重要であるが、ここで指摘しておきたいのは、輸入＝天然香料をめぐって、国家と資本による「奢侈」の定義化が政治課題とならざるをえないということである。

以上にみられるように、ここには、幾重にも重なり、入れ子状になった形での、アジアにおける「植民地的近代」が露出している。西欧近代そのものが「オリエントなるもの」を挿入して成立し、その構成された西欧近代を、一方では西欧の身体＝本質として欲望しつつ、先進資本主義を「資源＋技術」と読み替えることで追尾しようとする後発資本主義日本があり、その資本主義的拡張性において、暴力的に結合させられた資源としての植民地諸地域が存在する。

W．ゾンバルトによる1922年に刊行された『恋愛と贅沢と資本主義』における「奢侈は資本主義の発展にとってどんな意味をもっていたか」という提起は、奢侈それ自体がもつ市場拡張力に焦点が合わされている。この問題は「資本主義は地理的販路拡張、とりわけ16世紀以降の植民地開発によってなしとげられた」という、当時の西欧資本主義理解において主流であった学説への批判として提出されている。しかしながら、アジアにおける植民地的近代とは、このゾンバルトにおいて資本主義の駆動力として対立する二つの要素――奢侈と植民地化――が、相互に対立しつつも結合せざるをえない様態であることを示しており、むしろ、ゾンバルトの構図では決定的に不可視化されているものがあることを私たちに気づかせるのである[12]。

2．石鹸という物質

（図１）

（奢侈的）

香料――化粧品――化粧石鹸

日用石鹸――グリセリン・ステアリン酸（Ｓ剤）・ダイナマイト

（軍事的）

#石鹸という物質の二面性

香料――石鹸――グリセリン

（図1）にあるように、石鹸という物質は、一方では、香料を注入することで化粧品（奢侈）となり、他方では、グリセリンの製造による軍事物質の生産に関係するという二面性をもっている。すなわち、奢侈的―軍事的なものが石鹸という素材性によって係累され、石鹸産業という部門で区切るかぎり、奢侈――軍事の二項対立的把握は意味をなさない。むしろ、香料――石鹸――グリセリンによって指し示されているのは、奢侈的贅沢品――軍事用品とは、それ自体として「奢侈性」そのものにほかならないということである。香料――石鹸――グリセリン・ステアリン酸（S剤）という物質は、「使用価値」というものが、本来、一義的、単一的なものではない、すなわち多義的（異種混交的）であることを示している。これをスピヴァクは、「使用―価値のみが、価値―決定システムの外部と内部にまたがることによって、価値の発生論的連鎖全体を疑問に付するものである」と述べている（Spivak：1988，p. 156,162，足立：2004）。

石鹸という物質は、その使用―価値において、多義的・多価的であり、誰によって、どのように解釈されるか、また特定の解釈が正統化されるためには、価値―決定システムが「閉じられること」、すなわち国家権力が価値―決定システムを同型的に作動させることが前提されるのである。

香料―石鹸が奢侈的であり、石鹸―グリセリン―ダイナマイトが軍事的必需であるという解釈を成立させるためには、香料―奢侈品―贅沢という悪徳―国力の衰退という図式が与件されねばならず、そのような価値―決定システムが閉鎖体系として構築されねばならないのである。

「奢侈性」は個人消費に恒常的繰り返しにおいて、すなわち「精神的・文化的要素として生活水準に組み込まれる」とき、必要に転化し、文化資本として身体に一体化される。したがって、香料―化粧品―化粧石鹸の「女性による需要」は、「女性の個人的消費水準」の上昇、すなわち「女性」の文化資本蓄積における身体資本の厚みを意味する。この場合の「女性」とは、「女性個体の身体資本」の集合である。故に、前節で述べてきた、〈資本の欲望〉の実現化とは、〈資本の欲望〉を超えて、女性個体の身体的蓄積としてのみ、事実上、繰り返し・再生産可能なのである。そしてこれらは、資生堂の企業戦略という以上に、女性から女性への伝播性を媒介としない限り身体的蓄積として現出しない。モダンガールの身体性とは、女性個人に体化されつつ、それを超えた「身体の集合性」の厚みにほかならない。集合的再生産は、常に再生産可能性を個別の女性身体に預託しているのである。

これに対して石鹸という物質がジェンダー再配備化されるとは、香料―化粧品―化粧石鹸を、石鹸―グリセリン・ステアリン酸（S剤）―ダイナマイトと区別されるべき「女性の贅沢品」として「国力の浪費」にすぎないものと再定義することである。すなわち、香料＝奢侈品、グリセリン・ステアリン剤＝軍事品＝必需品という二項対立図式の構築である。そして、この裏面に作動しているのは、石鹸―グリセリン・S剤―ダイナマイトを合理化し、軍事経済化をすすめる国家権力にほかならない。これは、後発資本主義としての明治期の政商による歴史主義を切断した、私的民間資本の国際的活動によってもたらされ、同時に女性個体の身体の集合性にして分配された厚み α（これこそ、女性性そのものとして表象される）の、権力的剝奪の様態である。

Ⅳ．資本の欲望とおんなたちの間―再構築された女性性のゆくえ（切断・不在と分裂から剝奪へ）

資生堂の企業史を瞥見する限り、「資本の欲望する表象としてのモダンガール」とは、その生成過程から「内部にあるものの発展形態」ではない。それはあくまで、未だ見たことのない、想像される外部＝

家内性の外にあるものを代表している。ここでは、この経路についての、私見の提示をおこなっておきたい。

初代・有信の時代においては、舶来化粧水に代替する国産品オイデルミンを使う「女性」とは、新橋芸妓／山の手家庭婦人なのであり、この両者は、労働現場ではない家庭の外、すなわち、街頭＝銀座という空間において、資生堂パーラーにおいてすれ違う。このような空間は、初期の近代国家形成のために、社会資本として投下される都市形成資本によって構築された装置であり、ここで女性たちは、迂回的・媒介的に、事実上の男性身体の分有において共振している。

この有信の時代が前史であるとすれば、第二代信三の時代は三つの時期に分けられる。

第一期は、「不在」を表象する1915年（大正３）から1922年（大正11）までであり、この期間に資生堂の企業イメージが成立し、文化的先導者として位置を形成する。それは、ヴィンセント・ヴィアズレーの画風にみられるような、近代的憂鬱、都会的、装飾的の様式にみちており、当時の日本の現実から隔絶する、したがって、日本的現実において再読された、西欧近代の模写＝コラージュであり、資本の欲望の対象は、どこにもいない「不在」そのものである。この「不在」の裏面の意味は、前述したような明治期国民国家形成との精神的切断であり、ここには、なお、近代の源流ではない、切断の意味性が強く秘められており、それゆえ、未だ現れないものとしての「不在」なのである。

香料をとおした、『西欧的近代』への誤読、すなわち、構築された西欧近代を西欧の本質として受諾し、そこへの遅れての追尾は、後発資本主義の内在的な国家と個別資本の矛盾を始原から抱えているのである。

第二期は、「分裂･分岐」であり、1922年（大正12）から1929年（昭和４）までの世界恐慌前夜にあたる。この時期には、都市的奢侈性の意図的再構築がなされ、アールヌーヴォー様式の「日本的アレンジメント」がおきており、資本活動からみれば、その構築されたブルジョワ・イメージとは逆立する、現実における大衆化の開始である。この時代こそ、職業婦人の輩出がおき、なお、カフェにおける高級女給が文芸作品に登場しており、表象としての「モダンガール」の成立期であり、この時代が、松本昇によるアメリカ的合理主義的経営チェインストア化による、資生堂商品の地方都市、郡部への拡大期にあたっている。また、主力商品において、いわゆる化粧品に加えて、香料入り化粧石鹸が前面に躍り出てくるのである。つまり、資本分析からみるならば、通常「モガ」の最盛期と考えられるこの時代こそ、事実上の分裂・分岐の開始期なのである。

第三期は「剝奪」というべき1930年（昭和５）から1939年（昭和14）および戦時統制経済への突入であり、前述した、国内的表象と植民地向け表象に明確な分離がなされ、結果として、奢侈性を「女性の贅沢」と再定義化し、軍事化・軍需経済のもつ本質的非生産性の隠蔽と正統化が、「女性的なるものの剝奪」という排除の過程において再構築される。これは、国内需要牽引による、内的蓄積過程拡大という資本蓄積経路の放棄であり、侵略的拡張としての植民地主義の特徴としての内的蓄積の萌芽の剝奪である。この内的萌芽こそ、「女性的なもの」としての α の抑圧・排除、国家統制、社会的制裁による軍事的浪費の正統化への道をひらいており、このとき、国内的には「モダンガールの身

図版⑱　朝鮮半島向けポスター

体」を貶め、剝奪し、国家的統制のもとに組み込むが、他方では、植民地における再領土化として、より誘惑的で支配されるべきものとしての女性身体が配置されることにより、その侵略性が肯定されていくのである。そして、この二重性は、日本の資本主義の後発性に内包される、国内市場の狭隘・抑圧と第一次産品・原材料確保、販路拡張的侵略を明白に物語るものといえよう。(図版⑱)

そして、戦時体制において、資生堂も日常石鹸製造、および、油脂原材料調達を主力化していく。

資本主義における奢侈性の意味づけは、〈資本の欲望〉として女性形象を伴って出現するが、その裏に作動する権力は、軍事の非生産的・暴力的破壊という性格の隠蔽とその正統化であることを忘れてはならない。奢侈は「消費」されない。奢侈はそれがいかに「使用」されるかで「文化あるいは破壊」として意味を生産するのである。(図版⑲)

図版⑲　輸出用香水放出

註）

1　本稿は、お茶の水女子大学ジェンダー研究センターにおける国際共同プロジェクト「東アジアにおける植民地的近代とモダンガール」(2003年から2006年度科学研究費補助金（基盤研究A）研究代表者舘かおる）の一環である。本稿は「アジアにおける植民地的近代」を後発資本主義における＜資本の欲望と対象の不在＞という視点から分析することをテーマとする論考の「序章」にあたる。鍵概念となる「植民地的近代 colonial modernity」はタニ・バーロー（Tani Barlow, *The Question of Women in Chinese Feminism*. 2004）の提起に拠っている。執筆にあたっては上記研究会における忌憚のない議論から多くの示唆をえた。記して感謝の意を表したい。
また、本稿は図版を多用しているが、これらは（株）資生堂の許可を得て再録している。福原義春氏をはじめとして関係各位のご協力に感謝する。

2　「資生堂社史」(以降、「SS」と記す）より引用。福原有信が海軍に関連していたことにより、最初の資生堂オリジナル製品が歯磨きであったといわれる。当時の富国強兵政策における男性身体の頑健化（歯を丈夫にして体格改善を促す）が意図された点を注目しておきたい（『百年史』：43-45)。

3　福原有信は1888年（明21）帝国生命保険会社を創立する。明治14年に明治生命が設立されているが、当時は生命保険業への認識は不十分であり、帝国生命の設立後、日清戦争前後より活況を呈した。この帝国生命では、女子事務員の大量採用がおこなわれたという（『福原有信伝』：28-31)。

4　オイデルミンは「資生堂の赤い水」と称され、近代的化粧品の草分けでありつつ100年以上にわたって製造が続けられているロングセラー商品である。

5　この時期の広告は文章に重点がおかれ、明確に近代的な化粧品の意味を伝えるため長文である。しかしながら、この広告文こそが、「近代」という意味の生産を行っていたのである。

6　このころのカフェの女給は「風雅なもので、奥ゆかしさを多分に持ち合わせ」といった記述がある（『百年史』：115)。

7　アールヌーヴォー様式については、ここでは、当時の民間（民族）資本家層の個人邸宅において一部取り入れられた装飾様式という、日本近代建築史における解釈に従っている。資生堂化粧品店や資生堂パーラー、資生堂ギャラリーの階段などに用いられていた（『百年史』：194-195)。

8　ここで問題なのは、アールヌーヴォーの日本への移植ではなく、「アールヌーヴォーとして解釈されたもの」である。後年、資生堂がヨーロッパで資生堂ポスターの展覧会を開催した際には、むしろその「独自性」が評価されたという。

9　松本昇によるアメリカ式のチェインストア方式の採用は企業経営において革新的であった。資生堂はイメージ戦略と合理的経営方式の二面性をもっており、企業合併をおこなうことにより石鹸製造部門を吸収している。また、販売代理店方式による組織拡大をおこない、これが全国および海外進出の拠点形成となっている（『百年史』：145-165）。これらの、経営学上の論点も本稿では指摘するにとどめる。

10　日本においては、香道の独特の発達がある。また、薫物として、衣服に薫じたり調合粉末状のものを身体に塗るなどのこともあったといわれている。日本における香料の歴史的変遷およびアジア近隣地域との交易関係については山田（319-378、322-324）、および今井（大正７年版）、『長谷川香料八十年史』参照。

11　『京城日報』1913年６月25日「京城における石鹸製造業」、『国民新聞』1914年10月21日－10月22日「石鹸事業（上・下）」、『大阪新報』1917年12月７日「最近発達せる油脂工業」、『中外商業新報』1923年２月28日「近頃世界的に認められ強味の多い化粧品」、『大阪時事新報』1929年３月６日「わが国石鹸の欠点」、『神戸新聞』1930年８月１日「国産展から＝化粧品」、『報知新聞』1934年10月３日－10月７日「躍動する国産品『舶来品』駆逐の裏に我産業の威力を反映輸入防圧陣営を打診」、『台湾日日新報』1936年２月23日「台湾を我国の香料資源地にする計画」、『日本工業新聞』1941年２月21日－２月24日「朝鮮の化学工業（一～三）」『日本工業新聞』1942年１月５日「戦争と科学工業若干物資の解説」。

以上の新聞記事にみられるのは、香料・石鹸・油脂工業にたいする政府の殖産興業化の軌跡である。この植民地化に関わる問題に関しては、台湾の事情については『精製樟脳史』参照。本稿では指摘するにとどめる。

12　ヴェルナー・ゾンバルトによる奢侈の資本主義発達に与えた影響という問題は極めて興味深い。ゾンバルトの提起は、重商資本主義と産業資本主義の資本の性格の差異に由来するものと把握できるが、私はこの問題を東アジアにおける後発資本主義の文脈で再解釈したいと考えている。

参考文献

足立眞理子「二重のヴェールを剝ぐ」『現代思想』Vol.32（2004）：pp.106-16。
今井源四郎『香料の研究』農商務省商工局編纂、大正７年版。
巌屋大四『東京文壇事始』講談社2004年
ヴェルナー・ゾンバルト『恋愛と贅沢と資本主義』［1922］金森誠也訳、論創社、1987年。
ヴェルナー・ゾンバルト『戦争と資本主義』［1913］金森誠也訳、論創社、1996年。
ヴェルナー・ゾンバルト『ブルジョワ　近代経済人の精神史』［1913］金森誠也訳、中央公論社、1990年。
中村尚史「後発国工業化と中央・地方――明治日本の経験」『20世紀システム４開発主義』東京大学社会科学研究所編、東京大学出版会、1998年。
藤森照信『日本の近代建築　上・下』1993年。
ロラン・バルト『モードの体系　その言語表現による記号学的分析』［1967］佐藤信夫訳、みすず書房、1972年。
山田憲太郎『東亜香料史』東洋堂、昭和17年。
『化粧品工業120年の歩み』日本化粧品工業連合会編集・発行、平成７年。（『Ｋ』と称す。）
『化粧品工業120年の歩み　資料編』日本化粧品工業連合会編集・発行、平成７年。（『資料編Ｋ２』と称す。）
『香料輸入税免除に関する建議』明治39年９月５日。
『香料十割輸入税の撤廃を求める陳情書』大正14年２月10日。
『再製樟脳縁起　巻末年表』岡田太郎太編纂、再製樟脳株式会社、昭和15年。
『資生堂社史　第一部　資生堂と銀座のあゆみ八十五年』（株）資生堂発行、昭和32年。（『社史第一部 SS』と称す。）
『資生堂社史　第二部　年表　八十五年の推移』（株）資生堂発行、昭和32年。（『社史第二部 SS ２』と称す。）
『資生堂社史　第三部　資料』資生堂発行、昭和32年。（『社史第三部 SS ３』と称す。）
『資生堂宣伝史Ⅰ』（株）資生堂、昭和54年。
『資生堂宣伝史Ⅱ』（株）資生堂、昭和54年。
『資生堂宣伝史Ⅲ』（株）資生堂、昭和54年。

『資生堂百年史』（株）資生堂編纂・発行、昭和47年。
『写真家・福原信三の初心――1883-1948』資生堂発行、求龍堂、2005年
『精製樟脳史』日本樟脳株式会社、昭和13年。
『東京小間物化粧品名鑑』東京小間物化粧品商報社編、1932年。
『第四回　内国勧業博覧会審査評』第四回内国勧業博覧会事務局編纂、明治29年。
『第五回　内国勧業博覧会審査報告』第五回内国勧業博覧会事務局編纂、明治37年。
『長谷川香料八十年史』長谷川香料株式会社　昭和60年。
『福原有信伝』（永井保、高居昌一郎）中央公論事業出版、昭和41年。
『美と知のミーム、資生堂』資生堂企業文化部編集、（株）資生堂発行、1998年。
『大阪新報』「最近発達せる油脂工業」1917年12月７日。
『大阪時事新報』「わが国石鹸の欠点」1929年３月６日。
『京城日報』「京城における石鹸製造業」1913年６月25日。
『神戸新聞』「国産展から＝化粧品」1930年８月１日。
『国民新聞』「石鹸事業（上・下）」1914年10月21日－10月22日。
『台湾日日新報』「台湾を我国の香料資源地にする計画」1936年２月23日。
『中外商業新報』「近頃世界的に認められ強味の多い化粧品」1923年２月28日。
『日本工業新聞』「朝鮮の化学工業（一～三）1941年２月21日－２月24日。
『日本工業新聞』「戦争と科学工業若干物資の解説」1942年１月５日。
『報知新聞』「躍動する国産品『舶来品』駆逐の裏に我産業の威力を反映　輸入防圧陣営を打診」1934年10月３日－10月７日
Barlow, Tani. *The Question of Women in Chinese Feminism*. Durham and London: Duke University Press, 2004.
Spivak, Gayatri C. “Scattered Speculations on the Question of Value.” In Spivak, Gayatri C. *Other Worlds: Essays in Cultural Politics*. London: Routledge, 1987. （ガヤトリ・スピバック『文化としての他者』鈴木聡他訳、紀伊国屋書店、1990年）。

図版出所：資生堂企業資料館所蔵

図版①　「福原衛生歯磨石鹸　1888年」『カタログ　美と知のミーム　資生堂』（資生堂企業文化部企画・編集、（株）資生堂発行、1998年版、以下『カタログ』と略す）p.12。
図版②　「資生堂　オイデルミン（左側より1897年製造、1997年製造）」前掲書、p.22。
図版③　上から「東化粧美人寿語録」（東京小間物商報第45号付録）1897年、「資生堂おしろいかへで・はな（雑誌広告）1906年、「香油花つばき・高等化粧水オイデルミン」（雑誌広告）1909年、「ふけとり香水花たちばな、高等香油花つばき」（雑誌広告）1909年、「改良水油花つばき」1910年、前掲書、p.17。
図版④　「福原衛生歯磨石鹸から化粧品まで」『資生堂社史』pp.86-87。
図版⑤　「大正中期における資生堂化粧品部」前掲書、p.151。
図版⑥―１　「新橋花柳界芸妓」前掲書、p.85。
図版⑥―２　「大正時代の女給」岩田専太郎作画、前掲書、p.222。
図版⑦　「七色粉白粉」1917年、『カタログ』p.51。
図版⑧―１　「香水壜」1917年、1918年、1921年、前掲書、p.31。
図版⑧―２　「資生堂石鹸」1926年、前掲書、p.39。
図版⑨　「花椿　ロゴ　文様の変遷」上から1924年、1927年、1972年、前掲書、p.45。
図版⑩　「香水　水仙」1918年、前掲書、p.33。
図版⑪　「ポスター　1920年代後半」前掲書、p.54。
図版⑫　「ポスター」1927年、前掲書、p.52。

図版⑬　「大陸向けポスター」1941年、『資生堂社史』p.406。
図版⑭　「南方向け製品目録」1942年、前掲書、p.374。
図版⑮　「香水　スノーフェアリー」1934年、『カタログ』p.33。
図版⑯　「現代化粧百態絵端書」1935年、前掲書、p.56。
図版⑰　「愛用者用パンフレットの表紙」1931年、『資生堂社史』p.323。
図版⑱　「朝鮮半島向けポスター」前掲書、p.419。
図版⑲　「交易営団放出高級化粧品の広告」前掲書、p.400。

植民地朝鮮の「新女性」と母性イデオロギーへの闘い

―― 羅蕙錫（ナ・ヘソク）の小説「瓊姫（キョンヒ）」と彼女の言説分析を通して ――

李　　南錦

In modern Korean times, when the discourse upon the traditional patriarchal system and nationalism was dominant under the special situation of colony Chosun, women's motherhood was used both as a "subject of nationalism" and as a "subject of militarism". In order to verify how the 'New Women' resisted against the motherhood ideology with which Chosun's women had to be faced, Hye-Suk Na's opinions about the motherhood discourse as a representation of 'New Women' in modern Korea was mainly investigated through her novel '*Kyung-Hee*' and various articles.

Hye-Suk Na's motherhood discourse is not only one of the gruesome feminism cried under the bad conditions such as the Japanese colonialism, the nationalistic ideology and tradition of patriarchy of the time but also a vivid show of how the contradiction of masculine ideology made by a huge power structure of 〈empire and colony〉 can repress the identity/humanity of women as 〈Other〉.

In this paper two things are intended as follows. One is to uncover the very strategic feature of motherhood discourse asserted by Hye-Suk Na who overcame the public criticism about the 'New Women' that they were self-centered, deviant from nation and society. And the other is to find a way to re-evaluate Hye-Suk Na by reviewing her strategic feminism.

キーワード：「新女性」、母性イデオロギー、羅蕙錫（ナ・ヘソク）、「瓊姫（キョンヒ）」、平塚らいてう

1　はじめに

韓国[1]での「新女性（シンニョソン）」という用語は、植民地時代である1920年、最初の本格的な女性誌『新女子（シンニョジャ）』が創刊されたことにより流行し始めたと言われる。金一葉（キム・イリョップ）（1896～1971、本名は元周（ウォンジュ））の〈新女子宣言〉は、すでに形成されていた「新女性」という集団を一つの社会集団として浮き彫りにする役割を果たした[2]。

日韓併合後、日本帝国主義の統制と自国男性知識人からの民族イデオロギーに束縛されていた韓国近代初期の女性教育は、朝鮮女性たちに二重の負担を抱えさせながら行われたのである。そのうち高等教育機関で学び、日本に留学した所謂「新女性」たちは、民族イデオロギーを超えた個人としての自己に目覚め、伝統的な家父長制度による男性支配社会のなかで、女性の主体性と権利を確保するために絶え

ず闘い続けていた。

本稿では、近代韓国の代表的な「新女性」として知られている羅蕙錫（ナ・ヘソク）の小説「瓊姫（キョンヒ）」と彼女の書いた様々な文章を通して、「新女性」として彼女が主張した母性論に関する言説を中心に考察する。それによって、近代初期家父長制下の朝鮮女性が直面していた母性イデオロギーに対して、「新女性」はどのように抵抗していたのかを検証したい。現在、少子化による人口減少現象を恐れる国家権力によって、新しく母性の重要性が問われている日本と韓国の社会は、女性の性と国家・権力との問題においてより慎重にならなければならない時点に立っている。よって、支配国の他者であった被支配国、さらにその被支配国の男性たちの他者であった女性としての植民地朝鮮「新女性」たちの母性に関する言説を探ってみることは、ジェンダー・バイアスにより排除・抑圧された女性の歴史を再考することであり、再度そのような屈辱の歴史を繰り返したくない女性たちの願望を込めた、ポストコロニアル時代への自己省察を求める小さな歩みにもなるのではないかと思う。

2　植民地朝鮮の女性教育と母性イデオロギー

日本でも韓国でも、女性の近代教育が始まって登場した「女学生」によって「新女性」現象が出発したことは周知の事実である。特に日本の軍国主義が標榜した帝国主義的母性論は、近代国家による女性教育と無関係ではない。深谷昌志氏によると、良妻賢母主義の端緒は1895（明治28）年にさかのぼるが、日清戦争の経験によるナショナリズムの高揚を一つの契機として、明治28年頃から30年代にかけて国力増強のための「女学振興」の必要性が政界や教育界で論議されるようになり、そこで良妻賢母思想とそれに基づく教育政策が生まれたという[3]。さらに、1899（明治32）年2月の高等女学校令は、良妻賢母思想を現実の教育政策に取り入れる契機だったのであるが[4]、このような帝国の教育政策は植民地朝鮮ではもっと低いレベルで行われていたといえる。

韓国の近代女性教育機関は1886年アメリカ人宣教師によって設立された「梨花（イファ）学堂」が最初である[5]。それから20年後の1906年、島山（ドサン）・安昌浩（アン・チャンホ）[6]をはじめとした朝鮮人により、私立民間教育機関として「進明（ジンミョン）女学校」が設立される。国家（統監府）による官立女学校設立はこれより2年遅れる1908年であり、「漢城（ハンソン）高等女学校」がそれである[7]。このような初期の女子教育機関は、学制や授業の運営などの面で制度化された規制がなく、外国人宣教師が中心的に担った女学校では学生募集において困難をきたした。伝統的な儒教観念と風俗のため、女性たちの外出は非常に制限されていたからである。「梨花学堂」も、主に孤児や未亡人などを受け入れて個人講習のような形の教育をするしかなかった。ここでの主な科目は漢文、英語、聖書、算数、生理学、初等地理、ハングル、オルガン、歌、裁縫、手芸などであった[8]。

尹健次（ユン・ゴンチャ）氏によると、統監府が女子教育を開始したのは「非教育」性の追求を至上課題とする日本の教育政策によるもので、「裁縫、手芸、家事等ニ重キヲ置キ女子ニ適切ナル実際的智識技芸ヲ授ケ」ることに格別の注意が払われ、実質的に性差別を温存し、女性の社会的進出を抑制することに重点が置かれたという。さらに、1910年『毎日申報』が「朝鮮人が日本人と同和するのに第一捷径は、女子教育の進歩発達に在る」と書いていることを取り上げ、「日本帝国主義は朝鮮の女子教育をあくまでも同化教育の一環として把握し、民族的主体性の抹殺にその最終目標をおいた」と述べている[9]。

1912年から1942年度までの普通学校及び男女高等普通学校の数と学生数の変化を調べた統計に基づく玄敬美（ヒョン・キョンミ）氏の研究によると、女性の初等教育機関としては公立より私立のほうが多く、入学率の面から

いうと1912年から1933年まで一桁台のパーセンテージにとどまっていたことが分かる。所謂「新女性」たちが学んだ高等普通学校に就学した女学生の数は、1886年設立の「梨花学堂」を初めとする女子教育機関において徐々に増加を見せるが、朝鮮に居住していた日本人の女子就学者数に比べると遥かに少ない数であった。さらに、男女官公立高等普通学校の日本人と韓国人との就学機会を比較すると、日本人女子学生の場合、韓国人女子学生の337倍の人数が中等学校に通っていたことが確認できる[10]。このように、支配国日本は朝鮮女性に中等教育以上を許さない政策をとっていたのである。これは、女性の場合、中等以上の教育機会に於いても民族的・性的な二重差別を受けていたということを示すものでもある。さらに、女子教育が政治と結びついた問題であったこと、よって、近代教育を受けた「新女性」の問題も政治と国家権力との結びつきを考えたうえで解釈する必要があるということも示唆してくれる。

日本の植民地政策の基には同化主義があったということは周知の事実である。1910年の日韓併合後の朝鮮総督府の教育政策は、教授する程度を日本内地よりも低く設定し、実業を中心にする方針であり、これを受けて朝鮮教育令は、中等教育を最上級と位置づけて朝鮮人の上級学校への進学を抑制し、職業教育中心の〈実用的人物〉を養成する目的で制定された[11]。「朝鮮教育令」第5条は女子高等普通学校の教育目標として「婦徳の涵養」を取り上げているが、ここでの「婦徳」を女子修身教科書では、〈従順と温和と貞操〉として定義している。金貞一（キム・キョンイル）氏はこれを「男性に対する女性の従属性や受動性を強調する伝統的な女性像を植民地状況で再現しようとするものである」と指摘する[12]。家事を中心とした家庭科教育が高等学校での教育科目の一つとなり、家庭内で男性の助手や協力者になれるように実用的な裁縫、手芸などが教育されたように、ごく少数の官・公立学校以外において、女性は知識教育から排除されたのである。

つまり、植民地朝鮮での女子教育は、そのような実業人を支え、再生産する〈良妻賢母〉を作り、日本への同化を目的にしているものであった。この〈良妻賢母〉主義は母性イデオロギー[13]と結びついて、いわゆる国のための立派な国民である子を〈産む女性〉としての女性主体性を確立させるのに奉仕することになる。しかし、植民地朝鮮におけるこのような良妻賢母教育の対象は、中流層以上の少数の女性だけに限られていたし、しかも彼女たちの社会進出は制限されていた。1920年まで女学校卒業生に可能であった社会進出の道は専ら普通学校の教員であり、従って、もっと多様な社会進出を通して自分の能力を発揮しようと希望した女性たちは日本などへの留学の道を選んでいた。社会進出が困難ななかでは家庭内の「主婦」的役割、「賢母」的役割が強調されるしかなくなる[14]。このような事情のなかで、女として上級学校を目指して留学までしていた「新女性」の行動は、それ自体が当時としては既に〈良妻賢母〉の教育を乗り越えていたともいえよう。

実は、開港以降、開化思想を持った朝鮮の開化勢力は、近代教育や男女不平等などに対する社会改革を提議していたし、そのような世論の形成により、1905年の「日韓協約」をきっかけに女性教育機関設立は活発になった。富国強兵のためには教育や産業の発展を図らなければならないという認識のもとで、当時の朝鮮の女子教育は付随的なものではあったが、それなりの建学目標と教育目標を立てて朝鮮の女性たちに近代教育の機会を与え、女性たちの近代意識を形成しようとしていた。しかし、そのような自主的な近代教育は日韓併合により歪曲され、帝国主義による植民地教育政策で質的な向上を見ることができなくなったのである。1919年の三・一運動が起こるまでに日本が建てた普通学校はたった一つ、また三・一運動以降の文化政策によって建てた女子高等学校の数は15校ぐらいで、朝鮮にあった日本人高等女学校数45校に比べたらその３分の１に過ぎない[15]。つまり、朝鮮での女性教育は植民地国民を作るた

めの形式的な建前に過ぎなかったし、伝統的な束縛から女性を解放させる道を与えようとはしなかったのである。

伝統的な朝鮮の〈三従之道(サムゾンジド)〉[16] は父母、夫、息子に従い、それ以外には自分を主張できない女の人生を提示していた。それは、男性に従属する女性、植民支配下の社会で悔しく思うことがあっても何一つ言葉を発することができない女性を育てようとしたもので、日本帝国主義の植民地教育目標とも通じ合っていた。女性が学校に通い始めたのは、それまで家から自由に外出できず閉じこめられていた朝鮮の女性たちを外に呼び出した革命的な〈事件〉であったが、それが植民地朝鮮では、日本の帝国主義の同化政策に利用される一方で、朝鮮民族主義の言説からも〈民族の妻〉〈民族の母〉を作る道具として利用される結果になる。植民地朝鮮の女性たちは伝統や因習からの差別だけでなく、近代教育における民族や性による差別にも耐えなければならなかったし、支配国日本の他者として、また自国の男性たちの他者として排除・抑圧される辛い状況に置かれていたのである。

このような辛い状況のなかでも、羅蕙錫のような高等教育を受けた少数の女学生たちは、留学などを通して近代文明を吸収し、新しい思想や自覚を提起することになる。その人たちは「新女性」と呼ばれ、社会からは非難されながらも、朝鮮女性の解放を訴えたのである。

3　「新女性」羅蕙錫の母性論――平塚らいてうとの関連性も含めて

植民地朝鮮の所謂エリート教育を受け、日本留学もしていた羅蕙錫が、平塚らいてうを中心とした日本の「新しい女」の思想やエレン・ケイの思想に影響されていたことは多くの論者によって知られている。また、植民地朝鮮の女性たちが母性イデオロギーによって様々な犠牲を払うことになったのは周知の事実である。本章では、当時の急進的なフェミニストであり且つ「新女性」として知られていた羅蕙錫の母性論を平塚らいてうの思想と比較しつつ考察することによって、「国民」「民族」養成への思想が中心になっていた植民地朝鮮で彼女が主張した母性論は、時代言説に対立する戦略的な実践であったことを明らかにしたいと思う。

羅蕙錫は「母になった感想記」で、「母になった感想」を一言でいうと、「子は母の肉片を取り外していく悪魔」[17] であると述べ、妊娠と出産、育児の具体的な過程のなかで感じた肉体的苦痛と心理的葛藤を正直に語っていながら、そのなかで自分は本能的で自然に湧き出るといわれる母性を感じることができなかったと書いている。

「『それは妊娠ですよ』という言葉に自分はびっくりして、言い出した言葉を取り戻したくなった」、「すべての人の話は自分を呪詛するようであり、風に吹かれてきて聞こえる笑い声は自分をあざけっているようであった」、「自分は悔しかった」[18] という妊娠初期の感情は、平塚らいてうもほぼ同じであった。らいてうは「私が妊娠した、と初めて気付いたとき、子どもを生むことに対する最大の不安と恐怖は、個人としての自分の生活、自分の仕事の完成が妨げられるのではないかということであった」[19] と語っている。しかし、子が出生し、その顔を見てからは、「不思議」に子どもへの不安などが「頭の中からきれいに消え去って」「あらゆる困難、犠牲、矛盾」を予想しながらも、何事があっても自分の手で育てようとする「新しい力」即ち「母の愛」が出てきたという[20]。このようならいてうの言葉は、「母になった感想記」のなかで、本能としての母性は存在しないものであると述べ、そんなに母性が絶対的で親の愛が絶対的なものであるならば、息子だけを大事にし、娘を蔑む習慣はあるはずがないと、母性に対する強い

抵抗感を標榜した羅蕙錫とは区別される所であると考えられる。

羅蕙錫は「太古から今までのすべての母が可哀想であることを知っていた。さらに朝鮮の女は言うまでもない。千辛万苦で育てようとすれば息子でなく娘であることでいじめられ、その罪で蓄妾までされる」[21] と述べて、朝鮮の伝統的な家父長制度を批判する。そこには息子だけを重視する強い男尊女卑思想が潜んでいたのである。「親が子を愛することは自然に湧き出る情であると言われる。だったら息子であれ娘であれ平等に愛するべきである。どうして同じ親の子に対し出生時から愛の差別ができ、条件ができ、要求ができるのか」[22] と、朝鮮の男尊女卑思想のなかで母性愛は本能でなく二次的なものとしか捉えられないことを書いている。実際の羅蕙錫は子育てを決して怠けなかった真面目な主婦であった。その彼女が母性愛を女の本能ではなく「経験と時間が経ってから」徐々に出来るものであると書いていることには、妊娠と出産においても「個人」としての「人間」であり得なかった朝鮮の女の立場を強くアピールしようとした意図が読み取れる。

それは、「母になった感想記」が出たあと、『東明』（1923年2月4日）に載せられた百結生（ペック・キョルセン）という男からの批判的な文章[23]に対する羅蕙錫の答えからも分かる。「解放を要求する新女子は旧観念から解放されたいという強烈な要求はあっても、その旧観念の代わりにまだ自分の生活を自律させる新しい観念がないと同時に、その自由に伴う責任観念が足りないことを意味するので、いかなる場合でも許容できないものである」[24] という、女の出産のような経験が全くない男からの非難に対し、自分は妊娠と出産に伴う鋭敏な女の感情を書いたもので、「『個人として生きていく婦人も重大な使命があり、同時に種族として生きる婦人の能力も偉大である』、『次代を産んで次代を育成することは一般婦人に与えられた天職である。自然の主張であり発展である』という自分の理想と感情が衝突したことを明らかにしようとする」と反論する。さらに、自分の書いた「母になった感想記」では「一部の母のなかに共感する者がいると信じている」と釘をさす[25]。つまり、羅蕙錫は「母になった感想記」を通して、妊娠と出産によって思い煩うようになる女の苦しさをありのままに書き記し、そのような一人の人間としての女の苦労を理解せず、男の子を産んで種族を繋げる民族イデオロギーに基づいた義務だけを強調する社会制度に強く抵抗しようとし、そのような差別的な雰囲気のなかでは女の自然な母性は真の愛として湧き出てこようはずがないことを訴えようとしたといえよう。金華榮（キム・ファヨン）氏も、羅蕙錫にとって「子供は夫婦の創造物であると同時に他者として認識されていた」と述べながら[26]、子供は見事な「国民」「民族」として教育されるべき存在であり、その教育の担い手としての「母」が期待される社会の雰囲気を把握していた羅蕙錫の認識を読み取っている。ここで氏は、羅蕙錫がそんな社会に対する「抵抗」として「子供と母の関係を否定し、母性愛を否定した」と捉えているが[27]、本稿ではそれを踏まえながら、羅蕙錫のその抵抗がより戦略的な試みであったことを明らかにしたい。

実際において、羅蕙錫が母子関係や母性愛を否定していたのかというと、むしろ彼女は母性愛を失わなかったし、母子関係と母性を大事にしていたと思われる。「離婚告白状」で彼女は「まさに一人のあと二人を育てる間に、今までの恋人や友達から味わい得なかった愛情を感じられるようになりました（中略）私は彼らを育ててみようと思い、いくら努力し、屈伏し、謝罪し、和解を求めたのか知りません」[28] と記しているし、「新生活に入りながら」では離婚後、何よりも「自分の肉片をえぐるような、自分の骨を削ぎとるような苦痛があったが、それはたまに郵便配達人が届けてくれる娘・息子からの手紙である。『お母さん、会いたいよ』という言葉である」[29] と告白している。それに「パリへ行くことを決心しようとする際、『母性愛に対する責任はどうする？』という認識によって考えがぱったり閉ざされた」[30] とも書い

ている。このように見てくると、彼女は母性愛を否定したというより、自らの母性愛に対する愛着と、自分が目指す「理想的な婦人」としての女権闘争への思いが、彼女の内面で絶えず葛藤し、衝突していたといえよう。白結生に宛てた文章のように、「個人としての婦人」と「種族としての婦人」の生き方の間で「母性」における「理想」と「感情」がぶつかっていたことは、良妻賢母イデオロギーにまつわる民族型の母性と個人としての女性の主体的な母性との間で格闘している自分をありのままに表したことでもある。

彼女は夫からの離婚要求に対して悩んでいた当時、「四人の子供たちを生かすべきなのか、自分が生きるべきなのか」の問題について「三日間徹夜」しながら考えたあげく、「そう、自分がいたから万物が出来た。子が出来た。子たちよ、お前たちは早くから苦難を経験しろ。お前らは何よりも人間そのものになるべきである。生きることは学問や知識で生きるわけではない。人間であればこそ生きるのである」[31]という心持をもって離婚を決心、子供への切ない思いを乗り切っている。李相瓊（イー・サンギョン）氏の評伝によると、羅蕙錫は晩年に身の拠り所もない老人ホームでの生活のうちにも、子供たちに会いたいという願望が強く、夫金雨英（キム・ウヨン）の家を訪ねたりして家族に嫌がられていたエピソードが紹介されている[32]。

既に「離婚告白状」で、エレン・ケイの離婚肯定の思想に対して、「それは理論にすぎないですよ。母性愛は尊きもので、偉大なるものであるからです。母性愛を失くす母も不幸であるが、母性愛なしで育てられる子も不幸であります。このことを知っている以上、私には離婚はできませんよ」といい、母性愛による子育ての重要さを述べながら、離婚を否定していた彼女は、夫からの離婚要求を受け入れる決心をした瞬間まで、意識的に個人としての自分を守ろうとしていたのである。

母性愛を抑制するまでの辛い思いと人間として主体性を求める女権意識との間で、格闘をしていた「新女性」羅蕙錫の苦悩は、何を意味するのか。彼女の葛藤や苦痛は、ある意味では、彼女自身の中にも伝統的な家父長制の影響が無意識的に内面化されていた証であり、そこから完全に解放されていない自分を認識していたということにもなるだろう。

しかし、それにもかかわらず、自分の苦痛と闘いながら母子関係や母性愛を否定するような文章を発表し、離婚後にも女性自身としての生き方を獲得するためにラディカルな文章を書き続けたのは、結局男性中心的な民族主義と帝国日本の良妻賢母主義に基づいた母性イデオロギーに抵抗する「事業」[33]のための〈戦略的な闘い〉としか捉えられないであろう。

平塚らいてうもエレン・ケイの『母性の復興』（The Renaissance of Motherhood）を読んでから、「人生における子供の尊さと婦人の生活と子供との関係を考える」ようになり、「Motherhood の意義や価値」を知るようになる[34]。それから「母性」は子育てをする間に次第に成長していくもので、母性愛を持つためには「時間を必要とする」のではないかといい、母性愛が「最初から完全なものとして母親の心に備えられているもの」ではなく、実際子育てをしている間に「次第にはぐくまれる」ものであると捉えている[35]。このように、らいてうのエレン・ケイからの影響や二次的な母性愛に対する認識は、羅蕙錫の母性観と類似していると思われる。

らいてうは結婚して母になってから「私は初めて世間の多くの子を育てる母親の隠れた労苦と忍耐とを知りそれに対する同情と感謝と尊敬の念をもつかと思えば、そしてまた一方においては心のすべてを喜んで子供に与え得ない自分を、子供の前に容易に自分を忘れることのできない自分を責め、子供を憐れむかと思えば、またたちまちこれでもなお母の仕事は尊く美しく価値あるものだろうかとあやぶむというような相容れない気分の中で、容易に解決しがたいいろいろな問題を絶えず繰返しているのでした。

（中略）私の中の母性はこれから一日一日と子供の成長とともに発達し、そして実現されてゆくことでありましょう」[36]と母性の重要さを感じ始めるようになり、「国庫が母の生活を保障する、委しく言えば子供が母の手を必要とするある期間、国庫が母の仕事に対して報酬を支払うという欧州における母性保護の主張に十分の賛意を表わすとともに、私ども日本の家庭婦人らも十分な経済的自覚をもって、自己労働に対する――わけても母の仕事に対する正当な権利を、社会に向って要求することを婦人自身とその子供のために望んでやみません」[37] と母性の社会保障を主張することになる。それは、欧米の婦人問題を研究する必要性を感じ[38]、日本婦人の不平等な立場を改革したいという願望からであると把握できるであろう。

「女子の経済的独立は母性が保護され、子供を生みかつ育てるということが公的事業となり、国家が母親に充分な報酬を支払うようにならなければとうてい成り立たないことであり、またかくなることに依ってのみ、婦人をして家庭生活と職業生活との間に起る苦しい矛盾から脱却させることもできるので、私から見れば、母性の保護こそ女子の経済的独立を完全に実現する唯一の道で」[39] あるという彼女の母性保護論は、現代の社会福祉政策的な側面からみると、実に先進的な発想であったといえよう。

しかし、羅蕙錫は植民地という時代を生きていた女性であり、らいてうのような〈公的領域〉での女権論を自由に語り得ない現実的限界を背負っていた。「欧米の女性は人格的・頭脳的にも、技術や学術上においても、少しも男のそれより欠乏のない堂々とした人間の地位にいるのである。職業婦人は便利な賃貸マンションに住み、子供は共同保育所に預け、ご飯はレストランで食べるし、衣服はマガジン（呉服店）で買って着る。（中略）とにかく彼らは人生観と処世術が確立されている。人間であることを自覚し、女性であることを意識した。これを私たちは学ぼうとするのである。（中略）先進人である欧米女性よ、私たちは貴方を尊敬すると同時に私たちの地位を探し求めようとする」[40]という言説からも窺えるように、彼女も欧米の諸国を周遊しながら欧米女性の生活を羨ましく思っていたし、学びたがっていたのである。実際、1928年、ロンドンの救世軍保育所を訪問してから残した文章の最後には、「椅子にかけてじっくり考えた。文明の産物、私生児保育所が朝鮮にも近いうちに出来るだろう」[41] という希望を披瀝している。しかし、彼女の望む社会的な女性の地位保障は当時の朝鮮では考えられないほど無理なことで、植民地朝鮮の女性たちには、まず自我をもつ個人の人間として生きたいという願望が優先であったことを彼女も自覚していたのである。「自分を失わずにいればこそ、人を真に愛することができるはずだし、自分を忘れずにいる間に女性の解放、自由、平等がすべて存在するはずであり、恋愛の徹底さがあり、生活改善の基礎作りができると共に、経済上の独立の心持が生じるはずである」[42] という羅蕙錫の文章には、けっして社会改革への意志が欠けているわけではない。しかし、「我が朝鮮の女性は確かに今まで自分を忘れて生きてきた。何一つ自ら努力してみたことも、自ら求めてみたことも、一人で煩悶してみたこともなく、自分のものとして得たものは何もなかった。可哀想である。自分を忘れて生きていくこと。これこそが哀れなことではないのか。何故、私たちは内心に隠れている無限な能力を自覚せず、その能力の発現を試みようとしなかったのか！」[43] と訴える彼女の主張を通して、〈公的領域〉での女権論を確立させるためには、まず〈私的領域〉での女権論を確立しておかなければならなかった植民地女性としての悲哀が窺われる。このような状況のなかでも、様々な言説を公的なメディアに発表し続けた彼女の行動は、実に戦略的な抵抗であったといえよう。

平塚らいてうの母性論が〈公的領域〉での女権論につながるとしたら、羅蕙錫の母性論は〈私的領域〉での女権論につながるといえる。しかし、らいてうは「個人としての婦人とともに、種族としての婦人

の使命の重大、その能力の偉大を説き、性としての婦人を解放することによって、婦人をして個性の力とともに、その性の力をも十二分に発見せしめるのが本当である」[44] と、「個人」としての女を強調した羅蕙錫に比べ、「種族」としての女の「使命」にも重きを置いている。それに、〈母性保護論〉において「子供というものは、たとえ自分が生んだ自分の子供でも、自分の私有物ではなく、その社会のものです。（中略）子供を産みかつ育てるという母の仕事は、すでに個人的な仕事ではなく、社会的な仕事なのです。そしてその仕事は婦人のみに課せられた社会的義務で、これはただ子供を産みかつ育てるばかりではなく、よき子供を産み、よく育てるという二重の義務となっております」[45] と述べる一方、「国庫」による母性労働への補助を主張し[46]、まさに〈一等国民〉になる「よき子供」を育てる「軍国の母」としての母性観に読み取られる可能性を招いている[47]。これはエレン・ケイの母性復興論に影響されたところが多いようであるが、「母性の国家的保障を主張しながら、では、その保障をなすべき国家とはどのような国家であるかという認識が欠落していた」という米田佐代子氏の指摘[48]もあるように、植民地支配をしていた帝国主義国家であった当時の日本では、国によって統制される母性論に収斂される恐れを孕んだ主張として、残念ながら、帝国側の母性イデオロギーに適合する言説にもなってしまったのである。

4　小説「瓊姫（キョンヒ）」からみる「新女性」と母性イデオロギー

1918年３月、韓国最初の女性雑誌『女子界（ヨザゲ）』第２号に発表された羅蕙錫の小説「瓊姫」は、作家としての彼女の力量を見せてくれる作品であり、この作品で韓国近代文学史に一人の女性作家として立つことができたと言われる。「瓊姫」は羅蕙錫の自伝的な小説で、「新女性」として生きていた自分の姿をよく表している作品であり、最近、日本でも羅蕙錫と彼女の小説「瓊姫」に関する紹介の論文が出ている[49]。

この作品は日本留学生である「女学生」〈瓊姫〉を主人公にし、主に「理想的な婦人」を小説化した実践的な「新女性」物語として捉えられ[50]、母性論とは関連付けにくい作品として評されてきたが、金ボクスン氏は、「瓊姫」に対して「1910年代の小説のなかで自意識に目覚め平等理念を実践しようとした近代女性を焦点化した小説はかつてなかった」と評価する一方、「瓊姫」では母と娘の姉妹愛が実現されているし、主人公〈瓊姫〉の「新女性企画に母が参加する物語」であると「瓊姫」と〈母性〉との関係を述べている[51]。その他、李ミスン氏も、「羅蕙錫の文学はロマンチックな恋の理想と母性の現実との間の葛藤を明らかに表したもの」であると指摘し[52]、作品「瓊姫」からも母性に関する問いかけができることを示唆している。

「またそこへ行くの？もうそんなに苦労する必要はないじゃないの？きれいに着飾って大人しくしていて、お金持ちの家に嫁いでいき、子供を産んで面白く生きたほうがいいよ」(p.82)[53]

これは夏休みを迎えて一時帰国している瓊姫に対する親戚のおばさんの言葉であるが、当時朝鮮社会では父母が決めた結婚相手と結婚をするのが一般的であった。特に、金持ちの家に嫁いでいき、多くの子供をもって生きるのが女の一番の幸せのように認識されていた時代である。ここでも女の結婚は出産と密接な関わりがあるということが窺われる。女は家系を継ぐ子孫を産み、よく育てる義務を果たせばいいものだから、教育を受ける必要がないという考えが一般の人に定着していた時代で、瓊姫のような

留学までして上級教育を受け、結婚も遅れている女は〈不幸になる〉という意識があったのである。そのような価値観に向かって瓊姫はこう考える。

「食べたり着たりするだけでは人間じゃない、学んで（世の理を）知ってこそ人間ですよ。貴方の家のようにご主人と息子さんに妾が四人もいるのも、学ばなかったせいであり、それによって心を悩ませている貴方にも（世の理を）知らなかった罪があります。ですから、女が嫁いでから夫が妾を置かないようにする方法も教えなきゃならないし、妻のいる男に妾を作らせないようにすることも教えなければなりません。」（p.82）

当時は父母の意志によって早く結婚する早婚が多い時代であって、男の場合は社会的な地位が高まるにつれ妾をもつのが当然視され、また妻がいるのにもかかわらず、重婚する人も相当数いたのである[54]。これによって、自由恋愛を実践していた「女学生」たちは既婚者との恋に落ちることがあり、結局、同棲生活をしたり、愛人か再婚妻になる場合がある一方、両親に勧められ半ば強制的に結婚させられた〈元妻〉たちは、自由恋愛を選んだ夫から捨てられ離婚される羽目になったのである。そういう現象はさらに、「新女性」を下品な女として扱い、社会の非難の的とする原因を提供する。男女ともに自由恋愛をしても、風俗の乱れの元として非難されるのは女性の側であり、その不公平性は問題にされることもなく、反省もされず、「新女性」への否定的なイメージをもたらし、女性の社会進出の機会が制約される要因にもなったのである。しかし、パク・ジョンエ氏は「自由恋愛を非難する人は恋愛を肉欲と一致させながら一時的で無責任な行為と見るが、『新女性』たちが言っている恋愛は権利と義務を伴う人格的な恋愛であった」と述べている[55]。

羅蕙錫は瓊姫の母のように、夫の妾狂いを辛抱して所謂「三従之道」の生を生きていた朝鮮女性の現実から絶えず抜け出そうとした女であった。1917年7月『学之光』に発表した「雑感」では、〈三従之道〉などを強要する朝鮮の男尊女卑の伝統を否定・批判している。

「女の『三従之道』だけでいつまで全生命にするわけですか。部屋の中に閉じこもって三食のご飯だけを食べまくるばかりで、そのまま敷居のなかで隠れん坊しながら年をとって死んじゃうという、その時代のことですよ。今日のように部屋のなかから居間まで歩き出て、表門まで出ている私たちとしては、アイスクリームを味見し、パンも食べてみた私たちとしては、ダンテの詩やカントの哲学、平等がどうのこうの、自由は何なの、という私たちとしては、早いというより遅いようであります。」[56]

また、瓊姫を囲んだ旧女性たちは、「それ（勉強）はそんなに多くして何をする？男でもないから官職も持てないし、郡主事にもなれないじゃない？今の世は男だって勉強しても役立てる道がないから困っているのに…」（p.82）、「昔は、女は学ばなくても寿富多男でよく生きてきた。女は東西南北も知らないほうが多福だよ。ね、勉強した女学生も麦つきばかりやるしかない。妾も作れない男は男でもないのよ」（p.83）と東京留学生である瓊姫に女性教育に対する否定的なアドバイスを聞かせている。

初期の女学校を卒業した女性たちの進路は家事手伝い、普通学校の教師、上級学校進学くらいに制限されていたし、1920年までの女学校卒業生の半分くらいは結婚をするか、家庭のなかで家事の手伝いをしていた。特に夫の地位によって妻の社会的な地位が決められる時代であったので、「学歴は女性がよい

結婚先を決めることができる条件」[57] でもあった。女の学歴は夫を補助するために、子供の教育のために使われるもので、近代国家の国民としての子供が育てられるほどの学歴を持っていればよかったのである。つまり、女性はよい結婚ができるくらいの学歴を獲得する以上に学ぶ必要はないし、男性によって女性の一生はよくも悪くもなっていた時代の常識を前に、瓊姫は黙って裁縫をしている。そんな彼女を見て、その手際よさに感服した周りの旧女性たちはとうとう瓊姫を羨ましく思うことになる。

「いつ裁縫まで学んだんですか。洋服下着も全部できますよね。学生も裁縫をするんですか」(p.84)と驚く親戚のおばさん、それに「たくさん勉強すればするほど尊敬されて、給料も多くなることがわかった」(p.85) という瓊姫の母。

もともと、伝統的な良妻賢母意識を持っている既存の女性たちには、新教育を受けた女学生たちが気に入らなかった。その理由は家事がうまくない、三従之道を守れない放縦な女として認識されたからである。しかし、瓊姫の家事上手な姿や裁縫の才能を見てからは、すぐに誤解が解ける。つまり、既存の社会から認めてもらえる一番早い方法は、良妻賢母になり得る条件が整っていることを認識させることであった。娘の味方をし、瓊姫の側に立ってくれているとはいえ、母も女性教育が必要な理由として金銭の問題をまず考える。男より多くの収入がもらえるならば教育を受けさせるべきであるという認識である。おばも、母も、瓊姫の主体性や、独立した個人としての女性は考えられない。実生活に役に立つ道具、家庭や民族のために有効に使われるものとして、女性の教育を認めているだけである。それが朝鮮社会の旧女性たちの状況だったし、限界でもあったといえよう。

このような事情を認識させた上で、作品は旧女性たちの意識転換を求めている。高収入の仕事や裁縫ができる瓊姫を見た親戚のおばさんは、とうとう「私が女学生を勘違いしてきた。ここの娘さんのように女も勉強させないと。さっそく我が家に行って外出制限させていた孫娘たちを明日から学校に行かせよう」(p.86)と決心するようになる。また、瓊姫の母は娘の結婚を急ぐ夫に対し、「そんな金持ちの家に嫁いで、スカートの裾を長引かし安楽を求めたい気持は夢にもないそうです。(中略) シルク・スカートの中に心配と悲しみがあると言っています。その言葉も正しいことは正しい」(p.94) と言いながら、自分の若い時代に、何人かの妾を持っていた夫によって悩まされたことを思い出して、娘の意見に同意する姿を見せる。

おばと母の認識転換の部分について、金ボクスン氏は、「瓊姫」が「母と娘の姉妹愛に近い結束」を顕わにし、「旧女性である母が新女性の実践上に媒介され近代のなかへと編入していく」物語として分析する[58]。確かに「瓊姫」の母は、まだ積極的ではないが、家父長制度によって抑圧・排除される存在ではなく、自分の意見を自分の言語で語る母の姿を見せ、娘を通して変化していく母親像への可能性を提示している。しかし、「瓊姫」では、その旧女性の意識転換だけではなく、厳しい家父長制度下の〈良き妻・良き母〉として女を家庭に閉じ込めさせようとする母性イデオロギーを「女学生＝新女性」の結婚問題と結び付け、かなり意識的に触れていると思われる。

家父長制度の下で女の地位は母という役割を通して意味づけられ、女性は種の生殖的な欲求だけによって定義される。こうした脈略から、女性の出産はせいぜい種族保存的な次元で女性の人生の全てとして認識され、精神的な生産は男性の分として認めながらも女性の創造性はもっぱら肉体を通した種族の繁殖だけに限られてきた[59]。つまり家父長制度では母になることが唯一の意味ある女の役割である。日

本では「良妻賢母」、朝鮮では「賢母良妻」として通用されてきた良妻賢母主義の意味について金富子（キム・プジャ）氏の論に拠りつつまとめると、以下のように言うことができる。

日本の場合は文明開化と富国強兵という近代国民国家の建設が現実に行われるなかで、その担い手たる男性「国民」＝夫を、家庭内で支える女性＝妻の役割が母の役割とともに重視された。これに対し朝鮮では、旧来社会での儒教的規範が日本よりもはるかに強固であったために教育からの女性の排除、それゆえの子女の教育観からの母の排除も厳しく行われてきた。そのため三・一独立運動後のナショナリズムの高揚のなかで「実力養成」＝朝鮮の独立を次世代に託すという最重要課題の実現に向けて、「教育する母」＝「賢母」育成の早急性が強調されなければならなかった。そのような文脈のなかで朝鮮では、「賢母」を優先する「賢母良妻」という四字熟語が定着したという[60]。

結婚を迫る瓊姫の父の言説には、その結婚が夫の蓄妾と出産・育児にまつわる娘の受難に結びつく可能性などは全然意識されていないまま、ただそのような家父長的なイデオロギーが当然の観念として定着されている。しかし、瓊姫は「自分にはあまりにも難しい結婚がどうやってあんなに多くの人にできるのか、自分ではこれほど難しく子供への教育のことを色々工夫しているのにどうやってあんなに容易くよくもやっていくのか」（p.101）と在来の結婚をしている旧女性たちと自分とを比べて煩悶したりし、伝統的な価値観と新価値観の間で葛藤する「新女性」の悩みを隠さずに吐露してみせる。

「女は結婚して子を生み、夫の両親に仕え、夫を尊敬すればいい」と言いながら早く結婚を決めようとする父に向かって、瓊姫は「それは昔の話ですよ。今は女も人間というんです。人間である以上は出来ないことはないと言われています。男みたいにお金も稼げるし、男みたいに役職にも就けるし、男に出来ることは何でも出来る世の中です」（p.100）とはっきり反論する。

また、「そこに嫁いだらいい服を着て一生腹いっぱいに食べられる」という父に、彼女は「（前略）食べてばかりいて死んだらそれは人間じゃなく禽獣です。麦ご飯でも自分の努力で自分で食べられるのが人間だと知っております。先祖の残したご飯をそのまま引き受けた夫のそのご飯をまたそのまま食べ続けるのは我が家の犬と同様だと思います」（p.102）と答え、母性イデオロギーに基づく結婚観に対して強く抵抗する。

シム・ジンギョン氏は、女性作家の小説における母性性拒否に伴う女性の逸脱や異常行動、狂気などについて分析し、「妊娠や出産、授乳に関する女性の生物学的な母性性を拒否する場合、家族という集団自体の成立が不可能であるため、（テキストの）叙述者が意図したかどうかによらず、娘の母性性への拒否は〈家族〉という制度自体に対する拒否であり、家族中心の〈家父長制〉のなかで母として生きていくべき人生自体に対する拒否に拡張される」と捉えている[61]。それを、父親に対して抵抗をすることは想像もできなかった時代に、このように敢然と自分の意見を言い張っている瓊姫の姿と照らし合わせてみれば、後半部で、現実の女性の生き方を自分と比べながら自我と葛藤している瓊姫の姿は、確かに「母性性拒否」から来る内面の格闘であるともいえよう。しかし、「瓊姫」の主人公は、伝統的な結婚観に対して、「逸脱」や「狂気」ではなく、近代知識による論理的な主張と説得によって、冷徹な仕方で抵抗することで、内面の葛藤や辛さを乗り越え、今まで因習に従い自分のことを主張できず生きてきた朝鮮の女性に向けての意識的なメッセージを発していると考えられる。語り手は、伝統規範である〈孝思想〉に反するまでの必死な答えぶりで父親に抵抗せざるを得なかった瓊姫の立場について、次のように語っている。

「瓊姫も人間である。その次には女である。だったら、女というよりまず人間である。また朝鮮社会の女よりまず全宇宙全人類の女性である。李鐵原（イー・チョルウォン）、金（キム）夫人の娘よりまず神様の娘である。とにかく確かな人間の姿である。その姿はしばらく被れている皮だけではなく内臓の構造も確かに禽獣ではなく人間である。そう、人間である。」（p.103）

「瓊姫」を通して羅蕙錫が主張したかったのは「女も人間である」ことである。それと同時に、学問への欲求があっても実現できない朝鮮の女性たちに向けて、女も学ばなければいけないと呼びかけてもいる。植民地朝鮮で女性は人間ではなかった。常に男性の付属物、国家の所有物であり、息子を産み種族を保存させる義務を持たせられた存在として、伝統的な因習によって口を開けない存在であった。そのような社会に対して瓊姫は「女も人間である」と叫んでいる。それは、女の口を閉じてきた朝鮮の儒教伝統や日本の植民地教育に強く抗議するものでもあった。社会から揶揄された「新女性」の意識は、男性たちが強調した民族イデオロギーを遥かに超えていたといえよう。国家のない植民地女性という位置と、自国の男性中心的な民族イデオロギーの犠牲者としての位置を同時に占めていた当時の朝鮮の「新女性」たちは、このようなラディカルな方法でなければ巨大な男性中心社会において「人間」として立つことができなかった。そこに羅蕙錫の戦略的な母性論の意義があるのではないか。

羅蕙錫は「新生活に入りながら」で「朝鮮の恩恵をいっぱい受けた。自分は必ず恩返しする使命がある」（p.438）と述べ、民族愛と個人の自我との葛藤を記述している。それから母性に対しても「家事と育児」のなかで「私は自分の芸術のために母の職務を忘れたくはありません。（中略）もし私に子供たちのにこにこ笑う顔とお母さん、お母さんって呼んでくれる喜びがないと生活が無味乾燥でとうてい生きていけそうにありません。子供のように可愛くて、毎日飽きることなく、見れば見るほど可愛いものがまた他にあるでしょうか」[62](p.639)と深い母性愛を示している。そんな彼女が、母性愛を否定し、母子関係を「他者」として捉え、〈民族の母〉像に反する激論を吐露していたことは、妻や母というカテゴリーに束縛され、主体性を失った旧女性の生き方を否定し、「人間」としての女性の人権を訴えたかった彼女なりの戦略に基づいた実践であったとしか捉えられない。

羅蕙錫の女権論は当時の社会に大きな波紋を呼び起こした。当時は、非常にラディカルな方法をとらない限り、女性の声は朝鮮社会に響くことなく消え去ってしまうような厳しい家父長社会であったのである。その意味で、彼女の女権論はその戦略性が十分に発揮されたのだといえよう。

女性を人間として見なそうとした言説は当時の民族主義者のなかにもあった。「瓊姫」とほぼ同時期に書かれた男性作家李光洙（イー・グァンス）の小説『無情』にも同じような文章が出てくる。当時の社会言説を主導していた男性作家の女性表現と比べてみると、「瓊姫」の女性言説がいかに鋭いものであるかが分かる。

「女も人間ですよ。人間だから、人間としての職分が多いでしょう。娘になり、妻になり、母になることも女の職分です。或いは宗教で、或いは科学で、或いは芸術で、或いは社会や国家に対することで、人生の職分を全うする道は多いでしょう。しかし、古来より我が国では、人の妻になることだけを女の職分にし、人の妻になることも人の意のままに、人の言葉通りにされてきたわけです。（中略）私たちも人間にならなければなりません。女にもなり、まずは人間にならなければなりません。英彩（ヨンチェ）さんはやることが多いです。英彩さんは決して、お父さんと李亨植（イー・ヒョンシク）さんだけのために生まれた人じゃありません。

過去千万代の朝鮮と、現代十六億の同胞と、未来千万代の子孫のために生まれた方です。ですから、お父さんに対する義務以外に、李さんに対する義務以外に、先祖、同胞、子孫に対する義務があります。それなのに、英彩さんがその義務を果たさないまま死のうとするのは罪です。」(『無情』90章)[63]

これは日本留学生であるビョンウクが、自殺しようとする旧女性英彩を救う場面である。ここでビョンウクは日本に留学している「女学生」で、「新女性」として描写されている。羅蕙錫と同じく「女は人間である」ことを主張しながら、当時のフェミニストとして知られていた作家李光洙は、ここでビョンウクの口を通して女性の立場を代弁しているかにみえる。しかし、『無情』の言説ではまだ民族や国家、同胞のための「人間」になるべき女が描かれているだけである。特に「子孫に対する義務」を果たすためには、子を産む性としての女が想定されなければならない。

李光洙は植民地朝鮮の民族主義者の代表的な人物で、「民族改良論」などで伝統を脱ぎ近代の新思想に基づいた革新的な文明開化を求めた作家であり、彼の作品『無情』は当時の「女学生」たちに多く読まれ、自由恋愛への憬れや実践を導いた小説でもある。彼も日本留学をしたエリートで、彼の書いた数多くの小説や文章は当時の朝鮮社会に多大な影響を与えていた。特に「新女性」である羅蕙錫とも親しい関係で『学之光』[64]の創刊と執筆活動も共にしたし、彼は男性でありながらも、様々な女権論を訴えるような文章を通して、女の立場を尊重し、解放させるために努力していたようにも見える。しかし、彼の女権論には男女平等を訴えているにも関わらず、それはあくまでも朝鮮民族として、朝鮮国民としての女性にほかならず、一個人として自由な人間としての女性の主体性を訴えたわけではないと思われる所が多く、やはり男性主義的な民族イデオロギー言説に縛られている感じが強い。

「男性知識人たちは、近代教育を経験した女性たちが『民族の母』『民族の妻』でなく、『個人』『自我』を語ることに非常に戸惑いを感じながら『真の新女性』言説を繰り返しながら彼女らを『罪人』として責め立てた」というパク・ジョンエ氏の見解のように[65]、李光洙をはじめ、当時の男子知識人の意識は、良妻賢母の思想を踏まえながら女性を時代言説に合わせようとする啓蒙性に基づいていたと思われる。李光洙の1925年『新女性』１月号に載せられた「母性中心の女子教育――自分が女学校の当局者だったら」という次の文章には、当時の男性知識人たちが共有していた母性イデオロギーが見出せる。

「女子教育は母性中心の教育でなければならない。女の人生に対する義務の中心は人の母になることにある。(中略) いい母になり、いい子を育てていくことが、もっぱら女の人類に対する義務であり、国家に対する義務であり、社会に対する義務であり、それに女でなければできないことである。ある国でいい国民をたくさん生み出すためには、まずいい母を大勢作っておかなければならない。しかも我が国のように特殊な状況に置かれ、民族的な改造が緊急な国民には、何よりも多くのいい母が必要である。」

(『李光洙全集』第８巻、p.600)

李光洙は女性の教育を民族教育の一環と見なし、優秀な「国民」を産む性としての女性を啓蒙しようとしたのである。しかし、この母性中心的な教育観は、帝国主義が申したてる良妻賢母教育の理念に共通しているし、軍国主義の協力者としての女性主体を要求することにも繋がる矛盾を孕んでいる。「瓊姫」では民族や国家の奉仕者ではなく、ただ自分の道を自分で歩もうとする個人の人間としての女性主体を表現しようとした点で、両作家の差が見られると思う。女は男性や国家やイデオロギーの付属物である

以前に、既に一人の人格や個性を持つ存在であることを「瓊姫」は指摘していたのである。

5　結び

羅蕙錫の母性論は客観的な他者としての母子関係を把握しようとする理性と、実際に感情的にわきおこった母性愛との間で葛藤するなかで、よりラディカルな、より激しい言説で自分を克服しようとした超克の意志を含んでいる。平塚らいてうは自分の経験を基にした自らの反省と回顧によって母性を獲得し、先進的な社会保障を主張しながら〈公的領域〉での母性論を主張したが、儒教的な家父長制度と植民地という限界状況のなかから主張された羅蕙錫の言説に比べ、社会言説と相反する酷烈な闘争という感じは弱い。しかし、羅蕙錫の母性論は、真の「人間」として生きようとする〈私的領域〉での戦略的な抵抗であると同時に、社会に相容れなさそうな敏感で酷烈な主張として表現される。

彼女の母性論は、帝国日本の植民地主義と自国の民族主義イデオロギー、家父長制イデオロギーという多重の悪条件のなかで貫き通そうとした凄絶な女権論の一つであり、「帝国と植民地」という巨大な権力構造が造りだす男性的イデオロギーの矛盾が、「女性」という他者の主体性・人間性をどれほど抑圧することができるのかをはっきりと見せてくれるものでもあった。「民族主体、或いは軍国主義の主体として呼称される母性だけが保護される母性であった植民地近代時期の母性は凌辱の空間であった」[66] という指摘もあるように、人生をかけ、血だらけになってまで植民地朝鮮の「新女性」が訴えた母性論は、「支配と被支配」「男性と女性」という二項対立的な社会構造が作り出した〈悲劇〉に他ならない。彼女の母性論は、ある意味では当時として無謀な冒険であった。植民地朝鮮で「新女性」は、社会や民族の現実を考えずに自分自身の問題ばかりを重視する、時代の邪魔者として扱われてきたからである。

しかし、羅蕙錫は1919年３月、三・一独立万歳運動に協力したという疑いで逮捕され、５ヶ月間投獄されたし、金雨英との結婚生活の間は、外交官であった金の地位（総督府安京県領事館副領事）を利用して、国境を往来する独立運動家たちの面倒を見、陰で後援していたことが明らかにされている[67]。その様相が積極的であれ消極的であれ、彼女にも全く民族精神がなかったとはいえない。しばしば、民族・社会から離れた自己中心的な逸脱者として非難されてきた「新女性」への世評にとらわれることなく、羅蕙錫は再考かつ再評価されるべきであると思う。

羅蕙錫は自分の問題や同胞として朝鮮の女性の人権問題を考え続けながら、社会言説と戦う道を女性の性と生殖にまつわるセクシュアリティ問題から着目し、より戦略的にラディカルな言説を展開した。彼女の闘いはただの抵抗に留まるものではなかった。彼女の書いた小説や評論・随筆などの様々な文章、画家としての活動、それから彼女の人生自体がすべて戦場になっていたのである。「無限な褒め言葉より価値のある悪口が大事である」（「雑感」『全集』p.192）と言った自分の言葉への実践。それが彼女の人生であった。

そんな彼女が民族論者に反する戦略的な母性論を主張するしかなかったのは、朝鮮の女たちが直面した苦痛に共感していたからに違いない。彼女の抵抗が挫折に終わったとしても、国のない植民地という時代状況のなかで女性原理をもって女性の主体性を訴え続けた彼女の近代精神は勇気あるものであったと評するべきである。

「私たちが欲を出さないと我が子孫たちには何を譲って彼らを生かすつもりですか。私たちが非難を受けないと我が歴史を何で飾ろうとするんですか。幸いに我が朝鮮の女のなかで誰でも価値のある悪口を

言われる者がいるならば、私たちは安心です。この女こそ私たちが渇望している事業家であるはず」(「雑感」『全集』p.195) と言っている羅蕙錫は、自ら「事業家」になり、朝鮮の女権運動の実践者として生きようとし、自分の人生を犠牲にすることに躊躇しなかった。その意味では、羅蕙錫の母性論は、母性イデオロギーに基づいた男性中心的なジェンダー規範を転覆させようとした「事業」の戦略的な手段として機能していたともいえよう。羅蕙錫の声は21世紀を生きる私たちの声とも大差ないものではないか。何故ならば、羅蕙錫誕生100年を10年も過ぎている今も、私たちはまだ闘いの最中にいるからである。

本稿では、不十分でありながら、羅蕙錫の母性論に焦点を絞って論じたのであるが、今後、植民地朝鮮の「新女性」と日本の「新しい女」に関するより詳しい研究を進めたいと思う。

（イー・ナングム／お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程）

掲載決定日：2005（平成17）年12月12日

注

※本稿の韓国語文献の日本語訳はすべて筆者によるものである。

1　1879～1910年「日韓併合」までは「大韓帝国」、併合後は「朝鮮」と呼ばれていたが、それは「朝鮮」「韓国」どちらの名称も可能である。本稿では、特に植民地時代は「朝鮮」、一般的な名称としては「韓国」を適宜使うことを断っておく。

2　李(イー)ベヨン、「日帝時期の新女性の歴史的性格」ムン・オックピョ他編『新女性』青年社（韓国）、2002年、p.21.（⇨以下、『新女性』と略す）

3　深谷昌志、『良妻賢母主義の教育』黎明書店、［1965］1990年、pp.139―140.

4　牟田和恵、「『良妻賢母』思想の表裏――近代日本の家庭文化とフェミニズム」『近代日本文化論⑧女の文化』岩波書店、2000年、p.26.

5　女性が白昼外出することすら許されなかった儒教社会においてキリスト教女子教育が定着することはきわめて困難であった。梨花学堂の場合、当初、学費はもちろんのこと、衣食住の費用一切を学校が負担して、孤児や不遇な少女たちを入学させたが、1890年代に入りようやく自発的に入学を希望する生徒が集まり、自費生が増え始めた。（中略）梨花学堂が発展したといっても、政府の正式認可を得たのは1904年の中等科認可がはじめてであり、また、その最初の卒業生は創立３年目の1908年に、はじめて出すことができたくらいであった。（尹健次(ユン・コンチャ)、『朝鮮近代教育の思想と運動』東京大学出版会、1982年、pp.183―184）

6　1878～1938年、抗日独立運動家。三・一万歳運動直後シャンハイ臨時政府組織に参加し『独立新聞』を創刊。〈民族改造論〉を基にして、朝鮮の自主独立は国民教育運動から可能になると主張した。

7　金昊一(キム・キョンイル)、「植民地朝鮮の女性教育と新女性」『新女性』、p.121. 参考に、「漢城高等女学校」は日韓併合と同時に「京城女子高等学校」に、その後また「京畿女子高等学校」に改称する。

8　李ベヨン他、『我が国の女性はどのように生きていたろうか』②青年社（韓国）、2000年、p.68.

9　尹健次、前掲書（【注５】に同じ）、p.322.
　尹はこれに付け加え、統監府にとって「女子教育は、必ずしも進んで之を施設するに及ばず、又之を施設する場合にも、設備の許す範囲内に於て措置せしめ、而してその教課も、成るべく簡易適切にして実用卑近のものたらしめる」ものであったと書いている。

10　玄敬美(ヒョン・キョンミ)、「植民地女性教育事例研究――京城女性高等普通学校を中心に」国立ソウル大学教育学科修士学位論文（韓国）、1998年、p.46.

11　パク・ジョンエ、「初期新女性の社会進出と女性教育――1910～1920年代初の女子日本留学生を中心に」韓国女性文化研究所編『女性と社会』第11号（2000）、創作と批評社（韓国）、p.48.

12　金昊一、『女性の近代、近代の女性』푸른역사（プルン・ヨックサ：韓国）、2004年、p.288.

13　母性イデオロギーは、「女性の位置は家庭であり、女性の任務は家族構成員の世話をし、子を養育し、彼らに情緒的な安定を提供するにあるという社会的な通念」と定義される。（李・ヨンジョン、「母性論に関する批判的な考察」国立ソウル大学社会学科修士論文（韓国）、1994年、p.42）

14　金富子（キム・プジャ）、『植民地朝鮮の教育とジェンダー――就学・不就学をめぐる権力関係』世織書店、2005年、p.200.

15　ソン・ジョンスク、「新式学校、女性に何を教えたのか」李ベヨン他、前掲書（【注８】に同じ）、p.70.

16　三従之道：女性が従うべき三つの道。即ち、家にあっては父に従い、嫁いでは夫に従い、夫の死後は子に従うこと。

17　「母になった感想記」李相瓊（イー・サンギョン）編『羅蕙錫全集』テハク社（韓国）、2002年、p.230.［『東明』、1923年１月１日～21日］（⇨以下、『全集』に略し、初出は［ ］付けて示す）

18　同上『全集』、pp.218―220.

19　平塚らいてう、『元始、女性は太陽であった』㈼　大月書店、1971年、p.559.

20　「母としての一年間」平塚らいてう著作集編集委員会『平塚らいてう著作集②』大月書店、1983年、pp.267―268.［『婦人公論』、1917（大正６）年５月号に掲載］（⇨以下、『著作集』と略す）

21　「母になった感想記」『全集』、p.231.

22　同上。

23　百結生、「観念の襤褸を脱いだ悲哀――羅蕙錫女史の『母になった感想記』を見て」『東明』1923年２月４日。（『全集』に附録として所収）

24　同上、『全集』、p.673.

25　「百結生に答える」『全集』、p.239.［『東明』、1923年３月18日］

26　金華榮（キム・ファヨン）、「『母性』への挑戦――羅蕙錫と平塚らいてうの言説から」比較文学会『比較文学』第46巻（2004）。

27　金華榮氏は上の論文で、羅蕙錫が子供と母の関係を否定し、母性愛を否定したことは、男性側のイデオロギーに抵抗すると同時に、植民地主義イデオロギーへの抵抗という意味も込められていたと読み取っている。

28　『全集』、p.421.

29　『全集』、p.430.

30　『全集』、p.438.

31　『全集』、p.414.

32　李相瓊、『人間として生きていきたい――永遠の新女性羅蕙錫』ハンギル社（韓国）、2000年、p.471（⇨この本は羅蕙錫の評伝で、以下、『人間』と略す）

33　羅蕙錫は1917年『学之光』に乗せた随筆「雑感」で「人格尊重」の実現や「人間らしい生活」のためには「勉強して事業をする」べきだと述べている。「私たちが欲を出さないと我が子孫たちには何を譲って彼らを生かすつもりですか。私たちが非難を受けないと我が歴史を何で飾ろうとするんですか。幸いに我が朝鮮の女のなかで誰でも価値のある悪口を言われる者がいるならば、私たちは安心です。この女こそ私たちが渇望している事業家であるはずです。私たちが学べなかった学問をたっぷり身に付けた者であるはずです。姉さん！さっそく学問をし、事業しましょう」（『全集』、p.190―196）

34　「個人としての生活と性としての生活との間の争闘について」『著作集②』、p.51.［『青鞜』５巻８号］

35　「母となりて」『著作集②』、p.142.［『中央公論』大正５年２月号］

36　同上、p.144―145.

37　「現代家庭婦人の悩み」『著作集③』、p.34.［『婦人公論』大正８年１月号］

38　「実際、我邦における婦人問題の現状にとっては来らんとする建設の準備として、欧米の婦人問題の真面目な研究や、紹介や批評がどれほど必要だかしれないでありましょう」（「明治末年より大正初頭の我が婦人問題」『著作集②』、p.116.［『新日本』大正４年11月号］）

39　「いま一度母性保護問題について与謝野晶子氏に寄す」『著作集②』、p.361.［『婦人公論』大正７年８月号］

40　「欧米女性を見て半島女性へ」『全集』、p.442.［『三千里』1935年６月］

41　「ロンドン救世軍保育所を訪問して」『全集』、p.485.［『三千里』1936年４月］

42　「自分を忘れない幸福」『全集』、p.265.［『新女性』1924年８月］

43　「自分を忘れない幸福」『全集』、pp.315―316.［『三千里』1931年11月］

44 「母となりて」前掲書（【注35】に同じ）、p.138.
45 「いま一度母性保護問題について与謝野晶子氏に寄す」『著作集②』、p.363.［『婦人公論』大正7年8月号］
46 「子供の安全な保護はその母を保護することであります。すなわち母態に妊娠、分娩、育児期における生活の安定を与えるよう国庫によって補助することであります」（「母性保護主義は依頼主義にあらず」『著作集②』、p.353.［『婦人公論』大正7年5月号］）
47 金華榮氏の論にも、「らいてうは子供を『自分の子供でも、自分の私有物ではなく、その社会と国家のもの』であるとし、子供を『国民』と見なした」と述べている。（金華榮、前掲論文）
48 米田佐代子、『平塚らいてう――近代日本のデモクラシーとジェンダー』吉川弘文館、2002年、p.106.
49 宋連玉、「『新女性』羅蕙錫の孤独な叫び」影書房『季刊―前夜』4号（2005年夏）。
50 代表的な研究として、ソン・ミョンヒ、「李光洙の『開拓者』と『瓊姫』に対する比較研究」『比較文学』第20集（1995）（韓国）、ジョン・スンジン、「晶月羅蕙錫の初期短編小説考」『韓国文学と女性主義批評』、国学資料院、1993年（韓国）、ノ・ヨンヒ、「羅蕙錫、その理想的婦人の夢――東京留学体験と日本の新しい女たちとの出会いを中心に」韓林大学校韓林科学院日本学研究所『韓林日本学研究』2（1997）（韓国）などがある。
51 金ボクスン、「娘の叙事に表れた他者の二重性――羅蕙錫の「瓊姫」を中心に」明治大学校人文科学研究所『人文科学研究論叢』第23号（2001）：19―38.
52 李ミスン、「韓国近代女性文学に表れた愛とセクシュアリティに対する研究」ウリマルグル学会『ウリマルグル（我が言葉・文字）』30（2004.4）（韓国）：320
53 「瓊姫（キョンヒ）」『全集』、p.82.（⇨以下、引用文の最後にページ数だけを記す）
54 10歳前後でなされた早婚の弊害としては、第一、早く結婚しているので未熟・虚弱な子を産むようになり、第二、生活力のない男性との結婚のため女性の過度な労働や結婚生活への不満などを起こしたし、第三、男性たちが妾を持つことなどであった。（李ベヨン他、前掲書②、青年社、p.85）
55 パク・ジョンエ、前掲論文（【注11】に同じ）、p.61.
56 「雑感」、『全集』、p.193.［『学之光』、1917年7月］
57 パク・ジョンエ、前掲論文、p.52.
58 金ボクスン、前掲論文（【注51】に同じ）。
59 金キョンス、「女性詩の源泉と分娩の想像力」『文学の偏見』世界社、1994年、p.333.
60 金富子、前掲書（【注14】に同じ）、p.190.
61 シム・ジンギョン、「オ・ジョンヒ初期小説に表れた母性性研究」西江女性文学研究会編『韓国文学と母性性』、テハク社（韓国）、1998年、p.241.
62 「家事と育児――彼らの趣味」『毎日新報』、1930.6.6.
63 「無情」『李光洙全集』第1巻、三中堂、1974年。
64 『学之光（ハックチグァン）』は、東京の男女留学生たちが力を合わせて作った「学友会」の機関紙で、1914年4月創刊された。
65 パク・ジョンエ、前掲論文、p.47.
66 李ウンギョン、「狂気自殺凌辱の母性空間」テ・ヘスク他『韓国の植民地近代と女性空間』ヨイヨン（韓国）、2004年、p.129.
67 『人間』、p.265.

参考文献

〈日本語文献〉

井上和枝「近代女性の自我形成のあゆみ――『女子界』・『女子時論』・『新女子』を中心に」鹿児島国際大学国際文化学部『国際文化学部論集』第3巻第2号（2002.9）。

岩波ななつ『文学としての「青鞜」』不二出版、2003年。

牟田和恵「『良妻賢母』思想の表裏――近代日本の家庭文化とフェミニズム」『近代日本文化論⑧女の文化』岩波書店、2000年。
金炅一「植民地朝鮮の〈新女性〉」歴史科学協議会編『歴史評論』４月号（2002）。
金華榮「『新しい女』をめざして――羅蕙錫と平塚らいてうとの比較を中心に」大阪大学大学院文学研究科『待兼山論叢』37（文学篇）（2003）。
―――.「『母性』への挑戦――羅蕙錫と平塚らいてうの言説から」比較分学会『比較文学』第46巻（2004）。
金富子『植民地朝鮮の教育とジェンダー――就学・不就学をめぐる権力関係』世織書店、2005年。
金ボクスン「娘の叙事に表れた他者の二重性――羅蕙錫の『瓊姫』を中心に」明治大学校人文科学研究所『人文科学研究論叢』第23号（2001）。
孫知延「民族と女性、ゆらぐ〈新しい女〉――植民地朝鮮における雑誌『新女性』を中心に」日本文学協会『日本文学』49号（2000．5）。
宋連玉、「『新女性』羅蕙錫の孤独な叫び」影書房『季刊―前夜』４号（2005年夏）。
竹原一男『日本女性史⑥ 近代女性の栄光と悲劇』評論社、1976年。
芳賀登『良妻賢母論』雄山閣、1990年。
平塚らいてう『元始、女性は太陽であった』大月書店、1971年。
平塚らいてう著作集編集委員会『平塚らいてう著作集』大月書店、1983年。
深谷昌志『良妻賢母主義の教育』黎明書店、［1965］1990年。
堀場清子『青鞜の時代――平塚らいてうと新しい女たち』岩波書店、1988年。
米田佐代子『平塚らいてう――近代日本のデモクラシーとジェンダー』吉川弘文館、2002年。
尹健次『朝鮮近代教育の思想と運動』東京大学出版会、1982年。

〈韓国語文献〉（アルファベット順）
崔（チェ）ヘシル『新女性たちは何を夢見たのか』생각의 나무（センガゲナム）、2002年。
玄敬美「植民地女性教育事例研究――京城女子高等普通学校を中心に」ソウル大学教育学科修士学位論文、1998年。
李ベヨン他『我が国の女性はどのように生きていたろうか』②青年社、2000年。
李ベヨン「日帝時期の新女性の歴史的性格」ムン・オックピョ他編『新女性』青年社、2002年。
李ウンギョン「狂気自殺凌辱の母性空間」テ・ヘスク他『韓国の植民地近代と女性空間』ヨイヨン、2004年。
李ミスン「韓国近代女性文学に表れた愛とセクシュアリティに対する研究」ウリマルグル学会『ウリマルグル（我が言葉・文字）』30（2004．4）。
井上和枝「朝鮮〈新女性〉の恋愛観と結婚観の変革」ムン・オックピョ他編『新女性』青年社、2002年。
李相瓊『人間として生きていきたい――永遠の新女性羅蕙錫』ハンギル社、2000年。
―――.「新女性論見直し――女性運動家とモダンガールの間で」文学思想社『文学思想』１月号（2002）。
李トクフア「1920年代自由恋愛論と新女性排除のメカニズム」韓国文学研究学会『現代文学の研究』23号（2004．7）。
李ヨンジョン「母性論に関する批判的な考察」国立ソウル大学社会学科修士論文、1994年。
ジョン・ウンジョン「近代経験と女性主体の形成過程」韓国女性文化研究所編『女性と社会』第11号（2000）。
ジョン・スンジン「晶月羅蕙錫の初期短編小説考」『韓国文学と女性主義批評』、国学資料院、1993年。
金炅一「植民地朝鮮の女性教育と新女性」ムン・オックピョ他編『新女性』青年社、2002年。
―――.『女性の近代、近代の女性』푸른역사（プルン・ヨックサ）、2004年。
金キョンス「女性詩の源泉と分娩の想像力」『文学の偏見』世界社、1994年。
金スジン「『新女性』、開かれている過去、止まっている現在としての歴史記述」韓国女性文化研究所編『女性と社会』第11号（2000）。
権（クォン）ヒヨン「韓国の近代性と新女性の病理」韓国精神文化研究院『精神文化研究』第25巻４号（2002冬）。
ノ・ヨンヒ「羅蕙錫、その理想的婦人の夢――東京留学体験と日本の新しい女たちとの出会いを中心に」韓林大学校韓林科学院日本学研究所『韓林日本学研究』2号（1997）。
Pam Morris 著／カン・ヒウォン訳『文学とフェミニズム（Literature and Feminism）』文芸出版社、1999年。

パク・ヨンオク「新女性に対する社会的収容と批判」ムン・オックピョ他編『新女性』青年社、2002年。
パク・ジョンエ「初期新女性の社会進出と女性教育――1910～1920年代初の女子日本留学生を中心に」韓国女性文化研究所編『女性と社会』第11号（2000）。
パク・スクジャ「新女性の無意識の碇、母」韓国女性研究所編『女性と社会』第15号（2004）。
白波（ペク・パ）「所謂女性と良妻賢母主義」『現代評論』第１巻第１号（1927．1）。
シム・ジンギョン「オ・ジョンヒ初期小説に表れた母性性研究」西江女性文学研究会編『韓国文学と母性性』テハク社、1998年。
ソン・ジョンスク「新式学校、女性に何を教えたのか」李ベヨン他『わが国の女性はどのように生きていたろうか』②青年社、2000年。
ソン・ミョンヒ「李光洙の『開拓者』と『瓊姫』に対する比較研究」『比較文学』第20集（1995）。
「家事と育児――彼らの趣味」『毎日新報』、1930．6．6．
「無情」『李光洙全集』第１巻、三中堂、1974年。
『李光洙全集』第８、９、10巻、三中堂、1974年。
李相瓊編『羅蕙錫全集』テハク社、2002年。

＊以上参考文献リストは、原書文献を筆者が日本語訳したものである。

現代の「フェミナ・パーフェクタ」

―― フェイ・ウェルドン『魔女と呼ばれて』――

英　美由紀

In contemporary literary trend, the body is regarded as a social/cultural construction and is brought to the forefront in studies of gender, sexuality, race, and class. When viewed from the perspective of such studies, the recent surge of interest in women's concerns about their physical appearance－taking such forms as dieting, fashion, and cosmetics－is an attempt to explore the power relations between the genders.

The aim of this paper is to argue that the pursuit of beauty and the rise of plastic surgery as an extreme practice, both related to the female gender, reflect the asymmetrical position of the sexes in modern society. By surveying two theories that discuss women's bodies in the first section of the article, and also by examining Fay Weldon's *The Life and the Loves of a She-Devil* (1983) as a work exploring plastic surgery. In the following two sections, I conclude that what seems to be the heroine's active choice to undergo surgery is, in effect, formed under the strong influence of gender relations in society. I also find in the portrayal of the heroine that plastic surgery, although often discussed positively in the discourse of liberation, can cause substantial harm to women, both physically and mentally.

キーワード：身体、美容整形、フェイ・ウェルドン、『魔女と呼ばれて』、イギリス小説

フェミニズムを含む理論の発展を背景に、女性の身体は様々な領域で焦点化されてきた。セクシュアリティ、ジェンダー、民族・階級の問題、健康・医学の分野などはいずれもその例である。最近では特に身体の外見にまつわる研究への関心が高まり、各種の美容実践やファッション、また極めて現代的な事象として、ダイエットや摂食障害、美容整形なども考察の対象となっている。医療技術の向上にも支えられ、美容整形は現代では急速に一般化しつつある。「20世紀版の〝完全なる女性（フェミナ・パーフェクタ）〟」を創り出すために、整形による介入から免れている身体部位は理論的には存在せず、「女性は外科用ナイフを受け入れるよう、ますます社会化されている」（Morgan 2003, pp.168-9）とも言われる。[1] 整形を含む美容はいまや一大産業として隆盛を誇ってもいる。

このような需要の高まりはあくまで個人の美の追求に根ざしたものと捉えられがちだが、これをジェンダーと権力の関係から議論することも重要だろう。現代文化では、美の獲得は特に「女性的とジェンダー化され」ており（Gilman 1999, p.36）、上の引用に明らかなように、美容整形を受けるのも一般に女

性と想定されている。[2] また上述のような理論面での発展や社会状況を反映し、美容整形は文学、美術等の表象芸術の分野においても主題として取り上げられるようになっているが、そこでも整形の対象として描かれているのはこれまでのところ女性である。このことは整形の興隆という事象を、社会の権力構造との関連を反映するものとして考察することの十分な根拠となるだろう。

美容整形を主題化した作品は文学から、映像やパフォーマンス・アートなどを含む美術、またコミックやテレビ番組などのポピュラーカルチャーの分野に至るまで幅広く挙げることができるが、本論ではそれを比較的早い時期に取り上げたフェイ・ウェルドンの小説『魔女と呼ばれて』(Fay Weldon *The Life and Loves of a She-Devil,* 1983) を考察の対象とする。この作品は整形を扱った代表的なもののひとつとしてこれまでにも批評の俎上に載せられてきたが、その解釈は整形の捉え方の違いにより全く異なったものとなった。本論ではまず美容整形をめぐる理論の変遷を概観した後、異なるアプローチによる複数の解釈を比較検討しながら、作品を再読したい。そこでは手術を受けるに至る個人の選択がいかに社会の性のヒエラルキーのもとで、大きな矛盾をはらみながら形成されるかが浮かび上がる。と同時に最近一部には女性の解放の契機とみなす意見さえ現れ始めた美容整形の、女性の心身にもたらし得る過酷な状況にも注意を喚起することができるだろう。

１．美容整形をめぐって――理論的側面

女性の身体が中心的な課題とされる領域の例を複数挙げ、そのひとつが美容整形を含む身体の外見にまつわる研究であると上に述べたが、このような問題を論じる枠組は、理論的な見地、方法論などにより必ずしも一様ではない。ここでは整形を扱った作品を読む前に、これまでに提出された理論を概観したい。

⑴　支配・抑圧の対象としての女性の身体

長い間個別的、生物学的なものとのみ扱われていた女性の身体は、フェミニズムの文脈においてきわめて政治的な問題として理解されるようになった。まず家父長制という男性支配の構造を理論的基盤に、女性の身体はそこで男性権力が操作・抑圧する対象として位置づけられた。女性の容姿に関しても、個別の抑圧経験をもたらすものとしての体系が模索され、ことさらに美や若さを要請する文化的なシステムが告発されることになった。つまり不断の、また時に苦痛をともなう女性の各種の美容実践は美という構造的・文化的抑圧システムに連結され、それがジェンダーに根ざした権力関係の生産・維持に中心的な役割を果たすと捉えられるようになったのである。ウェンディ・チャプキス(Wendy Chapkis)による美の論考は、このような枠組を用いた研究の一例である。

美のように個人的な問題を政治課題化したことの意味は大きかったと言えるが、上からの直接的抑圧という構図は、その後ミシェル・フーコー（Michael Foucault）により新たな権力形態のあり方が提示されると、むしろ女性と規範相互の共謀関係として論じられるようになった。つまり日常的な美容行為も規範に共謀する権力実践のプロセスとして捉えられるようになったわけである。このようなアプローチを採る研究者の一人にスーザン・ボルドー（Susan Bordo）の名が挙げられる。彼女は女性の身体をジェンダーの文化的記述が読めるテクストと位置づけ、そこに西欧文化における心身二元論、女らしさ等の言説が作用していることを洞察した。またそれらが現代の女性の身体的な現象に結びついている例

として、ダイエット、摂食障害、広場恐怖等に特に関心を寄せ、時に規範化作用としてのメディアの分析も織り交ぜながら議論を展開した。

それまでは美という抑圧的な支配やそのスタンダードを廃し、ありのままの身体を受け入れることこそが有効な手立てとして、支配からの解放に楽観的な立場がとられたのに対し、ここでは女性が自身を抑圧するシステムに埋め込まれ、それと共謀する他ない存在とされるため、その行為・選択等の可能性には懐疑的にならざるを得ない。したがって美のシステムの打破、及びそこからの女性の解放はおのずと限界を持つものとして捉えられることにもなった。このような研究の成果は、女性の身体変形の議論にも基盤を与えた。女性の美容整形を論じたキャスリン・ポルティ・モーガン（Kathryn Paulty Morgan）は、その選択が規範への順応に過ぎず、また結果として支配的言説の強化につながることを懸念して、整形を道徳的・政治的に許容されるべきではないとした。

⑵　行為体・転覆の概念の導入

女性や整形手術の患者を抑圧的な社会構造における搾取の犠牲者と位置づける上のような見方から必然的に生じる抵抗不可能性の修正の試みとして、新たに行為体や転覆の概念を導入する考え方が現れた。すなわち女性の（可変的）身体を行為、抵抗、反逆の場とし、それを通じてジェンダー規範を転覆させる可能性を見出そうとする立場である。

このようなアプローチから、特に美容整形に関して積極的な発言を行なっているのがキャシー・デイヴィス（Kathy Davis）である。彼女は女性の美の探究・実践を引き続き両性間の非対称な権力関係に起因する文化的・社会的抑圧とみなす一方、その理論的枠組みにおいては批判の対象とされてきた整形を、抑圧状況における能動的・認識的行為と意味づけ、さらにアイデンティティの再交渉の契機ともなり得るものとする。そこには整形手術を受けた者を行為体とみなし、彼らの生きた身体経験を重視、整形を主体形成の契機と捉える姿勢がうかがえる。理論的土台としては、個人の主体的解釈を最重要視する解釈社会学（interpretative sociology）の方法に加え、現象学の流れを汲むアイリス・マリオン・ヤング（Iris Marion Young）、ドロシー・スミス（Dorothy Smith）らの提出した諸概念を援用している。整形そのものを扱っているのではないが、ヤングは身体との相互作用により形成されるとする「身体化された主体」や、「身体の美的尺度」、スミスは美に関するテクストを処理する女性の能力に行為体を見出す「女性性を行う」、「秘密の行為体」等の概念を唱えている。またこれらの理論に加え、デイヴィスは整形手術を実施する病院での診察のあり方、女性患者への聞き取りなど実地調査にも重点を置いている。

女性の身体を支配・抑圧の対象とする⑴に述べた立場、とりわけ権力との共謀関係という視点を導入したフーコー以降の理解をデイヴィスは「文化の麻薬」と呼び、それが女性の能動的・認識的な身体への関与を曖昧にし、その生きた身体との関係を消失させることで、二元論を強化する結果につながるとして批判している。また整形が規範に共謀し、従属状態の再生産に与するだけの意味しか持たないという考え方は、それが解決となる可能性を欠いている点も指摘する。整形という選択を規範への順応とするモーガンの論に対しては、手術を受けた女性達の決断を性急、安易に否定するのみで、彼らの苦痛の理解を不可能にしているとし、整形の拒絶を唯一のフェミニスト的態度とするその主張に異議を申し立てている。またモーガンが提示する「整形のユートピア的解答」についても、その魅力とともに限界も指摘し、研究の方法論自体も強く批判している。

いずれのアプローチも長短を持つことを認めたうえで、デイヴィス自身はみずからの欠点として構造的パターンへの注意を留保している点などを挙げている。確かにモーガンとは、整形批判を手放さない点は同じでも、一般的構造と個々の経験のいずれを重視するかにより必然的な相違が生じる。また各々が議論の前提とする患者層の差も、整形の可否に関する見解の対立を生む一因となっていよう。[3] 以上のような理論的動向を踏まえ、次項に取り上げる作品では、美容整形がいずれの意味を与えられた表象として描かれているのかを見ていきたい。

2．フェイ・ウェルドン『魔女と呼ばれて』に見る美容整形の「選択」の矛盾

『魔女と呼ばれて』は1980年代に発表されたフェイ・ウェルドンの長編小説第9作であり、アメリカの都市郊外を舞台に、一人の主婦が美容整形に乗り出す顛末とその後を、ファンタジーの形式で描いたものである。主人公のルース・パチェット（Ruth Patchett）は、有能な会計士の夫ボッボ（Bobbo）が顧客のメアリ・フィッシャー（Mary Fisher）と愛人関係にあることを知り、二人に対する復讐を決意する。家庭を棄て、まず老人ホームの住み込みの手伝いとして社会に歩を踏み出すと、続いて経理や簿記の知識を習得し、女性のための人材派遣会社を設立する。そこで成功を収め、莫大な資金を手にしたルースは、ビジネスの世界からさらに宗教や法曹界にも入り込み、あらゆる手段を駆使して夫を犯罪者に仕立て上げ、有罪宣告を下させる。また人気ロマンス作家であったメアリに自分とボッボとの間の子供を押しつけるなどして彼女の執筆を阻み、その地位から引き摺り下ろすことにも成功する。一方でルースは仕事で得た資金を元手に、185センチ95キロ、みずから「人生というくじ引きで〝はずれ〟を引き当てた」（ウェルドン 1993、p.12）と表現するその容姿を、「美人」で「小柄で華奢」（8）なメアリと寸分違わぬものに改造するのである。[4] 数年を費やして全身にわたる大がかりな整形手術を施し、すでに亡きメアリに成り代わったルースは、犯罪者に仕立てられ、精神に破綻もきたしていたボッボを釈放させると、再びともに暮らし始める。

以上のようなあらすじを持つこの作品には、前項で概観した理論的見地を反映し、これまでに異なった解釈が提出されている。一方は主人公の身体に構造的な性の抑圧を読み取るもの、もう一方はさらにその転覆の可能性を見出そうとするものである。後者は前項にも挙げたデイヴィスによるものだが、そこに示される整形の主体的・認識的選択という捉え方を、ここではモーガンの指摘する整形選択のはらむ矛盾に照らし、再検討したい。それにより美容整形をエンパワーメントの契機と捉えるデイヴィスの主張を、再考の余地を残すものとして提示し直すことができると思われるためである。

『魔女と呼ばれて』についてなされていた従来の解釈は、社会における非対称なジェンダー関係を背景に、男性の幻想を女性主人公の身体上に具現した、いわゆるピグマリオン・ファンタジーというものである（Faulks 1998, p.48）。実際作品中でも、「彼［整形医］は彼女［ルース］のピグマリオンだ」（350）と述べられており、ここに主人公は、医師や夫に代表される男性に形作られた〈犠牲者としての女性〉の位置に留め置かれることになる。そもそもこの作品はひとりの男性をめぐって二人の女性が争いを繰り広げる構図において、その二人の容姿が極端に異なると設定することで、社会的な地位や経済状況、愛情関係と結びつく容姿こそが、女性を決定的に序列づけるものであることを端的に浮かび上がらせるよう意図している。主人公も自身の知恵と行動力を武器に社会的な成功は収めるものの、夫の愛情を愛

人から奪回することがかなわないことから、美容整形という手段に訴えることになる。一般に女性が外科的手続きに従うのは、「他の権力形態やエンパワーメントへのアクセスが余りに制限されすぎ、整形が見せかけの自己決定を経験できる主要な領域となっているため」(Morgan 2003, p.177）とされるが、「世の中を変えることはできないのだから、私自身を変えるのだ」(90、330）という主人公の決意の言も、容姿を権力獲得の手段として、規範に共謀せざるを得ない女性の状況を端的に表したものと理解できよう。

これに対し整形手術を受ける女性達は男性（社会）に一方的に形作られるのではなく、みずから「自身のピグマリオンに」なりたいのだとするのが、デイヴィスの意見である（Davis 1997, p.175)。「文化の麻薬の終焉」と名づけられた『魔女と呼ばれて』の作品評で、主人公の行為を自身の制御や理解を超えた社会的な力に盲目にされた文化の麻薬という観点から捉えるのではなく、その行為体も考慮に入れるべきだと主張する（Davis 1995, p.66)。つまり主人公の選択の能動性・認識性に重点を置いた見方であり、それは作品のサブテクストにも顕著に見て取れるとする。この作品はアンデルセンの『人魚姫』を下敷きとするが、両作品とも女性が美のシステムに服従し、男性の愛を勝ち得るために多大の苦痛を進んで受け入れる物語である一方、女性の企みと誤魔化しというサブテクストが隠されてもいると言うのである。デイヴィスによれば、主人公は決して整形が完全な解決と考えているわけではなく、構造的なジェンダー間の不平等を排除できない現状における窮余の策として、「少なくとも承知のうえで……選択した」のであり、人魚姫と同様、「ルールを知り、そのルールでゲームをした」のだとする(Davis 1995, p.66)。そうしてみれば先に挙げた主人公の言葉、「世の中を変えることはできないのだから、私自身を変えるのだ」(90、330）も、限られた状況下における、ジレンマに満ちた、しかし「少なくとも承知のうえでの選択」(Davis 1995, p.66）と、その意味を修正する必要が生じることになる。

しかし美容整形を「選択」すると言う場合、そこには矛盾が付随することも明らかにする必要があるだろう。整形を論じた著作の中でモーガンはまず、一見患者自身の選択と見えるものも実際には順応に過ぎず、美を競うために手術を受けるような女性達は「順応という選択」(Morgan 2003, p.172）をしているに過ぎないのだと指摘する。[5] メアリと全く同じ容姿を実現した主人公は作品中で、「平凡すぎ」(356)、「まるきり他の人と同じ」(366）と評される。そもそも「典型的な美人」(327)、「均整が取れすぎ、完全すぎる。……どんな女でもないことによって、彼女は理想の女たり得ている」(257）と言われるメアリの容貌は、男性の理想の具現と言ってもよく、彼女自身が整形を受けている可能性さえ、完全には否定しきれない。だとするなら、この作品が「女性を、当惑された犠牲者の位置に貶めることなく、美の規範を傷つける図を提供している」(Davis 1995, p.66）とするデイヴィスの評価に反し、ここに見られるのはむしろ果てしない規範の再生産ということになろう。つまり美容整形における「容姿の規格化」こそが問題とされているということである。さらにモーガンは、パリス神話を引くジョン・バージャー(John Berger）の論を引き、女性の美的想像の中には、実際の、または仮想の男性が住みついていることから、美の規範への従属は特に「強制的異性愛という規範へのより深い順応」(Morgan 2003, pp.172-3）を示唆するものであることも明らかにしている。ウェルドン作品には女性同性愛者が頻出し、それが社会の異性愛プロットの形や意味を改め、弱体化させる役割を果たしていると言われるが、この作品で主人公の同性愛の可能性が一旦示唆されながらも棄却され、異性愛のプロットに取って代わられる(Smith 2000, pp.125-6）のは、主人公の整形の選択を異性愛への順応と解釈することを可能にするものである。

そもそも選択という語自体、複雑な性質をはらむものであることをモーガンは指摘している。美容整形は他の医療介入とは異なる選択的なものであり、その患者達は理性的選択者と捉えられるが、これらの場合の「選択」という語は「選択の欠如というイデオロギー的なカムフラージュを促進する魅力的な役割を果たす」(Morgan 2003, p.174) ものであるとする。[6] つまり男性主導の社会で権力にアクセスしようとする限り、その選択は実質的に選択の余地のない「強制的任意性」(Morgan 2003, p.174) とも呼ぶべき性質を内包すると言うのである。またイデオロギー的な選択消去のダイナミクスとして、技術を通じての完成の達成へのプレッシャーや女性の身体の病理化があり、これらが強制として女性の選択に影響しているにもかかわらず、「選択、充足、解放の言語でカムフラージュされる」ことも明らかにしている (Morgan 2003, p.175)。

選択という概念のさらなる矛盾として、モーガンは身体の「植民地化への解放」の問題も挙げている (Morgan 2003, p.173)。美の達成には身体の意図的な搾取と変身がともなうが、ここで女性の身体は搾取されるべき対象とみなされること、また整形手術を受ける患者は所与のものの制約に抗議し、そこからの解放を求めているようでいて、「植民地化の権力形態に、より傷つきやすくなる危険に瀕している」ことに警告が発せられるべきだと言うのである。実際作品に示唆されるのも、「労働市場、結婚市場で不利に働いている」(223) 外見の不平等の積極的な解消に乗り出したものの、結局は自身の身体を譲り渡すことになった主人公にもたらされる複雑な状況である。作品を結ぶ一節の、「私は身長一八五センチの、足に縫いひだを入れた女」(390) というくだりはそれを端的に示す一例である。主人公がこの時点ですでに脚を切り詰め身長も低くなっていることを考えれば、この文章は前後半で相矛盾しているのだが、外見と自己の身体認識の間のこの著しい齟齬は、身体を規範に順応させるべき客体とみなすことで引き起こされる分裂・疎外の一面を表すものとも解釈されよう。そうだとすればこれは、整形手術を受ける者の目的がアイデンティティの調整にあり、手術の結果、外見と自己定義のかい離を軽減できたとするデイヴィスの報告とは相反する様相と言える (Davis 1997, p.175)。上の一節は手術にともなう身体的な負担に加え、その後に引き受けるべき精神的負担の重さを我々に印象づける箇所と言って良いだろう。さらにこの作品で看過されてはならないのは、主人公が敢えて他人と全く同じ容姿になるという皮肉な設定であり、そこに形成される主体が矛盾をはらんだものになると予想されることである。しかしこの点に関する言及を避け、主人公が単に「美しい女性に」(Davis 1995, p.65) 変身したとのみ記述することで、整形という選択を規範やジェンダー関係の転覆をもたらす可能性を持つものとして肯定しようとするデイヴィスには、この作品が提示する設定を敢えて単純化し、整形の負の側面を直視することを避けようとする傾向を指摘できるのではないだろうか。

美容整形における選択が実質的には選択とは程遠い、危険にも満ちたものであることを、モーガンの論に沿い上に見てきた。整形という選択は解放のレトリックで語られようとも、それは現実には「支配的な文化に影響された者のための変身」(Morgan 2003, p.173) であるとされる。つまり整形患者たちが行なう変身はあくまでも支配者側のためのものであり、それは結果的に自身を支配的な言説に再回収させることにもつながっているのである。作品の主人公を大がかりな手術に駆り立てたのは、「肉体の中に捕われ」ている (9) という思いだったわけだが、当初の案に反し、整形は彼女を新たに肉体に封じ込める契機となったのである。

3．美容整形のはらむ問題――作品の構成と結末（エンディング）の考察から

美容整形を「男女間の権力闘争における手段」としたデイヴィスの見方に従えば、『魔女と呼ばれて』のルースは「勝利を収める、つまりは性の闘争において上位に抜け出る女性主人公」（Davis 1995, p.66）ということになる。彼女がボッボとの関係において以前より優位な位置に立ち、より支配力を強めたことは否定できず、ここに整形は権力の獲得や解放の言説の中で肯定的に捉えられ、この作品自体ある種のサクセス・ストーリーとさえなり得る。しかし前項に見たモーガンの指摘にも見られるように、整形という主人公の選択は、必ずしも可能性だけをもたらすものとして一面的に捉えられるべきでないことも明らかである。ここではさらに作品の構成と結末を検証することにより、デイヴィスの解釈に疑問を投げかけるとともに、美容整形の諸問題を論じたい。

この作品が美容整形を女性の解放の契機として描いているのではないことは、その構成からたどることが可能である。作品の前半で主人公は性別役割分業を基盤にした近代的家族というシステムから自立し、特別な能力や技能も持たない状態からビジネスの世界での成功へと駆け上がる。さらには裁判官や聖職者など、「男が締め出している……権力の世界」（189）にも入り込み、そこで得た知識をもとに夫への復讐を画策する。この経緯が快進撃として読者に大いに痛快感をもたらすのは、彼女が自身を抑圧してきた社会の権力機構の欺瞞を暴き、時にそれを根底から揺るがすからである。しかし巨大な資金を手にした後、彼女が着手するのが美容整形であることが明らかになると、作品のトーンは一転複雑な様相を帯びてくる。全身にわたる手術は四肢の短縮さえ含むため、数年にわたり断続的になされねばならず、施術の内容や後遺症の描写は凄惨を極める。前項に述べた通り精神に与える影響も深刻で、これらが作品に暗い影を落とすようになる。

このようなトーンの変化は、先にこの作品の異性愛への傾倒を示したスミスの指摘するところでもある。スミスによれば、同性愛関係にあった女性看護士との別離を機に、主人公の性格づけには変化が生じるという。あらゆる否定的な家父長的資質の具現である夫への復讐が読者の共感を誘うのに対し、ロマンスという虚構を通じた異性愛的な自己奴隷化の具現であるメアリへの変身の欲望を契機に、主人公は「自己破壊的な様相」を呈するようになると言うのである（Smith 2000, pp.139-40）。そして彼女が自身の認識を超えたところでそのような自滅の道を歩む引き金となるのが整形手術に他ならないことに読者も物語の展開とともに否応なく気づかされるよう、この作品は構成されているのである。

当初、「私を縛っている鎖、習慣や習わしや性的渇望という鎖を私は捨てる」（258）として、「女から、女に非ざる者への変身」（259）を果たすとした主人公の誓いは、家父長的な価値基準やキリスト教に基づく倫理観を捨て去り、神に代わり自己の再創造にさえ越権する女悪魔になる決意を述べたものと理解できる。しかし整形手術を受けることで規範を再生産し、異性愛への順応を露呈した彼女の姿は、まさしく異性愛の文脈における「女」そのものへの回帰だったということにもなる。つまり彼女はデイヴィスの言うような「性の闘争において上位に抜け出る女性主人公」（Davis 1995, p.66）ではなく、むしろ異性愛を基盤とした権力構造内から決して逃れることのできない一女性に過ぎなかったのである。それはルースという名が、理想的な嫁であった旧約聖書のルツ、つまり家父長のもとに形成される家族における駒を想起させることとも無縁ではないだろう。そして異性愛における女への再回収の契機となったのは、言うまでもなく美容整形なのである。

主人公がこうして異性愛の枠組に再び取り込まれることになった要因のひとつに、美というものの二面的な性質を挙げることができよう。美を政治性の観点から分析したロビン・トルマック・ラコフ（Robin Tolmack Lakoff）らは、それが「女性の持つ政治的道具……であるという点でも政治的である」とする。美とはある種の力でありながら、「女性たちは容貌という圧力……によって管理され、同時に権力を抑えられ」てもいる、アンビヴァレントな性質を持つと言うのである。つまり美とはそもそもその承認を、見る人に依存する性質のものであり、しかもその判断が社会において権力を有する者たちに委ねられる以上、客体としての位置に留まらざるを得ないという意味で、所詮「弱者の力」に過ぎないということである（Lakoff and Scherr 1984, p.20）。また美とは一旦獲得されたところで、それを長期にわたって保持することのできない移ろいやすい性質のものでもある。美をそなえた女性達は美のこのような性質に依存していることを自ずと表明してしまうため、「そのような女性たちを私たちは本気に受け取らない」のみならず、美を持つ女性自身さえ、「自分たちを本気に受け取らない」（Lakoff and Scherr 1984, p.154）ということになる。

さらにラコフらはこの、美が力であるという逆説に人を引きずり込むのが恋愛物語であることも指摘しており（Lakoff and Scherr 1984, p.20）、それがこの作品で主人公を美や異性愛のシステムに取り込む遠因として用いられている点も見逃すことはできない。[7] メアリがロマンス作家であり、主人公もかつてその作品の読者であったという設定は、異性愛の物語を通じ美の言説がいかに巧妙に組織化されるか、またそうした物語の消費ばかりでなく生産までをも女性が担っている皮肉を描くものである。しかしこのようなロマンスの言説自体、じつは虚構に過ぎないことは、メアリがボッボとの関係を深めるにつれ執筆が困難になるという設定にも示唆される。女性が隷属状態に置かれる異性愛構造の現実を身をもって知るにつけ、自身の手がけてきたロマンスがいかに空疎なものであったかに直面せざるを得なかったためである。また、「［メアリ・フィッシャーは］暗闇に新しい光線を投げかけた。それは人を欺く光だ」（292）と言うように、主人公自身も反面の真実でしかない物語を世に送り出すことの罪や、異性愛、結婚という制度そのものへの懐疑を次第に深めていく。

そして、主人公がメアリの死後その作風を模した作品を著し、それを出版社に受け入れられ、「彼女も別にそうたいした女じゃなかったのだ」（390）と感想をもらすに至り、作者と読者として階層づけられていたかに見えた主人公とメアリとの関係は、完全に瓦解する。ロマンス小説の虚構的な性質が明白となり、二人はともにそのロマンスの言説の犠牲者であることが判明したためである。またロマンス小説のヒロインに不可欠な要素であった美にしても、これまでに見てきたように、所詮、男性社会の理想に基づいた実現困難な虚構に過ぎなかった。美とそれによってもたらされる社会的な地位、経済状況、愛情関係を基準に、女性間に存在するように思われた序列化も結局あってなきがごときものであることに思い至った時、自身とメアリを「有（も）てる人……有たざる人」（7、8）とした当初の位置づけは、一切無効化されたことになる。そうなってみれば、そもそも主人公の整形の動機であったメアリへの復讐自体が意味合いを欠いた虚しいものになることは避けられず、しかしそれが明らかになるのはようやくこの物語の結末、整形手術を含む長い復讐劇を終えた後においてなのである。作品を締めくくる一文、「道化まつりの夢のあと、鳴りやんで見れば風ばかり」（390）は、物語を通じて巧妙に刷り込まれた美の力を、現実には強制であるとも思い至らず、選択というまやかしに惑わされ追求したという事実の虚ろさが、最後にあからさまになる皮肉な状況を表している。主人公が「社会的・経済的力関係から自由になりながら、その自由を経済的抑圧と同じくらい効果的に彼女を圧するロマンス神話の追求に使ってし

まうヒロイン」（Waugh 1989, p.190）と評されるのもその故である。

このような結末において、主人公の変身を「醜いアヒルの子」（16）からの解放と手放しで讃えることは困難であり、むしろ一見打開策であるかに見えた整形が、従来の社会構造の再強化に帰結したという意味で、この作品は「美容整形の暗いディストピア」（Gilman 1999, p.317）を描いたものとする方が妥当であろう。[8] 整形が「解決」となるのも、ジェンダー間の権力関係が逆転するのも、デイヴィス自身も控えめに認めているように、「せいぜい一時的なもの」に過ぎないのである（Davis 1995, pp.65-66）。

美を前提にした女性のアイデンティティを強要する「美の神話」の概念を打ち立てたナオミ・ウルフ（Naomi Wolf）は、社会は女性を長らく病気と定義づけてきたとしたスーザン・ソンタグ（Susan Sontag）の指摘と同様、現代の「美容整形時代」も、社会が自らの統制に従わせるための「文化の陰謀」、「社会的虚構」であると断じた（Wolf 1991, pp.15, 220）。つまり、いまや「規範になりつつある」（Morgan 2003, p.165）とされる美容整形の隆盛という事象も、けっして単なる個人的な欲望・実践の集積ではあり得ず、ジェンダーに基づいた権力の構図がつくりだしている現象ということである。[9] そして個人が文化として強制される身体規範に順応することは、結果として性の権力関係を再形成するとともに、その構造的な歪みが個々の女性の心身に及ぼす重大な負担をも引き受けねばならないことを意味することは、作品に如実に描かれていた通りである。

文学作品は、そこに描かれた身体のイデオロギーの描写を通し、当時の人々の考える女らしさを示す点で意義深いと考えられる。この作品が発表された1980年代を、女性が自立的な存在として扱われる反面、出産、育児等には依然として責任を負わされる時代だったと総括するなら（Evans 1997, pp.30-32）、ここに論じた作品の主人公の身体はまさしく当時の女性の置かれた状況を物語っていると言えよう。つまり作品前半では制度的な下地がある程度整っているなかで社会進出の快進撃を達成するものの、後半で私的領域における後退を余儀なくされるという対照が、美容整形という身体表象を通じ効果的に描かれている点においてである。ウルフの「美の神話」について吉澤夏子は、美を女性に不可欠なものとする言説は女性が解放されたかに見える現代社会においてこそ強化される、S・ファルーディ（Susan Faludi）の「バックラッシュ」そのものであると指摘したが（吉澤 1997、p.230）、ウェルドンの作品はそうした80年代の時代性を如実に表していると言えよう。

美容整形は「身体に対する現代的な姿勢における有力な力」になった（Gilman 1999, p.5）とされ、ともすれば解放の言説において論じられる風潮の中で、エリザベス・ハイケン（Elizabeth Haiken）はマイケル・ジャクソン（Michael Jackson）の例を引き合いに出しながら、整形の抱える問題を提起した（Haiken 1997, p.11）。自己の再創造の一手段としての整形という考え方に人々の感覚が余りに慣らされてしまっている現在、彼のように大幅に外見的修正を施していると考えられている例を通してしてしかこの問題は喚起できないためであるという。ウェルドンの作品が、他人と寸分違わぬ容姿を四肢を短縮してまで実現するという、現在の医療技術では実現不可能と思われる物語をファンタジーという形式で描くのも、そうしなければ提起できない美容整形の暴力的とも言える心身への作用を我々に突きつける意図から生まれたものと理解できよう。

整形手術を受けるという選択に否定的な見解を打ち出したモーガンは、しかしなお、「今日我々は牢獄として機能する人工的身体をもった新種の女性の怪物を作り出しているのか、それとも女性の美容整形は選択の解放的領域を表しているのか」（Morgan 2003, p.170）と問う。デイヴィスの論にも充分に表さ

れているように、整形によりもたらされる結果は両価値的なものとも言える。女性の生きた身体経験を否定することはできず、そこにエンパワーメントの契機を見出すことも不可能ではないのかもしれない。この作品で挙げるとするなら、手術を通じ現代のテクノロジーを駆使した人工的な身体を実現させたという意味で、主人公の身体は自然な身体の概念を内部崩壊させ、またポストモダン的アイデンティティを表すサイボーグとなる可能性を今後に示唆してもいよう。また作品前半の彼女の圧倒的な存在感をともなった肥満した身体を、その逸脱的性質において「力の源泉」（Sceats 2000, p.91）と捉えるならば、フィクションの女性主人公の造形としては稀有な例と見なすこともできるかもしれない。手術とダイエットにより彼女が作品後半には痩身となったことで、社会の支配的言説に再回収されたものとしてこの可能性には否定的な見解を導いたが、上のモーガンの問いは、美容整形がいっそう一般化すると考えられる今後も、なお繰り返されていくと考えられる。医療や科学技術の加速度的な進歩にともない、我々の身体を取り巻く環境は日々変化しつつある。美容整形がもたらすジェンダー規範の強化と攪乱性をめぐる状況にも、さらに新たな局面が立ち現れるのかもしれない。我々はこれからもこの問題を注視し、検討を重ねていく必要があるだろう。

（はなぶさ・みゆき／お茶の水女子大学人間文化研究科博士後期課程）

掲載決定日：2005（平成17）年12月12日

注

1　アメリカの美容整形の施術数は、80年、90年代を通じて増加の一途をたどっている。こうした傾向は「美容整形のグローバル化」の様相も見せており、例えばイギリスでもアメリカと同様の「『美容整形』文化」に移行することは明白とされる（Gilman 1999, pp.3-6, 32, 343-4）。またアメリカにおける美容外科産業の成長については、Wolf 2002, pp.17, 232 に触れられている。

2　アメリカにおける整形手術患者の男女比は、1988年までの段階で13対87、1996年時点では11対89と、いずれも圧倒的に女性の割合が勝っている（Wolf 2002, p.218; Gilman 1999, p.35）。身体変形が社会における権力との関係から特に女性に求められるようになった歴史的な経緯などについては、Davis 1995, p.39、Lakoff and Scherr 1984, p.160 参照。

3　デイヴィスが実地調査の対象としたのは審査を経て保険が適用されるような整形患者のケースであり、「ある状況下において」（Davis 1995, p.181）、「特定の女性には」（Davis 1995, p.5）整形が最善の策であると言う際に想定している条件も再確認される必要があるだろう。

4　以下の本書からの引用文は邦訳書を用い、頁数のみを括弧内に記す。

5　自己決定、選択としての美容整形という考え方に対する同様の批判はボルドーにも共通する。彼女はシェール（Cher）の整形の例を挙げ、それが抵抗ではなく規範化であるにも拘らず創造的行為とすりかえるからくりがあり、また整形により術前の容姿が矯正されるべき欠点として構築されてしまう危険性もあることを指摘している（Bordo 1993a, p.19; 1993b, pp.196-7）。

6　またモーガンは美容整形（“cosmetic surgery”）という言葉自体、一時的なものではなく永続的であり、長期にわたる苦痛をともなうという点で、化粧とは似てあらざるものである事実を覆い隠していることも指摘している（Morgan 2003, p.174）。

7　この作品においてロマンス小説が女性の感情的な搾取の役割を果していることは、ピラー・ヒダルゴ（Pillar Hidalgo）にも述べられている。ロマンス小説では恋愛が女性の人生における最高の善として描かれ、その恋愛は身体的魅力を持つ者のものであるため、女性に美を強制することになるのだと言う（Hidalgo 1993, p.296）。

8　この作品が『人魚姫』と同様、『醜いアヒルの子』を下敷きにしていることは明白だが、美しい白鳥に変身する醜い

アヒルの子の妖精物語に対し、この作品が「残酷にも醜い女性の自己敗退」、「最終的には［男性支配の社会の価値を］内在化し、肉体的変身の陰惨なプロセスを遂げる」ものとする解釈は、ヒダルゴにも見られる（Hidalgo 1993, p. 295）。

9　こうした美容整形の興隆の背景に美容産業の戦略やメディアの影響があることはしばしば論じられるところである。ウルフは美容産業が美の指標を上げることで女性の自己認識を歪曲し、自己嫌悪を増大させ、感覚を麻痺させる、「脅しのメカニズム」を導入していることを指摘している（Wolf 2002, pp.232, 251）。またイメージの大量複写と拡散においてメディアが果たす役割や、コマーシャリズムについては、Lakoff and Scherr 1984, 4章、Bordo 1993a, p.25参照。

参考文献

小野俊太郎『ピグマリオン・コンプレックス――プリティ・ウーマンの系譜』ありな書房、1997年。

吉澤夏子『女であることの希望――ラディカル・フェミニズムの向こう側』、勁草書房、1997年。

――――.「美という評価基準――心の中の問題」*Queer Japan,* vol. 3, 勁草書房、2000年。

Bordo, Susan. “The Body and the Reproduction of Femininity: A Feminist Appropriation of Foucault.” In Alison M. Jaggar and Susan Bordo eds. *Gender / Body / Knowledge: Feminist Reconstructions of Being and Knowing*. New Jersey: Rutgers U. P., 1989, 13–33.

――――. *Unbearable Weight: Feminism, Western Culture, and the Body*. Berkley: University of California Press, 1993a.

――――. “Feminism, Foucault and the Politics of the Body.” In Caroline Ramazanoglu ed. *Up Against Foucault: Exploration of Some Tensions Between Foucault and Feminism*. London and New York: Routledge, 1993b. 179–202.

Chapkis, Wendy. *Beauty Secrets: Women and the Politics of Appearance*. Boston: South End Press, 1986.

Conde, Mary. “Fat Women and Food.” In Sue Vice, Matthew Campbell and Tim Armstrong eds. *Beyond the Pleasure Dome: Writing and Addiction from the Romantics*. Sheffield: Sheffield Academic Press, 1994. 124–131.

Davis, Kathy, ed. *Reshaping the Female Body: The Dilemma of Cosmetic Surgery*. New York and London: Routledge, 1995.

――――. *Embodied Practices: Feminist Perspectives on the Body*. London, California and New Delhi: Sage Publications, 1997.

Diamond, Irene, and Lee Quinby, eds. *Feminism and Foucault: Reflections on Resistance*. Boston: Northeastern University Press, 1988.

Evans, Mary. *Introducing Contemporary Feminist Thought*. Cambridge: Polity Press, 1997.

Faulks, Lana. *Fay Weldon*. New York: Twayne Publishers, London: Prentice Hall International, 1998.

Gilman, Sander L. *Making the Body Beautiful: A Cultural History of Aesthetic Surgery*. Princeton and Oxford: Princeton University Press, 1999.

Haiken, Elizabeth. *Venus Envy: A History of Cosmetic Surgery*. Baltimore: The John Hopkins University Press, 1997.（エリザベス・ハイケン『プラスチック・ビューティ――美容整形の文化史』野中邦子訳、平凡社、1999年）。

Hidalgo, Pillar. “The Female Body Politic: From Victimization to Empowerment.” In Robert Clark and Piero Boitani eds. *English Studies in Transition: Papers from the ESSE Inaugral Conference*. London and New York: Routledge, 1993. 289–305.

Lakoff, Robin Tolmach, and Raquel L. Scherr. *Face Value: The Politics of Beauty*. Boston: Routledge and Kegan Paul, 1984.（ロビン・トルマック・ラコフ、ラクェル・L・シェール『フェイス・ヴァリュー――美の政治学』南博訳、ポーラ文化研究所、1988年）。

Morgan, Kathryn Paulty. "Women and the Knife: Cosmetic Surgery and the Colonization of Women's Bodies." In Rose Weitz ed. *The Politics of Women's Bodies: Sexuality, Appearance, and Behavior*. 2nd ed. Oxford: Oxford University Press, 2003. 164-183.

Price, Janet, and Margrit Schildrick, eds. *Feminist Theory and the Body: A Reader*. New York: Routledge, 1999.

Sceats, Sarah. *Food, Consumption and the Body in Contemporary Women's Fiction*. Cambridge: Cambridge University Press, 2000.

Smith, Dorothy E. *Texts, Facts, and Femininity: Exploring the Relation of Ruling*. London and New York: Routledge, 1990.

Smith, Juliana Patricia. "Women Like Us Must Learn to Stick Together: Lesbians in the Novels of Fay Weldon." In Abby H. P. Werlock ed. *British Women Writing Fiction*. Alabama: University of Alabama Press, 2000. 125-147.

Waugh, Patricia. *Feminine Fiction: Revisiting the Postmodern*. New York: Routledge, 1989.

Weldon, Fay. *The Life and Loves of a She-Devil*. New York: Ballantine Books, 1983.（フェイ・ウェルドン『魔女と呼ばれて』森沢麻里訳、集英社文庫、1993年）。

Wolf, Naomi. *The Beauty Myth: How Images of Beauty Are Used Against Women*. New York: Harper Collins, 2002. orig. 1991.（『女たちの見えない敵　美の陰謀』曽田和子訳、ティビーエスブリタニカ、1994年）。

Young, Iris Marion. *Justice and the Politics of Difference*. New Jersey: Princeton University Press, 1990a.

————. *Throwing Like a Girl and Other Essays in Feminist Philosophy and Social Theory*. Bloomington and Indianapolis: Indiana University Press, 1990b.

1920年代、京都市小学校女性教員における産休・勤務能率問題

齋藤　慶子

I will discuss how politically Kyoto City Administration controlled the coexisting of the vocation and home management of married female teachers in elementary schools. Especially I explore these issues by focusing upon the treatments of Kyoto City Administration for married female teachers' maternity leaves and their working efficiency in the 1920s.

At first, I precisely analyze the articles of the newspaper, *Kyoto Hinode Shinbun* which reported the movement of married female teachers' demands and movements about their maternity leaves and working efficiency in Kyoto City.

Secondly I analyze *The Survey on Elementary Female Teachers* in which Kyoto City Administration surveyed the situations of female teachers' maternity leaves and the working efficiency in the 1920s. From this research, I could get the facts of married female teachers' maternity leaves and working efficiency in *The Survey on Elementary female Teachers,* and that The Association of Elementary Female Teachers held by Kyoto City Administration had demands on the coexisting of the vocation and home management, while Kyoto City Administration insufficiently responded to their demands.

Consequently I will prove that this response of Kyoto City Administration comes from "Gakku Sei"—the system of school districts in Kyoto City, and the educational finance in Kyoto City.

キーワード：有夫女性教員問題、産前産後休暇、勤務能率問題、部分勤務制、母性

はじめに

1910年代から20年代にかけて、小学校女性教員の増加[1]に伴い、職業と家庭の両立問題は、女性教員だけでなく行政側にとっても深刻な問題となっていた。この問題は、「母性」を保護するという論点と、地位向上・男女平等を実現するという論点が複雑に絡み合いながら議論されたものであり、これらの論点の折り合いをいかにつけるかという議論が「母性」を軸に展開されていた[2]。

第１回全国小学校女教員会議は、女性教員の増加に伴って、1916年に帝国教育会が行った「女教員問題に関する調査[3]」の継続事業として、1917年10月20日から３日間、帝国教育会講堂で開催された。男女教員数割合、女性教員担当科目、女性教員の長所短所等について男性が行った調査を、女性教員自身がどう認識しているかを論じ合い、教育の向上を狙うことが開催の目的であった。こうした帝国教育会の女性教員に対する動向に合わせて、全国各地域の小学校女性教員会の開催・組織化が、1917年から1920

年前後の間に行われた（川合・佐藤・新井 1980）。本稿で焦点を当てる京都市では、京都市主催により1920年10月に京都市小学校女教員協議会が開催され、同年12月には京都市女教員会が京都市役所内に設立されている[4]。

このような経緯を辿って開催・組織化された各地域の女性教員会では、有夫女性教員問題をどのように扱っていたのか。小学校女性教員に関する先行研究[5]では、職業と家庭の両立問題を第1回全国小学校女教員会義から第7回全国小学校女教員大会（以下、全国大会と記す）まで継続審議された議題とし、議論のピークと到達点を部分勤務制[6]が審議・可決された第6回全国大会（1926年）から第7回全国大会（1927年）であると捉えている（木戸 1968，深谷・深谷 1971，一番ケ瀬 1975，川合・佐藤・新井 1980，新井 1982）。しかし、本稿では、職業と家庭の両立問題は、全国大会で継続審議された議案とは必ずしもいえないと考える。第1回全国会議で審議未了のまま持越された後、第2回全国大会で第3号議案「有夫女教師が主婦としての任務と女教師としての任務を如何に調和せしむべきか」が勤務時間削減を盛り込まずに可決され、その後は第3回から第5回全国大会まで影を潜める。第5回全国大会での第4号議案「女教員の家庭生活を簡単ならしむる方如何」について、新井は有夫女性教員問題の変形と捉えている。しかし、可決された調査報告案は、生活改善運動の影響を受け、女性教員の家庭生活の過ごし方のみの言及に留まるものであり、有夫女性教員問題の中心的争点であった勤務時間の削減、家庭や学校への理解を求める項目は盛り込まれていない。したがって、有夫女性教員問題と同列に扱うことはできないと考える。

また、第6回全国大会で帝国教育会から部分勤務制問題として再度提出された有夫女性教員問題に関する議案は、各地域の女性教員会の動向と連動した議案ではなかったと考える。各地域の女性教員会では、1920年前後に、有夫女性教員の職業と家庭の両立問題を集中的に議論し、その後は積極的に扱っていない[7]。各地域の議論の時期が1920年前後に集中している要因としては、有夫女性教員問題に関わる議論の後に、各道府県が産休を制定あるいは延長し、さらに1922年9月18日、文部省訓令第18号により「分娩予定日前二週間」と「分娩後六週間」の休養を認めることを道府県に求めたことが挙げられる。だが、産休期間が制定されても代替教員に関する制度が確立していない状況では、小学校女性教員が産前休暇を取ることはほぼ不可能であり、産後休暇も6週間取得することは困難であった。まして、有夫女性教員の職業と家庭の両立問題は、育児休暇のような実質的な解決の糸口すら定められていない状況である。それにもかかわらず、なぜ、各地域の女性教員研究大会および女性教員会は有夫女性教員問題を積極的に議論しなくなったのか。本稿は、その背景を、小学校女性教員の産休・勤務能率をめぐる行政側の対応のなかにみていくものである。

そこで本稿では、1910～1920年代の京都市に焦点をあて、「母性」を保護するという論点と地位向上・男女平等という論点とがどのような枠組みで議論されたかということと、小学校女性教員の産休[8]・勤務能率[9]をめぐる行政側の対応を分析する。そして、女性教員組織における平等要求が、行政側の論理へと吸収・馴化されていく過程を明らかにしていく。具体的には、1920年前後に京都市の小学校女性教員がおかれていた状況を、『京都市小学校女性教員ニ関スル調査』および『京都市統計書』から把握し、そうした状況と当時京都市が抱えていた学区制問題、財政問題、市域拡張問題とがどのように対応していたのかを検討していく。その上で、京都市が執った小学校女性教員への対応策が、女性教員の地位を低いままに押しとどめ、職業と家庭の両立問題さえも行政側の論理に吸収・馴化されてしまう結果となった過程を考察する。

１．第１回京都府女教員研究大会での勤務能率問題に関する議論

表１　産休・勤務能率問題（有夫女性教員問題）に関する議案対応表

<table>
<tr><th>第二回全国小学校女教員大会（1920．10．19～23）</th><th colspan="2">第一回京都府女教員研究大会（1920．10．18～19）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">第３号議案「有夫女教員が主婦としての任務と女教員としての任務を如何に調和せしむべきか」
⇨一、自覚　１．職務に対する自覚　２．境遇に対する自覚
二、要求　１．学校に対して
㈠　有夫女教員をして本領を発揮すべき地位に立たしむること
イ．受持学年について
ロ．受持教科について
ハ．担任事務につきて
㈡　学校長及職員相互の理解を必要とす
イ．妊娠中及産後に対して
ロ．授乳につきて
２．家庭に対して　㈠　家庭の理解
３．社会に対して　㈠　社会理解</td><td colspan="2">第１協議題「女教員の勤務能率を進むる最も適切なる方法」</td></tr>
<tr><td>精神方面</td><td>①職務に対して自覚すること
②従来の陋習を打破すること
③女教員の特性を発揮すること
④女教員の短所を補ふこと</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第５号議案「女教員の産前産後の休養は何週間を適当とすべきや且之が実行方法如何」
⇨「Ａ産前産後を通じて凡そ八週間を適当と本案に対して求めたる医師の意見と多く経験者の実際状態徴したるものなり」</td><td>身体方面</td><td>①体力の増進を計ること</td></tr>
<tr><td>環境方面</td><td>①社会改良
②家庭改良
③女教員に対する当事者の理解と同情
④産前産後の休養を十分に与えられたし
⑤女教員の待遇を高めること</td></tr>
<tr><td>女教員養成機関の改良方面</td><td>①現今の女教員は粗製濫造の嫌あり
②師範入学の試験の際人物試験に重きを置くこと
③師範修業年限を五ヶ年に延長すること
④師範入学程度を男女同一にすること
⑤女教員学力補習講習会（短期長期共に）
⑥女教員会を組織して相互研鑽すること
（府には府の女教員会郡市には郡市の女教員会）</td></tr>
</table>

第１回京都府女教員研究大会（以下、京都府大会と記す）は、1920年10月18、19日、京都府立女子師範学校主催により、同校講堂で開催された。府下各郡市から選抜された女性教員60名、来賓として森田京都府地方視学、大野京都市視学、男子師範附属主事、吉木紀伊郡視学、高橋久世郡視学、河合葛野郡視学その他数名が出席し、女子師範附属小学校主事小森義宥を議長として開会した[10]。協議題として、「１．女教員の勤務能率を進むるに最も適切なる方法　２．小学校における女児訓育法　３．家事教科書の教材に如何なる取捨を加ふべきか又家事教授上如何なる事項を実習せしむべきか」が提出された。産休問題および有夫女性教員問題は、女性教員の勤務能率を取りあげた第１協議題に含まれている。第一回京都府大会では、第１協議題が最も注目を集め、２日間とも議論百出したと報じられた[11]。

初日、女性教員の勤務能率に関する意見印刷物が、女子師範学校により配布された[12]。これは、女子師範学校が、愛宕、天田、加佐、京都市、紀伊、宇治の各郡市および両師範附属から提出された意見をまとめ作成したものである。議論は、この配布物を参考に進められた。小郷ひさ子（京都市・永松校）は、議論冒頭で次のように発言している。

> 女子は先天的に決して男子に劣ったものではない。……今や女子も男子同様、鮮明にして強い重くて尊い責務を自覚した。男子が国家社会の責任者であるなら女子も亦然り。豈、男女の区別あらんや。女教員にも椅子を与へよ[13]。

女性教員も男性教員同様に「国家社会の責任者」であるので、男女の区別なく男性教員と同等の地位を与えられるべきであるという意見である。地位向上・男女平等を求めるこの意見には、女性教員の存在価値を「母性」に置く論理は全く持ち込まれていない。あくまでも、「母性」とは別のところで地位向

上・男女平等を求める議論枠組みがとられている。第１協議題は初日の議論の末[14]、議長により10名の委員[15]が指名され委員附託となり、翌19日に要項が発表され可決される。

委員討議の結果提出された「女教員の勤務能率を進むるに最も適切なる方法」の要項は、「精神方面」「身体方面」「環境方面」「女教員養成機関の改良方面」の４つの大項目からなる[16]。そのうち、「環境方面」で「④産前産後の休養を充分に与えられたし」として産休期間の延長を求め、さらに同項目のなかで「②家庭改良　③女教員に対する当事者の理解と同情」を掲げ有夫女性教員の職業と家庭の両立問題を大枠で扱っている。

これらの項目は、第２回全国大会での第３号議案「有夫女教師が主婦としての任務と女教師としての任務を如何に調和せしむべきか[17]」と多くの共通点をもつ。まず、第１回京都府大会での「精神方面」は、第２回全国大会で第3号議案調査報告「一、自覚」および「二、要求　１．学校に対して　㈠有夫女教員をして本領を発揮すべき地位に立たしむること」に該当する。ともに、職務への自覚を促し、女性教員自らの長所・短所を自覚することで、女性教員としての特性を適材適所（受持学年・受持教科・担任事務）で発揮することを唱えている。

また、第１回京都府大会での「環境方面」の項目は、第２回全国大会の第３号議案調査報告「二、要求　１．学校に対して　㈡学校長及職員相互の理解を必要とす　２．家庭に対して　３．社会に対して」および第５号議案調査報告と重なる。第１回京都府大会の要項では、産休期間を定めることはなく、また具体的に妊娠・授乳に対する配慮を求める項目もない。しかし、第１回京都府大会においても第２回全国大会においても、女性教員の境遇に対して学校職員や家庭や社会に対して理解を求め、産休と有夫女性教員への配慮の必要性を訴えている点は共通している。さらに、両者とも、可決案に勤務時間に関する項目を含んでいないことを指摘することができる。つまり、女性教員自身に対し「自覚」を促す項目を含みつつも、勤務時間削減、授乳施設の設置などの具体的な解決方法を示すことなく、女性教員の職業と家庭の両立問題の解決を目指そうとしたのだ。

こうした共通点をもつ一方で、第１回京都府大会での第１協議題可決案には、地位向上・男女平等を目指す項目が含まれている点で、第２回全国大会との違いを見出すことができる。「環境方面　⑤女教員の待遇を高める事」と「女教員養成機関の改良方面」は、講習会開催と女性教員会の組織化に関する項目である。こうした地位向上・男女平等を目指す項目は、第１協議題の議論冒頭で地位向上を求める姿勢を明確に示した小郷ひさ子の発言の趣旨と合致するものである。

したがって、第１回京都府大会で議論された女性教員の「勤務能率」には、有夫女性教員の職業と家庭の両立と、女性教員の地位向上・男女平等の２つの論点が含まれていたといえる。その上で、有夫女性教員の職業と家庭の両立に関しては授乳・育児等への具体的な配慮や勤務時間削減等の言及を行っていないことを考えると、京都府での女性教員の勤務能率に関する議論は、地位向上・男女平等の論点に傾斜していたと見ることができる。

続く第２回京都府女教員研究大会（1922年１月20、21日開催）では、女性教員の勤務能率に関する議題は提出されない。しかし、毛利かつ子（京都市・永松校）は、「共同共栄の必要」として次のように述べている。

> 男子は宅にあつて新聞を見てゐる位だが女子は其間に炊事も裁縫も掃除も洗濯もせなくてはならぬ。之は互に良く理解して女が炊事をする間男子は庭を掃くとか子どもの守をするとかしてお互に共同

的生活をなして共栄気分を味はふ様にせなくてはならぬ、而して学校に於ても男女が共同共栄でなくてはならぬ[18]

毛利は、職場においても家庭においても男女は平等であると主張している。谷口タケヲ（京都市・生祥校）は、この毛利の主張に対し、職業上の同権の必要は認めながらも、家庭内での「男女同権」に関して異を唱える。

職業上は男女同権だが之を以て直ちに家庭も男女同権なりと振廻ならば家庭の平和を破る近時離婚の甚だ多きは同権かぶれした結果の増徴ではあるまいか。此際女教員は良く心し学校にては男教師と同様であるが家庭に於ては主婦であり嫁であり妻である事を忘れてはならぬ[19]

谷口の発言は、家庭内での男女平等には否定的であり、毛利と比べると男女平等それ自体に対して消極的であるといえる。しかし、「学校にては男教師と同様であるが家庭に於ては主婦であり嫁であり妻である」という発言からは、女性教員の教員としての職務と、家庭内での立場とを切り離して捉えていることが窺える。また、この発言では、女性教員の職場での主婦役割は想定されていない。したがって、谷口の発言にも、職場での男女平等に対する強い意志が窺える。一方で、第2回京都府大会では、職業と家庭の両立に関する協議題も提出されず、具体的な対応策の議論が展開された形跡もない。

ここで発言を採り上げた毛利や谷口は、京都市女教員会でも中心的な役割を果し、全国小学校女教員大会へも京都市の代表として何回も出席している。したがって、京都府大会でも大きな発言力を持っていたと考えられる。毛利や谷口による職業上の男女平等に関するこうした発言は、京都府大会での女性教員の勤務能率に関する議論が、地位向上・男女平等へ傾斜していたことを示すものであると考える。

第1回京都府大会の動きを受けて、1920年10月21日、京都市主催により京都市女教員協議会が開催される。しかし、そこで交わされた女性教員の勤務能率に関する議論は、京都府大会での議論と異なり、産休・授乳・生理に対する配慮を積極的に求め、「母性」保護の観点が強く押し出されていた。

2．京都市における女性教員の勤務能率問題――京都市小学校女教員協議会での議論から――

1920年10月21日、京都市小学校女教員協議会が、京都市主催により開催された。「女教員は職務の外家庭に於ける任務を二重に負へる感あり。之に対する所感、希望対応策[20]」を協議することが、協議会開催の目的であった。これは、第1回京都府女教員研究大会での「女教員養成機関の改良方面」の決議中「市及び郡でも女教員会を組織して研究の発表意見を交換する事」を受けての動きである。京都市内各校の首席女性教員77名が、会場となった京都市市会議事堂に集った[21]。

協議会では、産休期間制定を要求に加え、乳・幼児の発達の観点から授乳の配慮を求める発言が見られた。

乳児を持つ女教員の乳は張り切って放課毎に小使室や便所で搾って棄てます。夫を見てさへ淫らな振舞の如く嘲笑する男教員があれば……乳児に授業が済むのを待兼ねヤレヤレ可愛さうに乳を含ませやうとすると風紀を云々して学校に乳児を連れて来る事お断りなどと教員室の黒板に掲示されま

す。是は一体如云ふ考へなのでせう。子供に乳を与へるのは母親の役目です。獣乳では完全に育たないから母親の乳を与へやうとするとこの始末です。女教員の生む子は育たず育っても弱いのは斯うした無理解な圧迫があるからです。

また、「男子と女子との生理上の区別にも少しも理解を持って貰ふことは出来ず、月経時でも登山に引率されるし運動会には飛び廻らされると云ふ始末で殆ど虐使です」といった生理時の困難を訴える意見も相次いだ。協議会終了後、この問題に対して15名の女性教員が調査委員として選出され、京都市永松尋常小学校に調査委員会を開き対応策を討議した。その結果、京都市へ「①産前産後母体及胎児の為め適当なる休養期間の設置、②乳児を持つ女教員の適当なる育児法、③月経期に於ける勤務方法、④女教員平常の勤務時間に就て」の 4 項目を報告した[22]。

項目の具体的内容は詳らかではないが、「母性」保護に対する要求が明確に示されていることがわかる。京都市女教員協議会が開催された1920年は、1918年から19年に展開された母性保護論争の翌年である。また、1919年には、ILO（国際労働機関）によって「産前産後に於ける婦人使用に関する条約」の締結が各国に呼びかけられ、日本もこれに呼応して、1922年、文部省が訓令第18号「女教員ノ産前産後ニ於ケル休養ニ関スル件」を発している。こうした中で、女性教員が「母性」保護を強く求める発言をすることは、当然の流れといえる。

しかし、「母性」保護の諸権利が国際水準以下の状態であっても、男女平等を勝ち取るためには「母性」保護が妨げになるという思想は、戦後、産休や育児休暇が制定された後も続くものであった（島津1978、p.35）。実際、第 1 回および第 2 回京都府女教員研究大会では、地位向上・男女平等へ傾斜した女性教員の勤務能率に関する議論が展開されていたことは既に述べた。

京都府女教員研究大会での議論の流れを考えても、京都市女教員協議会では、女性教員の「母性」保護を強く要求する一方で、男女平等を求める論理が拮抗する議論展開がなされても不思議ではない。京都市女教員協議会は、京都市が有夫女性教員の職業と家庭の両立問題を主題として開催されたものであるが、このことを加味しても、直前に開催された京都府女教員研究大会で地位向上・男女平等を求める姿勢をとった女性教員が、「母性」保護のみを京都市に要請する調査案を提出したことには矛盾がある。このような矛盾を孕む女性教員の動向の背景には、京都市が抱える何等かの事情があるのではないか。そこで、『京都市小学校女教員ニ関スル調査』を中心に、京都市の小学校女性教員がおかれていた状況を数的に把握し、京都市が抱えていた女性教員をめぐる実態を探っていく。

3．『京都市小学校女性教員ニ関スル調査』

1920年11月10日、京都市教育課は、市内女性教員482名に対して、「女教員の実情と、女教員生活の真和を穿ち、確実なる統計資料を得んこと[23]」を目的として『京都市小学校女性教員ニ関スル調査』を行った。調査項目は38項目にわたり、そのうち15項目が女性教員の結婚、家族構成、産前産後の休暇、出産、授乳、子育てに関わるものである[24]。

表2　『京都市小学校女教員ニ関スル調査』項目

1．学校名、氏名、年齢
2．資格別、最後ノ卒業学校名、教員トシテノ在職年数
3．夫ノ有無（離別、死別等モ記入）、夫ノ職業
4．現在同居セル家族数
5．現在子供数
6．教員タリシ間ニ乳児ヲ持チ学校ニテ専授乳セラレタカ否
7．教員タリシ間ニ流産セラレタコトアラバ其回数（死産含ム）
8．同上子供ヲ亡クセラレタコトアラバ其数ト其年齢
9．乳児ハ母乳ニテ育テラレタカ牛乳ニテ育テラレタカ
10．現ニ無人ノ家庭ニテ嬰児幼児ノ始末ニ困リ居ラレルナキカ
11．右ニ付ヨリ教育的ナル託児所出来レバ預ケルオ考デスカ
12．右ニ付今日如何ニ始末シテ居ラレルカ
13．右ニ付会デ如何に始末セラレシヤ今ノ始末ハ如何ニ
14．教員タリシ間ニ如何ナル病ニ罹ラレシヤ（重キモノヲ）
15．オ産ハ大体難イ方デシタカ易イ方デシタカ
16．オ産後ニ余症ヲ起サレナカツタカ（病名モ）
17．悪阻ニ悩ム日数ハ凡幾日位ニテ学校ヲ何日程休マレタカ
18．産前ニ於テ実際幾日程休マレタカ
19．産後ニ於テ実際幾日程休マレタカ
20．現在ノ住宅ヨリ学校通勤ニ要スル時間ハ（電車利用トシテ）
21．11月ノ只今ニ於テ　学校始業時間ハ。起床時間ハ。家ヲ出ヅル時間ハ。起床ヨリ登校時迄ノ仕事ト凡ノ時間割。凡学校ニ到着スル時間。放課退出時ハ凡何時デスカ。帰家ヨリ夕食時迄ノ行事。夕食ハ凡何時頃デスカ。夕食時ヨリ就寝迄ノ凡ノ行事。
22．平常ミシンヲ使ツテ居ラレマスカ
23．家事手伝ノ為雇人ヲシテ居ラレルカ
24．平常瓦斯（炊事用）ヲ使用シテ居ラレルカ
25．住家ハ自家デスカ借家デスカ間借デスカ下宿デスカ
26．自炊デスカ弁当ヲトラレルカ賄ヲシテ貰ツテ居マスカ
27．公設私設市場ノ利用ハ出来マスカ
28．家庭ノ交際上困レト思フ点ハ有リマセヌカ
29．体力増進ノ為ニ何ヲシテ居ラレルカ（特ニ行ヘルコト）
30．講習科目ハ現在何科ヲ希望セラレルカ
31．日常継読ノ新聞雑誌ハ何々デスカ
32．近頃共鳴シ感心セラレタ著者論説講演意見等ハ何デスカ
33．現ニ執リツツアル慰安娯楽ノ種類ハ何々デスカ
34．活動写真ハオ好キデスカ折々観ラレマスカ
35．劇ハ新旧何レヲ好カレマスカ
36．謡曲ハオ好キカ又出来マスカ
37．毎日曜日ニハ主トシテ何ヲナサレルカ
38．長期休業ニハ主トシテ何ヲナサレルカ

3．1．京都市の小学校女性教員の位置づけ――有夫女性教員数と割合、および資格――

調査が行われた1920年11月現在、京都市の小学校教員総数は1289名であり、そのうち女性教員482名中476名が調査に回答している。小学校本科正教員は338名（回答女教員総数の71％）、尋常小学校正教員は

117名（25％）、専科正教員６名（１％）、代用教員15名（３％）である[25]。出身学校別では、師範学校328名（65.85％）、女学校98名（20.58％）、その他50名（10.5％）であった[26]。

また、京都市小学校女教員協議会で争点となった有夫女性教員は476名中262名で、回答した女性教員総数の50.84％を占めている。さらに、有夫女性教員の出身学校は、師範学校出身者が占める割合が高い。師範学校出身で京都市に勤務している女性教員のうち191名（58.23％）が有夫であり、有夫女性教員の72.9％が師範学校出身者となる。したがって、京都市における有夫女性教員の職業と家庭の両立問題は、師範学校出身の女性教員に大きく焦点が当てられた問題といえる。

ところで、京都市における本科正教員の割合は、全国的に見てどのような位置にあるのだろうか。1916年に帝国教育会が行った全国33県の有夫女性教員割合の調査[27]と1920年の京都市の有夫割合、さらに1916年の各府県の本科正教員割合を（表３）に示すと以下のようになる。ただし、『京都市女教員ニ関スル調査』では、小学校本科正教員と尋常小学校正教員とは分けて集計されているが、『京都市統計書』では合算で集計されているため、ここでは合計の割合を示す。

表３　有夫女性教員・女性教員・女性教員中本科正教員割合（注１）

地　方	有夫割合	有夫（人）	独身（人）	女性教員割合	女性教員中本科正教員割合	備考(注２)
鹿児島県	16％	185	987	25.92％(1222人)	51.39％(628人)	大正４年
宮崎県	28％	149	379	24.82％(490人)	20.20％(99人)	大正２年
群馬県	29％	226	545	32.40％(2379人)	43.43％(335人)	大正５年
埼玉県	30％	224	528	21.81％(801人)	61.42％(492人)	大正５年
愛媛県	33％	327	653	29.98％(988人)	46.15％(456人)	大正４年
島根県	37％	265	436	33.57％(767人)	68.32％(524人)	大正５年
香川県	37％	287	479	32.79％(612人)	42.97％(263人)	大正５年
岐阜県	37％	289	462	27.2 ％(1087人)	55.93％(608人)	大正11年
石川県	37％	374	643	39.22％(1086人)	67.96％(738人)	大正５年
静岡県	38％	428	684	27.36％(1119人)	39.41％(441人)	大正５年
山梨県	39％	195	301	28.70％(529人)	64.08％(339人)	大正５年
高知県	39％	321	503	38.48％(850人)	46.94％(399人)	大正５年
長崎県	39％	334	523	34.38％(1364人)	54.18％(739人)	大正12年
岡山県	39％	459	729	—	—	—
鳥取県	40％	140	210	25.74％(339人)	46.41％(158人)	大正４年
千葉県	40％	428	634	28.9 ％(1141人)	63.89％(729人)	大正５年
福井県	41％	269	382	31.68％(657人)	66.82％(439人)	大正５年
三重県	41％	373	537	23.94％(910人)	48.57％(442人)	大正５年
茨城県	41％	374	528	25.32％(1053人)	42.17％(444人)	大正８年
奈良県	43％	138	185	29.99％(586人)	48.12％(282人)	大正５年
徳島県	43％	247	306	26.58％(577人)	59.10％(341人)	大正５年
山形県	43％	331	436	—	—	—
岩手県	49％	339	351	—	—	—
京都市	50.84％	262	214	38.02％(487人)	95.28％(464人)	大正９年
富山県	52％	440	401	36.54％(918人)	37.15％(341人)	大正６年

（注１）有夫割合・有夫者および独身者数は、「女教員中有夫者数と独身者の数につき各府県の調査」『帝国教育』（第409号、1916年８月、p.21。調査結果は大正５年７月現在）より作成。女性教員および女性教員中本科正教員割合は各府県統計書より作成。女性教員および女性教員中本科正教員割合は小数点以下第３位四捨五入。

（注２）備考欄の年度は、女性教員および女性教員中本科正教員割合に対する年度。

帝国教育会の調査から、富山県が有夫率52％で最も高いことがわかる。一方、京都市の有夫率は50.84％であり、全国的に見ても高い数値であることがわかる。さらに、帝国教育会の調査で対象となった33県について、女性教員中本科正教員の割合を見ると、京都市における本科正教員割合は非常に高い。京都市では、女性教員の９割以上が本科正教員であり専科正教員や代用教員の数が非常に少ない。こうした有夫率の高さと教員の質の維持のために、京都市が有夫問題に強い関心を持っていたと考えられる。

また、京都市の女性教員中に占める本科正教員割合は、京都府のそれより非常に高い。京都府内の他地域と比較して、圧倒的に多くの女性の本科正教員が京都市に集中しており、1918年から1922年にかけては、７割以上の女性本科正教員が京都市に勤務している。

表４　有夫女性教員の出身学校別人数および割合（『京都市小学校女教員ニ関スル調査』）

	師範学校	高等女学校	養成所出身者	検定	その他
人数	191名	48名	13名	6名	4名
有夫者に占める割合	72.90％	18.32％	4.96％	2.29％	1.53％
出身学校別の有夫者割合	58.23％	48.98％	—	—	—
全女性教員中の割合	40.13％	10.08％	2.73％	1.26％	0.84％

（注１）割合は小数点以下第３位を四捨五入。
（注２）「出身学校別の有夫者割合」のうち、養成所出身者、検定、その他に関しては総数不明のため省略

図１　京都市小学校男女別教員数

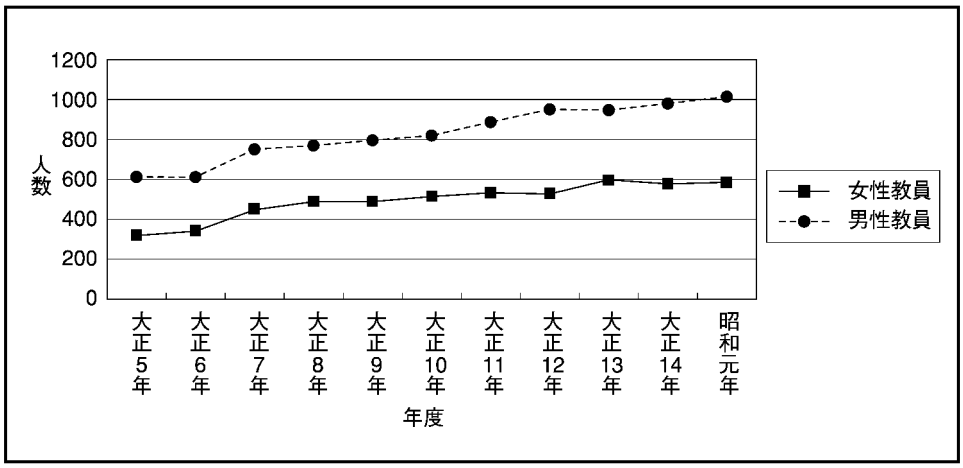

『京都市統計書　教育編』大正５年度～昭和元年度から作成。

図２　京都府および京都市の女性教員中本科正教員の占める割合

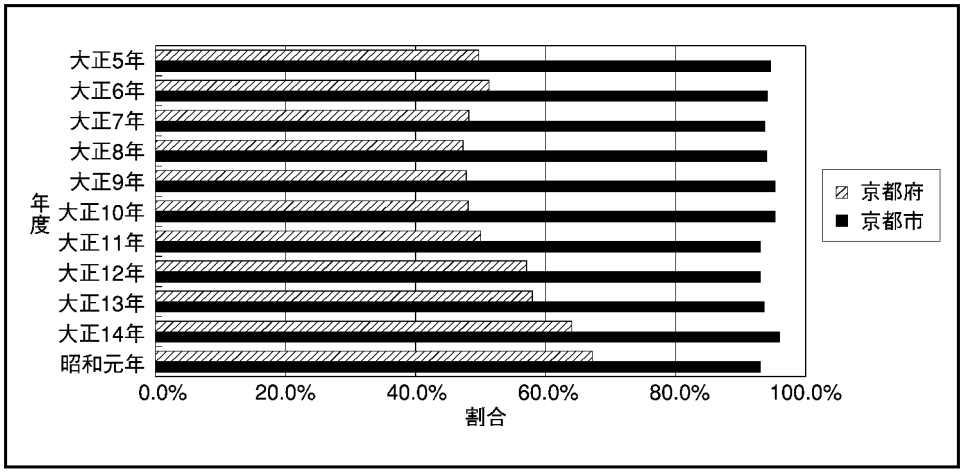

『京都府統計書　学事編』および『京都市統計書　教育編』大正５年度～昭和元年度から作成。小数点以下第２位を四捨五入。

図３　京都府全体に占める京都市勤務の本科女性正教員割合

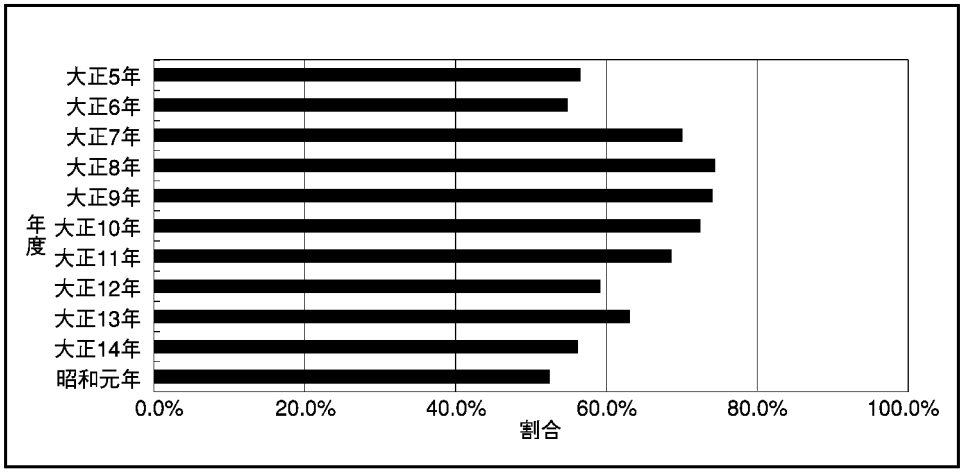

『京都府統計書　学事編』および『京都市統計書　教育編』大正５年度～昭和元年度から作成。小数点以下第２位を四捨五入。

こうした京都市への小学校本科正教員および尋常小学校本科正教員の偏りは京都府議会でも問題視され、1919年12月２日の京都府通常府会では次のように説明されている。

> 女子卒業生ニ付テハ其家庭ノ状況ヲモ斟酌シナケレバ安ジテ教職ニ従事スルコトハ出来ヌ状況デアリマス、例ヘバ京都市カラ出マシタ卒業生ヲ非常ニ辺境ナ所ニヤリマスト暫クニシテ是ハ教職ヲ嫌フノ念ヲ生ズルノデアリマス……（京都市ヨリ）女子師範学校ノ一部ニハ五十一名ノ生徒ガ在学シテ居ルノデアリマス、斯ク五十一名ト云フ多数ノ者ガ在学シテ居リマスカラ、卒業致シマスル時ニハ何レモ京都市ヲ希望スル、又京都市ニ配当セラレルモノト思フテ居ルノデアリマス

京都府は、女子師範学校卒業生の配置に際して、出身地の近くへ奉職させるように配慮しなければならないことに加え、女子師範学校卒業生の多くが京都市出身であることを、女子の本科正教員が京都市に集中する理由として述べている。さらに、本人の希望にそわない地方へと配置したとしても、「尚ホ京

都市ニハ唯今承ルヤウナ不公平ニ御感ジニナルヤウナ配当ニナ」ってしまうことへの了解を求めている。これは、京都府が京都市への女子師範学校卒業生の偏りを認める見解を示したと受け取れる発言である。

こうした京都市への師範学校出身女性教員の顕著な集中があったにもかかわらず、京都市では、さらに女子師範学校出身の女性教員の増加を望む機運が生じていた。1919年12月２日の京都府通常府会で、橋本永太郎議員は次のような質問を行っている[28]。橋本は、「義務年限中ニ於テ特別ノ事情ニ拠リ、即チ結婚ヲシテ居ルトカ、他ノ理由ニ依ツテ義務ヲ免レルコトガ得ラレルヤウニ承知シテ居リマス[29]」と、結婚等によって服務義務年限を免れて教職を離れてしまう女性教員のために、師範学校出身の教員が増加していないのではないかと述べている。さらに、京都市における師範学校出身の女性教員は、全女性教員「三百幾名」のうち「百乃至位」であり、師範学校出身の女性教員が「其就職ヲ続ケテ行クト云フコトハ段々少ナクナツテ来」ているからではないかと指摘する[30]。橋本は、「女教員ノ数ハ殖エテ行ク、サウシテ其主ナルモノハドツチカト申シマスレバ優良ナ者デナイ方ノ側ガ殖エテ行キハシナイカ」と危惧し、女性教員の勤務に対する調査を要求している[31]。

1919年の『京都市統計書』によると、この年の京都市の小学校女性教員総数は487名であり、「三百幾名」とする橋本の認識は正確ではない。しかし、この質問は、職業と家庭の両立の困難さゆえに師範学校出身の女性教員が退職することを問題視し、さらに京都市が師範学校出身の女性教員を求めている姿勢を窺い知ることができるものである。すでに京都市への著しい集中が認められる小学校本科正教員の数を維持し、さらに師範学校出身の女性教員の増加を望む京都市の姿勢は、師範学校出身者のうち58.23％を占める有夫者への何等かの配慮･対策を京都市が講じる必要があったことを裏付けるものであると考える。

３．２．産前産後休暇の取得率

京都市で、産前休暇を取得した女性教員は妊娠回数による延べ人数238人中122名（51.26％）、産前休暇を全く取得していなかった女性教員は、116名（48.73％）であった。内訳を見ると、最短期間は１日、最長期間は90日、平均は9.37日となっている。また、産後休暇では、最短期間が５日、最長期間が90日、平均27.79日となっている[32]。

京都府は、文部省訓令第18号「女教員ノ産前産後ニ於ケル休養ニ関スル件」が発せられる前年、1921年11月22日に京都府訓令第28号第11条「女教員ハ出産ノ前後ヲ通シテ五十日以内ノ休養ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニハ医師又ハ産婆ノ証明書ヲ添付シ休養日限ヲ定メ監督官庁ニ届出ツヘシ」を発して、産前産後休暇50日と定めている。文部省訓令第18号では、「分娩予定日前二週間」「分娩後六週間」、つまり通算56日の産休を認めることを各府県に求めているので、京都府の産前産後休暇は６日少ないことになる[33]。とはいえ、訓令以前に実施されたこの調査では、京都市の産休平均取得日数は産前産後通算37.16日で、京都府の規定は実情よりも２週間近く長いものであった。

しかしながら、京都府および文部省の訓令とも、産休補助教員の配置義務を課していないため、実際には取得困難であり、訓令が発せられた後も産休取得状況が改善されたとは当然考えられない。そこで、京都府および文部省の訓令が発せられた時期と前後してしまうが、1924年に文部省が行った「女教員産前産後に於ける休養に関する調査」と、1920年の京都府の調査とを比較すると（表７）のようになる。これによると、京都市の女性教員の産休取得率は、産前産後とも全国調査よりも大幅に下回っていることがわかり、女性教員を取り巻く厳しい状況がわかる。

表７　全国および京都市の産前産後休暇日数（注１）

産前休暇	妊娠件数	な　し	１週以内	２週以内	２週以上
全国(注２)	6035	1455(24.１%)	2590(42.9%)	1099(18.2%)	891(14.8%)
京 都 市	238	116(48.7%)	72(30.3%)	23 (9.7%)	27 (11.3%)

産後休暇	分娩件数（注３）			
全　　国	6035	６週以内 3967(66.3%)	６週 1306(21.8%)	６週以上 706(11.8%)
京 都 市	238	６週以内　212(93.0%)	６週　0(0%)	６週以上　16(7.0%)

（注１）1922（大正11）年９月18日に、文部省が訓令第18号「女教員ノ産前産後ニ於ケル休養ニ関スル件」が定めた「分娩予定日前二週間」と「分娩後六週間」の休養を基準に作成。
（注２）全国の産前産後休暇は、文部省官房学校衛生課「女教員産前産後に於ける休養に関する調査」『教育時論』第1458号、1925年12月15日、pp.40～42より作成。
（注３）分娩件数のうち、産後休暇期間が不明の者が、全国56件、京都市10件。比率はこれらを除いた件数から算出している。尚、比率は、小数点以下第２位を四捨五入。

３．３．授乳に関する調査[34]

授乳の困難さと乳児の健康は、京都市小学校女教員協議会での女性教員の発言にも見られるように深刻な問題であった。子どもを持つ女性教員185名中、教職在職中に乳児を抱えていなかった15名を除く、170名を対象に調査を行っている。このうち、「乳児を持ちたる際学校にて専ら授乳せし者」は29名（170名中17.1%）、「学校午食時に一回のみ学校にて授乳せし者」は36名（21.2%）、「（学校にて）全く授乳せざりし者」は95名（55.9%）、「母乳無きもの又は病気の為育児に不適の者」は10名（5.9%）で、勤務時間中の授乳の困難さが窺える。

さらに、「死亡児と授乳との関係の調査」を見ると、死亡児61名中、「学校にて一切授乳せざりし者」が44名（61名中72.1%）、「学校にて一回授乳せし者」が10名（16.4%）、「学校にて専ら授乳せし者」７名（11.5%）とある。ただし、死亡児数61名には１歳未満から24歳まで含まれている。そこで、死亡児61名の内訳をみると、１歳未満30名、２歳未満６名、３歳未満４名、４歳未満４名、５歳未満３名、６歳未満４名で、小学校就学前死亡児数が47名となり、死亡児総数の約77%をしめている。したがって、特に授乳と死亡の因果関係が強いと考えられる1、２歳未満の死亡児数36名が、「学校にて一切授乳せざりし者」の大半を占めることは想像に難くない。

こうした産休取得と授乳の困難さを示すデータに加え、女性教員の平均年齢及び勤続年数に関する調査結果は、出産・育児の困難さを一層裏付けるものとなっている。小学校本科女性正教員平均年齢は29年２ヶ月、尋常小学校正教員は26年２ヶ月、専科正教員34年10ヶ月、代用教員24年６ヶ月とあり、全体で見ても30歳を境に女性教員数は激減する[35]。また、勤続年数は、最も長い小学校本科正教員で９年11ヶ月で、恩給受給資格を取得できる年限を待たずに多くの女性教員が退職していることがわかる[36]。このことは、結婚後も教職に従事し続けたとしても、第２子出産以降は産休取得が困難な上に授乳や育児への弊害など職業と家庭の両立の困難さゆえに、職場を去らざるをえなかった状況を端的に示しているといえよう。

有夫女性教員の産休取得・授乳および育児の困難さは、いうまでもなく京都市だけの問題ではない。しかし、有夫女性教員率の高さに加え、京都市への本科正教員の集中と、師範学校出身の女性教員を一層増加させようとする京都市の施策は、地域の特色といえる。そこで、京都市が行政主導で女教員協議

会の開催や女教員会の組織化、さらに女性教員への詳細な調査を進めるなど、有夫女性教員の勤務能率問題――職業と家庭の両立問題――に対して対応策をとらざるを得なかった要因を次にみていく。

4．京都市における有夫女性教員の位置づけ――行政と学区の女性本科正教員への期待――

ここまで見てきたように、京都市では師範学校卒業の本科女性教員を確保しようとする機運があった。だが、京都市女教員協議会以降、有夫女性教員問題への具体的な取り組みの形跡はみられない。京都市女教員協議会の後、1920年12月23日には、京都市役所内に本部を置き京都市女教員会が設置される[37]。さらに、翌年4月17日には、京都市公会堂において、400余名の女性教員が参加し、第1回京都市女教員大会が開催された[38]。しかし、女性教員の勤務に関する議論の痕跡を見ることはできず、その後、ほぼ毎年開催される京都市女教員会においても、「母性」保護や地位向上・男女平等に関する議論を確認することはできない[39]。

では、1920から21年にかけて京都市が主体的に扱った有夫女性教員問題が、なぜ急激に議論されなくなったのか。本節では、その要因を、教員給与という京都市の財政問題と京都市が抱えていた学区制問題の関連のなかにみていく。

当時、京都市に限らず教員不足は全国的に深刻な問題であったが、京都市の教員不足は学区制問題との関係で深刻さを一層増していた。京都市では、64の番組を一つの学区とした番組小学校を基本として、一学区に一校ずつの小学校が設置され、学区に設置された小学校は「教育教授の場所にして、同時に施政の場所」とされていた[40]。したがって、地域経済の格差が、そのまま教育財政に影響した。財政的に余裕のある地域では、教育に対して多くの資金を投ずることができ、授業料に対しても学区からの援助があり、学区住民個人の教育費負担が少ないにもかかわらず充実した教育を受けることができた。反対に、財政的に余裕のない地域では、住民負担が多いにもかかわらず、経済的に豊かな地域との教育の格差が生じていた。こうした地域格差の是正のために、1903年から1904年にかけて起こった学区制廃止論争では、京都市が「学区制経費予算編制標準」（以下、「標準」と記す）を設け、各年度毎の学区予算編成に対する市の指導方針を明らかにした。「標準」では、教員給与関係、設備関係、学区費関係等に対して評価基準を設けていた。ここで問題となる教員給与関係では、教員数、女性教員比、専科教員数、准教員数、使丁に関して基準を定め、全体としては、女性教員数を一定比率に抑えながら、正教員数を増加させることを基本として組まれていた[41]。しかし、「標準」は学区市税の徴収可能性に対する評価基準をもっていなかったため、富裕な学区では標準の上限いっぱいに予算を立て、貧困な学区では課税可能額に基準を合わせることとなった（三上 1988）。つまり、徴収と配分にまたがる統一的原則が不在の「標準」のもとでは、教員に関しても、富裕な学区では教員数と女性教員比の限界範囲内で、男性の小学校本科正教員を上限まで採用したと考えられる。また、反対に貧困な学区では、給与が低廉な女性教員および准教員を多く採用し、費用を押さえながら、本科正教員は女性教員を採用することで数を充足したとみることができる。その裏には、学区における戸別税――「一戸を構ふる者または一戸を構へざるも独立の生計を営む者に対し、その資力に応じて賦課」（藤田 1948）――方式での教育費の提供があり、それにより生じた住民すべての教育思想が学区の意思にまで組織化されるという教育費観（三上 1988）が学区単位での地域の結びつきを強め、同一市内での教育の不均衡を生み出す結果となったと考えられる。

しかし、教員給与は、1918年に市費支弁に統一される。1918年、京都市周辺地域の編入による市域拡

大に伴い、税制が戸別税から家屋税に改変され、さらに教員給与も統一される。市域拡大に関して、1917年９月10日に京都府知事木内重四郎が内務大臣に許可申請を行い10月４日に許可が下りると、その付帯事項として「（甲）尋常小学校ノ教員給ニ関スル費用ヲ市ノ直接支出トナスコト[42]」が附き、国・府の一致した政策として教員給統一が成立した。とはいえ、教員給与が市費支弁となり、教育費を通じての教育への影響行使の主張が法制論上不可能になっても、学区の教育への事実的影響力は重視され続けたとみられる（三上 1988）。

以上を踏まえると、教育への事実的影響力を持ち続ける学区が師範学校出身の教員を一層増員させる要求の機運を高める一方で、京都市がそうした学区の要望を受け容れつつ教員給与という財政問題と折り合いをつけるために、師範学校出身の女性教員にその妥協点を求めたとみることは妥当であると考える。そして、増加した有夫女性教員に対して、有夫女性教員の勤務能率問題――職業と家庭の両立問題――への積極的な対応を京都市が求められたのは必至であった。したがって、京都市の有夫女性教員問題への対応の意義は、女性教員自身が「母性」保護の要求や地位向上・男女平等の要求を展開する前に行政側が女性教員の職業と家庭の両立に関する不満を発言させ、行政側が不満を吸収するポーズをとり、さらに『京都市小学校女教員ニ関スル調査』などで行政側の女性教員への関心の高さを示したこと自体にあったと考える。つまり、女性教員の要求の先手を打つことで、それ以上の「母性」保護・地位向上に関する女性教員側の主張を封じ込めることに思惑があったのではないだろうか。そう考えると、1920年代の京都市小学校女性教員に対する産休・勤務能率に関する動向は、地域の教育に対する要望と地方自治体の財政問題との狭間で、女性教員の地位が低いままに押しとどめられ、「母性」保護を含む職業と家庭の両立問題さえも行政側の意向の中に絡め取られた事例として位置づけられるのだ。

おわりに

京都市の女性教員が、地位向上・男女平等の要求に強い関心を抱きながらも、「母性」の保護の要求のみを行った要因として、そもそも有夫女性教員が多かったことに加え、行政側が女子師範学校卒本科正教員の増員を望む機運を有していたことが挙げられる。行政側のそうした機運が、ある一定程度、女性教員の地位が確保される状況を作り出していたため、女性教員が殊更に地位向上・男女平等の要求を強く押し出す必要がなく、「母性」の保護のみを要求できる事態を生み出していたのだ。さらに、師範卒本科正教員増員により一層増加が予想される有夫女性教員に対して、行政側は何らかの対応策をとる必要に迫られていた。そのため、行政側が女性教員自身に先立って積極的に取り組むポーズをとった京都市の狙いと意義は、女性教員の職業と家庭の両立に関する不満を発言させ、その不満を吸収する態度をみせることにこそあったと考える。おそらく京都市の思惑は、女性教員による積極的な「母性」保護の要求や地位向上・男女平等の要求を封じ込めることにあったのだ。こうした行政側の意図に後支えされた女性教員による「母性」保護の要求だったからこそ、1920年前後に行政側が一旦ポーズをとった後は一気に影を潜める結果になったのである。そして、このことは、行政側が女性教員の増員を求める機運のなかで、一時、女性教員の地位が確保される状況になったとしても、結局は行政側の論理に吸収・馴化されざるをえない女性教員の立場の弱さを示すに過ぎない結果になったと見ることもできる。そのうえで、本稿では、女子師範学校卒の本科正教員を増員したいという行政側の論理を生み出した背景を、京都市が抱えていた学区制問題に見ていった。

一連の時間の経過の中で、同じ空間に生きる子どもたちの成長のために、「協同の工夫と空間・時間の提供を行う」（三上 1988）地域社会がもつ教育費を媒介とした教育への期待が、行政側の教員給与という財政問題の論理と合致したとき、本科正教員という質を保ちつつ低廉な給与で雇用できる女性教員は格好の的となる。税金としての教育費は、地域社会のなかでは協同的な経費である。そして、教育費が国家税制として包摂されてもなお、地域社会を維持し教育・文化の実質を保存することに努めようとする地域社会（三上 1988）は、教育行政への強い影響力を持つ。学区制という顕著な問題を抱える京都市は、こうした地域の居住民の行政側への影響力を浮き彫りにする好事例である。しかし、学区制問題に見られる教育・文化の地域的形態への固執は、制度を支える社会的基盤となる住民の合意の内容であり、教育と社会とを取りむすぶ意思関係と費用関係の連続した原則の内容である（三上 1988）。したがって、地域の教育行政への影響は、必ずしも京都市だけの特殊な問題とはいえない。だからこそ、地域の教育への要求と教員給与という財政問題の折合点を女性教員に見出した京都市の事例は、単に京都市だけの個別の事例ではなく、地域住民と行政の関係の狭間で女性教員の地位が低いままに押しとどめられ、「母性」保護が蔑ろにされ続けた構造を読み解くための一般的な示唆を含むものであると考える。

しかし、職業と家庭の両立問題という女性教員にとって最も切実な問題さえもが、行政側の論理へと吸収・馴化されることへの考察は、さらに他地域の事例にあたる必要があり、今後の課題と考える。

（さいとう・けいこ／お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程）

掲載決定日：2005（平成17）年12月12日

謝　辞

本論文作成にあたって、貴重な資料のご提示と示唆に富んだご助言を下さった京都市立学校歴史博物館の竹村佳子氏、植松迪夫先生、ご多忙の中、有夫女性教員としての貴重な経験を快くお話頂きご協力下さった松谷晴代先生、大槻敦子先生、林伊織先生、京都教育大学同窓会事務局平岡五男先生、また、京都・大阪の女性教員の活動についてご教示頂いた宮本英子先生、京都教職員組合吉田文子先生に、この場を借りて、感謝の言葉を記したいと思います。

注

1　明治20年代以降、低廉な俸給を目的として、小学校女性教員の数は漸次増加の傾向にあった。それに加えて、国民皆就学を目指すための女児就学奨励や、女性教員養成策、さらに1907年の義務修学年限の延長等、教員不足を女性教員によって補うという気運が日露戦争後一層高まると、小学校の女性教員数は、1890年ごろの５％から、1910年には25％強となり、やがて30％を超えるまでになっていった（石戸谷哲夫『日本教員史研究』講談社、1971年、p. 257、一番ヶ瀬康子「大正期の『女教員』問題」日本女子大学女子教育研究所編『大正の女子教育』国土社　1975年、pp. 328-333参照）。

2　本稿では、「母性」を、女性がもつ妊娠・出産・哺乳という男性とは異なる身体機能を根拠に、子を産むこと、育てること、「母性愛」を有することを、全ての女性にとって「自然」なこととして規定するものであると捉える（田間、2001）。そして、このような「母性」は、一方では、女性を国民としてみなしながらも男性と差異化される存在として位置づけるための重要な要素として創られたイデオロギーという側面を持ち、他方では、「産む身体」を有する女性が女性自身を認識し、自らの存在価値の根拠として女性たちに受け入れられていたイデオロギーという側面も併せ持つものである（沢山、2003）。

3　帝国教育会調査委員「女教員問題に関する調査」『帝国教育』第409号、1916年８月、p. 7　調査対象は、女子師範学

校長40名、１道１府29県の小学校長71名の他に、教育学者若干名と道庁府県学務課長であった。

4　各地の女性教員大会の開催および女性教員会組織化の経緯について、都道府県教育史と各地域の教育会雑誌を分析した結果、筆者としては以下のような見通しを立てている。女性教員大会開催と女性教員会設立の経緯は、①女子師範学校が中心となって女性教員研究大会の開催と女性教員会の組織化が行われた地域、②教員不足等により増加した女性教員への対応策の一環として行政主導で女性教員会が開催・組織化された地域、③女性教員への圧力に対して女性教員自身が中心となって女性教員会の組織化を計る地域の３つに大きく分類されると考える。

5　戦前の小学校女性教員の有夫女性教員問題に関する代表的な先行研究としては、①木戸若雄『婦人教師の百年』明治図書　1968年、②深谷昌志、深谷和子『女教師問題の研究』黎明書房、1971年、③一番ヶ瀬康子「大正期の『女教員』問題」日本女子大学女子教育研究所編『大正の女子教育』国土社、1975年、④川合章、佐藤一子、新井淑子「女教員会に関する教育史的研究」埼玉大学、1980年、⑤新井淑子「戦前における女教師の地位向上をめぐる動向について」『教育学研究』第49号第３巻、1982年が挙げられる。

6　部分勤務制とは、小学校の有夫女性教員が育児および病人看護等の家事への時間を必要とする場合、女性教員の願出により、自らが必要とする期間、学科目でも時間数でも部分的に勤務することを認める制度案で、大きな論点となったが実施されることはなかった。新井淑子は、勤務時間削減を争点とした部分勤務制を、①母性論的な立場、②女性教員の地位確保の立場との２つの立場から賛否拮抗した議論と分析している（新井 1982）。

7　都道府県教育史と各地域の教育会雑誌から、各女性教員会および女性教員研究大会での議論内容を検証すると、A．女性教員の勤務能率および地位向上について中心的に議論を重ねた地域と、B．教科教授法研究に力を注いだ地域の２つの傾向を見出すことができる。さらに女性教員の勤務能率に関する議論が行われた議論時期は、第２回全国大会が開催された1920年前後であると見通している。これに、第６および第７回全国大会での部分勤務制問題の議案提出者が帝国教育会であったことを考え合わせると、女性教員にとっての議論のピークは、1920年前後であったと捉えられる。詳細は稿を改めて論じるが、現段階での分類から考えると、本稿で論じる京都府および京都市は、女子師範学校が中心となって女性教員研究大会の開催と女性教員会の組織化が行われ、1920年前後に女性教員の勤務能率および地位向上について中心的に議論を重ねた地域と見ることができる。

8　小学校女性教員は、1922年９月18日文部省による訓令第18号「女教員ノ産前産後ニ於ケル休養ニ関スル件」で、「母体胎児並嬰児」の保護の為に「分娩予定日前二週間」と「分娩後六週間」の休養を認められるようになる。さらに、文部省は同年10月30日に訓令の実施上の注意と月経時の保護に関して通牒を出し、「教員ニ産前産後ノ休養ヲ為サシムル場合ハ賜暇ニ準ジ取扱ハレ度」として産休教員の代わりに「予メ補充ノ教員ヲ置ク等適宜ノ方法」を講ずることを求めた。

9　小学校女性教員の職業と家庭の両立問題に関する呼称は、主に第１回全国大会から第５回全国大会までは有夫女性教員問題、第６回全国大会以降は部分勤務制問題といわれる傾向があるが、その呼称は必ずしも統一したものではない。したがって、各地域でも様々であるが、京都府および京都市では勤務能率問題として有夫以外の女性教員の勤務も対象として含みながら扱っている。

10　「府下女教員研究大会」『京都日出新聞』、1920年10月19日。

11　同上。「府下女教員研究大会　来会者60名――女子師範に開催」『京都日出新聞』1920年10月19日、「出産期の休養が大問題　痛切な実際問題とて議論沸騰　府下女教員大会第二日目」『京都日出新聞』1920年10月20日。

12　同上、参照。

13　同上。

14　同上、1920年10月19日『京都日出新聞』参照。発言者として、森下ます（天田郡淳明校）、金谷操（乙訓郡向陽校）、中谷いと（女子師範附属）、若井きみ（船井郡園部校）の名が挙げられている。

15　同上、1920年10月19日『京都日出新聞』参照。委員は、委員長として森下ます（天田惇明）、以下、委員として金谷操（乙訓向陽）、□谷ゆき（附属校）、若村きく（久世郡、小倉校）、橘八寿恵（貞教校）、岩田さわ（与謝、宮津校）、澤田さと（中、大野校）、彦坂まさ（綴喜、多賀校）、南村加代（久世、久津川）、川崎とも（加佐、共立校）。

16　同上、参照。

17　「第二回全国小学校女教員大会」『帝国教育』第460号、1920年11月、pp. 109-114。

18　「府下女教員第二回研究大会（第二日）」『京都日出新聞』、1922年１月22日。

19　同上。
20　「女教員の大団結　近く組織されん　府・市当局は援助の方針」『大阪朝日新聞、京都府録』、1920年10月21日。
21　「京都市小学校女教員協議会」『日本労働年鑑』1921年版。
22　同上。
23　京都市教育課『京都市小学校女教員ニ関スル調査』1920年、pp. 1-2。
24　1921年２月２日に発表された調査結果には、38項目中34項目（11、21、30、32は掲載されていない）に対する回答が掲載されている。
25　前掲16、p. 3。
26　同上、pp. 3-4。
27　「女教員中有夫者数と独身者の数につき各府県の調査」『帝国教育』第409号、1916年８月、p. 21。
28　大正８年12月２日「京都府通常会議事速記録第五号」、pp. 102-103。
29　同上、p. 102。
30　同上。
31　これに対して、理事官横山惟二は、「成ベク義務年限中ノ者ニ就テハ、十分ノ理由ガ無イ以上ハ許サヌ方針ヲ取ツテ居リマスガ、今其数ハ調ベタノガゴザイマセヌデ、後刻調査致シマシテ御報告致シマス」と答弁し、女性教員に対する調査を行うと述べているが、調査が行われたかは確認できない。
32　前掲16、pp. 7-8。
33　1922（大正11）年１月23日「京都市校長会第25回臨時会」（『京都市校長会記録』）で提出された「京阪神三市教育状況比較調査報告」によると、「大阪市　公休規定ナシ、三ヶ月間代用ヲ置ク」「神戸市　三週間公休ヲ認ム」となっている。
34　前掲16、pp. 5-6。
35　同上、p. 10。
36　同上、pp. 9-10。
37　「女教員会　設立の発表」『大阪朝日新聞　京都府録』、1920年12月24日。京都市女教員会は、市内小学校の女性教員約600名の会員を有していた。会長は市長であるが、幹事は、京都市内小学校を６連合に分け、各連合から３～４名ずつを選出された21名が就任し、主に事務を執った。さらにその中から３名が主な幹事となった。幹事の任期は１年、毎年10月に改選することになっていた。（「婦人会訪問記　親睦を目的の温かい集まり　だが此処でも嘆きの声　京都市女教員会」『京都日出新聞』、1927年10月18日）。
38　「市女教員大会」『京都日出新聞』、1921年４月17日。
39　『京都日出新聞』によると、その後の京都市女教員会の開催は以下の通り。第２回が1922（大正11）年５月14日、第３回が1923（大正12）年５月13日、第４回が1925（大正14）年５月31日、第６回が1927（昭和２）年10月10日。
40　「第１編　京都小学の沿革　第１章　総説　第３節　京都小学の概説」『京都小学五十年誌』京都市役所、1918年、pp. 26-53参照。
41　『京都市学事要覧』1909（明治42）年―1918（大正７）年、参照。
42　京都府総合資料館『京都府市町村合併史』、1968年、pp. 555-556。

参考文献

青木裕『群馬の女教師百年』群馬県教育史研究懇談会、1993年。
秋山國三編『公同沿革史』上巻　元京都市公同組合連合会事務所、1944年。
新井淑子「戦前における女教師の地位向上をめぐる動向について――全国小学校女教員大会を中心に」『教育学研究』第49巻第３号、1982年。
――――.「『埼玉県小学校女教師会』の創設と活動について」『日本の教育史学』教育史学会紀要第15集、1972年。
井伊磯子『共働き女教師の記録：教師として母として妻として』栄光出版社、1978年。

石川ふさ『女教員読本』日本文化研究会、1942年。
石戸谷哲夫『日本教員史研究』講談社、1971年。
一番ケ瀬泰子・大川達爾・宮田丈夫編『女教師の婦人問題』第一法規出版、1974年。
井上輝子・上野千鶴子・江原由美子編『日本のフェミニズム５　母性』岩波書店、1997年。
上野千鶴子『女という快楽』勁草書房、1986年。
――――.『家父長制と資本制』岩波書店、1990年。
――――.『近代家族の成立と終焉』岩波書店、1994年。
――――.『ナショナリズムとジェンダー』青土社、1998年。
氏原陽子「『母性』の概念――『良妻賢母』研究とフェミニズムの対話」『名古屋大学教育学部紀要』第40巻第２号、名古屋大学、1993年。
――――.「良妻賢母をめぐる女性像――明治期小学校修身教科書の分析」『名古屋大学教育学部紀要』第43巻第１号、名古屋大学、1996年。
海原徹『大正教員史の研究』ミネルヴァ書房、1977年。
江原由美子『フェミニズムと権力作用』勁草書房、1988年。
――――― ほか『ジェンダーの社会学』新曜社、1989年。
――――― 編『フェミニズムの主張２：性の商品化』勁草書房、1995年。
大越愛子『近代日本のジェンダー――現代日本の思想的課題を問う』三一書房、1997年。
大日向雅美『母性愛神話の罠』日本評論社、2000年。
落合恵美子『近代家族とフェミニズム』勁草書房、1989年。
――――.『21世紀の家族へ［新版］』有斐閣、1997年。
鹿野政直『戦前・「家」の思想』創文社、1983年。
川合章、佐藤一子、新井淑子『女教員会に関する教育史的研究』埼玉大学、1980年。
唐澤富太郎『教師の歴史』創文社、1955年。
木戸若雄『婦人教師の百年』明治図書、1968年。
京都市『京都小学五十年誌』京都市役所、1918年。
――.『京都小学五十季誌』京都市役所、1918年。
京都市市政史編さん委員会『京都市政史』第４巻　京都市、2003年。
京都婦人のあゆみ研究会『京都の婦人のあゆみ〈京都戦後婦人運動小史〉』京都婦人のあゆみ研究会、1976年。
京都府『京都府教育史』上　京都府教育会、1940年。
京都府総合資料館編『京都府市町村合併史』京都府、1968年。
――――.『京都府百年の年表』第５巻教育編　京都府、1970年。
――――.『京都府百年の資料　教育編』京都府、1972年。
衣笠安喜編著『京都府の教育史』　思文閣出版、1983年。
近代女性文化史研究会『大正期の女性雑誌』大空社、1996年。
黒川俊雄・嶋津千利世編『男女平等と母性保護』労働旬報社、1978年。
桑田直子「『女子教育』史研究の課題と展望――近代を中心に」『日本教育史研究』第18号　日本教育史研究会、1999年。
駒野陽子『女教師だけを責めないで！』読売新聞社、1976年。
小山静子『良妻賢母という規範』勁草書房、1991年。
後藤静香『女教員の真相及其本領』洛陽堂、1919年。
埼玉大学教育学部教育学研究室『女教師の歴史：日本教育史演習報告集』第１―第４集、1980年。
桜井絹江『母性保護運動史』ドメス出版、1987年。
重松敬一、丸岡秀子『女教師の家庭と職業』明治図書出版、1967年。
信濃教育会女史会員研究委員会編『長野県女教師の歴史』信濃教育会、1965年。
女性史総合研究会『日本女性生活史』第４巻近代　東京大学出版会、1995年。
――――.『日本女性史』第４巻近代　東京大学出版会、1997年。

総合女性史研究会『日本女性の歴史　性・愛・家族』角川書店、1992年。
高群逸枝『女教員解放論』自由社、1931年。
舘かおる「書評　小山静子著『良妻賢母という規範』」『教育学研究』日本教育学会、1992年。
田間泰子『母性愛という制度：子殺しと中絶のポリティクス』勁草書房、2001年。
田村栄一郎「良妻賢母主義教育の形成と変遷」『人文学会雑誌』武蔵大学、1990年。
津布楽喜代治『栃木の女教師：昨日と今日と明日』栃木県連合教育会、1984年。
友野清文「良妻賢母思想の変遷とその評価」『歴史評論』歴史科学協議会、1993年。
日本女子大学女子教育研究所『大正の女子教育』国土社、1975年。
――――.『昭和前期の女子教育』国土社、1984年。
人間文化研究会編『女性と文化：社会・母性・歴史』白馬出版、1979年。
中内敏夫、川合章『日本の教師　６／教員養成の歴史と構造』明治図書、1974年。
中西直樹「明治後期における体制的良妻賢母思想確立の過程」『研究紀要』京都女子大学、1999年。
芳賀登『良妻賢母論』雄山閣、1990年。
橋本紀子・逸見勝亮編『ジェンダーと教育の歴史』川島書店、2003年。
平野婦美子『女教師の記録』西村書店、1940年。
藤田武夫『近代租税制度』河出書房、1948年。
船橋惠子・堤マサエ『母性の社会学』サイエンス社、1992年。
古川原『女教師であること』明治図書、1958年。
深谷昌志『良妻賢母主義の教育』増補版　黎明書房、1990年。
深谷昌志、深谷和子『女教師問題の研究』黎明書房、1971年。
布川清志『近代日本女性倫理思想の流れ』大月書店、2000年。
益子庄次編『公同沿革史』下巻　元京都市公同組合連合会事務所、1943年。
三上和夫『学区制度と住民の権利』大月書店、1988年。
三橋節『女教師の為に』隆文館、1974年。
宮田登「近代日本女性の性意識の変遷」『歴史公論12』雄山閣、1979年。
村上信彦『大正期の職業婦人』ドメス出版、1974年。
牟田和恵『戦略としての家族』新曜社、1997年。
目黒依子・矢沢澄子『少子化時代のジェンダーと母親意識』新曜社、2000年。
望月宗明『日本の婦人教師』労働旬報社、1968年。
山本敏子「日本における〈近代家族〉の誕生――明治期ジャーナリズムにおける『一家団欒』像の形成を手がかりに」『日本の教育史学』第34集、1991年。
――――.「明治期における〈家庭教育〉９意識の展開」『日本の育史研究』第11号、1992年。
脇田晴子編『母性を問う：歴史的変遷』上　人文書院、1985年。
――――.『母性を問う：歴史的変遷』下、人文書院、1985年。
渡部徹『京都地方労働運動史』京都地方労働運動史編纂会、1959年。

イギリス・ルネサンス演劇におけるヴィラーゴ

―― 少年俳優が演じた「拒婚」の女 ――

久保田　育子

One of the remarkable conventions within the English Renaissance was the dramatic practice that women's roles were played by actors defined as 'boys', who were considered to be immature as their sex/gender had not yet developed fully to adulthood.

In this paper, I will first illustrate the representations of the Virgin Mary and Eve in early Modern Protestant England, with a special emphasis on a virgo, a woman of inviolate chastity, and a virago, an Amazon-like saviour. Within patriarchal society, it is men who must maintain control of female bodies because of the male fear that all women are rabidly sexual creatures. After the Reformation, the concept of virginity was developed and the importance of wives' faithfulness was advocated.

My focus is on virgin characters who repudiate marriage and enter the patriarchy system unwillingly, such as Moll Frith, a virago character in *The Roaring Girl* written by Middleton and Dekker. These female characters occupy an uneasy position within the drama, and at the same time what the character symbolizes was forbidden in the society of the period. I will also explore how boy actors, who are crossing the sex/gender boundary of the period, function in order to represent these women.

キーワード：少年俳優、処女性、結婚、父権制社会、異性装

はじめに

イギリス・ルネサンス期の劇作家たちは、男装や雄弁などによって父権制社会の規範を逸脱し、劇世界の中で男性的権力を行使するヒロイン像をしばしば描いている。特に喜劇の多くは、結末で複数組のカップルの結婚が成立し、彼女たちが最終的には結婚という父権制社会の体制の維持存続を図るシステムへ回収されていく幕切れを描いている。この幕切れにおいて、それまで劇アクションの中心を担ってきたヒロインたちは、別人のように寡黙となる。しばしば指摘されてきたこのヒロインの結婚成立後の沈黙については、単にヒロインたちのセクシュアリティが異性愛の体制に封じ込められたととらえるだけではなく、表象されたヒロイン像が本来この時期の舞台においてその表現者となった「少年」[1] のジェンダーに自覚的に創作されたものであるという視点から、描きなおしてみることは重要だと思われる。

イギリス・ルネサンス期の演劇において、テクストによって「女性」の言説化された身体（discursive body）[2] を舞台上で演じたのは、女性ではなく少年俳優たちであった。この時期のイギリスでは、聖書の記述を根拠に女性が舞台上で演じることが禁じられていた[3] ために、変声期以前の「少年」が女装をして女性役を演じるという固有の舞台慣習があったことでよく知られている。この舞台慣習については、様々な議論がなされてきたが、社会が包含していた性の階梯制に目を向けた場合、単に宗教的理由で女性を舞台から排除した結果なのではなく、ファルスを持たない女性と、ファルスを持っていても未熟で転移しやすいジェンダーを持っていた「少年」を成人男性という中心から外部化するワン・セックス・モデルのイデオロギーがその発生の背景にあったと考えられる[4]。

人間の性は男性のみであり、女性は産まれた時の熱量の不足から性器が体内にとどまったままの男性亜種だとする古代ギリシア以来のワン・セックス・モデルの言説は、成人男性のみを主体化し、女性を劣等なものとして排除する根拠として機能した。「女はまるで生殖力のない雄のようである。なぜなら、雌（の雌たる所以）はその無能力にある」[5] と主張したアリストテレスの言説以来、女性の劣等性は理論づけられてきた。啓蒙時代に至って、男女の解剖学的な性差を根拠とする絶対的な二つの性の理論に取って代わられるまで、こうしたイデオロギーは長い間社会や文化の中に浸潤していたのである[6]。

階級、年齢、性別に階梯制がある社会では、社会の分節化が衣服を通じて行われるため、衣服は区分の媒介として機能してきた[7]。そのため、このような社会において成人男性が女装をするということは、劣位への下降を意味するものであり、それはファルスを貶める危険性を孕むこととなった。そこで、男女未分化な状態で姿形や声が女性に近く、生殖力がないことから性のヒエラルキーでも成人男性より劣位[8] であり、また男から女へ、女から男へと転移が可能なジェンダーを持っていると考えられた「少年」に女性役を演じさせたのである。

小論では、ヒロインたちの沈黙を、女性の生き方として結婚を選び取る以外に道がなかった彼女たちの無言のうちの結婚に対する拒絶を表すものとしてとらえ、結婚というシステムに回収されながらも沈黙のうちに結婚を拒絶する女性や、結婚制度そのものに対する拒絶を宣言する女性を「拒婚」[9] の女と名づけて焦点を当て、未婚の女性の純潔や妻の貞節にどのような意味付与がなされていたのかを、キリスト教の世界観がもつ女性観を踏まえたうえで検討したい。また、少女から女へ、処女から妻への転換を機に、女性の社会的アイデンティティも転換する相を、表現者である「少年」の性を視座にすえて描くことによって、劇世界のヒロインたちという虚構と、現実の社会に存在する女性との狭間にあるイデオロギー性を照射し、「女性」という記号とそれを演じた少年俳優という装置との関係性の考察を試みるつもりである。

１．処女の純潔と妻の貞節

見ろ、あの作り笑いの貴婦人を。
顔を見れば股のあいだまで雪のように清浄と思える、
貞淑そのもののようにとりすまし、
（中略）帯のところまでが神々が治めたもうご領地で、
それから下は悪魔のものだ。
そこは地獄だ、暗闇だ、硫黄の穴だ、燃えあがり、焼きこがし、悪臭を放ち、腐りただれ、ああ、

いやだ、いやだ、ペッ、ペッ！

（『リア王』，Ⅳ-6，118-29）[10]

男性を破滅に導く女性のセクシュアリティに対する恐怖と嫌悪を、女性の子宮を地獄の口に喩えて表現したリア王の例にみるように、キリスト教の世界観においては、女性に対する嫌悪とそれが女性のセクシュアリティに結びついていることは衆目の一致するところである。ここでは女性忌避の宗教観をもつ文化の中で、女性の処女性がどのような意味をもっていたのかを再確認しておきたい。また、少年俳優が女性役を演じるという演劇形式をもつイギリス・ルネサンス演劇が隆盛したエリザベス1世（Elizabeth I, 在位1558―1603）の治世期は、父王ヘンリー8世（Henry VIII, 在位1509―47）がおこなった宗教改革以降の時期にあたるが、この改革以降、どのように処女性の意味に変容がもたらされたかについても確認をしておきたい。

処女性／童貞性（virginity）は、未婚の男子（童男）あるいは女子（童女）の性交未経験の状態を指すものであり、それぞれ互換が可能な語であった。初代教会以来、キリストに従う福音的聖性として処女性／童貞性は尊ばれてきた。無傷の処女性／童貞性を守り、その福音的完徳に生きる男性は「修得者」、女性は「おとめ（virgo）」と呼ばれて敬われたのである。

トマス・アクィナス（St. Thomas Aquinas, *c*.1225-74）は、中世キリスト教神学を体系づけた大著『神学大全』（*Summa Theologica*）において、淫蕩の六つの種類として、「単なる姦淫」、「姦通」、「近親姦」、「処女陵辱血」、「処女略奪」、「自然本性に反する悪徳」が挙げられるのは適切な仕方ではないと論じ、その中で、「これら淫蕩の種類は男性よりも、むしろ女性の側から分かたれている。性の行為において女性は受動者、その対象・素材として、男性は能動者たる位置にあり、然るに上述のごとく、先に挙げられた淫蕩の諸々の種類は性の行為の対象・素材の相違に基づいて定められるもの」[11] と記述している。女性がどういうカテゴリーの男性によって支配されているかによって男性の罪が分類されているのである。女性には主体はなく、その社会的身分や役割は、それぞれが置かれている状況に応じ、支配者たる男性との関係性において定義づけられ、分類されていたのである。

成人男性の圧倒的優位性は、キリスト教の世界観におけるあらゆる言説において、その前提となったが、その根底には男性の女性恐怖があったと考えられている。この女性恐怖を背景にして、極端な女性嫌悪と女性崇拝とが並存してきた。魔女と聖女という二極分離した具象を伴った女性観は、既にキリスト教発祥とともに胚胎していた。『旧約聖書』「創世記」における、神がアダムの肋骨からイヴを創造したという記述を根拠として、女性は男性に従属すべき劣等な性と位置づけられてきた。さらに、イヴが、神の似姿であり人類の始祖たるアダムをそそのかし、神の禁止を破って智恵の木の実を食べるという人類最初の罪を犯して、人類を楽園追放に至らしめたとされた。

聖書には、人類最初の女性イヴ以外にも、男を堕落させ、破滅に導く女性の姿が散見される。「マルコ伝」および「マタイ伝」に登場する王ヘロディアの娘は、イエスに洗礼を施した洗礼者ヨハネの首を刎ねさせ、「士師記」のデリラは勇者サムソンを死に追いやる。女性と性的なことは同一となり、現実に存在するすべての女性は、人類の原罪の根源となったイヴの裔となったのである。

イヴを原像とした淫乱で、男を完徳の道からそらそうとするすべての女性への嫌悪と恐怖は、他方で男性への服従を通じて男性に救いをもたらす女性像を要請した。純潔な処女にして母たるマリアは、特別な女性であり、現実には存在しえない女性像であった。女性は「飽くことを知らない肉欲を持ち、そ

れを満足させるためには悪魔とさえ交わる」と『魔女の槌』（*Malleus Maleficarum*, 1484）[12] は女性に対する恐怖と憎悪を記している。女性のセクシュアリティを否定することによって生まれた排除のベクトルは、このマリアとイヴという両極に分離した二律背反を生み出した。そのどちらも男性の性的妄想から発生したものであり、同じ女性観の表裏一体をなしていたが、父権制社会の維持と安定をはかる男性にとって、理想として都合がよい女性は処女というカテゴリーしかなかった。聖母マリアが体制に従順な母性シンボルへと純化[13] されていく過程は、同時に処女というカテゴリー誕生の過程でもあった。

一方、イヴが犯した高慢と不服従という二重の罪は、夫の支配への隷属と妊娠の苦痛という二重の罰を受けることとなった。女性がこのイヴの二重の罪から贖われて聖性を獲得するためには、性の穢れから免れ、処女として純潔を保持する必要があるとされた。また、イギリス・ルネサンス期の社会においては、「女性は人間ではない」という男女非対称な規範概念が、女性の生物学的劣等性に基づいた神学や医学の言説を根拠にして、社会のあらゆる細部に浸透していたため、女性は法的人格を与えられなかった[14]。その結果、女性が生きる道は、結婚して夫に従順に仕えるか、自律的に生きたいと願うのであれば、処女として女子修道院に入るという選択肢しかなかったのである。

こうした中世カトリック的な純潔（chastity）という理想は、ヘンリー８世が行なったイングランドの宗教改革の神学と実践によって、夫婦愛の理想にとって代わられることになる。すべての信者は祭司であるというプロテスタンティズムの教義によって、夫や父親は各家庭の司祭としての役割を担うことになった。宗教改革による修道院解散が行なわれた1540年代から、ピューリタン革命が勃発する1640年代までの約一世紀のあいだは、土地市場に大量に放出された王領地や修道院領を最終的に取得したジェントルマンたちが勢力を増し、社会のシステムが大きく変革する時期であった。このジェントルマン層を基軸に、勢力を増しつつあったプロテスタントたちにとって、家系や家族の維持・存続、血統の純粋性を保つことは、家庭を基盤とした信仰のネットワークを形成する上で重要な課題となり、愛に基づいた新しい結婚の秩序が形成された。純潔は肉体的処女から分離され、処女であることと純潔であることは同じではなく、女性を妻として、母として、男性を完全な存在とするための補完材に位置づけるため、「神聖なる結婚生活」が強調されたのである。結婚後は夫を愛し、その愛を通じて夫に服従することが、女性としての神聖な義務であると考えられたのである[15]。したがって、結婚をしないことは保有する財産や遺伝子を次代に伝えないため、資源の無駄使いとされ、非難の対象となったのである。

たとえば、シェイクスピア（William Shakespeare, 1564–1616）の『終わりよければすべてよし』（*All's Well That Ends Well*, 1603–04）[16] の中でも、「永久に処女を守り通そうとするのは、この大自然共和国にあっては賢明な政策ではないのです。処女を失うことは当然処女を殖やすことであり、処女を手に入れるにはまず処女を捨てるほかないのですから。あなたがた処女は処女を製造する材料でできておいでになる」（Ⅰ–１, 126–30）と、売れるあいだに処女は手放すことがすすめられるものとなっている。結婚は聖化され、結婚している状態が志操堅固なキリスト教徒の倫理規範となりつつあった。純潔とは処女性の美徳ではなく、貞節の美徳としてその意味を変容していくのである。

モンテーニュ（Michel Eyquem de Montaigne, 1533–92）は『エセー』（*Les Essais,* 1580, 1588, 1595）の中で、「女性は世間に認められている生活の掟をこばんだとしても、少しも悪いことはない。これは男性が女性の同意なしに決めたものだからである」[17] と述べて女性のセクシュアリティを擁護し、婦徳である女性の貞節が、実は女性の美徳ではなく、男性の徳であることを明らかにしている。父権制社会の維持存続のために必要な嫡出子の正当性というものは、妻の貞節という実体のない無形のものに委ねられ

ていたため、妻が結婚生活の貞節を破ることは、姦淫を禁じた「第7の戒律」を破ることと同じこととされた。妻の貞節は、夫である男性の名誉と財産として父権制社会の土台を成す基幹材であった。

劇世界においても、オセロー（Othello）や『冬の夜語り』（*The Winter's Tale, c.*1610-11）のリオンティーズ（Leontes）のように、妻の不倫を疑い、妄想に狂う夫が引き起こす悲劇が描かれることで、妻の貞節は婚前の処女喪失よりも深刻な問題として、劇世界に暗い影を落とすことが描かれている。不貞を疑われた妻たちに対する厳格さは、彼女たちが夫たちから「娼婦」と罵倒されることに象徴される。同様に、従順を拒否し、自立しようとする女性に対しても、マグダラのマリアの例を引くまでもなく、常に性的に堕落した娼婦のイメージが付与されてきた。売春とは無縁な多くの女性登場人物が、男性社会の規範を犯すことで「娼婦」・「淫売」の烙印を押されている。エジプト女王クレオパトラ（Cleopatra）も、そのセクシュアリティがローマの英雄アントニー（Antony）を非男性化して堕落させるという、ローマの父権制社会の規範を根底から揺るがす女性だったために、ローマの男性側から「娼婦」と呼ばれるのである。

一方、結婚前の女性に対する社会の比較的寛容な態度については、歴史家ロレンス・ストーン（Laurence Stone）が、女性の婚前妊娠に対する教会裁判所の処罰の軽さを紹介している[18]。また、シェイクスピアの『ジョン王』（*The Life and Death of King John*, 1590-91）の開幕冒頭、リチャード獅子王（King Richard）の私生児（Bastard）が財産相続をめぐって登場する場面（Ⅰ-1）を見ると、結婚前に私生児を長男として儲けたフォークンブリッジ夫人（Lady Faulconbridge）に対する劇世界での扱い方は、未婚の女性が処女を喪失することに対して、社会が比較的寛大な態度をとった一例としてとらえることが可能であろう。

16世紀後半以降、チャールズ1世（Charles I, 在位1625―49）がフランスからカトリックの妃ヘンリエッタ＝マリアを迎えた1625年までの約半世紀というのは、少年俳優が女性役を演じるという舞台慣習が定着した時期であったが、同時に、宗教改革以降の女性に対するカトリック的態度が完全に払拭されていないとはいえ、プロテスタントによる改革が浸透していく過程にもあたっていた。宗教改革期以降、処女性の理想に取って代わり、「清き結婚生活」という理念が構築されたことを、女性登場人物の結婚前の処女や純潔、結婚後の貞節が劇世界でどのように扱われるかということを通して、舞台はそのイデオロギー性を照射していくことになるのである。

2．ヴィルゴとヴィラーゴ

シェイクスピアの『テンペスト』（*The Tempest*, 1611）の中で、元ミラノ公プロスペロー（Prospero）の住む孤島に漂着したナポリの王子ファーディナンド（Ferdinand）は、プロスペローの娘ミランダ（Miranda）をはじめて見た時に、中世以来の宮廷恋愛の伝統に則り、彼女を「女神」と讃えるが、その言葉に対してミランダは「ただの娘（maid）にすぎません。」（Ⅰ-2, 429）と答える。彼女は父と二人だけで孤島に住む正真正銘の処女（maid）である。

イギリス・ルネサンス期の舞台で少年俳優が演じたこの「ただの娘」像にどのような意味付与がされたのかについて、女性登場人物たちがテクストの中でどのような語でよばれていたのかを手がかりに探ることができるかもしれない。若い女性を示す語は、girl, maid, maiden, virgin, lady, mistress, wanton, woman などがあるが、特に若い未婚の女性を示していると語である girl, maid, maiden, virgin の4語

についてシェイクスピアのテクスト内での使用頻度を見てみたい。*Concordance* に挙げられているものを数えると[19]、girl を用いているケースが47例、virgin が44例、maid が202例で maiden が25例である。maiden が maid への呼びかけとして使用されているケースがあることから、「生娘」や「純潔な乙女」を意味するこの 2 つの語は、合わせると227例となって、圧倒的な頻度であることが分かる。

girl は、父が娘を、女主人が女性の召使を親しみを込めて呼ぶ場合に使用されているケースが多く、『オックスフォード英語辞典』によれば、14、15世紀には男女いずれかの性別の子どもや若者、すなわち成人として未完成な者をさす語として用いられており、現在使用されているような未成年としての少年に対応する少女を表す語として使用されるようになるのは16世紀に入ってからである。virgin もまた、前述したように女性の処女を表すだけでなく、男性の童貞も意味していることから見ると、両性とも生殖力を軸として分断され、それを持たないものは否定され排除されている。こうして maiden は父権制社会を維持する結婚制度に参入するための女性の処女性を保証する語として機能することになる。

キリスト教文化圏において、理想とされ賛美された女性像には、二つの類型がある。聖母マリアを理想とした、性の穢れから免れているヴィルゴ／処女と、男性的女性という理念を体現した聖なるヴィラーゴ／男勝りの女である。『旧約聖書』「イザヤ書」のインマヌエルの預言[20] にある「乙女」は、ヘブライ語で 'almah であり、この語は適齢期の若い女性を意味していて、処女か既婚かは問わないものであった。この語が七十人訳聖書のギリシア語で parthenos（＝処女）と訳された。parthenos は結婚以前の女性で普通は処女をさしたが、必ずしも処女に限定されず、結婚しても出産するまでは parthenos と呼ばれることがある。この語をウルガタ聖書は virgo（＝処女）の語を用いて訳した[21]。受胎告知によって言葉で受胎をしたマリアは、生涯「無傷の処女」（virgo intacta）であり、「聖処女（＝ヴィルゴ）」（Virgo）としてイヴの呪いを免れた聖なる存在であった。

処女の状態を保持することは、男性と同様に聖性を獲得することを意味していた。神学者たちは、処女が名目上の男性になったと明言している。ヒエロニムス（St. Hieronymus Jerome, *c*.342-420）は、「女性であることを止め、男（vir）と呼ばれるようになるであろう」と述べている。その結果、原罪の源となった淫乱な性そのものとして否定的に意味づけられていた劣位の身体から女性性を廃棄して、完全なる人間である男性になろうとする女性たちも現れた。教会は「申命記」における記述[22] を根拠に異性装を禁じていたが、男装は男性性獲得の手段の一つであった。男装する聖女たちの存在は、そうしたことの顕れであった。たとえば、伝説的な女教皇ジャンヌやアンティオキアの聖ペラギアなど、男装する聖女として名を残した女性たちがいたことが知られている。

少年のように短いチュニックを着て、弓矢を持ち猟犬を従えて山野を駆ける処女の女神ダイアナ（ギリシア名：アルテミス、ローマ名：ディアナ）をはじめ、アマゾネス伝説、英仏百年戦争に「ラ・プセル（処女）」と名乗って登場し、異端として処刑されたジャンヌ・ダルクなど、キリスト教文化圏においては、男装をし、男性的な価値観と行動様式を身につけた女性、男勝りの女性であるヴィラーゴ（virago）にしばしば世紀を超えて賛美の言葉が贈られている例を見ることができる。

しかし、エドマンド・スペンサー（Edmond Spenser, *c*.1552-99）の『妖精女王』（*The Faerie Queen,* 1590, 1596）に登場するブリトマート（Britomart）が恋人アーテイガル（Artegall）に対してはしとやかな女性であったように、ヴィラーゴは、男勝りでありながら、恋人の前では聖処女のように従順な女性という、男性にとって都合のよい理想像として造形されている[23]。それは、男性の価値基準や行動様式を持ち、男装や武装をすることで女性性の排除を視覚化する一方で、男性に対する従順さを示すことで、

男性が持つ女性に対する嫌悪や恐怖の感覚には抵触しないという都合のよいものであった。

3.「拒婚」の女たち

スピンスター（spinster）――糸紡ぎ女――がはじめて登場したのは13世紀のフランスだったが、その少し後、糸車が輸入されたことからイギリスでも見られるようになった。当初は自立している家族の家で糸紡ぎの仕事をしていた夫のいない女性（femmes seules）を指していた。1563年の職人規制法（The Statute o Artificers of 1563）によって、12歳から40歳までの未婚の女性は、糸紡ぎに従事するよう規定されたことから、17世紀に入るとスピンスターは独身女性を意味するようになり、次の世紀になると、適齢期を過ぎても結婚しない女性や老嬢（old maid）を意味するようになった。この言葉の誕生以前は、独身者の概念は存在していなかったことが推測できる。男子の家系存続と父祖伝来の財産存続によって父権社会の維持をはかる結婚制度に参入して「いる／いない」が区分の軸となったため、結婚をしていないものはそこから排除されるという否定のベクトルで定義づけられた。独身者というカテゴリーは確立されておらず、独身状態は結婚に至るまでの過渡期とみなされたため、未婚者は成人としての完全性を具えていないとみなされ、年齢に関わらず「少年」や「少女」と呼ばれることに甘んじたのである[24]。

言葉で定義づけられず、可視化していなくても、男女ともに独身者は存在していた。ストーンによれば、家督相続から長男以外の息子や娘を排除したため、多くの場合、彼らから結婚の機会そのものを完全に奪うこととなった。16世紀末のイギリスの貴族階層に生まれた娘たちの95パーセント以上が、最終的には結婚していたが、50歳になるまで一度も結婚したことがない、記録に残されている独身娘の比率は16世紀の10パーセントから17世紀初めには15パーセントに数値が上昇をしている[25]。こうした女性たちの中には、自分の階級と釣り合う相手を見つけられずに婚期を逃した女性以外に、自律的に非婚の状態を選び取った「拒婚」の女性も含まれていたと想像することは可能であろう。

Jankowski は、クィア理論を援用して、処女性の保持を女性の抵抗の正体とする視点からイギリス・ルネサンス演劇のテクストに登場する女性登場人物を分析し、父権制社会の異性愛体制に抵抗、あるいは結婚を拒絶する処女を queer virgins として提示している。この分析の中で女性たちは次の 3 つの類型に分類されている。(1)結婚によってそれまでの過渡的な状態に終わりを告げる従順な女性たち。(2)結婚の必要性や女性としての役割に疑問を抱き、父権制体制の中で自律的に処女性を保持しようとするものの、最終的には結婚にいたる女性たち。(3)単なる virgin ではなく、結婚によって性の経済に組み込まれることに抵抗し、拒否する女性たち。Jankowski は、ジェイムズ・シャーリー（James Shirley, 1596–1666）の『ハイド・パーク』（*Hyde Park,* 1637）のジュリエッタ（Julietta）、『尺には尺を』（*Measure for Measure*, 1604）のイザベラ、『終わりよければすべてよし』のダイアナ（Diana）が、結婚の申し込みに対して沈黙していることの意味を、黙従ではなく性の経済に組み込まれることに対する彼女たちの拒否と解釈している[26]。

上記のイザベラやダイアナの場合は、劇アクションに用いられるベッド・トリックによって女性のセクシュアリティが前景化されて印象付けられる。ダイアナの身代わりにはヘレナ（Helena）が、イザベラの身代わりにはマリアーナ（Mariana）が、それぞれに処女と妻としての自分の貞操を守るため、あるいは許婚を取り戻すための手段としてベッド・トリックを使う。身代わりとなった二人は、トリック

発覚後に夫、または夫となる男性の不実を許すのである。そして、自分を裏切った男性からの求婚の言葉には何も答えないままの彼女たちの姿は、ハッピーエンドの大団円の雰囲気のうちにかき消されてしまう。

しかし、喜劇の世界の中で描かれているのが、女性が男性的支配力を用いて男性の領域を侵犯するという地位の逆転の面白さであるという側面を見るとき、劇結末における彼女たちの沈黙が、男性側の女性に対する圧倒的立場を観客に確認させる機能を果たしていることも看過するべきではないだろう。結婚か修道院かという選択肢しかない現実の生活の中で、女性が自ら結婚しないでその後の人生を送るということを選び取るのは、かなりの困難が伴ったはずである。

こうした否定による排除のベクトルで囲い込まれた女性観から外れたところで、自らの性的経験によって傷ついたりせず、拒婚の状態を自由と解放の世界へ侵入する契機ととらえた女性登場人物が、トマス・デッカー（Thomas Dekker, ?1570–1632）とトマス・ミドルトン（Thomas Middleton, 1580–1627）の共作『どなる女』（*The Roaring Girl,* 1608）の主人公、通称モル（Moll）という女性である。

モルは、本名をメアリ・フリス（Mary Frith, 1584?–1659）といい、常に男装・帯剣といういでたちで、タバコを吹かしながら市中を闊歩し、売春婦の斡旋などいかがわしい稼業に手を染め、投獄されたり法廷で糾弾されたりしたという女性であり、その様子は「ロンドン教区矯正控」（*The Consistory of London Correction Book*）の1611年１月27日の記述や、彼女の死後、1662年に出版された作者不詳のモルの伝記（*The Life and Death of Mrs Moll Frith, commonly called Moll Cutpurse*）[27] など、この当時のパンフレットなどで言及されている[28] 実在のヴィラーゴであった。モルは大きく社会の規範から外れているその男装や行動様式にもかかわらず、劇世界で肯定的に描かれている点において、イギリス・ルネサンス演劇において描かれた多くの女性登場人物の中でも、ひときわ異彩を放っている。セバスチャン（Sebastian）に、自分の結婚観を次のように語り、自らの結婚ついては拒否することを公言している[29]。

モル：結婚する気にゃならんね。ベッドのあっちこっち。またあっちと気ままな一人寝が好きなんだ。知ってのとおり、妻は従順たるべしとか。ところがこっちは強情っぱりで、言うことなんか聞かんだろうよ。てなわけで無理して結婚しやせんよ。あんたをずいと好いてはいるけど、あんたが本気のようだから、なおさら後になってこの取引を後悔されるのがたまんないんだよ。だからまずもって結婚したりしないこと。今じゃあたしにも男にまけぬ根性があるしさ、女からみたら立派な野郎なのさ。結婚てのはただのやったりとったり、生娘が大切なものなくして、つまらぬものを掴むだけなんだ。

（『どなる女』, II－２, 36–45）[30]

処女膜の有無を軸に女性として救済される生き方が分割された中世までの時代にも、女性を分割する軸が処女膜の有無から結婚へと移行して、聖なる結婚生活を送ることが女性の正しい道であるとされた宗教改革以降の時代にも、結婚をしない女性は存在していた。モルのこの「拒婚」宣言のように、経済的にも精神的にも男性に依存することなく、自律的に非婚の状態を選び取るということは、現実の父権制社会においては体制に対する挑戦と通常は解釈された。

しかし、モルのこの「拒婚」宣言を脇で聞いていたセバスチャンの父サー・アレキサンダー（Sir Alexan-

der)は、息子がモルに誘惑されたと思い込まされているせいで、モルを怪物化し、敵対する立場にありながら、「これまで耳にしたこともないようなすきっとした返事（the most comfortablest answer)」だと感心している。モルの男装や行動様式は、まさに男勝りの女のものであるが、彼女は自らのセックスに影響を受けない性的自律性を持っているという意味においてヴィラーゴなのである。

ヴィラーゴとしてのモルを際立たせている存在が、やはり男装をしているメアリー・フィッザアラード（Mary Fitz-Allard）である。マジョリー・ガーバー（Majorie Garber）が、この同名の二人の女性を互いの 'doubles' として分析しているように[31]、二人の女性は互いがネガとポジとなって鮮やかな対比を示している。二人とも男装姿で登場するが、メアリーの男装は、他のヒロインたちの男装と同様、自分の身の安全を図り、処女の操を守るための手段として容認されうる範囲内であり、一方のモルの男装は、彼女の痛烈な社会批判とともに、女性としての規範を大きく逸脱するものであった。モルの男装が、メアリーや他のヒロインたちの男装と大きく異なるのは、何らかの必然的な理由があって男装をするのではなく、それが彼女にとっての常態であるという点にある[32]。

他の男装をするヒロインたちが、劇中で男装することによって、成人男性の同性愛の対象としての「少年」をその男装姿の上に再表象したのに対しても、モルからはこうしたセクシュアリティが排除されている。男装のモルと小姓姿のメアリーが連れ立って、サー・アレキサンダーの邸の一室に登場する場面(IV-1)では、メアリーは登場してすぐにセバスチャンから舞台上でキスをされる[33]。「奇妙奇天烈。野郎と野郎の口づけかい。」(Ⅳ－1，45）と言うモルに、セバスチャンが「キスの相手を選ぶなら、このような男さ、モル。／男装の麗人の唇はまた格別の味。」（Ⅳ－1，46-7）と応じていることからも、小姓姿のメアリーがその役割を果たしていることがわかる。

劇アクションに関与するような台詞もない小姓姿のメアリーに対し、モルは女性器を連想させるとされた楽器ヴァイオルを弾きながら男装姿で歌を歌い、タバコを吹かし、セバスチャンからは「自由な女」(a free mistress, IV-1, 109)・「吼える姐御」(the roaring wench, IV-1, 145）と呼ばれる。セバスチャンとメアリーという恋人たちを結婚に結びつけ、新しい世界を作るのに手を貸した後も、再度の「拒婚」宣言（Ⅴ－2，216-26）をすることによって、結婚という男性による性的な支配からの自由[34]を快哉する。他方、従順・寡黙という理想的女性像を体現するメアリーは、処女を守るヴィルゴであり、貞淑な妻となるべき理想の女性として、ヴィラーゴとしてのモルを前景化するために対置されている。聖母マリアと同じ名を持つこの二人の女性は、男性が持つ女性の理想像であったヴィルゴとヴィラーゴの姿をメアリーとモルのそれぞれの姿に分割して投射するよう想定されていると見ることが可能であろう。

父権制社会の体制維持に脅威となる女性のセクシュアリティを統制するために、「寡黙・貞節・従順」が婦徳として構築された社会で、じゃじゃ馬やがみがみ女といった公共の秩序を乱すファリックな女性を共同体は懲罰椅子（cucking stool）などを用いて抑圧した。劇の終幕で「あたしを晒し椅子にかけられるんだろう（you can cuck me)。容赦すんなよ。」（Ⅴ－2，254）というモルの言葉は、彼女の身なりや行動様式が、本来は共同体の懲罰の対象であることを自らも認め、また観客にも確認させるものである。しかし、「拒婚」宣言をしているモルは、「二人で完全」という父権制社会の体制維持の規範に抵触してはいるものの、彼女のセクシュアリティによって結婚生活の脅威を受けるペアが存在しないため、またセバスチャンとメアリーという若い恋人たちを結婚に導いたことによって、懲罰を受けるどころか、劇世界で父権制社会そのものを象徴する父親という存在のサー・アレキサンダーから、謝罪の言葉と褒美の金をもらえることとなって、モル礼賛のまま劇世界は幕を閉じる[35]。

おわりに

両性具有者はしばしば「反対の一致」(coincidentia oppositorum)[36] を体現するものとして描かれてきた。一番有名なものはギリシアのプラトンのアンドロギュノス神話に違いない。原初の男でも女でもない両性具有たる人間は球形だったが、罪が芽生えたために劫罰として引き裂かれ、一方が男でもう一方が女となり、失われた全体性への復帰を願って、永遠に求め合うというものである。

「女に作る前に／この世に出てしもうた。男かと思えば、女、／女と見れば男。つまり――世にもまれなことじゃが――お天道様が一つの身体に二つの影を与えなすった」（Ⅰ－2，129-35）というサー・アレキサンダーの言葉によって、両性具有的存在としてモルが言及されていても、それは現実の日常生活の中では社会秩序の境界を侵犯する怪物として忌避された、自然の変異や解剖学上の器官の併合としての両性具有者を意味するものではない。同時代の実在の女性がモデルであるとはいえ、彼女が最後まで異形の者であるのは、彼女の社会批判が、劇空間を出て観客の日常生活を脅かすような現実味を持たないよう造形されているからである。

妻となる若い女性が結婚を拒絶し、自分の処女性を自律的に保持しようとする行為をとるとき、それは演劇空間という虚構の世界では容認されても、現実の父権制社会においては到底肯定されるべきものではない。しかし演劇の舞台空間の本質が、非日常の異形のものを通して時空を超えた世界を観客に垣間見せることであるならば、性の境界を往還し、男にも女にも転移が可能な「少年」が演じる女性像は、男性によって構築された理想の聖なるヴィルゴでありヴィラーゴという双面を持ちつつ、イヴにもなるというこの世では存在し得ない女性を表徴することを可能とした。

天国と地獄、男と女、マリアとイヴ。「であるもの」は「でないもの」を排除する否定のベクトルによって定義づけられていた二項対立の世界。女性像が聖なる処女マリアと放縦なイヴに引き裂かれ、その裂け目に横たわる「ただの娘」を「少年」を媒体として劇作家が描こうとするとき、二極に分離し続けるベクトルを吸引する「反対の一致」という臨界点を「少年」が表象していたのである。

（くぼた・いくこ／お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程）

掲載決定日：2005（平成17）年12月12日

注

1　小論では、現代的な意味の未成年の少年と区別するために、イギリス・ルネサンス期に特有のジェンダーを持っていると考えられた少年を「少年」と表記する。

2　Dawson, Anthony B. “Performance and Participation: Desdemona, Foucault, and the Actor’s Body.” pp.29-45. *Shakespeare, Theory, and Performance.* Bulman, J.C. (ed.). London: Routledge. 1996.

3　『新約聖書』「コリントの信徒への手紙１」にある「聖なるものたちのすべての教会でそうであるように、婦人たちは黙っていなさい。婦人たちには語ることは許されてはいません。律法も言っているように婦人たちは従うものでありなさい。何か知りたいことがあったら家で夫に聞きなさい。婦人たちにとって教会の中で発言することは恥ずべきことです」(14：35-34) を根拠として、女性は教会内部や衆人の中で発言したり、歌ったりすることが禁じられていた。また女性がその身体を男性に見せるということは売春行為と同一視された。

4　久保田育子「異性装のヒロインと少年俳優の性表象：シェイクスピアの恋愛喜劇を中心に」『人間文化論叢』第５巻(2002年度)、お茶の水女子大学大学院人間文化研究科、2003年。

5　アリストテレス「動物発生論」『アリストテレス全集』島崎三郎訳、岩波書店、1969年、p.134。

6　Laquere, Thomas. *Making Sex: Body and Gender from the Greeks to Freud*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1990.

7　ボガティリョフ、P.G.『衣裳のフォークロア』松枝到・中沢新一訳、せりか書房、1984年。

8　変声期前の「少年」は第二次性徴以前であることから、童貞（male virgin）だったと考えられる。古代ギリシアのアリストテレスに由来する性差観の中で、「少年」は生殖力を持つが未熟であり、その未完成さ故に、ファルスを持つ成人男性より下位の存在であった。'boy' という語は、下級の階層に属する者を指すだけでなく、相手を侮辱する場合にも用いられた。

9　「拒婚」という言葉は、女性の生き方として現実と折り合って結婚するしかない中で、自律のために結婚することを拒否しようとする意志を指している。「結婚すること」のなかには、男性との性行為も含めて結婚という制度に組み込まれること自体を拒否するケース、男性との性行為は受け入れても制度に回収されることは拒否するケース、制度も性行為も拒否するケース、表面上は制度も性行為も受け入れるが、深層意識において結婚を拒絶しているケースなど、様々な相が想定される。なお、日本では1919年に平塚らいてうが新婦人協会設立時に提唱した、「花柳病男子拒婚同盟」のなかに'拒婚'という言葉を見ることができるが、ここで用いられている '拒婚' は花柳病に罹患した男子との結婚を拒否することを目指した女子の同盟であり、小論で用いた「拒婚」とは本質的に異なるものである。なお、少女文化と「拒婚」の思想については、以下の文献を参考にさせていただいた。舘かおる「良妻賢母」『講座女性学　第1巻　女のイメージ』、勁草書房、1984年、pp.205-206。吉武輝子『女人　吉屋信子』文藝春秋、1982年。

10　シェイクスピアの引用の行数は The Riverside Shakespeare 版による。また訳文は小田島雄志訳を使わせていただいた。Shakespeare, William. *The Riverside Shakespeare*. London: Houghton Mifflin Company, 1974. シェイクスピア、ウィリアム『シェイクスピア全集』小田島雄志訳、白水社、1986年。

11　アクィナス、トマス『神学大全 XXII』渋谷克美訳、創文社、1991、Qu. 154, art. 1。

12　中世ヨーロッパを席巻した魔女狩りにおいて、異端審問の主要な教本となった。Kranmer, Heinrich & Sprenger, James. *The Malleus Maleficarum of Heinrich Kramer and James Sprenger*. translated by Montague Summers, New York: Dover, 1971, The First Part, Question VI, p.47.

13　それを象徴するのが、受胎告知である。メアリ・デイリはこの受胎告知に神によるマリアのレイプを読み取っている。Daly, Mary. *Gyn/Ecology, the Metaethics of Radical Feminism*. Boston: Beacon Press, 1978.

14　Maclean, Ian. *The Renaissance Notion of Women: A Study in the Fortunes of Scholasticism and Medical Science in European Intellectual Life*. Cambridge: Cambridge University Press, 1980, pp.12, 31, 70.

15　ストーンは、16世紀から17世紀にかけて妻の地位と権利が衰退した原因の一つとして、プロテスタントによる結婚の是認と夫婦愛の要請それ自体が、妻の従属を助長したと指摘している。

16　演劇作品の創作(推定)年代は、Harbage, Alfred. *Annals of English Drama 975-1700*. revised by S. Shoenbaum, Third Edition, revised by Sylvia Stoler Wagonheim, London: Routledge, 1989. に依った。

17　モンテーニュ、ミシェル・ド『エセー（五)』原二郎訳、岩波書店、1982年、第3巻第5章、pp.125-26。

18　婚前妊娠の場合、その懲罰は日曜日に教会で告白するか、結婚式当日に告白するという軽いものであった。ストーン、ロレンス『家族・性・結婚の社会史――1500年―1800年のイギリス』北本正章訳、勁草書房、1991年。

19　Bartlet, John, A.M. *A Complete Concordance or Verbal Index to Words, Phrases and Passages in the Dramatic Works of Shakespeare*. London: Macmillan, 1953. Schmidt, Alexander. *Shakespeare-lexicon: A Complete Dictionary of All the English Words. Phrases, and Construction in the Works of the Poet*. Berlin and Leipzig: de Gruyter 1923.

20　「イザヤ書」7：14に「私の主が御自らあなたたちにしるしを与えられる。見よ、おとめが身ごもって男の子を産み、その名をインマヌエルと呼ぶ」と記されている。インマヌエルとは、同様の記述がある『新約聖書』「マタイによる福音書」1：23によれば、「神は我々と共におられる」という意味である。なお、本稿における聖書の引用は新共同訳に依った。『聖書　新共同訳』共同訳聖書委員会、日本聖書教会、1990。

21　アームストロング、カレン『キリスト教とセックス戦争：西洋における女性観念の構造』高尾利数訳、柏書房、1996年。

22　奢侈禁止令等、服装を階級や職業によって規制する法律は存在していたが、異性装を禁止する法律は明文化されていなかった。

23　イギリス・ルネサンス演劇が隆盛した半世紀のうちの前半期は、ヴィラーゴという理念を体現する処女王エリザベス1世を国王として戴く社会であった。宮廷の庇護を受けていた演劇をはじめとして、この時期の文化や芸術作品は、このエリザベス礼賛として機能した側面をもっている。

24　ゲッツ、ハンス＝ヴェルナー『中世の聖と俗――進行と日常の交錯する空間』津山拓也訳、八坂書房、2004年、pp. 35-37。

25　ストーン、前掲書、pp.26-43。

26　Jankowski, Theodora A. *Pure Resistance: Queer Virginity in Early Modern English Drama*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 2000, p.161-63.

27　Middleton, Thomas and Thomas. Dekker, *The Roaring Girl*. Elizabeth Cook (ed.), London: A & C Black Publishers, 1997, pp.xvii-xxii.

28　Nathan Field (1587-1619/20) の *Amends for Ladies* (1610) にもモルは登場する。

29　モルの「拒婚」宣言は、最終場面で繰り返されている。

30　『どなる女』は New Mermaids 版を用いた。Middleton, Thomas & Dekker, Thomas. *The Roaring Girl*. Elizabeth Cook (ed.), London: A & C Black Publishers, 1997. を使用した。また訳文は『女番長　またの名女怪盗モル』(早稲田大学出版部、1988) の山田英教訳を使わせていただいた。

31　Garber, Majorie. "The Logic of the Transvestite." Kastan, David Scott & Stallybrass, Peter (eds.), *Staging the Renaissance: Reinterpretations of Elizabethan and Jacobean Drama*. New York: Routledge, 1991, pp.221-34.

32　モルが注文した新調の半ズボンのためにサイズを測りに登場した洋服屋に向かって、モルが「古い型紙」についての言及すること (II-2, 79-80) や、トラプドアー (Trapdoor) の洋服を心配して、自分の服を譲ってやることを約束すること (III-1, 197-99) などから、モルが男性用の服を自分用に誂えていたことがわかる。

33　Ⅰ幕1場においても、セバスチャンが小姓姿のメアリーにキスをする場面がある。

34　Rose, Mary Beth. "Women in Men's Clothing: Apparel and Social Stability in *The Roaring Girl*." *English Literary Renaissance*. 14: 3. 1984.

35　実在のモルは、1612年2月に白いシーツをまとった姿で引き出され悔悛させられるという懲罰を受けたことをダッドレイ・カールトン宛の手紙でジョン・チェンバレインが言及している。キリスト教文化圏においては、現代社会でも性の越境をするものに対しての緊張感や憎悪がいかに凄まじいかを示す例として、1993年、合衆国ネブラスカ州で起こったブランドン・ティーナ殺害事件が有名である。女性としての自分の性に違和感を持ち、股間にソックスを詰めて男装し、タバコを吸い、また喧嘩をし、盗みを働いたブランドンは、コッドピース (股袋) をつけたズボンをはいて (II-2) ロンドン市中を闊歩した400年前のモル・フリースを彷彿とさせるが、ブランドンは女性であることを隠していたことが明らかになると、男性たちによって暴行され、殺害されるにいたった。

36　エリアーデ、ミルチャ「悪魔と両性具有」宮治昭訳『悪魔と両性具有』せりか書房、1990年。

参考文献

アリストテレス「動物誌」『アリストテレス全集』島崎三郎訳、岩波書店、1968年。
上山安敏『魔女とキリスト教――ヨーロッパ学再考』人文書院、1993年。
楠明子『英国ルネサンスの女たち――シェイクスピア時代における逸脱と挑戦』みすず書房、1999年。
シュメルツァー、ヒルデ『魔女現象』進藤美智訳、白水社、1993年。
高橋義人『魔女とヨーロッパ』岩波書店、1995年。
竹下節子『聖母マリア』講談社、1998年。
新カトリック大事典編纂委員会『新カトリック大事典』第3巻、研究社、2002年。
森嶋恒雄『魔女狩り』岩波書店、1970年。

Cheney, Patrick. “Moll Cutpurse as Hermaphrodite in Dekker and Middleton’s *The Roaring Girl*.” *Renaissance and Reformation*, N. S., 7, No.2, May 1983, pp.120–34.

Dusinberre, Juliet. *Shakespeare and the Nature of Women*. London: Macmillan, 1975.

Garber, Majorie. *Vested Interests*. New York: Harper, 1992.

Howard, Jean E. “Crossdressing, The Theatre, and Gender Struggle in Early Modern England.” *Shakespeare Quarterly 39*, 1988, pp.418–40.

Kelly, Kathleen Coyne. *Performing Virginity and Testing Chastity in the Middle Ages*. London, New York: Routledge, 2002.

McLuskie, Kathleen. “The Act, the Role, and the Actor: Boy Actresses on the Elizabethan Stage.” *New Theatre Quarterly* 3, 1987, pp.120–30.

Newman, Karen. *Fashioning Femininity*. Chicago: University of Chicago Press, 1991.

Rackin, Phyllis. “Androgyny, Mimesis, and the Marriage of the Boy Heroine on the English Renaissance Stage.” *PMLA*, 102, 1987, pp.29–41.

Spenser, Edmund. *The Faerie Queene*. A.C. Hamilton (ed.), London and New York: Longman’s, 1980.

Thomas, Keith. *Religion and the Decline of Magic: Studies in Popular Beliefs in Sixteenth and Seventeenth Century England*. New York: Oxford University Press, 1997.（トマス、キース『宗教と魔術の衰退』荒木正純訳、法政大学出版局、1993年。）

男性が家庭科教員になることに伴うアイデンティティの変容

―― ジェンダーバリアーの顕在化に着目して ――

小高さほみ

In this article I will discuss the formation as well as the reformation of identities that a male teacher is expected to build while entering a gendering organization where men are absent. By examining the case of university teacher training for home economics in Japan, I will attempt to draw out the way in which a man constructs a new identity within the space between individual and institutional/organizational levels.

I take two theoretical approaches to explore the issue of identity formation in a gendering institution/organization. One is the theoretical framework, "History in Person", advocated by D. Holland and J. Lave. The other approach I apply is "Communities of Practice" introduced by E. Wenger. These two approaches are utilized to examine actual practices in the arena of my focus. The data I used for my empirical analysis is collected from interviewing male home economics teachers.

I precisely analyzed a male teacher's trajectory. I found that the identity of a man is newly formed when he attempted to become a home economics teacher. My finding suggested a male teacher's "contentious practice" that it is embedded historically and institutionally. Also, this study suggested the importance of paying attention to the process of recognizing the "man absence" area and the way in which a man tried to enter such an area where men had not been present. Most importantly, I found a specific pattern of men's entry into a gendering institution/organization which was evidently a different pattern when women shows in entering a space of man dominated.

キーワード：家庭科、教員養成、ジェンダー、実践コミュニティ、ライフヒストリー

「男の会」のメンバーがなぜ家庭科の教員になりたいと思うのか。呼びかけ人の僕にも本当のところはよくわかっていない。人それぞれじゃないかと思っている。家庭科教員をめざす「女達」がなりたい理由を尋ねられもせず、「女の会」を作ることもなく、ひっそりと（？）生きているのとくらべると、何という違いだろうか。僕達は常に「なぜですか」「何がしたいんですか」「大丈夫ですか」「変わっていますね」など言われ続けている。「ほっといてくれ」と言わないのは、僕達が気が弱いというためばかりではない。「家庭科はおもしろい」と思う気持ちと、「今の学校教育の中で家庭科は大切だ」という認識は一致していて、それが伝えたくて、毎度おなじみの質問にも、照れ笑いを交えながら答えてしまうのだ。違いましたっけ？　　（南野「男の会」会報）

はじめに

上記は、「家庭科教員をめざす男の会」の世話人の一人南野忠晴が、会報第１号の巻頭「NEWS の発刊にあたって」（南野 1993、p. 1）に述べていることである。男性教師が家庭科教師を目指す時、他者にその旨を明らかにしたときの経験を端的に表している。南野によれば、「主要教科」から家庭科へ転向したことを何度となく問われる中で、「僕達」が用意している答えに共通することは、家庭科への思いを伝えることである。「なぜ……？」と問う人々の根底には、「男達」が「女達」の領域であると見なされている「家庭科を教えること」の中になぜ参入するのか、という疑問がある。つまり、「なりたい理由」を「女達」が尋ねられもせず「男達」が常に問われ続けると語っているように、家庭科教師が女性の専門職と見なされていたことをあらためて浮き彫りにしている。

ジェンダー概念の根幹である「社会構築性」をめぐって、舘かおるは、「ジェンダー概念による学問のパラダイム転換を志向する研究」のひとつとして、「組織論」のジョーン・アッカー（Joan Acker）を取り上げている（舘 1998、p.91）。アッカーは、組織がどのようなプロセスを辿ってジェンダー化されるのかを提示し（Acker 1992）、従来のジェンダーと組織についての理論[1]は「組織をジェンダー中立で非性的なものとして見る理論定義からくる制約のわなの中にはまり込んでいる」（アッカー 1995、 p.90）ことを指摘し、「ジェンダー化された組織理論」（1992／1995）の理論化を試みたのである。この理論は、ジェンダー概念を分析軸とする具体的な事象を用いた研究――組織、特に企業経営や労働問題の領域での、男女差別や賃金格差などの課題や、ジェンダーと教育――に新しい地平を開いた。ホーン川嶋瑶子（2004年）は、アッカーやジョーン・W. スコット（Joan Wallach Scott）らが、「フーコー等の影響を受けて、ジェンダーを知／力と結びつけ、主体の構築および社会秩序の編成にどのように作用しているかを分析」するパースペクティブを提起したことを指摘している（川嶋 2004、p.139）。川嶋[2]（2004年）はアメリカの大学教育の問題について、女性運動において展開した有名男子大学への女性の門戸開放・共学化とあいまって、女子大学が直面した共学化、合併や閉鎖という事態での「女子大学の教育的メリットを強調する研究と、大学の改革努力」を概観している。その中で、新しい学生層を開拓する動きを紹介し、特に「一部の女子大学では、学生数増加の一策として男子学生数を拡大する努力をしている」ことに触れている。しかし、女子大学に受け入れられた男子学生の研究は報告されていない。

日本の大学教育とジェンダーについて目を転じると、これまでの多くの研究は「女性不在」の組織に女性が入っていく際のバリアーを問題にしてきた（例えば天野 1985、1986など）。また、大学の学生や教員の性別構成のジェンダー・バイアスを統計から明らかにした研究[3]も、女性の割合の「偏在」に着目している。本論で取り上げる「家庭科教員をめざす男の会」は、男性教師が「男性不在」の教科に、その境界を越えて参入する事例である。近年、わずかではあるが「男性不在」の領域へ進出した男性を対象とした分析が報告されているが、それらは職業経験を対象としている研究が散見している（男性介護職員；石川 2001、男性看護師；松田 2003、男性保育士；齋藤 2002、赤澤 2004）。男性家庭科教員に関しては、家庭科教員となった男性教員のエッセイ（中西 1989、南野 1991、中 2002）などがあり、また男性家庭科教員を対象とした研究（堀内[4] 2000a、吉野他 2001）も報告されている。家庭科専攻の大学生を対象としている報告もある（堀内 2000b）。堀内かおる（2000a、2000b）は、家庭科の男女共修を契機に参入した家庭科専攻の男子学生（３名）と家庭科養成事業の男性教員（３名）のライフヒストリーを分析対象としているが、本論で取り上げる、男女共修以前に自主的に女子大学に参入し、免許取得後に

再度家庭科教員の採用試験を受験した男性教員は取り上げていない。

本論で取り上げるインフォーマントは、家庭科以外の教科を担当した経験があり、自らの力で再度大学に入学し家庭科の専門教育を受け「家庭科免許」を取得した男性家庭科教員である。家庭科は女性の世界、つまり生活世界は女性の世界であり、「家庭科教員をめざす男の会」は公的領域にいた男性が境界を越えて女性の生活世界に入ってくることと考えられる。そこで、女性しか存在しない「男性不在」の組織である家庭科教員養成の大学に、男性が参入する＝男性教師が家庭科教師を目指す時、どのようなジェンダーバリアーが存在するのであろうか。さらに、それを乗り越えて、家庭科の領域に入っていくことで、どのようにアイデンティティが変容するのであろうか。本論では、この問いを南野という一男性が「家庭科教員をめざす男の会」を旗揚げするまでの軌跡を辿りながら、明らかにしていく。それを踏まえて、家庭科教員養成に内包されているジェンダーバリアーを社会的・制度的文脈の中で検討したい。

南野のアイデンティティの変容を社会的・制度的文脈の中で検討するためには、教育制度や社会・文化の影響、女子大学の影響、南野の日常生活や教育実践などの影響、これらマクロ、メゾ、マイクロの３つのレベルからの影響を組み込める枠組みが必要である。そこで、マイクロな次元の文化的実践がマクロな次元の事象の影響を受けることをモデル化した「マクロ・マイクロ連携モデル」（箕浦 1999）を援用する。日本の学校教育制度や教員養成制度をマクロレベルと捉えるならば、メゾレベルは女子大学の組織であり、南野の日常生活や教員生活はマイクロレベルの事象と捉えることができる。

「ジェンダー化された」組織としての女子大学と個人のたたかいという側面にアプローチするために、本論では、理論的視座として、ドロシー・ホーランドとジーン・レイブらが提唱している “History in Person”（「人の中の歴史」）という概念（Dorothy Holland and Jean Lave 2001）を援用する。“History in Person”（「人の中の歴史」）は、従来の “Person in History” つまり、人は歴史や文化の中でどう生きるかという捉え方から、一人の人の中に歴史がどう織り込まれているかというパースペクティブへの転換を試み、社会実践論（social practice theory）を人が歴史のなかでどう形成するかに拡張することを意図している。そこで問うべきことは、「それぞれの場でのたたかいという実践」と「より広範囲のもっと永続的な（歴史的に、展開する、オープンエンドな）闘争」との関係とを明らかにすることである（前掲 p. 6 ）。歴史的に形成された闘争というものが、どのように個々のたたかいの中に現れ、それらがどのように個々人の主観を形作るのか、また、歴史的な闘争がどのように個々のたたかいの実践において形作られるかを問わねばならない。ホーランドとレイブは、マクロな「永続的な闘争」（Enduring Struggles）とマイクロな「人の中の歴史」（History in Person）との間の複雑な関係を解き明かすために、日々のそれぞれの場での実践に着目することを主張したのである。そして、その実践は、「アイデンティティの心の奥底に内面化された実践（前掲 p.20）」と「平等や資本主義に競合する形態、民族や階級の関係など（前掲 p.21）」の複雑な仲裁（mediations）の場となる。こうした実践の中で、人々がどのようにアイデンティティを構築していくのかを、推定できる。ここでは、本質的な不変のアイデンティティがあることを前提にせず、常にアイデンティティは変貌しつつあると捉えるのである。

マクロな「永続的な闘争」とは、例えばジェンダーの不平等性も歴史的に形成され、社会構造の中に埋め込まれてきたもので、女性たちは歴史的なものとも闘争していかなければならなかった。「男性不在」の組織としての家庭科教員養成大学も、家庭科教員は女性の専門職という人の意識も、歴史的に構築されてきたものである。そこに男性が参入しようと試みる時に、それぞれは「たたかう」ことを余儀

なくされる。本論は、家庭科教員を目指した男性たちの「それぞれの場でのたたかい」(Local Contentious Practice)に着目して、マクロとマイクロのせめぎあいの中で、個人がどのようなアイデンティティを形成していくかを明らかにする。

それぞれの場でのたたかいを詳細に見ていく際には、エティエンヌ・ウェンガー（Etienne Wenger 1998）の Communities of Practice という概念が有用である。レイヴとウェンガーは、徒弟制の新参者の学習過程研究から、新しい学習論として正統的周辺参加論／状況的学習論（1991／1993）を提起し、その中で提示された概念をさらに発展させたウェンガーは、「実践コミュニティ」(Communities of Practice) を「共通の専門スキルや、ある事業へのコミットメント（熱意や献身）によって非公式に結びついた人びとの集まり」(Wenger 他 2002, 邦訳, p.12) と定義している。その実践コミュニティへの社会参加としての学習に焦点を置いて、理論を展開している（Wenger 1998, p.4)。学習は、「ローカルな行為と相互作用を通して起こるが、それが起きた社会構造を再生産し変革する」ものであり、「実践を発展させ、新参者を含みこみ、アイデンティティを開発し変容させる媒介物」である（Wenger 1998, p. 5)。ウェンガーの捉え方を学校に当てはめて考えると、学校というコミュニティに所属するために学び、そこで同じようなことを実践する人のなすことを習得し、その「実践（プラクティス）」することをどう解釈するのかを学び、つまり学校文化の意味 meaning を共有し、そこで一人前になるために学び、アイデンティティを構築していく。このプロセスを学習という。このように、「実践（プラクティス）」と「アイデンティティ」は深いつながりがあり、つまり、“History in Person” の構図での焦点となる「それぞれの場でのたたかいの場」として、「実践コミュニティ」を位置づけることができるのである。

本論では、“History in Person” 概念を大きな理論的視座として使い、それぞれの場での実践については「実践コミュニティ」概念を援用しつつ、男性教員の南野が家庭科教員を目指す時、マクロとマイクロなせめぎあいの中で、どのようなたたかいを実践し、どのような新たなアイデンティティを形成していくかを明らかにする。以下では、まず、制度と個人のたたかいを理解するための理論的枠組みに依拠して、南野が「家庭科教員をめざす男の会」を旗揚げするまでの軌跡を分析する。そのうえで、「ジェンダー化された」組織と個人とのせめぎあいの中での、主体と知の関係、実践コミュニティが誕生し、そこで新たなアイデンティティが形成されたプロセスについて考察する。

１．研究の方法

１．１　データの収集

“History in Person” 概念を用いた研究では、Person-centered ethnography の手法を用いて、調査対象を一人に絞ったインタビューを実施している。例えば、日本の自動車工場で働いている一日系ブラジル人の「民族的帰属に対する疑問や熟考に焦点をあててのインタビュー」(Daniel T. Linger 2001) から、「社会的事実に従事し、超越していく様子を浮き彫りにし、人と歴史との関係を多角的に明らかにしている」（前掲）研究や、イギリスの自動車工場でエキスパートの男性労働者一人のインタビューから、イギリスの工場文化の「長い期間」の文化的カテゴリーを明らかにした研究（Pall Willis 2001）などがある。Person-centered ethnography の手法は、「社会的カテゴリーと個人が実際に認識しているものとのずれを浮き彫りにし、人々がどのようにカテゴリーの帰属を理解し、再解釈し、その意味を限定していくのか、どのようにそのカテゴリーを心理プロセスとして操作するのか、そしてどのように自己

と他者との関係の新たな視点を得るようになるのかを明確にできる」(Linger 2001, p.218) と主張する。つまり、社会的・歴史的に構築されているかのように見える中で、個人がどのようにアイデンティティを形成しているのかを見ることができる。

そこで、本章では、「男性不在」の組織としての家庭科教員養成大学に参入した男性の中から、以下のような段階を踏んで、一人の男性教員に焦点を絞りデータを収集した。まず、筆者が参加した研究会や勉強会などで出会った高校家庭科の男性教員の中から、７名にインフォーマルインタビューを行った。７名の家庭科教員免許を取得した経緯は、次の３つに大別されることが明らかになった。①個人的な動機から自主的に大学で単位を取得して免許を取得したケース(２名)、②男女必履修実施に向けて教育委員会が暫定的に実施した家庭科教員養成事業（１年間）で免許を取得ケース（４名)、③高校卒業後、家庭科教員をめざして大学に進学し家庭科教員免許を取得したケース（１名）である。そこで、各ケースから１名ずつ計３名に、フォーマルインタビューを実施した。インタビューの依頼は、筆者自身による電話又は出会った場での依頼と紹介者を通じての依頼と、個々の状況に応じて異なる。他教科の教員からの参入の２名は、40歳代であり、専任として公立高校に勤務している。単位取得の大学は、１名は私立の通信制女子大学(聴講生)、１名は教育委員会の家庭科教員養成事業委託先の国立の教員養成系大学(共学)である。１名は、20歳代であり、高校生の時に男女共修の家庭科を学び、その後教員養成系大学の家庭科専攻に進学して免許を取得、インタビュー時には、講師として女子高校で家庭科を担当している。３名とも研究会や勉強会に参加し、仲間との会を持っているが、３名の中で、男性家庭科教員として先駆的な存在であり、全国的な組織を立ち上げた教員である南野を取り上げることにする。

本論では、これまで詳細には論じられてこなかった「家庭科教員をめざす男の会」の発起人の一人であり、中心人物である男性教員（南野）が家庭科教員をめざす時の経験を明らかにするために、①会を立ち上げた中心人物である南野とのインタビューデータ[5]、②南野から提供された「家庭科教員をめざす男の会」の会報[6]、③新聞資料と家庭科関係資料[7]を主なデータソースとする。調査実施期間は、2004年９月～2005年３月である。尚、南野の語りは、注釈のないものはインタビューのトランスプリクトからの引用である。

１．２　分析方法

インタビューの分析は、「語りの内容」に焦点化し、まず、グランデッドセオリー（グレイザー＆ストラウス、Glaser B.G. & Strauss A.L 1967/1996）などで用いられるカテゴリー化の作業を試みる。インタビューだけでなく、会報も同様にカテゴリー化を積み重ねた。ただし、切片化したままで終わらせるのでなく、分析によって浮き彫りになったカテゴリーを、語りに戻して、再度分析を試みる。

なぜならば、南野の声と生活を沈黙させないことを目指すからである。ライフヒストリーによるカリキュラム研究を提唱するアイヴァー・F. グッドソン（Ivor F. Goodson 2001）は、これまでの「実証研究」を批判し、また「研究者としての教師」や「アクション・リサーチ」の研究手法を生産的な手法と認めつつ、最初から実践ばかりに焦点化することを危惧し、教師の生活という文脈で教師の仕事を検討することを提起している(Goodson 2001、pp.25-35)。「社会構造からの要請と折り合いをつけながら生活する個人」（前掲）としての教師を歴史的文脈に位置づけることの必要性を主張したのである。そして、これまでの研究パラダイムが「教師の声を沈黙させ、教師の生活を無視してきた」（前掲 p.188）ために、不毛の脈絡のない研究となっていたことを批判し、ルポルタージュの方法、未編集の教師の声を

提示する試みに取り組んでいる。そこで、本論では、分析によって明らかになったカテゴリーを再度南野の語りに戻し、南野の声と生活を復権させる形をとっての再分析と提示を試みる。

つまり、分析結果によって明らかになったカテゴリーで捉えなおした南野のライフヒストリーを、「家庭科教員をめざすまでの軌跡」として提示し、それを踏まえて、マクロとマイクロとのせめぎあいの中でのアイデンティティの形成を提示し、議論を進めていく。

２．男性教員が家庭科教員を目指すまでの軌跡：ケースの提示

南野が、「男性不在」の家庭科教員養成領域を目指した時は、どのような状況であったのであろうか。南野は、どうして家庭科教員を目指すようになったのであろうか。南野が日本女子大学通信課程の聴講生となり、家庭科教員免許を取得するまでの軌跡（trajectory）を以下で素描する。

1958（昭和33）年関西地方に生まれた南野は、1981年関西地方にある大学を卒業して、大阪府立の公立高校の英語科教諭となった。20歳代半ばに結婚し２児の親となり、教員生活７年目の1987年（28歳）に、日本女子大学通信教育課程に当時として稀な男子学生（聴講生）として学び、わずか２年間で家庭科免許資格を取得する。そして、1989年に免許を取得した南野に、翌年の1990年には英語教員として勤務している高校において、家庭一般１年生（女子のみ）１クラスを１年間教える機会が訪れる。その後、1992年７月に「家庭科教員をめざす男の会」をＡ（男性、英語科教諭）と共に旗揚げし、「男の家庭科教員」として注目され始める。1993年に大阪府の教員採用試験を再び受験して合格する。翌年の高校家庭科男女必履修施行の1994年に、大阪府で初の男性家庭科教師３人の中の一人（他教科教員出身としては唯一）として採用され、メディアなど多方面で注目され活躍するようになる。

このように、南野が女子大学で学び始めた1987年は、家庭科教員養成は女性の領域であった。この「男性不在」の領域へ先駆けて参入するたたかいを、南野は一人で始めた。

南野が家庭科教員を目指すまでの軌跡を、それぞれの場での実践を参照して分析を進めると、南野のたたかいは大きく３つに区切ることができる。まず第一番目、「家庭科を学びたい」と、日本女子大学通信教育課程へアクセスするまでのたたかいである。最初は家庭科教員を目指したのではなく、家庭や学校の中で夫･親として、また教師として、「生活を知らない」ことの問題に直面し、自分が学校教育で「家庭科を習っていない」ことに気付いて、「家庭科を学ぼう」と試みたのである。第二番目に、女子大学通信教育課程でのたたかいである。現職教員を続けながら女子大に参入しようとした時、男性であるが故のジェンダーバリアーに阻まれてしまう。その壁を乗り越えようと、南野の女子大学でのたたかいが始まる。南野に残された唯一の方法＝聴講制度は、個人的な理由での参入を認めず、南野は学校の理由と校長の推薦といったメゾレベルの力を借りて乗り越える。聴講生として学び始めた南野は、スクーリングの日々の中で、心理的バリアーを経験する。それは、教員として勤めながらの、所定単位修得の困難さと、「男子不在」の女子大学での男性であるがゆえのジェンダーバリアーとのたたかいである。そのたたかいの中で、南野は２年間で43単位を修得して巣立ち、家庭科教員免許を取得する。そして、第三番目のたたかいは、「家庭科教員をめざす男の会」を作るという実践である。大学を巣立って後、家庭科教員を目指す男性教員たちの問い合わせに応答し、「男の会」を立ち上げ、後輩を支援しつつ、そのたたか

いの中で、南野自身も家庭科教員の採用試験を目指すようになる。

南野のケースから、ジェンダー化された家庭科教員養成制度に男性が参入を試みる際には、「学校家庭科教育からの男子の『疎外』」、「ジェンダー化された組織とのたたかい」、「実践コミュニティの誕生をめざすたたかい」の3つの領域で問題がおこっていたことが析出された。以下では、それぞれについて検討する。

3．学校家庭科教育からの男子の「疎外」

男性の家庭科教員免許取得希望者及び取得者が出現するのは、高校家庭科男女必履修を契機としている（田中 2000）が、南野は一足早く大学で学び始めた。どのような動機で、家庭科が男性英語教員の心を占めるようになっていったのであろうか？

3．1　「生活を知らない」ことの気付き

「家庭科を学びたい」と、日本女子大学通信教育課程へアクセスするまでのたたかいの中では、「生活を知らない」というカテゴリーが浮き彫りになった。それは、2つのサブカテゴリー、①家庭生活で「自分が生活を知らない」ことの気付き、②教員生活での「生徒に生活の知識がない」ことの気付きが含まれる。

そこで、まず、家庭生活の語りに戻って、詳細に見ていく。家庭生活において、20代半ば、子どもの誕生をきっかけに、「生活そのものに直面して」「生活を知らない」ことに気付くことから始まる。「なぜ家庭科教師になったのか」という問いに対して、以下のように答えている。

> なんでなったかというのは、新聞とかにもちょっと書いたけど、結局、あの二つあってね、あの、自分が子供ができる頃に、子育ての事とか、そういう事とか、ほとんど知らない状態にいるということに、直面するというか。で、そんな中で……妻が、子供には、こういういいもの食べさせようとか、蛍光剤を使っていない肌着を着せようとか、そんな話したり、生協入ってみようとか、いう中で、それって一体何だろうと、全然知識がなくて、わからないのね、わからなくて、言われて、それがいいんだろうなと思って、やるんだけど、だけど、わからないままやってるって、悔しいじゃないですか。

このように、子どもが誕生し、子育てに関わる状況において、自分が子育てのことを知らないことに直面する。特に20代半ばの第2子の誕生の際、第1子と二人だけの生活で直面したのである。また、子育てを媒介にした妻との関わりの中で、「自分が生活のことを知らない」ことが浮き彫りになる。妻から聞く衣食や生協など生活に関わることを、「自分がわからないままやる」ことに悔しさを感じた語りは、別の場面でも「大丈夫か」という不安と共に繰り返される。また、インタビュー記事でも、同様の語りがあらわれている。このように、「生活のことを知らない」ことは、「ちゃんと知りたい」「知識欲みたいなもの」へつながっていく。

二つ目のきっかけは、教員生活の中で生じている。英語教員として接する生徒たちの勉強以前の問題、生活の気付きである。前述の問いへの答えとして、次のように語り始める。

もう一つは学校の英語の教員やったでしょ。英語教員をしてて、やっぱり、こう、行き詰まる、じゃないけど、英語は英語で面白いなぁと思って教えるんだけど、だけどやっぱり生徒がやる気のない生徒とか、何かその、勉強、勉強っていうことが自分が一番したいことじゃないのに、あの頃は、割と、なんで日本人なのに英語なんかするの、みたいなこととかね、それこそ、ほんとの疑問というよりは、苦しいんだって言っているのだとおもうんですけど、英語をすることがね。

英語を教えることが面白いと考えている南野であるが、授業で生徒が発する英語の勉強への疑問・態度の中に、生徒が英語を勉強することの苦しさを見出す。その苦しさは、何故英語を勉強するのかという疑問ではなく、生活で引っかかっている、生活そのものに問題を抱えているが故に「がんばれないみたいなもの」の苦しさであることに気付く。当時の勤務校は、南野によれば「わりと平和」で「進学校ではなく普通レベルの学校」で、「生活指導もきっちり」行われている。そのような学校で、生活の問題とは、次のようなことである。

学校で、やっぱり寝ちゃうとか、問題行動を起こしちゃう。とかいう子も、いますよね。特に寝ちゃうとか、やる気がないとか、ね、そういう子は、やっぱりしんどいもの、抱えてるとか、あるいは、体調が、食生活が、ヘンなことになってて、がんばりたいけど、頑張れないとか、いろんな子が、いると思うんですね。そんな子が、知識もったら、分かっていたら、そんなことしなかったのに、ってことも、あるだろうし、もうちょっと。そこに目を向けるほうが、先じゃないかなぁ。そういうあれかなー。

授業での居眠りややる気のなさ、問題行動などは、個々の生徒が抱えている生活の問題から頑張れないと考え、それは生徒が生活の「知識をもたない、分かっていない」からであると気付くのである。

このような「生徒の生活の引っかかり」の問題は、『ぼくは家庭科教師を志す』（南野 1991）と題した手記の中で、「同じ生徒に英語と家庭科の両方を教えたい」という語りにもあらわれている。まだ、英語科教員であった南野が 1 単位だけ家庭科を受け持った頃の手記である。両方の教科を教えることで、生徒と「トータルに触れ合う」ことを実感し、「生徒の英語以前の生活の引っかかり」に対応できる可能性をつかむのである。

このように、第 2 のカテゴリーは、第 2 子が誕生し教員生活 6 年目となった頃、「生徒に生活の知識がない」問題性に気付いたことである。

3．2　「家庭科を学んでいない」から「家庭科を学びたい」

このような 2 つの気付き①家庭生活で「自分が生活を知らない」ことの気付き、②教員生活での「生徒に生活の知識がない」ことの気付きは、「家庭科を学んでいない」ことの気付きへとつながる。前述の「生活の引っかかり」の語りは、次のように展開していく。

そうですねっていうか、僕自身も、習ってないじゃないですか。中学高校と、まあ、家庭科を習ったから、よかったかどうかは、わかんないんですけど、家庭科的なものですよね。生きていくとか何だとか、そういうものをなんか追及せずに育ってきているっていうことが、すごく大人

になって、生活していく時に、そん時直面するよりはね。もっと前に、考えて、自分が選択する能力をね、幅を広げながら、こうやって行けた方が、いいだろうなって思ったし、自分自身もその時、いろいろ考えたかったんだと、思うんです。そんなこともあって、まあ、家庭科の勉強をしてみたいと思ったんですよ。

南野は、「生活の知識がない」生徒の存在から、「僕自身も、習ってないじゃないですか。中学高校と」と、過去の自分を重ねるのである。南野は、家庭科教育の雑誌の手記でも、小学校5年生の時から、「僕たち男にとって家庭科は、いつも何か秘密のベールに包まれた教科だった」と感じ、中学・高校でも女子だけが学ぶことに疑問を抱いていなかったと記している(南野 1991、p.29)。このように、家庭科を学ばなかったこと、「家庭科的なもの」を追求してこなかったことが、現在、家庭生活で直面している「生活のことを知らない」ことへとつながる。一方、今まさに家庭生活で「生活を知らない」ことに直面している自分と、生徒の未来の姿を重ね、大人になる前に考え選択する能力を備えることの必要性を認識する。このような思いと、「自分自身もいろいろ考えたかった」ことから、「家庭科の勉強をしたい」と考えるようになったのである。そのような時期に偶然見たひとつの新聞広告が、日本女子大学通信課程にアクセスするきっかけとなる。

このように日本女子大学通信教育課程で学ぼうと思うまでの軌跡は、家庭生活において「生活を知らない」ことに気付き、そして教員生活で生徒の生活の問題性に気付き、自らの学校経験で「家庭科を習っていない」ことを認識し、つまり「生活／家庭科を知らない」という個人的な気付きから「家庭科を学びたい」と考えるようになった気付きの軌跡であるからであった。

南野の女子大学にアクセスするまでのたたかいの始まりは、日常生活を知らないという気付きからであった。知らないということは、学校教育の中で生活に関することを学んでいなかったことに結びつき、それを取り戻すために大学で学びたいと、南野は変わっていったのである。そのたたかいには、南野自身の子ども時代の経験の歴史が浮き彫りになる。それは、南野が学校教育で小学校以外では家庭科を学ばなかったことと、家庭生活においても、南野の言うところの「家庭科的なもの」、つまり生活に関する経験知を学んできていないという歴史である。南野は、小学校5・6年の2年間併せて4単位のみの家庭科教育の経験しかないのである。しかも、それに対して、何の疑問も抱かず、高校まで過ごしているのである。このような南野の小学校から高校までの学校生活における家庭科教育からの「疎外」は、マクロな日本の教育の歴史を反映していた。

4．ジェンダー化された組織とのたたかい

女子大学通信教育課程でのたたかいは、南野にとって女子大学への進学の際、思いもよらない壁にぶつかることから始まる。ここでのたたかいでは、2つのバリアー：①制度的なバリアーと②心理的なバリアーが浮き彫りになった。南野は境界を乗り越える時、どのような経験をし、どのように感じたのかを見ていこう。

4．1　制度としての女子大学――男性参入を阻む家庭科教師養成制度

⑴　男性だから正課生になれない女子大学

日本女子大学通信教育課程への入学を問い合わせた南野は、男性であるがゆえに簡単には入学できないという事態に直面する。通信教育課程であっても女子大学であることから、男子学生は正課生としての入学資格がない。「女子大だから正課生になれない」事態に直面し、そして「聴講生にしかなれない」状況の中で、日本女子大学通信課程に聴講生として入学する。聴講生であったことは、スクーリングとテストが「きつい」ことを語る場面で、初めて明かされた。

男性であるがゆえに正課生にはなれない状況であり、しかも関西から東京まで遠距離でのスクーリング出席という厳しい条件が重なっているにもかかわらず、日本女子大学の聴講生を選択せざるをえなかったのは、当時、通信教育課程で免許取得のための単位を履修できるのは、高等学校免許の場合は日本女子大学のみであったことによる。当時は、現職の男性教員が個人的な理由で高校の家庭科免許を取得することを希望した場合、日本女子大学の聴講生制度を利用することが唯一の手段だった。つまり、既卒の男性教員が家庭科免許取得を目指す時、教員養成制度というマクロなジェンダーバリアーが存在する。

ところで、教員養成制度は、戦後の教育改革において戦前とは異なるものとなった。新しい法律として「教育職員免許法」が成立し、大学において所定の単位を修得することによって免許を取得できるようになった。いわゆる「開放的免許制度」と変革され、教員養成は①教員養成の大学・学部、そして②一般の大学・短期大学で行われるようになった。その後、「教育職員免許法」の改正によって、「目的養成制」への転換や最低修得単位数の改正など変遷を辿るが、家庭科教員の養成も教員養成の大学・学部、あるいは家政系の大学・短期大学で行われるようになり、今日に至っている。一見すると、教員養成制度には男性が家庭科教員になることを阻む壁はない。法律の中で男性が家庭科教員となることを妨げる記述は、成立時から現在まで見あたらない。

では、前述の唯一の手段が日本女子大学通信課程の聴講生のみという問題は、個別的な問題なのであろうか。現実には、家政系の大学・短期大学は女子大学が多くを占め、男性は入学できない。教員養成の大学・学部[8]ではどうであろうか。共学であり、制度的には家庭科教員養成のコース・講座は、男性にも開かれている。現実には志願してこないという事実はあっても、制度としては「性差別なく開いている」が、何よりも現職の教員でありながら通学課程に聴講生として通うことは、時間的に難しいことであろう。

このように、現職の男性教員が家庭科教員を目指す時、教員養成制度において正規に免許取得のために在籍できる大学の門戸は開かれていないというマクロなジェンダーバリアーが存在したのである。男性である南野が、この境界を乗り越えるためには、日本女子大学通信課程の聴講制度の道しか残されていなかった。

⑵　学校長の推薦が必要な聴講生

しかし、聴講制度を利用するにも当時は簡単には通過できず、南野は次のような事態に直面する。当時、女子大学に男性が参入しようとすることが希なケースであったために、南野が問い合わせると、「今まで男性が何人か来ているけど、全部校長の推薦をもらっていますから」と教授会に諮るための理由書提出[9]を求められる。南野は、日本女子大にアクセスしたのは、前述した通り「家庭科を学びたい」とい

う個人的な思いからであったが、個人的な理由では受け付けられない。そこで、南野は校長に依頼したところ、校長自身にとって何のニーズもないが、校長曰く「僕、そんなの好きだから書いてあげるよ」と応じてくれた。南野は、「学校で必要としている」旨の推薦書を提出し、交渉を重ねて、ようやく聴講生となった。

このように、日本女子大学通信課程の聴講制度を利用する際には、個人的な理由ではなく、「学校が必要とする」という学校長の推薦といったメゾレベルの理由によってのみ許可された。

4．2　女子大学での日常の中で経験する心理的バリアー

さて、ようやく日本女子大学で学ぶことができるようになった南野は、日々のマイクロな生活の中で心理的なバリアーを経験していく。「けっこうきついんですよね。僕、2年間、っていうのは、たぶん最短ですよね。聴講生で」と語るように、通信課程での学習が「きつい」ものであったことが繰り返し語られる。「きつい」と表現される困難さの状況は、次の2つの側面から語られる。①所定の単位修得することの困難さ、②女子大学での男性であるがゆえの困難さである。以下、2つのカテゴリーを見ていこう。

(1)　所定の単位修得することの困難さ

「所定の単位修得することの困難さ」のカテゴリーには、以下の4つのサブカテゴリーが含まれる。それは、①所定単位数の多さ、②スクーリング受講にまつわる困難さ――遠距離・乳幼児を抱える家庭に長期不在・滞在費などの経済的な問題――、③現職に就きながら単位をとることの困難さ、④スクーリングでの実技テストやレポートのハードルの高さ、つまり単位履修の困難さである。

既に他の教員免許を取得している場合、家庭科免許資格を得るには、43単位履修しなければならない。会報22号（南野 2000、pp.10-17）では、南野が家庭科教員免許を取得した中学校教員のＩさんにインタビューを行っているが、その記事は、「免許取得には、新たに43単位が必要ですよね」（前掲 p.10）という南野の問いから始まる。免許取得直後のＩさんに向かって、まず確認するかのように尋ねるほど、43単位は重いものなのであろう。その43単位をすべて通信のみで修得できるのではなく、科目によってはスクーリング（面接授業）を受講しなくてはならない。しかも、スクーリング会場は、東京のキャンパスであるため、関西地方に居住する南野にとっては、自宅からは通えない遠距離という問題も伴う。開催期間は、ひと夏20日間に及び、在学中の2年間の2回の夏休み、2人の乳幼児を抱えているにもかかわらず、長期不在を余儀なくされた。家庭科を学びたいと考えるきっかけとなった子育てに関われないということは、南野にとってはきついことであろう。「子どもも小っちゃかったから、とにかく2年で取りたかったから。単位を」と語るように、スクーリングで家を空けることを最小限にしたいと考え、2年間で単位を修得するという強い決心で臨んでいる。また、オリンピックセンター（東京都渋谷区代々木）や友人宅を利用して宿泊費を節約するなど、20日間に及ぶ東京滞在というスクーリングは、乳幼児を抱える家庭にとっての長期不在や経済的な困難さを含んでいる。

一方、スクーリングそのものの困難さの語りもある。久しぶりの学生生活の楽しさの語りとともに、「大変でしたけど、教員やりながら」と教員生活の中での43単位修得の困難さもある。「わりとレポート、突き返されたり」とスクーリングに出席しただけでは単位が取れないという「日本女子大、きついもの」と語る。頻出する「きつい」という語りは、他の学生がテストに何度も落ちてしまうエピソードを語る

ことによって強調される。調理実習で「この人ね。もう7回目なのよね」と話題に登場した学生について、「テストできないのよね」、「ちゃんとずっと毎日、毎年、くるんですよ。でも、テスト落ちちゃった」とエピソードが語られる。このように、南野は、スクーリングでの実技テストやレポートのハードルの高さといった単位履修の困難さを語る。

このように様々な困難さを経験しながら、南野は2年間という短い期間で、長期間のスクーリングと通信によって、43単位を修得したのである。

(2)　女子大学での男性であるがゆえの困難さ

次に、女子大学での男性であるがゆえの困難さがどのようなものであるか、見ていこう。

南野が女子大学に参入した1987年は、「僕の時は、ほとんど男性がいなくて」と語るように、キャンパスには男性の仲間は見当たらないほどであり、1994年から実施の高等学校の男女必履修直前から、スクーリングには少なくとも2桁の男性が参加するようになる[10]。1990年に入り「共修」が話題となって広く知られるようになると、日本女子大学では男女を問わず家庭科免許取得希望者が増加したのである。南野はその違いを「僕の後に増えていくんです」と語る。そのような特異な状況である女子大に参入した南野は、そのときの経験を以下のように語っている。

M　大変大変、地方でも試験があったら、会場はたくさんあるけど、でも女性ばっかりびっしり詰まった中に僕一人だから、そんなのはちょっと……。
I　御手洗探すのも大変ですよね。
M　大変大変、まずトイレ探しだもんね。
I　私、大学受験の時、物理学科を受験して、男子校で。
M　ないでしょう。こんなとこに教室あるのに、あそこまで、行かなきゃいけない。
I　そうそう、会場男子校で、そして教室の中に、男子の中に、私ぐらいしかいないんですよ。
M　そうでしょう。
I　物理、どうして女子がいないの、なんで思いましたけど。
M　(笑) そうでしょう。
I　だから逆なんですね。
M　でも、家庭科はもっとすごいわ。
I　う〜ん。
M　男性が入るわけないって世界で。

試験会場やスクーリングのキャンパスの中で「女性ばっかりびっしり詰まった中に僕一人」の経験は、インパクトの強いものであったのであろう。男性トイレも女性トイレも同様な位置関係であろうが、しかし「こんなとこに教室あるのに、あそこまで、行かなきゃいけない」と身振りを交えて語ることは、教室も廊下も女性ばかりに占められていた空間であったのであろう。筆者の男子校での経験に対して、「家庭科はもっとすごいわ」、「男性が入るわけないって世界で」と語るほど、女性ばかりの中で男性が見当たらなかった状況が窺える。女性ばかりの世界に男性が参入した際の戸惑い・違和感は、食堂やキャンパスの門など他の場面での同様のエピソードを含めて、インタビューや会報、資料の中にも散見され

る。南野にとって、後続の男性教員以上に、女性だけの領域にたった一人で参入したと一層感じたのであろう。

５．実践コミュニティの誕生をめざすたたかい

日本女子大学通信教育課程で男子学生としては先駆けて学んだ南野は、制度的なバリアーと心理的なバリアーを乗り越えるために、それぞれの場で日々のたたかいを繰り広げ、1989年３月に無事43単位を修得して日本女子大学を巣立つ。わずか２年間という短期間で家庭科教員免許を取得する。その後、同大学で学び始めたＡと共に1992年７月に「家庭科教員をめざす男の会」を旗揚げする。「家庭科教員をめざす男の会」は、男性たちが、ジェンダーバリアーを乗り越える際に、どのような役割を果したのであろうか。

５．１　メゾレベルでのたたかい：「家庭科教員をめざす男の会」の旗揚げ

「家庭科教員をめざす男の会」設立のきっかけは、日本女子大学で学びたい／学んでいる男性教員から南野のへ問い合わせが度重なったことであった。そのエピソードは、筆者が家庭科教員を目指そうと決意した時期を尋ねた場面で、次のように回想している。

Ｍ　（前略）でも、行って、取り終わって、行っている間かな、他の人から、こう問い合わせが始まって、「僕も、日本女子大に、行きたいんだけど」って。
Ｉ　男の先生から？
Ｍ　そう、日本女子大行っている（男の先生）だけど、こんな人いるよって、一度コンタクトしてきたりとか、僕が、終わってからでもね。ちょっと聞きたいとか、試験問題なんかとか、いろいろあるじゃないですか。聞きたいことって、そういうのも含めて、結構問い合わせが、くるようになって。
Ｉ　英語の教員時代ですね。
Ｍ　そうです。そうです。それもあって、「家庭科の教員を目指す男の会」ってのが、できるように、なるんです。
Ｉ　ああ、そうだったんですか。それで、できたんですか。
Ｍ　最初の目当てってのが、ばらばらで、問い合わせもめんどくさいから、世話人になった人がもう一人いるんですけど。
Ｉ　あれ〔会報〕に出てくる方ですね
Ｍ　Ａさんって方なんですけど、じゃあ、二人で作ろうということになって、だから第１回目の会合では、新聞記事にもなっていますね。

南野が女子大学に在学している時も巣立ってからも、男性教員から南野へ問い合わせが相次いだのである。その問い合わせに「めんどくさいからまとめて」対応しようということであったと語る。個別に答えるのは、面倒と感じるほどの問い合わせ数であっただけでなく、その問い合わせには、まとめて対応したくなる、共通の課題――前述した制度的バリアーと心理的バリアーそのもの――が潜んでいる。

自分と同様にその壁を乗り越えようとしている後続者の問い合わせに、南野は応答し、「家庭科教員をめざす男の会」（以下「男の会」[11] と略す）を立ち上げた。

南野らは、準備期間を経て、スクーリング直前の1992年７月19日に「男の会」を旗揚げし、その日に第１回目の例会を開催する。そして、11月22日には南野の自宅で第２回例会を開き、「男性２人のスクーリング報告」を行っている。翌年の４月10日にも、通信教育のガイダンスを目的とした第４回特別例会を開催している。南野らは家庭科教員を目指す後続者たちに、免許取得のための教員養成制度への参入の方法を伝えている。後続者にとっては、心強いサポートになったことであろう。

このように、南野らは、「男の会」を作り、後続者を応援していくのである。それは、マイクロレベルの問題に落ちたものを、今度はマイクロレベルだけで奮闘しなくていいように、メゾレベルの組織や制度を変えていくたたかいである。

５．２　「男の会」と共に家庭科教員を目指す

南野は、「男の会」を立ち上げていく過程で、自らも本格的に家庭科教員を目指すように変容していく。その変容の軌跡は、前述の２つの領域と併せることによって、明らかになる。

まず、前述したように、南野が日本女子大学へ参入したのは、「いや、教員になりたいと思ったんじゃないんです。初めは、勉強したいと思ったんです」と語るように、「家庭科を学びたい」ということからであった。特に家庭科教員になりたいと思っていなかった南野が、家庭科教員を目指すように変わっていく兆しは、次のように大学生活と教員生活との往復の中で芽生えてくる。

> 家庭科を勉強しながらやっていくと、やっぱり生活というものをもうちょっときっちり立てないと、作らないと、学校生活も、もちろんだけど、いろんなものが、成り立たないんじゃないか。だから、英語を教える以前の問題として、生活というものをもっと学校の中で、取り扱っていった方がいんじゃないかという思いが、そこで湧いてくるんですよね。

このように、家庭科教育から「疎外」されてきた南野は、女子大学で家庭科を学ぶことを通して、学校教育で「生活そのものを取り扱ったほうがよいという思いが湧いてきた」と語る。家庭科を学び始めたことによって、南野は家庭科の視点で生徒の「生活の引っかかり」を捉え直す。そもそも家庭科を学ぶきっかけのひとつである生徒の生活の問題に対して、「英語を教える以前の問題として」生活を取り扱うこと、つまり家庭科の重要性を確信するようになったのである。また、大学で学ぶ過程で「家庭科って面白い」と気付き「家庭科教員になりたい」とも思うようになるが、採用試験を再受験してまで家庭科教員になるつもりはなかったと回想する。

現職の英語教員である南野にとって、家庭科が必要な教科であり面白いと分かるようになっても、自らが教科の境界を越えていくことはたやすいことではない。『ぼくは家庭科教師を志す』（南野 1991、pp. 28-29）と題した手記では、免許を取得した翌年の1990年に、勤務校で家庭一般１年生の女子のみの１クラスのみ受け持った体験談（見出しは「女のする家庭科というものを……」）と、家庭科を志す経緯と心情の語り（見出しは「男もするなり」）がある。その中に次のような一節がある。

> 実際、この半年あまりの授業の中でも、英語を教えていたのではとうてい得られないような手

ごたえも感じた。もちろん、英語には英語ならではという部分があり、今はむしろ同じ生徒に英語と家庭科の両方を教えたいということを強く感じる。50分を単位にした細切れの接触ではなく、もっとトータルに触れ合いたい、自分をぶつけてみたい、そういう思いだ（南野 1991、p.29）。

このように初めて家庭科を教えて、英語と家庭科と両方の教科を教えたいと強く思うようになる。

一方で、「男の会」を立ち上げていく中で、共に領域を越えるたたかいを呼びかけた世話人としては、家庭科教師を本気で目指さざるを得ない状況になっていく。それは、「男の会」の設立当初は「男性家庭科教員を増やすためのアドバルーン」と考え、旗揚げ自体を新聞報道されるように企て、そして「短期決戦」で終えようとしていた（会報7号1頁　南野 1995、p.1）。ところが、予想外の反響に驚き、事態は変わっていく。家庭科教員を目指す男性が全国に点在していることがわかり、さらに新たに目指す男性教員や支援者などが集い、会員が急増する。南野は「男の会」の実践を通して様々な人と関わる中で、会の活動内容を、大学での免許取得のための情報交換だけに留まらず展開していく。例えば、旗揚げした翌年は、1992年度受験者の採用試験の情報交換、授業実践報告や実習などの例会の開催、会報の発行など多岐にわたる。それらを精力的に企画実施し、不定期ではあるが、臨機応変に展開し、短期決戦で終えることなく続けることになる。

このように、南野は、「後続者の問い合わせへの応答」と「男性教員を増やすアドバルーン」という目的で「男の会」を旗揚げしたが、その後実践内容を拡大し、たたかいを続ける。その過程で、自ら再受験してまで家庭科教員を目指さざるを得なくなり、その先陣を切ることになる。つまり、後続者のために立ち上げた「男の会」の実践は、南野自身が本腰を入れて「家庭科教師を目指す」ことへ踏み出す力となっていく。

本節で明らかになったことは、以下の2つの点である。第一に、南野の実践コミュニティの誕生をめざすたたかいの場には、マクロな「制度的な歴史」とマイクロな「個々の中の歴史」とが複雑に織り込まれている。前者は、男子が家庭科教育から疎外されてきた歴史と、「男性不在」が問題にされずにきた家庭科教員養成制度が反映しているということである。後者は、南野の女子大学参入の際の2つのバリアーとのたたかいの歴史である。ひとつは、「男である」がゆえに正課生にはなれず、聴講生も個人的な理由では参入が許されず、メゾレベルの力によって聴講生として参入が許可された「制度的バリアーとのたたかい」である。他方は、「男性不在」の女子大学で一人たたかい、免許を取得した「心理的バリアーとのたたかい」の歴史である。これらのたたかいの歴史がある南野だからこそ、自分と同様にその壁を乗り越えようとしている後続者の問い合わせに応答したのである。南野は、後続の男性教員たちが同じように家庭科に埋め込まれた制度的・心理的バリアーと個々にたたかわざるをえないことに気付き、たたかいを支援するために実践コミュニティを旗揚げした。置かれている状況は異なっていても、共通の課題の解決に向けて「男の会」を立ち上げたのである。

第二は、実践コミュニティを立ち上げることが、南野を成長させているということである。南野は「男の会」を立ち上げる実践を通じて、家庭科教員を目指すように変容している。英語科と兼任で家庭科を教えた南野は両方の教科を教えたいと変わるが、同じ時期に後続の男性教員らと出会い「男の会」を立ち上げる。その実践の中で、世話人として先陣を切って家庭科教員を目指さざるをえなくなっただけでなく、予想以上の反響とコミットメントを共有する仲間の存在が、家庭科教員を目指す力となっている。

６．考察：ジェンダー化された制度とたたかう男性教員

６．１　ジェンダー化された制度と男性の主体と知

今まで分析してきた南野の実践を、ホーランドの “History in Person” という大きな枠組で見た場合、どのようなことが見えるのであろうか。南野の女子大学にアクセスするまでのたたかいには、南野の小学校から高校までの学校生活と家庭生活とで家庭科教育からの「疎外」の歴史が反映していることが明らかになった。ここでは「それぞれの場でのたたかい」（Local Contentious Practice）における、南野の個人的な闘争だけでなく、学校教育制度に埋め込まれた歴史的な闘争を読み取って、議論を深めていく。

歴史的に制度化された闘争を浮き彫りにする糸口は、「かつての男子」（1994年より前に高校に入学した男子）は、家庭科教育から「疎外」されてきたということである。小学校から高校までの12年間において、小学校５・６年のみの家庭科教育の経験は、「かつての男子」が教育の中でいかに家庭科教育から「疎外」されていたかを意味するのである。これを、学校制度の設立時期に遡って捉え直してみたい。翻って近代日本の学校教育制度の成立を鳥瞰すると、19世紀後半から始まる急速な近代化の中で、全国民は近代的な「知識」・技術の担い手として教育された。それが日本の近代化を促進する原動力となったことは誰もが認めることであろうが、その教育制度は人々の社会的上昇手段とみなされるようになり、「学校知」が価値あるものとして重視されていく。一方で、明治政府は女子の就学率を向上させるために、裁縫科[12]を戦略的に打ち出し、明治40年の小学校令改正で、「戦前の義務教育における教育内容の骨子」――男女共通の教科目と女子のための裁縫――が制度化される（小山 2002、p.84）。つまり、人々に学校教育において「家庭生活＝女子の領域」とみなす傾向を強め、生活に関わる「知識」や技術を女子のみの領域とみなす文化が構築されてきた。さらに、戦後の教育改革で誕生した家庭科は、男女共学という点では1994年までは小学校のみの実施に留まっていた。つまり、家庭科は歴史的社会的にジェンダー化された領域として構築されてきたのである。このように、男子が家庭科教育から「疎外」されてきたことは、家庭科に埋め込まれた歴史的・制度的な闘争の一面である。南野のたたかいには、それが反映している。

次に、南野の女子大学通信教育課程でのたたかいの中には、歴史的に制度化された闘争がどのように反映しているのであろうか。南野のたたかいの中で、メゾレベルの制度的バリアーは、ごく短期間で「解決」したが、南野に聴講制度の道しか残されていなかったことは、現職の男性教員が家庭科を学ぶあるいは家庭科教員を目指す時、家政学・生活科学系の大学は女子大学に限られ、教員養成制度において正規に免許取得のために在籍できる大学の門戸は開かれていないというマクロなジェンダーバリアーの存在を浮き彫りにする。しかも、議論の俎上にも載らずに、南野がバリアーとたたかった1987年から５年後の後輩達も同じたたかいを続けている。そこには、家庭科の教員養成制度と男性の闘争が見えてくる。

この闘争を、「ジェンダー化された組織」という視点から考えていく。大学教育とジェンダーの問題は、これまで男性中心の組織へ参入する女性の問題とされ、研究と運動を積み重ねてきた歴史がある。例えば、アメリカの大学の問題は、フェミニズムの「ジェンダーと教育」研究の蓄積とキャンパスでの女性運動が、変革の推進力となった（川嶋 2004、p.160）。本論は、「男性不在」という組織に男性教員が参入するというたたかいであり、女性の問題とは逆のベクトルである。逆の越境の事例は、「女性の問題」とされていたことと何が共通し、何が異なるのであろうか。

この「女性の問題」との違いを、「男性不在」の組織がどのように構築されてきたかという視点から検討する。まず、前に指摘したように、男子が学校教育で家庭科教育から「疎外」されていたことが、進路選択において水路付けとしても作用したと考えることができる。「かつての男子」は中学・高校の6年間も家庭科教育から「疎外」されていたため、進学の際、家政学・生活科学系への進学が選択肢として登場する可能性は低い。女性が男子中心の大学から排除されていたことと異なり、これまでほとんどの男性が関心も示さず参入してくることもなかったであろうことは想像に難くない。

では、「男性不在」の大学ではどうであろうか。大学教育とジェンダーの問題を取り上げた川嶋(2004)は、女性運動初期から重要な課題であるアメリカの大学教育の「理工系分野」を取り上げ[13]、サイエンスがジェンダー化された知であるという。ジェンダーの可視化によって、従来のサイエンスの学問的特性や位置づけこそが、「同時にサイエンスを男性に結びつけ、女性を排除する力として作用してきた」[14]と指摘している（川嶋 2004、p.276）。南野が乗り越えようとして顕在化した制度的バリアーのある大学の領域は、ジェンダーの可視化によって解明されるであろうことは、サイエンスと逆の構造を持つのではないだろうか。「男性不在」であったことは、サイエンス・テクノロジーにおいて「女性と結びついたために外または縁辺に置かれていた」対象や「女性は家庭関連のサイエンス（料理、衛生）に限定されている」（川嶋 2004、p.277）ことと同様に、家庭科教員養成あるいは家政学・生活科学系の領域が女性と結びつき、外または縁辺に置かれていたと考えられる。つまり、家庭科教員養成大学は、「理工系分野」の「女性不在」としてジェンダー化された大学の構造とは異なる、外または縁辺に位置づけられた「男性不在」のジェンダー化された制度である。そのため、南野のたたかいは、排除する力とのたたかいではなかったことによって、メゾレベルでは、限定的ではあるが、短期間に乗り越えることができたのである。そこには、男性領域に女性が進出し様々なバリアーの困難さを乗り越えていく物語とは異なる文脈があった。

一方、南野がたたかいの中に、個々人の中の歴史的な闘争として、南野が女子大に参入するまでの歴史が反映している。かつて学校の家庭科教育と家庭で「疎外」されていたことと、そのことに気付き「家庭科を学びたい」と女子大にアクセスしようとした、たたかいである。南野が、それまで知らず、女子大のバリアーを乗り越えようとしてまでアクセスしたかった「知」とは、どのようなものであろうか。「ジェンダー化された組織」である家庭科教員養成制度について、「知」と結びつけてさらに検討する。ここでは、前述したアッカーやスコットらの提起したパースペクティブ（ジェンダーを知／力と結びつけ、主体の構築・社会秩序の編成にどのように作用しているか）から、考えていく。

教育が「『主体』と『知』の構築の主要な場である」（川嶋 2004、p.146）ということに照らすと、家庭科教育から「疎外」されてきた「かつての男子」は、学校教育の中で、生活に関わる「知」と生活者としての「主体」を構築する場から排除されていたことになる。これまで、「ジェンダー化された」家庭科は女子教育の問題として議論されてきた(例えば小山 2002)が、南野のたたかいは、女子とは異なる「男子教育の問題」でもあったことを顕在化させる。つまり、男子は、学校教育において、生活に関わる「知」と生活者としての「主体」を構築する場から歴史的制度的に「疎外」されてきたのである。そして、「かつての男子」の南野は、生活に関わる「知」と生活者としての「主体」を構築する場に、初めて自らを投入するために、家庭科教員養成制度のある家政学・生活科学系の女子大学へ学びに行ったのである。

6．2　実践コミュニティとアイデンティティの変容

南野が「男の会」を立ち上げていく実践の中には、歴史的に制度化された闘争が反映している。南野がかつて制度的バリアーに阻まれた5年前と同様に、後輩たちも制度的バリアーに阻まれているのであり、マクロレベルのバリアーは何も問題は解決されておらず、闘争は続いている。歴史的に形成され社会構造の中に埋め込まれている家庭科教員養成制度の闘争が、ここでも見えてくる。

南野が1987年に女子大学で学び始め、1992年に「男の会」を立ち上げ、1994年に家庭科教員となった時期、家庭科教員をめざす男性教員が置かれている状況はどのようなものであっただろうか。当時、全国規模での男性教員比率を示す調査は見当たらない[15]。女性に偏っていることを指摘する研究は、わずかであるが報告されているが、その多くは、小学校の担当状況に関しての調査であり、女性教諭依存が問題となっている。中学校は、担当者の免許状所有状況の調査と技術・家庭科の担当に関わる課題である。高校は、1994年の男女必履修実施に向かう中で、男性教員養成の必要性を提起する意見・要望（宮崎美代子[16] 1991）と、教員養成系大学・学部家政科の男子学生の在学調査（津止 1993）[17] が報告されている。男性教師が参入するようになってきたのは、「男女必履修を契機とするもの」[18] であり、当時は他教科の現職教師が家庭科教師となっているのである。しかし、「男の会」の立ち上げ時には、こうした認定講習で家庭科教師を養成する制度もまだ始まっていなかった。南野は何故「男の会」を立ち上げたのであろうか。

そこで、南野が「男の会」を旗揚げた実践を、ウェンガーの「実践コミュニティ」概念を参照して考えていく。「実践コミュニティ」は、共通の専門スキルやコミットメントによって非公式に結びついた人びとの集まりである。その中で南野は、家庭科の免許も取得した古参者である。しかも、女子大学での日々のたたかいの歴史があるからこそ、問い合わせてきた新参者（後輩）が、何がわからないのか、何を不安に思っているのかがわかるのである。そして、それらは大学の公式な場では解決できないという経験知があり、インフォーマルな形で学ぶ場を自ら作ったと考えることができる。また、マクロレベルでのバリアーとメゾレベルでのバリアーには、個人レベルだけでは乗り越えることができない困難さを一人で身を持って経験していたからこそ、様々なバリアーを乗り越えるためには一人でいるよりも仲間が必要であると考え、後輩を応援しようと「男の会」を作ったと考えられる。つまり、「男の会」は実践コミュニティとみなすことができる。

また、実践コミュニティの学習は、「実践を発展させ、新参者を含みこみ、アイデンティティを開発し変容させる媒介物」である（Wenger 1998, p.5）。南野は、女子大では新参者であり、そこでの学習から、「学校教育に家庭科は必要」、「家庭科は面白い」と気付き、そして「家庭科教員になりたい」と変わっていった。免許取得後、「同じ生徒に英語と家庭科の両方を教えたい」と思っていた南野は、「男の会」を立ち上げていく実践の中で、古参者として位置づけが変わり、再受験しても家庭科教員を目指そうと変容していく。それは、家庭科教育という領域へ参加していく軌跡でもある。南野は、新参者との相互作用の中で、かつての自分の姿を見出し、自らを対象化し、また、家庭科教員を目指すというコミットメントを共有する仲間の存在がエンパワーメントとなっているのであろう。「男の会」の実践の中で、そのコミットメントは揺るぎないものとなり、実践コミュニティの学習の中で、家庭科教員としての新しいアイデンティティが形成されてきたのである。南野は、たたかいを通してアイデンティティが変容したのである。

おわりに

本論では、高校家庭科の男女共修以前に家庭科教員免許取得を目指した男性教員が、「男性不在」の家庭科教員養成に参入し、「家庭科教員をめざす男の会」を作るまでの軌跡を辿った。その軌跡の中で、男性教員が女子大学のバリアーを乗り越えるために日々たたかい、その制度の間隙に「家庭科教員をめざす男の会」という実践コミュニティを作ったことに着目し、マクロとマイクロなせめぎあいの中から新たなアイデンティティが形成され変容することを明らかにした。

マクロとマイクロな次元が交差するたたかいを解明するために、本論では、“History in Person”（「人の中の歴史」）という概念（Holland and Lave 2001）と、Communities of Practice という概念（Wenger 1998）を援用したが、南野のそれぞれのたたかいの場には、南野のそれ以前の個人的なたたかいの歴史が反映し、それが層を成すように織り込まれていることが明らかになった。そして、個人の中の歴史と共通の課題を持つ人々が出会うと、時空を越えて共有された課題の解決に向けて実践コミュニティが立ち上がることが明らかになった。ウェンガーの実践コミュニティの概念には、現在の実践コミュニティでの人々の相互作用に焦点が当てられていたが、実践コミュニティのメンバーの個々の歴史のたたかいとマクロな闘争という枠組みによって、実践コミュニティの生成のメカニズムを捉えることが可能である。

男性が家庭科教師を目指す時、前に立ちはだかったジェンダーバリアーを乗り越えようとすると、マクロとマイクロの間を生きながら越えていかざるを得ないプロセスが明らかになった。そのたたかいの中で南野が注目したことは、子どもをはじめ人々の世話や、自分自身や生徒の日常の生活であり、南野はその価値に気付いたからこそ、それらを学び・教えるために日本女子大学の通信課程に通うのである。これまで、女性が「労働」の価値と無報酬の「家事労働」の中で揺らいできたことは、報酬のある労働を優位に置いた二項対立が前提であり、その労働への参入の多様性の中での揺らぎであった。しかし、南野が価値を見出したのは、家庭生活であり、子どもの世話を通してのケアリングである。それらの生活に関わる「知」を学ぶ「主体」を構築する場を求めたのである。それは、アッカー（1995）の言う「労働の外の生活のリズム」[19]――労働と同様に家庭生活の「労働」が重要であるから報酬をという方向ではなく、家庭生活の価値を見出したからこそ、それを獲得するためにたたかったのである。これまで男性が関心も示さず参入してくることもなかったという「男性不在」の領域に価値を見出し、参入するプロセスは、アッカーが提起したジェンダー化された組織の転換とは異なるベクトルの向きである。

また、南野や「男の会」が乗り越えようとしたジェンダーバリアーの問題は、制度の問題を解決せず、個人の努力と周囲の理解によって解決できるレベルのものではない。後続の男性のためにマクロレベルである程度保障を取り付けないと、解決はしない。従来の女性を前提とした制度を変革することが必要であった。家庭科教員養成の場に、男性誰もが「主体」と「知」の構築の場として何の問題もなく参入できる制度になった時、「女性領域」として構築されている家庭科教育のマクロレベルの様々な問題が取り除かれる。そのような家庭科教員養成制度になることによって、二項対立から脱却して、男女共に生活に価値を見出す生活者として共生の社会を築くことに貢献できる教科になると考えられる。南野が立ち上げた「家庭科教員をめざす男の会」の実践には、「ジェンダー化された」家庭科教員養成制度を改革する契機となる可能性が潜んでいる。

尚、南野が立ち上げた「男の会」の実践は、後輩が女子大へ参入することを支援し、また、南野も家

庭科教員を目指して進むように背中を押したのである。教員養成制度の間隙に生じた実践コミュニティ「男の会」が、心理的･制度的な様々なバリアーとの向き合い、エンパワーメントの装置として、どのように機能したかということは、別稿で論じたい。

（こだか・さほみ／お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程）

掲載決定日：2005（平成17）年12月28日

謝　　辞

本研究は、南野忠晴氏に多くのご協力をいただきました。ここに記して感謝申し上げます。本稿執筆にあたりご指導を賜りましたお茶の水女子大学客員教授箕浦康子先生に、心より感謝申し上げます。また、ご助言をいただきました査読者の先生方、ご尽力をいただいた編集事務局の林奈津子氏に、深く感謝申し上げます。

注

1　アッカーは、従来のジェンダーと組織の理論が「ジェンダーは『関係的現象』として構築されるので、男性しか存在しない『女性不在』の組織では、ジェンダー･バイアスがあることすら気付かず」（舘 1998、p.91）に構築されていることを指摘した。

2　川嶋（2004）は30余年にわたるフェミニズム教育理論を鳥瞰し、「大学教育をジェンダーの視点から分析することの重要性」を指摘し、膨大な統計資料からアメリカの「高等教育がいかにジェンダーを軸にして劇的に変貌したか」を、また政策が「一見ジェンダー中立に見える大学という社会組織が、実際はいかにジェンダー化されているのか、ジェンダーが高等教育をいかに変革してきたか、そして変革し続けているのか」明らかにしている。

3　例えば、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター（1999）、国立大学協会第３常置委員会･男女共同参画に関するワーキンググループ（2002）などの大学の調査報告や、東京大学の学生や教職員の報告（石浦 2005）などがある。

4　堀内（2000a、2000b）の調査対象は他教科と兼任する男性家庭科教師（３名）と家庭科専攻の男子学生（３名）である。前者の男性教師は、個人的な理由から現場を離れるチャンスとして、教育委員会の家庭科教員養成事業の研修制度に参加し、その後、家庭科に理解を示して「家庭科教師」になっていくことを明らかにしている。

5　南野のインタビューデータは、フォーマルインタビューは１回であるが、インフォーマルインタビュー、電話やメール、手紙などのやりとりもデータとした。本稿での南野の語りは、フォーマルインタビューのトランスクリプトを引用している。フォーマルインタビューは、2004年９月28日（13：00～14：30）に南野の勤務先の家庭科室棟１Ｆ準備室で行い、筆者は、録音機材とフィールドノーツを使用した。準備室には、南野と筆者以外に、机に向かって仕事をしていた女性教員１名が在室し、時折、南野が女性教員に尋ねたり同意を求めたりなど、3者での対話となることもあった。また、南野と筆者とは家庭科関係の仕事で旧知の間柄であり、ラポール（rapport）：「友好的な人間関係」（箕浦 1999、p.46）を形成していたが、互いのプライベートな側面は知らない関係であった。インタビュー後半は、学校改革の中でカリキュラムをどのようにデザインするかの話し合いへと変化した。尚、南野氏にはフォーマルインタビューのトランスクリプト及び本稿を送り、訂正及び削除と筆者の解釈のチェックを依頼し、公表の不都合がないかを確認した。その際、小さな訂正と公表の了解を得た。本名での登場は、インタビュー時の了解事項であり、公表に際し再度確認を行った。

6　『家庭科教員をめざす男の会 NEWS』は、1993年１月発行の１号から2001年12月発行の24号まである。会員のみに配布され、最大発行部数は200部である。

7　宮崎礼子（1995）は、日本女子大学の通信教育課程の家庭科教育法において指導した男性聴講生（1991年度20名）の現職及び現有免許状の内訳を提示している。さらに、免許状取得者の７人を取り上げ、その中に南野はじめ「男の会」メンバーが含まれている。また、「家庭科男性教員の有資格者（免許取得者や採用試験合格者）を輩出するのに有効で

あったのは、本学家政学部通信教育課程の聴講制度である。すでに教員免許をもっていれば、所定単位(家庭科教育法および専門科目43単位）を履修することで家庭科免許状の申請ができる」と記している。

8　国立大学教員養成系学部でも、少数ながら家庭科の教員（専攻または、副免許として）を志望する男子学生及び卒業した男性家庭科教師がいる。南野以前にも、日本女子大学の通信教育課程の聴講生として家庭科の教員免許を取得した男性教師も存在する。

9　2005年度現在の日本女子大学通信課程の科目等履修生を希望する男子について、理由書や推薦書は求められていない。

10　佐藤美千子（1999、p. 9）によれば、日本女子大学の家庭科教育法受講生数一覧（聞き取り調査よるもの）でも、スクーリングでの男性受講生は1989年0人、1991年1人(133人中)、1992年15人(125人中)、1993年13人(115人中)、1994年18人（125人中)、1995年2人（113人中）である。

11　「男の会」とは、「家庭科教員をめざす男の会」の略称である。南野氏へのインタビュー及び会報の中では「男の会」と語られている。

12　当時、「裁縫教育は親がもっとも望んでいたものであり、裁縫の技術の修得は、身分・階層を問わず、女子が身につけておくべきものと伝統的に考えられていた」(小山 2002、p.82)状況にあり、裁縫修行の時期と小学校就学期の一部が重なり選択せざるを得ない状況（土方 2001、p.18）であった。そこで、小学校で裁縫などの教科を求めるようになり（土方 前掲)、就学率の男女差の対策のひとつとして、明治12年の教育令で裁縫科という女子用の教科が登場した。但し、就学率向上への効果は、議論が分かれる。『文部省年報』を資料として女子の就学率と裁縫科との関係を検討した関口（1981）によれば、裁縫科の設置は就学率向上につながったとしている。一方、土方（2001）は、雑誌記事の分析から、就学率の実態の落差を指摘している。

13　川嶋は、女性不在だった領域である「理工系分野」は、女性の進出が進んでいるが、「非理工系に比べると、まだ遅れが目立つ」ことを統計分析から明らかにし、進出を阻むバリアーを数多くの要因分析から整理し、女性進出を促進するための政策や大学の試みを鳥瞰した上で、「女性の数の増加だけでは不足であると主張する」ラディカルなアプローチの議論を展開する。(2004、p.276)

14　例えば、サイエンス・テクノロジーの史的研究においては、いかにサイエンス・テクノロジーが深く文化と結びついているかが露出し、「女性と結びついていたためにサイエンス・テクノロジーの外または縁辺に置かれていたもの」が研究の対象となり、女性科学者の研究が「女性は家庭関連のサイエンス（料理、衛生）に限定されている」ことなど解明されるようになったのである（p.277)。これらの知見からは、「知は我々が生きている社会的コンテクストとは切り離すことはできないのであり、サイエンスも社会的文化的構築性を包含している」(p.276)という示唆が得られたのである。

15　家庭科教員の中に占める男性教員の割合を示す資料は、その当時、文部省（当時）を含め公式の統計資料は存在しない。尚、男性家庭科教員の採用状況は、以下の報告がある。①1995年6月21日　朝日新聞（東京版）記事「男の先生まだ100人――高校共修から1年、男子も授業を受けるのに」では、関係機関の取材から男性教員数は、94年20人位、95年50～60人かと報じている。また、養成事業実施状況の調査から、愛知県94年22人、95年19人、埼玉県94年18人、95年14人、東京都94年10人、95年6人であることも記されている。②田中（2000）によれば、1999年時点配置数39名で、「早いところでは、1970年代に採用が始まっている」ことが報告されている。「家庭科教員養成事業」とは、1994年に高等学校家庭科の男女必履修実施による教師の急遽増加の対応策として、一部の各都道府県の教育委員会では、他教科の教師に対して研修により家庭科担当の資格を与える臨時措置を講じたのである。東京都では、東京学芸大学に1年間、現場から離れての研修(給与支給)が実施された。また、男女必履修実施後に少数であるが教壇に立つ男性教師が現れたことを契機に、単発の調査が行われている。

16　宮崎美代子（1991、pp.26-27）は、男性教員養成を求める根拠のひとつに、1975年から「家庭科の両性共学」を実施していた大阪府立西成高校において、他教科の男性教員9名が臨時免許を取って家庭科を教えていた6年間の事例を提示している。

17　津止登喜江（1993）は「教員養成系大学家庭科専攻の男子学生の調査」1992年時点で、26／53校に在籍し、就職は13名と報告している。

18　男性教師採用については、田中(2000、p.203)は当時の新聞記事などから、「家庭科の男女必修と、男女共同参画社

会の実現を目指した社会の動きに連動するかたちで推進された」と推察し、男性教師が参入するようになってきたのは、「男女必履修を契機とするもの」であり、「それに伴って教師数の確保が課題となり、多くの都道府県では新規採用者数を増やし、愛知県・東京都・埼玉県では現職教師の認定講習で家庭科教師を養成し」男性教師が増加したとのことである（田中 2000、p.202）。教員数の不足を補うため、採用数が1982年のピーク時ほどではないが、1992年から1996年の間は増加傾向にある（文部省学校基本調査）。埼玉県では、31名の男性教師の中で30名が認定講習による（1999年時点）との報告がある。

19　アッカー（1995）は、「ジェンダー化された組織」が問題を解消し、方向を転換するラディカルな変化をどのように生じさせるかが最も重大な問題であると提起している。アッカーが想定している組織は、仕事をして報酬を得ることのできる組織であり、女性不在でジェンダー化された組織を終焉させ、「労働のリズムとタイミング」を「労働の外の生活のリズムに適応する」こと、そして「世話・介護的労働は、他の種類の労働と同様に重要であり、十分な報酬を受けるべき」ことを提案している。

参考文献

赤澤淳子「男性保育者が直面するダブル・スタンダード」『家庭科教育』家政教育社、78巻８号（2004）：pp.25-29.

アッカー・ジョーン「ハイアラーキー、ジョブ、身体：ジェンダー化された組識理論」ホーン川嶋瑶子（訳）『日米女性ジャーナル』18号（1995）：pp.86-103.

天野正子　学歴の社会的機能についての一考察――学歴エリートの妻の学歴を事例として」『大学論集』第14集(1985)：pp.21-39.

――――.『女子高等教育の座標』垣内出版、1986年。

石浦章一『東大教授の通信簿』平凡新書、2005年。

石川周子「家族に対する介護意識――男性介護職員の意識調査から」『家庭科教育』75巻７号、家政教育社（2001）：pp.19-23.

井上えり子「中等学校家事科教員検定試験研究（第２報）：谷忠一を通してみた『文検家事』男性合格者の実態」「日本家庭科教育学会誌」44巻３号（2001）：pp.220-230.

――――.「『文検家事』男性合格者・谷忠一のライフヒストリー」『鳥取大学教育地域科学部紀要、教育・人文科学』５巻２号（2004）：pp.65-85.

ウォートン・エミー「社会主義フェミニズム理論における構造とエイジェンシー」ホーン 川嶋瑶子（訳）『日米女性ジャーナル』21号（1997）：pp.62-78.

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター編・刊『大学教育とジェンダー　Ⅲ』1999年。

グッドソン、アイヴァー・F.『教師のライフヒストリー――『実践』から『生活』の研究へ』藤井泰・山田浩之編訳、晃洋書房、2001年。

国立大学協会第３常置委員会・男女共同参画に関するワーキンググループ編『国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第１回追跡報告書』2002年。

小山静子『子どもたちの近代：学校教育と家庭教育』吉川弘文館、2002年。

齋藤政子「男性保育者についての意義と役割――子ども・女性保育者にとって男性保育者はどういう存在か」『家庭科教育』76巻１号、家政教育社（2002）：pp.42-47.

佐藤美千子「家庭科教育法研究室小史」宮崎礼子編著『家庭科の授業実践：目白が丘の学舎を巣立って』芽ばえ社、1999年。

関口富佐「女子教育における裁縫の教育史的研究：女子不就学対策と裁縫教育」『家政学雑誌』第32巻第７号（1981）：pp.545-550.

舘かおる「ジェンダー概念の検討」『ジェンダー研究』第１号（通巻18号）（1998）：pp.81-96.

――――.「大学における教養教育とジェンダー――女性学・ジェンダー論講座による『知』の展開」『教育学研究』第66巻第４号（1999）：pp.28-38.

田中陽子「家庭科教員の採用と配置――新規採用の状況と男性家庭科教員の誕生」『家庭科教育50年：新たなる軌跡に向けて』日本家庭科教育学会編、建帛社、2000年。
津止登喜江「男子の家庭科教員養成に関する実態調査について」『家庭科教育』Vol.67、№１（1993）：pp.34-37.
中仁士「男性家庭科教師としての九年間」『家庭科教育』76巻11号、家政教育社（2002）：pp.73-76.
中西雪夫「男性家庭科教員になって」『家庭科教育』63巻２号、家政教社（1989）：pp.18-22.
日本家庭科教育学会編『家庭科教育50年：新たなる軌跡に向けて』建帛社、2000年。
橋本紀子『男女共学性の指摘研究』大月書店、2003年。
土方苑子「雑誌記事に見る小学校の『低就学率期』」『東京大学大学院教育学研究紀要』第41巻（2001）：pp.１-22.
堀内かおる「家庭科を教える・学ぶ男性のライフヒストリーとジェンダー(1)　高等学校家庭科男性教師の場合」『家庭科教育』74巻３号、家政教育社（2000a）：pp.26-30.
――――.「家庭科を教える・学ぶ男性のライフヒストリーとジェンダー(2)　家庭科専攻男子学生の場合」『家庭科教育』74巻４号、家政教育社（2000b）：pp.28-33.
ホーン川嶋瑶子『大学教育とジェンダー――ジェンダーはアメリカの大学をどう変革したか』東信堂、2004年。
松田安弘『男性看護師の職業経験の解明』学位論文、2003年。
南野忠晴「ぼくは家庭科教師を志す」『新しい家庭科 We』第９巻12号（通巻104号）（1991）：pp.28-29.
――――.「NEWS 発刊にあたって」『家庭科教員をめざす男の会 NEWS』№１（1993）：pp.1-2.
――――.「インターサブジェクトをめざして、みんなでワイワイやりましょう」『家庭科教員をめざす男の会 NEWS』№7（1995）：pp.1-2.
――――.「お仕着せではなく、自ら学び取って欲しい」『家庭科教員をめざす男の会 NEWS』№22（2000）：pp.10-17.
箕浦康子編著『フィールドワークの技法と実際：マイクロ・エスノグラフィー入門』ミネルヴァ書房、1999年。
宮崎美代子「男の家庭科教師を育てよう」『新しい家庭科 We』第９巻12号（通巻104号）（1991）：pp.26-27.
宮崎礼子『家庭科の授業実践：目白が丘の学舎を巣立って』芽ばえ社、1999年。
――――.「男女必修家庭科教育をめぐって」『現代家庭の創造と教育』女子教育研究双書９　日本女子大学女子教育研究所編、ドメス出版、1995年。
山田昇『戦後日本教員養成史研究』風間書房、1993年。
吉野真弓、深谷和子「男性家庭科教員の意義と役割：生徒のジェンダー形成とのかかわりで」『日本家庭科教育学会誌』44巻３号（2001）：pp.242-252.
朝日新聞「『男も家庭科教員に』大阪で『めざす会』発足」1992年８月10日.
――――.「男の先生　高校家庭科共修から１年―まだ100人」1995年６月21日.
Acker, Joan. “Gendering Organization Theory”. In Albert J. Mills and Peta Tancred eds. *Gendering Organizational Analysis*. CA: Sage Publications, Press, 1992.
Glaser, B.G. and Strauss, A.L., *The Discovery of Grounded Theory: Strategies for Qualitative Research*. New York: Aldine. 1967.（グレイザー. B.G.、ストラウス. A.L.、『データ対話型理論の発見：調査からいかに理論をうみだすか』後藤俊、大出春江、水野節夫訳、新曜社、1996年）。
Lave, Jean and Etienne Wenger. *Situated Learning: Legitimate Peripheral Participation*. Cambridge, NY: Cambridge University Press, 1991.（ジーン・レイブ、エティエンヌ・ウェンガー『状況に埋め込まれた学習：正統的周辺参加』佐伯胖訳、福島真人解説、産業図書、1993年）。
Holland, Dorothy and Jean Lave. “History in Person: An Introduction” In Dorothy Holland and Jean Lave eds. *History in Person: Enduring Struggles, Contentious Practice, Intimate Identities*. Santa Fe, New mexico: School of American Research Press, 2001. 3-33
Linger, Daniel T. “The Identity Path of Eduardo Mori.” In Dorothy Holland and Jean Lave eds. *History in Person: Enduring Struggles, Contentious Practice, Intimate Identities*. Santa Fe, New mexico: School of American Research Press, 2001. 217-244
Wenger, Etienne. *Communities of Practice: Learning, Meaning, and Identity*. Cambridge, NY: Cambridge University Press, 1998.

————, Richard McDermot and William M. Synder. *Cultivating Communities of Practice*. Boston, MA: Harvard Business School Press, 2002.（エティエンヌ・ウェンガー、リチャード・マグダーモット、ウィリアム・M・スナイダー『コミュニティ・オブ・プラクティス：ナレッジ社会の新たな知識形態の実践』野村恭彦監修　野中郁次郎解説、桜井裕子訳、翔泳社、2002年）。

Willis, Pall. “Takin the Piss” In Dorothy Holland and Jean Lave eds. *History in Person: Enduring Struggles, Contentious Practice, Intimate Identities*. Santa Fe, New mexico: School of American Research Press, 2001. 171–216

〈研究プロジェクト活動報告〉

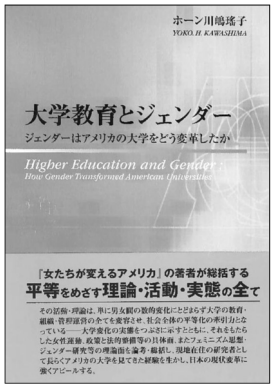

共同研究「大学教育とジェンダーⅣ」

ホーン川嶋瑤子、舘かおる

1．はじめに

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター共同研究プロジェクト「大学教育とジェンダーⅣ」は、研究成果刊行として、2004年12月に、『大学教育とジェンダー：ジェンダーはアメリカの大学をどう変革したか』（ホーン川嶋瑤子著、東信堂）を上梓した。本成果報告は、主にこの著の概要について述べるが、その前にまず共同研究プロジェクト「大学教育とジェンダー」の経緯に触れておく。

お茶の水女子大学ジェンダー研究センターは、前身の女性文化研究センター時代の1993年に、日本全国の４年制大学の教員および学生における女性の進出状況を統計的に把握することを主目的として、「大学教育とジェンダー」研究プロジェクトを発足させた。具体的には、国立・公立・私立の四年制大学における教員と学生についての男女別・学問分野別アンケート調査（平成４年５月１日時点）を実施してそのデータ分析を行い、また学会や個別専門領域での独自の調査も加え、平成５年度特定研究『ライフコースの多様化の時代における大学教育と女性』(1994年３月刊)、平成８年度特定研究『大学教育とジェンダー』(1997年３月刊)、平成９年度時限研究促進経費研究『大学教育とジェンダーⅡ』(1998年３月刊)をまとめた。

さらに、平成４年時データの６年後の変化を見るため、平成10年度および11年度教育改善推進経費研究として全国の四年制大学調査を再度実施し、その結果を『大学教育とジェンダーⅢ』(1999年３月刊)としてまとめた。これらの調査は、各大学について個別のデータを取り、大学の設置形態別（国立・公立･私立)、学問分野別、学部と大学院別に、教員と学生における男女別の実数と比率を統計的に分析した。それにより、日本の４年制大学、特に共学大学の沿革や学部構成、規模などによるジェンダー・アンバランスの状況とその特色を明らかにすることができた。

これら一連の調査研究の延長線上に、総合的で、かつ国際比較を取り入れた研究をめざして、1999年度から「大学教育とジェンダーⅣ」とし、ホーン川嶋瑤子が新たなプロジェクトメンバーに加わった。これまで実施してきた日本の大学教育とジェンダーについての研究の考察を深めるために、アメリカとの比較を行うことを大きな課題とし、特に2000年度以降は、ホーン川嶋瑤子が、このプロジェクトの中核となって研究を推進した。まず、日本との比較の視点から、アメリカの大学教育に関するジェンダー統計の把握に努め、さらに、大学におけるジェンダー関連の諸変革の分析を進め、本書の出版となった次第である。

2．本書の概要

大学の社会的役割は今日ますます拡大している。大学はまず巨大な雇用組織である。アメリカでは288万人の労働者が大学で働いており、特にステータスの高い大学教員職への就業を求める競争は激しい。

大学における就業の機会と労働条件の平等の保障は重要問題である。高等教育機関としては、教育の機会の平等が達成されなければならない。さらに、知の生産・伝達の主要な場としての大学を見るならば、知の生産に誰が参加し、どのような知が生産され、知の正当性を誰が認定するか、教育カリキュラムにどのような知が組み込まれ、どのように伝達／学習されるかは、主体の構築、文化のあり方、さらに社会制度のあり方にもかかわるから著しく重大である。将来の労働者の養成の面からは、大学教育における平等が、労働における平等と連結していることが要請される。さらに、大学で生産される知やテクノロジーは、国家や地域の文化水準、経済力、国際競争力とも関連する。このような大学の社会的・経済的・文化的機能の重要性と多面性ゆえに、本書は、アメリカの大学教育をジェンダーの視点から多面的、総合的に分析するアプローチをとっている。

第１章は、アメリカにおける女性の高等教育進出の歴史的展望を行っている。ここでは、女性たちが高等教育への参加を、それぞれの時代のジェンダー規範や社会的状況によって、排除、受け入れ、制限といったプロセスを経ながら、いかに拡大してきたかを見る。さらに、高等教育史のジェンダー化の重要性を明らかにする。女性学／ジェンダー研究は伝統的知におけるジェンダー視点の欠落を批判してきたが、教授や学生が当然のごとく男性を想定して書かれた伝統的高等教育史は著しく不完全なものであること、そして、教授や学生の分析に、ジェンダーをめぐる社会規範を加えて見たときに異なる歴史が構築されることを示している。

第２章は、アメリカの高等教育が、特に1970年代以降、ジェンダーを軸にしていかに劇的に変貌したか、統計を用いて明らかにしている。女性の大学進出はめざましく、1970年代後半には女性は学生の過半数を超え、今では女性が57％、男性が43％という割合になり、大学の女性化とも形容されている。男性がほとんど独占してきた法学、経営学、医学等のプロフェッショナル分野においても、女性が50％に近付いている。博士号取得も女性が45％を占めているが、アメリカ人学生に限れば女性比率は51％となった。

教員においても、女性比率は37％（パート教員も含めば41％）に達した。数的に見て女性の進出が遅れているのは理工系分野のみであり、この分野への女性の増加が近年における重点的課題となっている。

ここで特筆したいことは、アメリカにおける統計資料の豊富さと詳細さである。平等化のためには差別の有無を明らかにする統計資料の存在が不可欠である。人種およびジェンダーによる平等が大きな社会的運動となり、政府の政策として推進され、差別が司法の場に持ち込まれて争われ、各大学の人事や組織をめぐる政策の中に平等化がもり込まれたことと平行して、政府、大学レベル、高等教育関連の組織における統計資料の充実が進んだ。特にアファーマティブ・アクションの実施は、各大学および研究者人材についての詳細な統計の整備となり、それが平等化政策の推進の条件整備となった。さらに、詳細な資料の存在が、「大学教育とジェンダー」についての多方面からの研究を可能にしているとも言える。

第３章「高等教育とジェンダーをめぐる政策」は、1960年代以降の平等化推進のための法制度の整備と実効化、アファーマティブ・アクションをめぐって展開された人種・性の平等化への異なるアプローチの激しい衝突、伝統的に男性性と結び付けられてきたスポーツにおける平等推進が引き起したジェンダーをめぐる攻防戦、セクシュアル・ハラスメント対策、家族責任と仕事との両立支援政策（休業制度の充実、テニュア決定延期、授業負担等軽減策、保育所充実や育児支援策、等）、レイプ等を含むキャンパスでの犯罪防止と安全確保政策、等を取り上げている。

抽象的な教授や学生あるいは男性を想定した大学論においては、セクシュアリティや家族関連の問題は不可視化され論外に置かれていた。女性の増加、共働き教授の増加により、そしてまた教授や学生を生身の人間として見ることにより、大学政策のなかにジェンダーやセクシュアリティや家族問題が取り入れられることになったことを分析している。

第4章は、新しい知である女性学／ジェンダー研究の誕生、大学における発展についてである。女性学／ジェンダー研究は、大学における教育活動としては、1965/6年に最初の授業が提供されて以来全国の大学に急速度で広がった。さらに、女性学／ジェンダー研究の授業数の増加に加えて、ジェンダー視点を欠いていた伝統的知の修正とそのカリキュラム全体への波及の努力がされてきた。またペダゴジーを重視し、個人的および社会的変革に参加する個人／エイジェンシーを育てるペダゴジー論と実践の発展があった。研究活動としては、知の生産への女性の参加の拡大であり、ジェンダー不在の知の問題点を指摘し新しい知の構築を進めた。また女性学／ジェンダー研究に触れた学生たちに不平等問題への敏感さを育て、平等を価値とする主体と文化そして社会制度の構築に貢献してきた。

女性学／ジェンダー研究は、平等化のための大学改革の推進力ともなった。大学分析にジェンダーの視点を取り入れ、実証研究による問題点の提示、理論化、政策論や解決策の提言まで、キャンパスにおける女性たちの発言力の拡大と相まって、大学管理・組織のあり方に大きな変化を生み出してきた。女性学／ジェンダー研究の発展が個人、大学、社会一般に及ぼしたインパクトは非常に大きい。

第5章は、女性学／ジェンダー研究が過去30年間にわたって展開してきた、「ジェンダーと教育」をめぐる研究蓄積の鳥瞰である。フェミニズムは、教育が既存のジェンダー規範・社会秩序をいかに維持することにかかわってきたかの分析から始まり、ジェンダー規範・社会秩序を変更する力となりうる教育とはどのようなものかを論じてきた。さまざまなフェミニズムによる理論と実践、伝統的教育論の批判とその再編成の試みを、主体、知／言説／文化、社会制度とからませながら論じている。

第6章は、女性の高等教育の機会の拡大に多大な貢献をした女子大学の歴史的役割と、女性運動の展開の中で多くの男子大学が共学化し、全般的な共学志向の高まりによって女子大学が減少するなかで、女子大学はその存在意義を強調し、どのような改革を推進しているかを見る。

第7章「理工系分野とジェンダー」は、女性が過半数を占める分野が増えているなかで、女性比率が今でも低い理工系分野を取り上げている（自然科学分野では、博士号取得者における女性比率は25％、教員の女性比率は25％、工学分野の数字は一層低くてそれぞれ17％、9％である）。理工系は、伝統的に男性性と結びつき、ジェンダー・ステレオタイプ化が続いており、学問的にも職業的にもセグレゲーションが最も強い分野である。かつ国の経済力、国力とより直接的に連結しており、高い国家的関心が向けられ、連邦政府から巨額の研究助成金が注ぎ込まれている。また理工系労働力は不足傾向にあり、女性の理工系専攻の増加は連邦政府の政策のなかに組み込まれ、大学も力を入れている。女性学／ジェンダー研究においては、女性の進出を阻むさまざまな障碍を分析し、改善策を論じ、理工系女性の増加に貢献している。また、客観性を強調するサイエンスのなかにいかにジェンダー作用が入り込んでいるかの研究は、「知とジェンダー」研究に新しい地平を開いた。

3．本書の意義とこれからの研究課題

本書は、アメリカの大学におけるジェンダー平等を推進する力になったものとして、ジェンダーや人

種の平等要求運動、法的整備と実効化、判例の蓄積、学界やメディアやさまざまな場における平等をめぐる議論を通した差別への敏感さと平等の社会規範化が定着していること、そしてそれが大学にも浸透し、平等原則は大学が推進すべき基底的価値として受け入れられていること等を挙げている。連邦政府の高等教育政策のなかに平等化が位置づけられ、大学には、連邦政府助成金の受領に伴う責任（アカウンタビリティ）として平等化努力が要求されており、その努力がどの程度の具体的成果を生み出しているかを示す統計資料の収集と政府への報告が義務づけられていることも、大学の平等化へのコミットメントを後押ししている。大学における女性の増加、クリティカル・マス（組織内で影響力をもちうる人数、割合）の構成、必要に応じた女性たちの結束と発言力の増大とともに、女性学／ジェンダー研究の発展が大きな推進力となったと分析している。これらの指摘は、日本の「大学教育とジェンダー」研究にも多くのものを示唆している。

日本の大学教育における女性の進出状況をアメリカと比較して見ると、2002年における大学生における女性比率は、アメリカの56％に対し、日本では38％である(四年制大学のみ)。教員における女性比率は、アメリカの37％(1999年：パートを入れると41％；二年制大学だけでは50％)に対し、日本では15％と著しく低い（2002年)。女性学長はアメリカでは21％（2001年：二年制大学だけでは27％）に達し、しかもプリンストンやマサチューセッツ工科大学というような著名なリーダー的大学にも女性学長が登場しているのに対し、日本では８％にすぎない（2002年)。

日本の大学が、女性の進出面で大幅に遅れていることは明らかである。しかし、女性の進出を推進していこうとする動きはある。国立大学協会では平成11年に「男女共同参画に関するワーキング・グループ」が設置され、ホーン川嶋瑤子は、そのメンバーとして参加する機会をもった。平成12年５月に発表された報告書『国立大学における男女共同参画を推進するために』は、国立大学における女性教員の少なさを指摘し、このような状況を改善し、男女共同参画を推進する措置として、大学のコミットメント、女性学／ジェンダー研究のカリキュラム化と研究の推進、ジェンダー関連の調査統計資料の充実、女性教員比率を2010年までに20％に上昇させることを目標としたポジティブ・アクションを含む女性教員増加推進努力、理工系等の女性の少ない分野における女性の増加推進努力、家族責任との両立支援策、等を含む提言を行った。このような動きのなかで、独立行政法人化した国立大学がどのような具体的結果を生み出すかに目を向けていくことは大切である。

日本の大学におけるジェンダー平等推進のためには、これまでも本プロジェクトが行ってきた全国および各大学レベルの詳細なジェンダー関連の統計･調査の収集と分析がさらに必要である。詳細な統計･資料は、問題点の摘出と改善策の提言につながりうるので大きな意味をもつ。また、国際比較は、日本がどの分野でどの程度遅れているかを認識する一助になる。

政府および各大学におけるジェンダー関連の政策および具体的実践、その成果についての分析も必要である。男女雇用機会均等法や育児介護休業法、男女共同参画社会基本法等の男女平等化法の制定の流れのなかで、大学はどのようなジェンダー平等化政策をとっているのか。また、少子化の進行、国立大学の独立行政法人化、競争原理や効率主義の導入、大学の国際化等、大学自体が大きな変動の渦中に置かれているなかで、ジェンダー平等化はどのように位置づけられているのかを研究対象とすることも今後の課題である。

また、「大学教育とジェンダー」の研究においては、本書がアメリカについて行ったように、日本の大学における女性学／ジェンダー研究の拡充状況と、それが教育活動、知の生産の面、さらに大学組織・

管理のあり方等に対して与えてきたインパクトを分析することも有益な示唆を与えることになる。

理工系における女性の増加を推進する動きは、近年国際的広がりを見せており、日本でも重点的課題となっている。理工系女性の数的把握と職場環境の分析、進出を抑制している諸要因の把握、増加のための有効な対策についての研究は、このような動きの推進に貢献するためにも不可欠である。

「大学教育とジェンダー」の研究は、諸側面からの総合的研究の蓄積によって知の生産に貢献するとともに、大きな変動期にある日本の大学において、平等化に向けた大学改革を理論化し、方向づけ、後押しするような力となることが、今後ますます期待されていると思われる。

（ホーン・かわしま・ようこ／お茶の水女子大学ジェンダー研究センター客員教授）
（たち・かおる／お茶の水女子大学ジェンダー研究センター教授）

〈研究プロジェクト活動報告〉

共同研究「女性のメンタルヘルス研究プロジェクト」

河野貴代美、竹村和子

１．はじめに

「女性のメンタルヘルス研究会」と通称されてきたわたし達の研究プロジェクトは、お茶の水女子大学・ジェンダー研究センターにおける「女性のメンタルヘルスの支援システム・環境の見直しと構築の研究」を研究テーマとして、2003年４月から2005年３月まで２年間にわたる研究活動をおこなった。

これまで(特に昨今)、女性のこころのケアやメンタルヘルスに特化した施策や相談現場が一定の認知を得ながらも、それが、女性のメンタルヘルスの現状の何を提示し、どのような有効な手段が用いられ、またいかに諸機関との有機的な協働がおこなわれ、さらには今後に向けたどのような問題課題が残されているのかに関する総合的報告は、皆無であった。

女性のメンタルヘルスという概念が、いうまでもなく非常に幅広い領域を意味することから、まずは研究領域を設定した。それは「相談」という言葉に集約される実践の現場、すなわち、（公設民営）女性センター、女性相談所、民間開業カウンセリング･ルーム、援助的機能をもつ NPO 法人である。これらは、非医療機関であるものの、ある位相では医療機関の補完であるかのような機能をもちつつ、一方では「なんでも気軽にどうぞ」というスタンスで「健康者」に呼びかけてもいる。

この領域に着目したのは、このような相談実践が非常に日本的であると同時に、女性のメンタルヘルス（「異常」と「正常」の線引き）がジェンダー拘束に強く絡め取られてきた実態をフェミニズムが顕在化した歴史と、強いかかわりを持つという認識に立ち、その対処こそ非医療機関でおこなわれ、かつ医療などとは全く異なったものでなくてはならないという信念があったからである。そこではいったい何が、誰によって、どのようにおこなわれているのだろうか。

２．経　　過

＊研究員の構成

本プロジェクトの研究員として、このような意図を共有する人たちに協力願った。すなわち、本研究テーマに関わりのある専門家、相談業務に精通しているスタッフ、行政・実施面での経験や知見を有する者、新しい理論構築の研究者たちである。実践・行政・研究が相互に、また内的に連動するプロジェ

クト・チームは以下のとおりである。

河野貴代美（本学ジェンダー研究センター（当時）／現本学開発途上国女子教育協力センター）：河野は日本におけるフェミニストカウンセリングの理論と実践を主導してきた。竹村和子（本学人間文化研究科）：竹村は女性のジェンダー構造に精神分析の視点を持ち込み、理論構築を積み重ねてきている。大野曜（国立女性教育会館（当時）／現㈶日本女性学習財団）：彼女は社会教育、生涯学習の観点から長い貴重な経験を蓄積している。桜井陽子（横浜女性フォーラム（当時）／現㈶横浜市女性協会）：横浜女性フォーラムは、女性センターの会館事業や相談業務に対して常に新たな試行を率先しており、桜井自身は直接相談に携わらないものの、相談コーディネーターである。川喜田好恵（大阪府立女性総合センター）：「ドーンセンター」の別称で知られるこの施設の相談業務も、横浜女性フォーラムと同様に、フェミニズムの視点を重視した相談実践で知られており、川喜田は設立当時から関わってきた。小柳茂子（相模女子大学、フェミニストセラピィ〝なかま〟）：実践家としての経験知を有し、相談員の教育育成を担っている。遠藤みち恵（フェミニストセラピィ〝なかま〟／現本学開発途上国女子教育協力センター非常勤）：遠藤は区立女性センターでの相談にも携わっている。井上直美（本学生活科学部発達臨床学科在籍（当時）／現本学大学院人間文化研究科博士前期課程在籍）：井上は女性への暴力を研究テーマにしている。榊原佐和子（フェミニストカウンセリング東京／現本学セクシャル・ハラスメント等人権侵害相談室）：彼女も井上と同じ研究テーマを有している。

＊研究の経過

月に１回程度の定期的研究会と、年１回８月に１泊２日の合宿研究会をおこない、研究最終年には公開シンポジウムを開くことが、初回の集まりで決定した。ほとんど全員がフルタイムの、繁忙な立場での仕事量を抱え、月々の集まりを設定することすら困難な、しかし意義ある事業が始まったのである。先述した非医療機関における実態を知るためのアンケート作りがはじめられ、同時に送付先の中から約40ヶ所で聞き取り調査をおこなうことが決まった。対象領域は北海道、関東、東海、関西、四国、九州、沖縄である。

アンケートを通じて何を析出したいのかが、論議の焦点であった。一般的、客観的情報に加えて、どのような人が相談員となり、いかなる援助技法を用い、そのスタンスはどこにあるか等を調査項目に入れることになった。全体は大きく分けて「相談員自身について」「相談〝事業〟について」「相談の技法・方法について」「電話相談について」「事例の処遇・分類」「大学（学術研究）との連携について」の６項目である。これまでも女性関連施設や相談業務に関してはそれなりの調査がおこなわれているが、ここまで踏み込んだものは見あたらない。

特に、このなかの「事例の処遇・分類」には、事例を作って、この事例をどのように読み取るかを複数回答で求めた。

女性センター197ヶ所、女性相談所47ヶ所、民間開業カウンセリング135ヶ所、NPO 法人41ヶ所に、アンケート用紙を郵送にて送付。無記名で、一ヶ所複数人に送付したために、具体的な回答率等は不明であるが、民間開業カウンセリング・ルームは回答率がよくなかった。

３．アンケート・聞き取り調査の結果

＊アンケート調査にみられる特徴

全体を詳述することは不可能なので、ポイントになるところのみを書き出すことにする（詳細は、研究成果として出版した書籍(後述)を参照)。相談員の年齢は40代、50代が圧倒的で、若干数の男性スタッフがおり、多くが非常勤（特に女性センターでは91％）である。相談員の専門性は採用の段階からきわめて曖昧（女性センター）で、これ自体は曖昧な相談の方向性と並行しているといえる。定期的なケースカンファレンスやスーパービジョンもほとんど設けられていないのが実情である。

相談業務の意義については、「相談者に公的（無料）のサービスが提供できる」は女性センターや女性相談所で多く、「これまで女性の問題がなおざりにされてきたから」はNPO。民間開業では、フェミニストカウンセリング・ルームの回答が多いせいか、「女性の状況と課題を把握できる」が多い。

相談ニーズの分類は、本プロジェクトがもっとも力を置いたところである。なぜなら従来の相談分類では、女性の問題が女性政策に反映するものとなっておらず、また施設側にもそのような問題意識がないことを示唆しているからである。女性センターや女性相談所では93％以上が分類をしており、NPOでは半々、民間では分類するほうが少ない。

相談員（カウンセラー）という仕事を選んだ理由は、それぞれの現場で異なるが、「心理的援助を好ましい仕事と思うこと」、「女性のいまだ差別的状況への認識」が上位を占めている。援助の有効性（自己評価）については、「十分有効である」と「ある程度有効である」を合計すれば、70％からほぼ100％（民間開業）までの幅。あまり役立っているとは思えないは０％。「役立っていないのではないか」という疑問や内省が相談員にないとは思えないが、このようなアンケートでは、曖昧な感情や自問を反映させにくいかもしれない。相談に役立っていると思われる経験や方法についての質問に対しては、どの機関も、「女性として生きてきた経験」と、「これまで受けてきた心理臨床の教育訓練」「フェミニストの視点からジェンダー分析に自覚的であること」が多い。現在おこなっている相談の理論や方法に、来談者中心療法が多いのは意外だった。また、「フェミニズム･カウンセリング」という回答も多かった。創作した事例への反応は詳述する必要があるので、研究成果をまとめた出版物（河野貴代美編『女性のメンタルヘルスの地平――新たな支援システムとジェンダー心理学』）を参考にして欲しい。

大学への期待は、多くがスーパービジョン、相談員の養成、一般市民への啓蒙活動などで、下方的活動の期待を担っている。現場と学術の連携を対等でより緊密な、いってみれば双方向性レベルに構築する時が来ることを期待したい。

＊聞き取り調査

北海道、関東、東海、関西、四国、九州、沖縄の合計38ヶ所を、９人の研究員が訪れて、率直な意見交換を行った。しかし聞き取った内容の記載に当該施設から修正が入り、ごく客観的な資料にしかならなかったのは残念であった。

＊論考論文の構成

上で述べたように、研究成果を書籍のかたちで出版した。その構成は以下のとおりである。序章：女性のメンタルヘルス研究のなりたち　１節　本研究を始めるにあたって(河野)、２節　本研究の目的(河野)、３節　研究の目標と進め方（河野)、第１章：女性のメンタルヘルスとフェミニストカウンセリン

グ　１節　女性という存在とメンタルヘルスの歴史(河野)、２節　日本における女性のための相談業務の沿革と意義（大野)、３節　フェミニストカウンセリングの導入と「女性センター」における相談事業の変遷（川喜田)、４節　フェミニストカウンセリングの誕生と活動（小柳)、第２章：女性のための相談業務の今　１節　調査の方法（遠藤)、２節　相談員のプロフィールと専門性（遠藤)、３節　電話相談（遠藤)、４節　相談内容の分類について（井上)、５節　相談者および相談内容の変化について（井上)、６節　大学や研究機関と女性相談施設・機関との協働（榊原)、第３章：未来への提言　１節　非医療機関における援助についての提言（河野)、２節　地域の社会資源としての女性センター（桜井)、３節　カウンセリングの政治学（竹村）

４．公開講演会

公開シンポジウムは「女性のメンタルヘルスの地平――新たな支援システムとジェンダー心理学」と題して2005年１月25日に行われた。この時点で調査の集計が未遂であったために、本研究プロジェクトの目的（河野)、女性センターにおける相談業務の意義（川喜田)、今後のフェミニストカウンセリングの問題点（竹村）を報告、討論した。司会進行は大野が担った。

参加者は100名を超え、また多様な領域からの参集で、女性のメンタルヘルスへの関心の幅広さを実感させられた。

５．単行本刊行にいたるまでの経緯

研究期間の最終時に研究成果を書籍のかたちで出版した（2005年６月、コモンズより出版、編集は編集者として長くフェミニズムの著作の出版に携わってきた星野智恵子に依頼)。本のタイトルは前述のとおり、公開講演会と同様である。

本成果研究の特徴は、調査研究の結果の報告と、それについての分析、また女性のメンタルヘルスの現在・過去・未来への充実した論考という、広範な内容が展開されていることである。このことは、専門性や経験が多様な本プロジェクトの研究員が担ったことによって実現されている。

６．受け止められ方と今後の課題

研究メンバーは、実践現場と学術組織との協働までも視野に入れた、これまでにない画期的な研究調査であり、提言であると自負しているものの、送付した諸施設・機関からは具体的内容に立ち入ったリスポンスはまだ得られておらず、本提言がどのように活用されているかについては、今後の展開が待たれる。行政という枠組みや、「DV 法」のような根拠法という規制、ある種の硬直化の打開が求められる。「現実はなかなか難しい」というのが個別の相談員のコメントでもあった。これらは、今後の課題にもつながるが、調査研究がいかにして現場実践と連携できるかは、①現場のニーズを掬い上げること、②現場が変わっていかなければいけないというインセンティブを学術組織が与えられること、③今後の現場と学術組織の対等な感覚の醸成などである。

（かわの・きよみ／お茶の水女子大学開発途上国女子教育協力センター客員教授）
（たけむら・かずこ／お茶の水女子大学人間文化研究科教授）

〈研究プロジェクト活動報告〉

個人研究
「紛争後社会における女性の政治参加――アフガニスタンを事例に」

林　奈津子

はじめに――問題の所在

アフガニスタンにおける平和構築と復興・開発のための国際支援活動は、2002年１月に東京で開催されたアフガン復興支援会議をきっかけに大きく前進する。同会議では政治争点となった女性支援の問題が国際的な関心を集め、紛争と圧制の一番の犠牲者であった女性の権利回復と、女性のニーズに応えることが支援課題の中心に据えられた。アフガニスタン復興支援活動において女性支援が横断的なテーマとして提言に盛り込まれたわけであるが、会議開催から四年、この間にアフガン女性のための国際支援とアフガニスタン自らの取り組みは確実に成果を生みだし、女性の権利・社会的地位の現状はタリバン政権前後で大きく変容した。

一般に、アフガニスタンの復興の度合や国際復興支援活動がどれだけの成果をもたらしたのかという政策的な評価を下す場合、その判断材料となるのが支援活動の前後に表れる変化であり、それを示すデータである。例えばこの四年間に、アフガン女性の地位がどれほど向上したのかを把握するためには、政治参加レベルに生じた変化を析出するのが一つの方法である。政治参加の中核的な要素である選挙権の行使に関していえば、女性の有権者登録数と選挙での投票率を示すデータが有益であるし、被選挙権の行使を考察するのであれば、女性立候補者に関するデータを通して女性の政治参画の動向を読み取ることができる。アフガニスタンでは2004年９月に大統領選挙が、続いて2005年10月に国会下院選挙および州議会選挙が実施されたが、それぞれの選挙データからは、いわゆる「破綻国家」からの再生を図るアフガニスタンにおける女性の政治参加の現状が見えてくる。

アフガニスタン政府と国連で組織する合同選挙管理機構（Joint Electoral Management Body）の報告によれば、2004年の大統領選挙のために有権者登録を行った国民のおよそ40％が女性であり、大統領選挙と国政選挙における女性の平均投票率はそれぞれ38.8％、40.2％となっている。また大統領選挙が実施された2004年９月以降に、国政選挙のために約153万人が新たに有権者登録をしたが、その内訳は男性56％、女性44％と、わずか一年で約67万人のアフガン女性が有権者登録の手続きをしたことになる。約3,000万の人口のほぼ５割を女性が占めているにもかかわらず女性の識字率はわずか２割に過ぎないという社会状況に鑑みると、女性の有権者登録数の急増は特筆に価する。34州で一斉に実施された国政選挙では女性候補者の姿も多く見られ、下院選挙に立候補した2,915人のうち337人が女性で、州議会に立候補を届け出た3,170人の候補者のうち279名が女性であった。選挙結果を見ると各州の議席に占める女性の割合は25～33％となっている。このように女性の政治参加は一見大きく活発化したように見えるが、一方で地域格差の問題などが厳然として残されている。ザブール州、カンダハル州、ヘルマンド州

などを含むアフガニスタン南部・南西部では女性による有権者登録は他地域に比べて著しく少なく、投票率は７～22％にしかすぎない。このように、選挙データは一般的な傾向だけでなく特異性の抽出にも役立ち、アフガン女性の政治参加を可視化する上で有益な情報を提供してくれる。

しかしこうした「変化」や「傾向」を描き出す一連のデータ分析は、理論的な考察が前提になくてはならない。女性の地位向上などの面で伝統という巨大な壁が立ちはだかるアフガニスタンのような社会で、女性たちは生命の危険を冒してでも政治参加を実現しようとしている。そこには、候補者に一票を投じる女性たちの姿だけでなく、自らが選挙に立候補して意思決定過程に参与しようとする女性たちの姿も見受けられるが、いずれの政治参加の形態であれ、アフガン女性一人一人の「政治行動」には何らかの根拠があり理由がある。その理由を明らかにするためには、「政治参加」という既存の概念の内実を再検討した上で、紛争後社会という特殊な状況下で女性がいかに参政権を獲得し、またどのような政治・経済的な動機づけによって参政権を行使するのかという、より一般性の高い理論的な課題に取り組む必要がある。そこで以下では紛争後社会というコンテクストにおける女性の政治参加への理解を深めるべく、アフガン女性の政治参加の現状を追いながら理論的考察の必要性と実証分析への糸口を探る。

なお、政治学を専門とする筆者は紛争後の復興・平和構築を経験した諸国を事例に、紛争からの回復過程における戦争被災者（特に女性）の社会統合と政治参画の問題について研究を進めているが、まだ十分な成果を発表するに至っていないため、本稿では研究の枠組みを示し、研究活動の中間報告にかえたい。

１．政治参加を理解するための理論的枠組み

政治参加という問題は政治学の歴史と共に古い課題である。これまでも多くの政治学研究者が政治参加の実態をケーススタディの対象としてきた。その対象は幅広く、議会制民主主義の一つの重要な参加形式である投票から、コミュニティレベルや行政過程における市民参加、さらに抗議行動と協力行動の両方の性格を持つ住民運動や都市運動といった市民運動にまで至る。こうした先行研究に共通しているのが、考察の対象とされる政治参加の手段、例えば選挙という参加のシステムが、民主主義の成熟した社会で制度として機能していることを前提としている点である。すなわち政治参加に着目する研究者の関心を集めてきたのは、政治参加の手段や方法が制度的に完成している社会――あるいは、少なくとも制度として確立しつつある社会――である。それは政治参加そのものが近代化や民主化のメルクマールとして位置づけられてきたからに他ならない。

政治参加の問題を政治的近代化や政治発展という文脈の中で解釈するという傾向は、紛争後社会における政治参加の問題に昨今高い関心を寄せる政治学者あるいは国際政治学者にも概ね共通している。たしかに最近の研究の中には、紛争からの回復期にある社会がもつ特殊性――治安の安定、平和構築、国家建設、開発・復興という様々な課題を同時に抱えざるをえないという状況――を分析上考慮する必要性を指摘するものや、政治参加という既存の概念をそのまま援用することの限界に注意を喚起するものもある。しかし紛争後社会における政治参加の問題は、往々にして「近代化や民主化のための政治参加」として位置づけられる傾向にある。特に政治参加に関わる国際復興支援活動を推進するにあたっては、紛争前と紛争後の社会にある連続性にはほとんど目を向けないまま「ゼロからのスタート」という前提のもとに、近代化と民主化のために、いかに政治参加を新しく組織化・制度化するかという命題が前面

に押し出される。それゆえに政治参加を促進する諸要因を分析するにあたっても、「何のための参加」に重点がおかれても、「誰による参加」なのかが案外抜け落ちてしまうのである。

ここで筆者が着眼する「誰による参加」という問題と密接にかかわるのが女性の政治参加である。実は政治参加を扱う政治学は女性の政治参加の問題を十分研究してきたとはいえない。それは政治学の目的が「政治現象の解明」であるにもかかわらず、政治から排除されてきた女性がそもそも現象として現れにくいために、必然的に政治学の研究対象からはずされてきたことに起因している。女性の政治への参入が禁止されていたり、あるいは参入が許されたとしても「政治社会」の内にいる女性があまりにも少ないという現実を前に、女性の政治参加を扱う政治学研究においても政治学の既存の概念で女性の政治参加の性格を規定するというよりは、フェミニズム、女性解放、ジェンダー平等／不平等といった概念との関係性の中で女性の政治参加を理解しようという試みがなされてきた。例えば女性の議会への進出という現象であれば、女性解放運動との関連で説明されることが多い。その意味で、女性の政治参加の問題に正面から向き合ってきたのは政治学というよりは、早くから「政治とジェンダー」に関心を向けてきた女性学やジェンダー学であり、同学問領域からの学際的な視点こそが女性の政治参加への理解に大きく貢献してきたといえる。

その貢献の一つとして、女性の政治参加を包括的かつ分野横断的に捉える視座を指摘しておきたい。女性が政治参加するための一つの重要な手段となるのが参政権の獲得であるが、例えば日本の女性参政権の生成と発展のプロセスについての研究は政治参加の権利を、女性の社会経済的権利の拡大、その他の婦人問題の解決という目標、さらには女性の政治参加に関する意識変化といった様々な社会生活の側面から論じている。すなわち女性学やジェンダー学の視点にたつ研究が示唆するものは、女性の政治参加という現象を社会の構成要員として市民活動をする「社会参加」や、労働の場で経済活動に参加するという「経済参加」の問題と切り離さずに包括的に理解しようとする点にある。ここに筆者が紛争後社会における女性の政治参加を考える上で、ジェンダー的な視点を取り入れた理論的枠組みの構築の必要性と有用性を強調する理由がある。アフガニスタンのような紛争後社会では、選挙という参加システムの構築作業にはじまり国家機構の建設と復興と開発のための取り組みが同時に進んでいる。実際にアフガン女性が政治活動をするための支援は、復興支援活動の一つの中核的な案件ではあっても独立した支援分野ではなく、アフガン女性の社会参画の推進、経済的エンパワーメントのための事業、教育、健康・保健分野など多岐にわたる支援活動と連結した形で進められている。したがって、内戦や武装闘争から復興を遂げようとしている社会でいかに女性が政治活動に関わっていくのかを考察し、アフガンの事例を他地域における平和構築・復興支援活動に生かしていくためには、まずは政治的文脈からのみ規定されてきた政治参加という概念の内実を再検討し、その上で分野横断的なジェンダーの視点から女性の政治参加を再解釈していく作業が必要となる。

2．実証分析の目的と手法

紛争後社会における女性の政治参加の問題を考察するに際して、アフガニスタンを実証研究のケースとする。その理由は、女性の地位とその向上に大きな影響をもたらす紛争、難民、貧困、性差別などの問題群への取り組みが、女性支援に重点を置く対アフガン国際支援活動と同時進行している国だからである。より具体的には、①アフガニスタンは紛争後の一定の政治的移行期を経て民主化への足ががりと

なる大統領選挙および国政選挙を経験したこと、②紛争後の国造りの方向性を規定する要因がある程度確認できる時期に入っていること、つまり男女平等、女性の政治参加の権利の保障、高等教育レベルまでの女性参加の保障を盛り込んだ新憲法が2004年に採択され、また男女平等を推進するための包括的な国際合意である女子差別撤廃条約が2003年に無条件で批准されたこと、③紛争前における男女差別が著しく、また紛争の影響により特定年齢コーホートにおける男女差が著しく、国家建設と女性の役割との関係を明確化する状況が存在すること、④国際的支援による制度整備、特に女性のエンパワーメントを促進する制度的仕組みが作られ、それを推進する援助プログラムが進行していること、などがアフガニスタンを事例に取り上げる理由である。

実証研究の最初のステップとなるのが、アフガン女性の政治参加の現状をより正確に把握するための基礎情報の収集である。本研究は紛争後社会における女性の政治行動に主眼を置くため、筆者はアフガニスタンに暫定政権が発足した2001年12月以降のアフガン女性の政治行動を中心にデータの収集を行っている。その際に政治参加の主体と手段、そして参加を可能にする政治的空間にはどのような種類があり、そのうちの何を考察の対象とするかという点に留意した。それは一口に女性の政治参加といっても、選挙権を行使する場合と被選挙権を行使する場合では政治行動の主体および参加の手段が大きく異なり、また同様に政治に参加する空間も一つとは限らないからである。

例えば、2004年のアフガニスタン初の直接投票による大統領選挙で大統領候補者として選挙活動を行った女性の政治行動と、投票に行くよう父親から言われて投票所に足を運び、「誰に投票すべきか父親から教わったのか」という選挙監視団メンバーのインタビューには「お父さんには教えない。アフガニスタンを平和にしてくれる私たちのリーダーを私たちが選ぶから」と胸を張って答えた女性たちの政治行動とでは、参政権の行使の仕方が根本的に異なる。しかし両者に共通していえることは、直接・間接を問わずアフガニスタンの女性たちに政治選択の機会が与えられ、その政治選択の拡充が政治参加に不可欠であるという点である。また同様に、これまでほとんどの社会参加を禁じられてきた女性たちが、ようやく夫に同伴するという形でコミュニティ（村）レベルの政治集会に参加するようになったケースと、また男性向け選挙運動を父親や兄弟に代行してもらう一方で「軍閥と戦うため、私を州議会に行かせてください」と熱弁を振って選挙活動を行う女性候補者たちのケースを比較した場合、それぞれの参加の手段や活動空間は同一ではない。しかしこの二つのケースの共通点は、女性の政治参加と男性の政治参加の関係性と相互作用、すなわち女性の政治参画を促す一つの重要な社会的条件に関する含意である。

こうしたアフガン女性の政治参加に関する個別の事象から一般性を抽出するために、まず政治参加の主体に関しては、①意思決定過程に直接参与する主体、②意思決定者を選ぶ主体、という二つのカテゴリーを用い、次に政治活動の場に関しては、①コミュニティレベル、②州政レベル、③国政レベルの三つの政治的空間を考察の対象とする。例えば、アフガン女性の政治参加に関して注目すべき政治現象の一つに2005年３月のバーミヤン州におけるアフガニスタン初の女性知事の誕生があるが、これはアフガニスタンの元女性課題省大臣として既に国政レベルで活躍していた女性（ハビバ・サラビ氏）が、①意思決定過程に関わる政治主体として、②国政レベルからスライドする形で州政レベルで政治活動を継続する事例として理解される。

こうした基礎情報の収集とデータの整理に続く作業が、実証研究のもう一つの重要な目的である仮説の検証である。ここでは紙幅が限られているため、筆者が実証を試みるいくつかの仮説のうち一つを取

り上げ、その仮説の検証に相応しいデータと分析の手法を簡単に紹介する。

既に指摘したとおり、本研究では紛争後社会における女性の政治参加の問題を政治的文脈からだけでなく、より広く社会・経済的な文脈からも理解する必要があるという問題意識の下、アフガンの事例を通じて国家建設と復興の途上にある社会における女性の政治参加について考察する。したがって、仮説の一つの焦点となるのが政治参加、社会参加、経済参加の相互作用である。アフガニスタンで展開する政治参加支援策の一つに有権者登録の推進があるが、有権者教育の機会とそのための人材を提供しているのが、女性課題省の管轄下でアフガニスタン各州に設立された女性センターである。実はこの女性センターは、もともとアフガン女性の経済的自立を促すための支援活動の拠点として設立されたものであるが、有権者教育のための集会所や国政選挙での女性のみに解放された投票場所としての役割も果たしている。女性センターを介してアフガン女性の社会・経済参画と政治参画の動向を考察してみると、二つの現象がいかに連動し、また相乗効果を生み出しているのかが読み取れる。

分析のいまひとつの焦点となるのがコミュニティレベル、州レベル、国レベルにおける女性の政治行動に見られるそれぞれの関連性である。コミュニティレベルでの女性の政治参加の活発化が、州政や国政レベルでの参加を促進するという仮説を検証するためには、AREU（Afghanistan Research and Evaluation Unit）が2004〜05年にアフガニスタンの四州で実施したサーベイ調査が有効である。これは「ジェンダーと地域レベルにおける意思決定過程に関する考察」というプロジェクトの下で行った調査で、アフガン女性が家庭、村、地域レベルでどの程度、意思決定に参与しているのかをサーベイを通して抽出したものである。この調査結果と、2004－2005年の国政選挙データを照らし合わせてみると、コミュニティレベルでの女性の意思決定に関与する度合が高ければ高いほど、国政レベルでの女性の投票率が高くなっているのがわかる。例えば、AREU がアフガニスタン西部のヘラート州で行った調査結果をみると、同州における女性の意思決定過程への参与率が高いことがわかる。一方で、2005年秋の国政選挙における同州での女性の投票率をみると、およそ5割と、平均投票率である4割を大きく上回っている。つまり、AREU の意識調査で「公的機関」として定義されたコミュニティや村の集会での意思決定過程への女性の参与率と国政選挙での投票率には強い相関関係がある。ただし、ヘラート州の特性が単なる逸脱事例としての特徴に過ぎないのか、あるいはより一般性を持つものであるかを見極めるためには、より詳細な分析を待たなくてはならない。

む す び

本稿ではアフガニスタンを事例に紛争後社会における女性の政治参加について理解を深めるべく、理論的枠組みの提示と仮説抽出および実証方法を検討するためのプロセスについて報告した。本稿で明らかにしたことを広い文脈で深く分析・考察していく作業は、機会をあらためて行う予定である。

（はやし・なつこ／お茶の水女子大学ジェンダー研究センター研究機関研究員）

参考文献

伊藤るり「復興と女性」総合研究開発機構、武者小路公秀、遠藤義雄編『アフガニスタン――再建と復興への挑戦』日本経済評論社、2004年。

内海成治『アフガニスタン戦後復興支援――日本人の新しい国際協力』昭和堂、2004年。
大海篤子『ジェンダーと政治参加』世織書房、2005年。
駒野欽一『私のアフガニスタン――駐アフガン日本大使の復興支援奮闘記』明石書店、2005年。
篠原万希子「アフガニスタン大統領選挙で投票をする女性」（アフガニスタン選挙監視団国際協機構（JICA）理事長特命補佐官による報告）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2005/html/txt/column2604.txt　アクセス日：2005年12月5日。
日本外務省「アフガニスタン支援――紛争後の国家復興を支援する日本の新しい取り組み」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/afghanistan/f_shien.html アクセス日：2005年12月3日。
目黒依子「グローバル化時代の社会開発――ジェンダーの視点からカンボジアを視る」『AGLOS NEWS』4（2004）：pp. 4 -11.
Afghanistan Research and Evaluation Unit（AREU）. *Election Observation Report: Wolesi Jirga & Provincial Council Elections, Afghanistan 18 September 2005.* Retrieved December 1, 2005, from http://www.areu.org.af/resources.asp
Embassy of Afghanistan. *Latest News.* Retrieved December 15, 2005, from http://www.afghanembassyjp.com/home.html
Joint Electoral Management Body. *Afghanistan 2005 Elections: Wolesi Jirga & Provincial Council Elections Progress of Audited Results.* Retrieved December 1, 2005, from http://www.results.jemb.org/home.asp
Wakefield, Shawna. *Gender and Local Level Decision Making: Findings from a Case Study in Samangan.* Afghanistan Research and Evaluation Unit（AREU）, March 2005.
————. *Gender and Local Level Decision Making: Findings from a Case Study in Panjao.* Afghanistan Research and Evaluation Unit（AREU）, December 2004.
————. *Gender and Local Level Decision Making: Findings from a Case Study in Mazar-e Sharif.* Afghanistan Research and Evaluation Unit（AREU）, December 2004.

〈書評〉

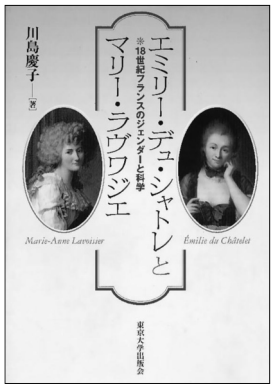

川島　慶子　著

『エミリー・デュ・シャトレとマリー・ラヴワジエ——18世紀フランスのジェンダーと科学』

（東京大学出版会　2005年　249頁　ISBN4-13-060303-5　2,800円＋税）

森　　義仁

女性科学者のパイオニアとして誰もが思い出す人物はマリー・キュリーであろう。1903年にノーベル物理学賞を、1911年にはノーベル化学賞を受賞し、それらの研究業績は分子または原子の実在性証明に大きく貢献した。現代においては、物質の基本粒子を分子または原子とする考えを拒否する人は皆無と思われるが、19世紀後半においてでさえ、まだその考えは仮説の域を出ていなかったのであり、20世紀前後になりはじめて、その実在性がブラウン運動を研究したペラン、電子を発見したトムソン、そして、原子の崩壊を研究したマリー・キュリーにより証明されたのである。そのマリー・キュリーを遡ること100年以上前、18世紀のフランスに、物理学と化学の分野において、二人の女性が大きな足跡を残していることを知る機会は科学者でさえも多くないと思われる。その二人の女性の名前は、物理学分野で活躍したエミリー・デュ・シャトレと化学分野のマリー・ラヴワジエ、これら二人の女性について膨大な資料をもとにその生涯を描き、彼女たちの言動を通じて、当時の科学世界に潜むジェンダーの非対称性に光を当てたのが、川島慶子氏による本書『エミリー・デュ・シャトレとマリー・ラヴワジエ』である。そして本書の特徴は、二人の女性と当時の男性科学者集団との関係を焦点にして、彼女たちの言動の根源を、当時の科学世界に潜むジェンダーの非対称性に求めているところにある。

本書は全５章から構成されており、第１章「科学革命の時代から啓蒙の時代へ」、第２章「ふたりの才女とふたつの時代」において、18世紀当時の思想的背景と科学活動を取り囲む状況と、そこに置かれた女性の立場について述べ、本書の主張の基準となる著者の視点を展開している。続く、第３章「エミリー・デュ・シャトレと『物理学教程』」及び第４章「マリー・アンヌ・ラヴワジエと二つの革命」において述べる二女性の詳細な言動を、先に示した視点から、ジェンダーの非対称性を明らかにするのである。そして、終章「ジェンダーの視点から見えてくるもの」においては、本書が、過去の出来事に関する一つの解釈ではなく、本書で展開された、隠された真実へのアプローチが現代でもなお有効であることへ筆を進めるのである。

本書を読むとき、まず、なぜ18世紀という時代が取り上げられているのかに興味が持たれる。その話題となる二人の女性、エミリーは18世紀前半を、マリーは後半を生きたわけであるが、その時代はちょうどロココの時代でもある。ロココの時代は、教会の権威が衰退し、人間の理性が台頭する、その境目の時期にあたる。ホイジンガーによると、遊びと真面目が最も接近した時代であると言われ、また女性と男性が共通の感情を持ち、小さなものへの愛が強調された時期である。例えば、ロココの王と呼ばれ

たルイ15世が珈琲を入れることを好んだり、プロシア王のフリードリッヒが編物を得意としたり、ポーランド王スタニスワフが凝ったお菓子作りからマドレーヌが生れたりしたことは有名な話である。このようなロココの時代には、筋が通った理屈より行動美学が重んじられる傾向があり、特に既婚女性が自由をとても得やすい環境があり、女性が科学活動をし、それが表に出てくる結果となったのである。既婚女性には自由があると言ってももちろん特権階級に限られたものであり、すべての女性に与えられたものではない。それでもなおジェンダーの非対称性がまったくないということはなく、理性の台頭はあくまで男性によるものであることを忘れてはならないと本書は述べているのである。それまでは女性の言動が表に現れなかったので、ジェンダーの非対称性が顕著にならなかっただけであり、このロココの時代にあって、比較的、女性の言動が表に出ることが可能となったがゆえに、ジェンダーの非対称性が浮き彫りにされたと、本書を理解することができる。ロココの時代が終わると、男子専制の時代が到来し、科学の分野からは女性が、すくなくとも表舞台から姿を消すことになり、ジェンダーの非対称性さえ見えなくなるのである。従って、著者により18世紀という時代が選ばれていることは、ジェンダーの非対称性を浮き彫りする題材としては適したものであると言えるのではないだろうか。

次に、著者が話題の女性と彼女たちを取り囲む男性科学者集団との関係を、どのような視点から展開し、ジェンダーの非対称性をどのように発見しているのかが気になるところである。当時、男性科学者たちは自分たちの集団として王立科学アカデミーを組織しているものの、その集団は、科学者の研究と生活を十分に支援してくれるものではないものであり、科学活動を広く社会的に支援してもらう必要があった。その支援者として、貴婦人たちが選ばれたのである。もちろん貴婦人たちは、王立科学アカデミーのメンバーには決してなることはできず、あくまで観客であることを男性科学者は望んだのである。その一方で貴婦人たちは自分たちの自主的な活動を展開するためにサロンを作り対抗したのである。この当時のサロンには公の支配力が及ばないばかりか、貴婦人の豊かな経済力や広い人脈があり、その力は無視できるものではなかった。男性科学者はそのサロンで認められるためには、「礼儀や優雅さあるいはエスプリ」を身につけることが要求されるとともに貴婦人の目的実現に協力したのである。著者は、ここで、男性科学者が貴婦人を自らの科学活動支援者として利用し、その一方で貴婦人たちもまたサロン活動を通じて男性科学者を自分たちの目的実現のために利用した、つまり「共犯関係」が成立すると著者は主張するのである。その共犯関係が成立することこそを、ジェンダーの非対称性の存在の証拠として発見しているのである。男性科学者集団からみれば、女性は「語られるもの」であり、「語るもの」ではないことが、都合がよいわけで、女性のサロンで認められる努力はするが、あくまで支援者であることを望んでいる。しかしながら、エミリーとマリーはサロン活動を通じて「語るもの」であろうとするのである。エミリーは、世界ではじめての物理学の教科書を作成し、ニュートンの大著書「プリンキピア」を訳し、当時の科学研究上の問題についての論文をも発表し、一方、マリーは、論文集の序文を書き、挿絵を描き、論文集を編集するのである。ただ単にそれらの業績を書き並べるだけでなく、著者は、これらの女性の言動に関する資料をもとに、彼女たちの業績が成された経緯を詳細に記述し、そこに「共犯関係」の成立を確認するのである。

加えて、本書が主人公と彼女たちの夫との関係を通じて、当時のジェンダー非対称性を観察していることはとても興味深い。エミリーの夫、デュ・シャトレ侯爵フロラン・クロードは特に科学に関心がないものの、妻の科学活動に自由を与え、エミリーが自主的に「語るもの」となろうとするには適した環境であった。一方、マリーの夫はフランス革命で命を落としたアントワーヌ・ローラン・ラヴワジエ、

その後、再婚したラムフォード伯爵ベンジャミン・トムプソンであり、いずれも科学者である。ところが、アントワーヌは妻の科学活動を積極的に応援する立場をとるが、後世に近代化学の父と称され、当時の権威であることは、マリーが自主的に「語るもの」となろうとすることには大きく影響する。ベンジャミンは新大陸から来たアメリカ人であり、妻が科学活動をすることには賛成ではなく、結局、離婚する。その後マリーは自身のサロンを主催し、「語るもの」であろうとするのである。エミリーと比べ、マリーの場合、その素性を大きく異にする二人の夫との関係に、ジェンダー非対称性の存在をより明確に認めることができるのである。

最後に、本書終章で述べられているように、本書が単に過去のジェンダーの非対称性について書かれただけでなく、ここでのアプローチは現代でも有効であるという著者の主張について考えてみたい。本書は、著者が1990年代はじめから現在に至るまでに発表した数多くの論文が基礎となっており、また世界的にみても話題の二女性の生き様を綴った書のほとんどが男性による執筆であることを考慮すると、本書が稀少で貴重な著作であると言うことができる。現在、科学分野においてとみに女性科学者の育成が高く望まれる。これは依然としてジェンダーの非対称性が残る状況を如実に示しているものであり、本書が18世紀の出来事にとどまらず、今日、女性を取り囲む科学事情を考える上でも決して色褪せたものではないことが分かるであろう。特に終章において、本書の内容が、「二十一世紀の日本に生きるわれわれとどのように関わっているのだろう」また「科学に関する現在進行形の問題にとっても『別の解釈』を提示するための有用なアプローチのひとつとなるであろう」と述べている。これを最近の科学分野における男女共同参画活動が非常に活発化していることに照らし合わせてみると何が言えるだろうか。男女共同参画活動をどのように進めるかを決めるために、ジェンダーの非対称性を明らかにすることが望まれている。確かに政府発行の白書等、多くの人々の努力により統計データは蓄積されてきた。しかし、個々の生き様が広くかつ詳細に知られているわけではない。統計データだけでは限界があり、それに加えて、個々の生き様の記録を通じて現在の科学分野におけるジェンダーの非対称性を明らかにすることが、次のステップの候補となる可能性を本書が示唆していると考えても間違いではないであろう。

（もり・よしひと／お茶の水女子大学理学部化学科助教授）

〈書評〉

DAWN（Development Action for Women Network）ドーン　編著
DAWN-Japan ドーン・ジャパン　訳

『フィリピン女性エンターテイナーの夢と現実——マニラ、そして東京に生きる』

（明石書店　2005年　211頁　ISBN 4750321230　2,100円）

大石　奈々

1980年代から急増したフィリピンパブやフィリピン女性エンターテイナーは日本において今や珍しい存在ではなくなった。その一方で、彼女らの直面する問題が手付かずのまま放置されてきたのも事実である。2004—2005年にいたるまで政策的な改善措置は全く取られてこなかったし、研究の分野でも日本ではさほど多くの調査がなされてきたわけではない。フィリピン女性エンターテイナーに関しては、ジャーナリスティックな著作あるいはエスノグラフィックな研究は存在するものの、送り出し側と受け入れ側との両方におけるフィールド調査や政策分析を統合した著作はこれまで日本に全く存在しなかった。そういった意味で、日本とフィリピンの研究者による共同調査を中心に構成された本書はこの分野における初めての包括的な著作である。

まず第１、２章では問題の所在と調査の背景･目的について丁寧な説明がなされている。「日本で働くフィリピン女性エンターテイナー—出発前から再統合までの課題」と題されたこの調査は、フィリピン人権委員会とフィリピンの市民団体DAWNとの共同プロジェクトとして2002年４月から2003年８月にかけてマニラ首都圏と東京において実施された。エンターテイナーが渡航前、労働現場、帰国後の再統合という３つの段階においてどのような法的、社会的、経済的問題に直面しているかを検討するため、４種類の調査方法を用いて研究が行われた。120人のエンターテイナーを対象とした質問紙調査、フォーカス・グループ・ディスカッションなどに加え、フィリピン関係省庁および民間業者へのインタビュー、日本の政策担当者、議員、NGOからのヒアリングと現地調査（フィリピンパブでのエンターテイナーへの非公式な面接調査）といった複合的な調査方法を用いた点は高く評価されるべきであろう。

第３章「調査結果の概要」と第４章「調査結果からの考察」は、移住労働の各段階（渡航前、労働現場、帰国後の再統合）における諸問題について調査結果をもとに論じている。エンターテイナーとしての海外就労を促す要因としては、国内の雇用機会不足など経済的理由が挙げられている。読者を驚かせるのは41％にものぼるエンターテイナーたちが大学教育を受けた女性たち（中退者を含む）だったという事実である。大学教育を受けても生計を立てられず日本でエンターテイナーとして働くことを選んでいたわけである。家族や親戚も女性たちの日本行きを思いとどまらせるどころか後押ししているという事実が、フィリピン社会の経済的な苦境を象徴している。

エンターテイナーたちの多くが若い女性たちであることは周知の事実だが、書類の偽造などにより

10％の回答者が15―17歳で就労していたというデータも目を引く。こうした違法行為には斡旋業者や仲介業者などが組織的にかかわっていた。業者やタレント・マネージャーらはさらに渡航のための書類手続きとして必要経費を要求し、女性たちは多額の借金を抱えるようになる。さらに、女性たちはビザ申請に必要な芸能人登録手帳を取得するため、バレエや歌、一般科目などの研修も受けねばならず、経済的負担はかさむ。回答者の２割は日本人客向けのクラブなどで「現場実習」まで受けていたが、その中身は「典型的な接客業」が大半であったという。「興行ビザ」の実態を如実に示している。

エンターテイナーを苦しめる日本の労働現場の問題としては「同伴」「飛ばし」をはじめ、セクハラやパスポートの取り上げなどがあげられた。「同伴」はフィリピン語に「ドーハン」として取り入れられるほど一般的になった言葉で、エンターテイナーが開店前に客とデートしてから店に連れてくることを指す。ほとんどのエンターテイナーには「同伴ノルマ」なるものがあり、こなせない場合は減給などのペナルティーを受けるという。本書によれば複数回渡航者の７割が店から「同伴」を強いられ、13％が性的関係を強要されていた。「飛ばし」とは契約書に書かれたのとは異なる店で働かされる違法行為で、対象者の35％がこれを強要されていた。訳者らは、「飛ばし」はエンターテイナーたちの中間搾取を深刻化させ、彼女たちの居場所を特定しにくくさせるという問題がある指摘する。

セクハラを受けた約３割にも及ぶ女性たちは、嫌がると客がつかなくなりフィリピンに帰されてしまうため我慢を強いられている。その一方で、日本人客と真剣な交際を始め、結婚にいたったケース（回答者の55％）もあった。アジア復興正義センターのゲイツ氏も言及するように、海外での孤独感や過酷な労働環境を抜け出したい気持ちから日本人客と親しい関係に陥りやすい。しかしこうした恋愛関係や結婚関係さえも必ずしも女性たちに生活の安定や幸福をもたらす保証はない。日本人の夫やパートナーと連絡が取れなくなって困窮し、フィリピンに帰国したり日本で超過滞在者となったりする女性たちも多いのである。日本人男性との同居が続いている場合ですら、ドメスティック・バイオレンスを受けたり、家計のためにパブやクラブ勤めを強いられたり、さらには長期滞在や子供の認知に必要な書類手続きをしてもらえないなどの例も少なくない。父親である日本人男性からの経済的支援を受けられないJFC（ジャパニーズ・フィリピノ・チルドレン）と呼ばれる子供たちの増加も深刻化している。

また帰国する女性たちにとって、「帰国後の再統合」は難しい課題である。出身地における差別や「ジャパユキ」というラベリングだけでなく、日本における給料の未払いや度重なる搾取などで渡航前の借金返済が不可能になったり、経済的に困窮したりして、再び日本で就労しようとする人々は多い。「circular migration（還流移動）」という言葉に象徴されるように、移住労働者の過半数は繰り返し海外雇用に従事している。移住労働の過程は必ずしも編者らが引用するような「帰国後の再統合」を最終段階とする直線的プロセスではないのである。その意味で、DAWN のクライアントである元エンターテイナーの女性たちが全員フィリピンに残ったというデータは興味深い。ただこの部分に関しては、どのようなプログラムやサービスが提供されているか、女性たちの経済的自立とエンパワーメントをどのように促し還流移動を抑制しているかなど、もっと具体的な情報の提供がほしかった。

第５章「まとめ」では調査データから明らかになった法制度的および社会経済的問題に焦点が置かれている。法制度的問題としては、エンターテイナーたちの尊厳を守るための国内法や政策そして国際条約が日常的に侵害されていることがあげられる。フィリピン女性エンターテイナーの最大の受け入れ国である日本の責任は特に大きい。移住労働者関連の ILO 条約や1990年に採択された国連の移住労働者条約といった国際条約を日本政府は未だ批准していない。批准プロセスへの一刻も早い着手が望まれる。

また一方で、移住労働者の送金に依存した開発政策や、社会保障の縮小、エンターテイナーの渡航年齢の引き下げなど、エンターテイナーの渡航を間接的に促すフィリピン政府の政策をも本書は指摘する。人員不足のため在外公館による労働現場の監視に限界があるなど、1995年に制定された移住労働者法の実効性にも多くの疑問が残る。現在のフィリピン政府の政策的枠組みの中でエンターテイナーを十分に保護することは非常に困難であると言えよう。

第6章では、エンターテイナーの置かれている状況を向上させるための11の提言がなされている。政策提言のみならず、調査研究の方向や組織的・制度的な取り組みかたなど内容が多岐にわたっている点は評価でき、評者も賛同する。ただ中にはこれまで諸々の理由から実現が非常に困難であると認識されてきた提言もある。「フィリピン女性たちへの雇用機会と生計手段の提供」などは短期的にも長期的にも実現は難しいし、「エンターテイナーとJFCのための効果的な再統合プログラムの創設」も容易ではない。なぜならフィリピンに残る低所得者層の人々は、移住労働者たちを海外で働く諸費用を工面できる経済的に恵まれた階層と認識しているため、そうした人々の再統合を助けるために政府が税金を投入することを必ずしも支持しないからである。これらが単なる提言に終わらず、それぞれの内容がどのようにすれば将来実現の方向へ進展するのか等について、今後より掘り下げた議論が各方面でなされることを期待したい。

第7、8章は2003年に行われた国際会議の抄録と参加者からのコメントから成っている。評者を含む一般読者にはこれが成果報告の会議なのか、それともプロジェクトの一部としての会議だったのかなど、読み始めるまで全体的な位置づけが見えにくいため、序章で説明があると良かったかもしれない。内容的には、日本側とフィリピン側の研究者や政策担当者、国会議員、弁護士、市民団体代表者ら幅広い分野の関係者による発言が、報告書の考察や提言に更なる厚みを加えている。

エンターテインメント産業と性産業との関連・位置づけや、韓国で導入されたような性産業の大幅規制の是非についてなど、産業構造と労働市場のありかたそのものにまで踏みこんだ議論が欲しかった感はある。しかし全体としては、質の高い調査報告を始め、興味深い会議抄録や、ケーススタディなど、非常に内容豊富でバランスのとれた良書となっている。特に、随所に散りばめられたケーススタディは報告書にリアリティを持たせ、問題をより身近に感じさせてくれる。訳者らによって新たに加えられた用語説明や図表、関連の新聞記事なども読者の理解を助けてくれる。近年、人身売買の撲滅が国際社会の主要課題として取り上げられ、日本の興行ビザが人身売買の隠れ蓑になっているとの批判を浴びるなか、こうした問題を理解するうえでも本書は大変有益である。2004年から始まった人身取引撲滅へ向けての日本政府の様々な政策や法改正などの取り組みがどれほどの影響を及ぼすのか、また実際にエンターテイナーたちの状況を改善するものになるのかどうかはまだ明らかでないが、本書は多くの日本人がこの問題への関心を高め、また理解を深めるのに大きな役割を果たすであろう。興味のある読者にはJNATIP編「人身売買をなくすために　受入れ国日本の課題」（明石書店）、JNATIP・お茶の水女子大F-GENS編「日本における人身売買の被害に関する調査研究報告書」（JNATIP・F-GENS）なども合わせてお読みになることをお勧めしたい。

会議抄録で武者小路公秀氏が引用したアレックス・マグノ氏の「日本は東アジアの南アフリカである」という言葉は、私たち日本人にとって重く響く。わが国に存在する構造的な人種・民族・ジェンダー差別をなくすために私たち一人ひとりの具体的な貢献が求められていることを改めて認識させられる。

（おおいし・なな／国際基督教大学助教授）

〈書評〉

大海　篤子　著

『ジェンダーと政治参加』

（世織書房　2005年　221頁　ISBN4-902163-17-9　2,200円＋税）

吉川　真美子

著者は、政治学とジェンダー研究を専門分野とする研究者である。本書は、女性の政治参加をメイン・テーマとして、著者が1993年から2003年までに発表した論文を大幅に書き直したものであり、女性地方議会議員や地域活動家からの聞き取りを通して見出された日本政治の諸問題が、ジェンダーの視点による政治学研究としてまとめられている。

著者を取り巻く学術界のジェンダー問題として、政治学の女性研究者の数は非常に少ない（日本政治学会女性比率8.15%）。さらに、研究対象のジェンダー問題として、日本の議会における女性議員の割合は、国会議員で9.3%（2003年）、地方議会議員で7.8%（2004年）と、先進国の中でもっとも低い。

本書で採用されるジェンダーの概念は、性別による、一方の特権化と、他方の従属化を指し、政治という「社会を支配する仕組み」の中で、一方の性に対する差別と排除によって構築された、性別間の支配・被支配の構造を問題化している（13頁）。

日本では、女性議員の数は少しずつ増加し、地域の政治活動を通して政治過程に影響を与えようとする女性の組織活動は活発化した。かくして、女性が政治的にある程度「見える存在」となっても、政治学では女性の問題は周辺化されてきた。女性を政治学において「見える存在」とするために、新たに、ジェンダー概念を政治理論に組み込むと、女性に対する差別と排除の機能を果たしてきた公的領域・私的領域の二項対立的な分析軸は見直しを迫られ、女性の政治的経験が反映されることによって多様な政治のダイナミクスが現れると、著者は指摘する（66頁）。

「女性の政治参加」というテーマの下で、著者が追究するのは「女性市民」の存在であり、それを支えるのは「政治は日常のもの」という著者の確信である。女性が、社会において自立すること、当事者として政治にかかわることができる状況が実現されれば、わざわざ「女性市民」とよぶ必要がなくなるはずと述べ（187頁）、それでも、本書では、依然として女性が社会構造的に差別されている中で、女性の政治参加の現状と問題点、あるいは参入過程を明らかにするために、著者はあえて「女性市民」というタームを用いる。

「女性市民」が提示する女性としての課題が、女性政策である。本書では、女性政策は「女性が自分らしく生きたいと願う時に、本当に必要な支援や女性が能力を発揮する可能性を保障するもの(143-4頁)」と説明されるが、その具体的内容は、女性の経験を通して明らかになる。長らく私的領域に活動を制限されてきた女性の経験の特徴は、私的領域における問題の発見である。例えば、夫の妻に対する暴力や親の介護は、私的問題であり個人的に解決すべき問題であると考えられてきたが、女性政策の導入によっ

て、「個人的なことは政治的なこと」となり、被害者や介護者としての女性の人権を守るために、法律によるドメスティック・バイオレンスの犯罪化やケアー・ワークの社会化が、女性政策によって実現した(191-2頁)。

本書は、第2章から第5章まで、女性の政治参加の事例を歴史的・地域的な広がりをもって紹介し、「女性市民」の姿を明らかにする。

第2章「女性は国会をめざした」では、終戦の翌年1946年に、第22回衆議院総選挙で誕生した39人の「婦人代議士」が分析される。以後の当選女性議員の平均は13.7人であり、この大量当選は一過性の現象と見られてきたが、著者はこれを、日本女性が参政権を獲得して「政治社会の内」に加わった、女性の政治参加のターニング・ポイントとして注目し、39名の経歴、家族関係、当選後の政治活動、その後の選挙結果などを検討している。

第3章「台所からの政治参加」では、主婦連合会が注目される。戦後の物資不足の時代に、市井の女性たちが沈黙を破り、街頭集会やデモなどによって「ものいう主婦」として政治活動を始めたが、その動機は、欧米的な女性の権利の主張というよりは、むしろ伝統的な性別役割意識をもったままの、生活の向上であった。この時代の女性の政治運動は消費者運動などとよばれ、女性の存在は生産者に対峙する消費者として位置づけられ、政治からは「見えない存在」であり続けた。しかし、そのような状況の中で、女性たち自身は政治活動に参加することで自らの社会的な位置づけを知り、変革の必要に気づいた。「女には学問はいらない」という時代に、主婦連は学習機会を「主婦大学」とネーミングして学習意欲を駆り立て、参加者の政策形成能力を高め、政府の審議会へ代表を送り込んだ。

著者は、主婦連の、官の関与を逆手にとって消費者という看板で政治参加の機会を得たしたたかさ、政治技術を蓄積しながら政治参加に積極的にかかわる参加者を生みだした逞しさを評価するとともに、主婦連の参加者がそのような政治参加によって意識変化を起こし「主体的な参加者」となる過程を、現代への示唆とする（89頁)。

第4章「生き方を変えた女性たちの議会進出」では、東京生活者ネットワークが取り上げられる。生活者ネットは、1968年創設の生活クラブ生活協同組合を基盤として、1977年に設立された政治団体で、メンバーのほとんどは専業主婦である。80年代から、食の安全や環境問題など日常の問題の解決に向けて、自前の議員を形成して、地方議会に直接参加するようになった。著者は1998年に生活者ネットの議員に面接調査を行った。

著者は、主婦たちの、「活動との相互作用で意識が変わっていった（149頁)」過程に注目する。主婦たちの生活クラブ参加の動機は、多くの場合、家族の健康や生活の質の向上であったが、食や環境に関する情報提供や学習活動を通して、消費者としての自分と市場の関わり方を見直すようになると、日々の生活の問題が仲間や地域の問題として把握されるようになり、「生活の課題」の政治化を目指すようになった。

メンバーは、暮らしの問題をめぐって、「家族志向」の主婦から、「仲間志向」の生活者、そして「地域志向」の市民へと、意識が段階的に変容し、政治活動を通して「女性役割の再定義」を経験する。そして、さらに視角は「自分らしく生きて活動する」ことへと拡大し、「女性としての課題」の政治化が目指されることになる（143頁)。

生活者ネットは、いわゆる「ジバン・カンバン・カバン」の無い女性が地方議会に進出する方法を示している。また、生活者ネットの事例で示された主婦の意識変容の過程は、女性の政治参加促進の一つ

のモデルといえよう。

第5章「女性ゼロ議会をなくそう」は、おおむね1990年代以降に地方で開催されている女性議会に注目する。女性議会はおもに地方自治体が主体となって開催される模擬議会である。女性議会は様々な目的・経緯で開催されるが、多くの場合はイベント的であり、実際の行政に大きな影響を及ぼすことはあまりない。とはいえ、参加者は一定の知名度を獲得して、これに大きな政治環境の変化などの政治的機会、選挙資金や家族の協力等の資源がうまくかみ合った時に、女性議員が誕生する。近年では、人口の高齢化と過疎化によって、新たな「地域活性化」の推進力の中心は女性になってきており、この社会・経済の変化こそが女性に巡ってきた政治的機会であるとして、著者は、女性議会が女性議員の人材を準備する一つの仕掛けとなることを期待する（184頁）。

第6章「政治の信頼回復をめざして」は、本書の総括部分である。

女性の政治参加に焦点をあてることによって見えてきたのは、日本の民主主義は僅かな一部の人の参加によって運営されているという、日本の政治のゆがみである。本書では、それは著者が指摘するように、市民という対象において、女性を観測の定点においたアプローチによる、政治のゆがみの発見であり、高齢者や障害者、セクシャル・マイノリティなどの様々な政治的弱者を定点におけば、別の角度からの政治のゆがみが見えるという。市民の多様性が反映され、政治のゆがみが是正されるためには、私的領域での「安全」など、従来の政治では想定外であった多様な価値要素を、政治に反映させる必要がある。そのために、まずは、政策決定の場に女性議員を増やすことが重要であると、著者は主張する（188頁）。

著者は、政治学における政治の再定義を、ジェンダーの概念を使って行う必要性を指摘し、その手掛かりは、本書の事例の女性たちが、政治を自分たちの生活の道具として、政治を使いこなそうとしているところにあるとする（193頁）。著者が発信する、「政治は日常のもの」というメッセージは、女性にとって、政治参加は自分の生き方をより自由で、自立したものにするための道具で「日常のもの」であり、女性は政治に参加し、自分の意見を表明して、政策過程に影響を与えていかなければならない、というものである。

最後に、評者としての私見を述べる。著者が試みる、政治学において女性を「見える存在」にするということは、政治学という学問に内在する、ジェンダーを基盤にして構築された「目に見えない権力構造」を露にして問題化し、既存の秩序を揺るがす。ときには、それが既存の秩序への挑戦とみなされ、女性研究者の参入と展開を阻む要因となる。これは政治学に限ったことではない。学問の認識枠組みの変更を図るということには、何重もの障害があり、困難な作業である。その意味で、本書は貴重な学術的成果であり、同時に女性たちへの啓蒙の書である。

著者のいう、政治における「ジェンダーが構築する『目に見えない権力構造』」とは、本書の事例の女性たちが経験した差別と排除のシステムを指すのであろうが、その内容は、さらに意識のレベル、社会構造のレベル、制度のレベルに、分けて論じることができると思う。また、ジェンダー概念を使った「政治」の定義の見直しについて、本書の女性たちの自治的、自律的な姿勢と活動にそのヒントがあるとするだけで、著者は新たな定義を明示してはいない。「目に見えない権力構造」とは何か、人びとの多様性が反映されるような「政治」とは何か、について著者自身の明確な解答が欲しいところであるが、それを考えることが、読者である多くの「女性市民」に課せられた宿題であるのかも知れない。

（よしかわ・まみこ／お茶の水女子大学大学院人間文化研究所研究員）

ジェンダー研究センター彙報〈平成16年度〉

（平成16年４月１日～平成17年３月31日）

職名は発令時による

平成16(2004)年度　研究プロジェクト概要

	年　月　日	テ　ー　マ	報告者、評者等
公開セミナー	平成16年５月20日	公開セミナー「VINGSの挑戦―大学におけるトランスカルチュラリティとジェンダー研究の試み―」	Michiko Mae（前みち子教授）(お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授、デュッセルドルフ大学東アジア研究所所長・教授) コメンテーター：水田宗子（城西国際大学長／ジェンダー・女性学研究所長） 司会：舘かおる／杉橋やよい（本学ジェンダー研究センター）
夜間セミナー	夜間セミナー「ジェンダーの社会構築―フェミニズムの視点による実証心理学―」Social Constructions of Gender: Empirical Psychology through a Feminist Lens		
	平成16年６月30日	セミナー「心理学の歴史における主題、行為者、エージェントとしての女性」“Women as subjects, actors, and agents in the history of psychology”	ローダ・ケスラー・アンガー（Rhoda Kesler Unger）(米国ブランダイス大学女性学研究センター専任研究員、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授) コメンテーター：青野篤子（松山東雲女子大学）
	平成16年７月７日	セミナー「ジェンダーを生きる、権力を行使する―社会心理学は女であること、男であることについて何を語っているか？―」“Doing gender, doing power: What social psychology tells us about being female or male”	ローダ・ケスラー・アンガー（Rhoda Kesler Unger）(米国ブランダイス大学女性学研究センター専任研究員、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授) コメンテーター：坂元章（お茶の水女子大学文教育学部教授）
	平成16年７月14日	セミナー「子宮から墓場までの女性イメージとその心理的示唆」“Images of women from womb to tomb and their psychological implications”	ローダ・ケスラー・アンガー（Rhoda Kesler Unger）(米国ブランダイス大学女性学研究センター専任研究員、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授) コメンテーター：青木紀久代（お茶の水女子大学大学院人間文化研究科助教授）
	平成16年７月21日	セミナー「性差別とその帰結―心理的問題へのフェミニスト的アプローチ―」“Sexism and its consequences: The feminist approach to psychological disorders”	ローダ・ケスラー・アンガー（Rhoda Kesler Unger）(米国ブランダイス大学女性学研究センター専任研究員、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授) コメンテーター：信田さよ子（原宿カウンセリングセンター所長）
	夜間セミナー「韓国フェミニズムの理論化に向けて―ナショナリズム、近代、そしてグローバル化との関連を問う―」		
	平成16年11月４日	セミナー「〈女性〉主体の構築―ナショナリズム、近代、そしてフェミニズムの拮抗する諸問題―」	金恩實（Kim Eun-Shil）(梨花女子大学女性学研究所教授、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授) コメンテーター：江原由美子（東京都立大学人文学部教授）
	平成16年11月11日	セミナー「競合するジェンダーとセクシュアリティ―韓国フェミニズムの政治における身体と性的主体としての〈女性〉の発見―」	金恩實（Kim Eun-Shil）(梨花女子大学女性学研究所教授、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授) コメンテーター：河野貴代美（お茶の水女子大学ジェンダー研究センター教授）
	平成16年11月18日	セミナー「グローバル化時代の女性のセクシュアリティ―女性のセクシュアリティの脱領域化、再領域化、そして位階化―」	金恩實（Kim Eun-Shil）(梨花女子大学女性学研究所教授、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授) コメンテーター：瀬地山角（東京大学大学院総合文化研究科助教授）

	年　月　日	テ　ー　マ	報告者、評者等
夜間セミナー	平成16年11月24日	セミナー「「韓流」、もしくは新しいトランスナショナルな文化空間―台頭する新しい解釈者としての女性とその文化的な力―」	金恩實（Kim Eun-Shil）（梨花女子大学女性学研究所教授、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授） コメンテーター：池田恵理子（NHK エンタープライズ21）
	平成16年12月２日	セミナー「「アジア」女性学の知／権力の政治―アジアにおけるトランスナショナル・フェミニズムに向けて―」	金恩實（Kim Eun-Shil）（梨花女子大学女性学研究所教授、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター外国人客員教授） コメンテーター：船橋邦子（和光大学教授）
国際ワークショップ	国際ワークショップ／国際シンポジウム「アジアのモダンガールと〈世界〉―グローバル資本・植民地的近代・メディア表象」(東アジアにおける植民地的近代とモダンガール研究会、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター共催、ワシントン大学「世界のモダンガール」研究会協力)		
	平成16年９月22日	セッション１　国際現象としての〈モガ〉“Internationalizing MOGA” 司会：バーバラ・佐藤（成蹊大学） 討論者：ヴェラ・マッキー（カーティン工科大学） 報告　小檜山ルイ（東京女子大学）「模倣と実用性―ミッションによる女子高等教育とモダンガール―」“Not Imitation but Practicality: The Modern Girl and the Missionary Higher Education for Women” 報告　アリス・イヴ・ワインバウム（ワシントン大学）「モダンガールと人種の仮面劇」“The Modern Girl and Racial Masquerade” 報告　ウタ・ポイガー（ワシントン大学）「普遍性の幻想？―ワイマール期、及びナチス・ドイツにおける〈ノイエ・フラウエン〉と他者」“Fantasies of Universality?: Neue Frauen and “Others” in Weimar and Nazi Germany”	
		セッション２　「モガ」、日本のモダンガール “Modern Girl and Japan”司会：洪郁如（明星大学） 討論者：プリティ・ラママーシー（ワシントン大学） 報告　牟田和恵（大阪大学）「新しい女からモダンガールへ―逸脱の系譜―」“The New Woman and the Modern Girl in Japan: The Deviant Sisters” 報告　バーバラ・佐藤（成蹊大学）「消費社会の外延―モガと女性労働者―」“On the Outskirts of Consumerism: MOGA and Working-Class Women” 報告　舘かおる（お茶の水女子大学）「モダンガールとシガレット」“Modern Girl and Cigarettes”	
		セッション３　帝国、同化、植民地近代―沖縄、台湾、朝鮮― “Empire, Assimilation and the (Colonial-) Modern: Okinawa, Taiwan and Korea” 司会：足立眞理子（大阪女子大学） 討論者：タニ・バーロウ（ワシントン大学） 報告　伊藤るり（お茶の水女子大学）「帝国の周辺から見た〈モダンガール〉という問題―沖縄の植民地的近代と女の移動―」 “Modern Girl in the Periphery of Empire: Mobility and Colonial Modernity among Okinawan Women in the 1920s and 30s” 報告　洪郁如(明星大学)「植民地台湾におけるファッションと権力」“Fashion and Colonial Power in Taiwan under Japanese Colonial Rule” 報告　金恩實（梨花女子大学）「朝鮮人女性における（植民地的）近代の経験」“The Impossibility of the Modern for New Women in Colonial Korea: Na Hyesuk’s Idea of Freedom and Artistic Practice”	
	平成16年９月23日	セッション４　モダンガールの近代メディア表象 司会：リン・トーマス（ワシントン大学） 討論者：坂元ひろ子（一橋大学） 報告　ヴェラ・マッキー（カーティン工科大学）「視覚文化におけるモガの身体―ジェンダー・イメージの産出―」“The Body of the Modern Girl and the Production of Gender” 報告　タニ・バーロウ（ワシントン大学）「1920年～1930年代における宣伝広告と上海モダンガール」“Advertising and the Shanghai Modern Girl in the 1920s and 1930s”	
		セッション５　グローバル市場戦略とジェンダー化された商品 “Global Merketing and Gendered Commodities” 司会：金恩實（梨花女子大学） 討論者：伊藤るり（お茶の水女子大学） 報告　プリティ・ラママーシー（ワシントン大学）「蕩尽するナショナリズム？―1920年代から30年代におけるインドのモダンガール―」“All-consuming Nationalism?: The Indian Modern Girl in the 1920s and 30s” 報告　リン・トーマス(ワシントン大学)「1930年代南アのモダンガール、化粧品、人種的リスペクタビリティ」“The Modern Girl, Cosmetics, and Racial Respectability in 1930s South Africa” 報告　足立眞理子（大阪女子大学）「奢侈と資本とモダンガール―資生堂企業史研究―」“Luxury, Capital and Modern Girl: A Historical Study of Shiseido Corporation”	

	年　月　日	テ　ー　マ	報告者、評者等
国際ワークショップ	平成16年9月23日	セッション6　総括討論―モダンガールとアジア― “Concluding Discussion: Modern Girl and Asia” 司会：タニ・バーロウ（ワシントン大学）、舘かおる（お茶の水女子大学） 報告者　バーバラ・佐藤（成蹊大学）、牟田和恵（大阪大学）、アリス・ワインバウム（ワシントン大学）、ウタ・ポイガー（ワシントン大学）	
若手研究者支援ワークショップ	平成16年9月24日	若手研究者ワークショップ アジアのモダンガールと〈世界〉―変容するモダニティ― “Modern Girl, Asia and Beyond: The Transfiguration of Modernities” 司会：金富子（お茶の水女子大学COE研究員） 報告　何瑋（お茶の水女子大学大学院博士後期課程）「1920年代中国社会における「新婦女」―『婦女雑誌』を主なテキストとして―」“The New Woman in Chinese Society in the 1920: Refering to The Ladies' Journal as the Main Text” 報告　アンジェリーナ・チン（カリフォルニア大学サンタクルズ校博士課程）「〈女〉と演じることとその統制―1920年代、30年代広州における都市の女性性と『風俗』の変容―」“Performing and Policing Femininity: Transformations of Femininity and Fengsu (Social Customs) in 1920s and 1930s Guangzhou” 報告　ジーナ・エレノア・キム（ワシントン大学博士課程）「植民地台湾・朝鮮におけるモダンガール表象と消費―都市的近代と女性雑誌―」“The Materializing and Vanishing Modern Girl in Colonial Korea and Taiwan: Colonial Urban Modernity and Women's Magazines” 報告　磯山久美子（法政大学非常勤講師）「1920年代スペインにおける女性の断髪化現象―cómodo の獲得―」“The Phenomenon of Women Bobbing Their Hair in Spain in the 1920s: The Acquisition of cómodo (comfort)” 報告　大村香苗（お茶の水女子大学大学院博士後期課程）「1920年代メキシコ先住民の美人コンテストにおけるモダニティ」“Mexican Women and Modernity: The India Bonita Contest in 1921”	
国際シンポジウム	平成16年9月25日	国際シンポジウム「東アジアにおけるモダンガールと〈世界〉」 第1部ワシントン大学「世界のモダンガール」研究会プレゼンテーション 司会：伊藤るり（お茶の水女子大学ジェンダー研究センター） プレゼンター：タニ・バーロウ、ウタ・ポイガー、プリティ・ラママーシー、リン・トーマス、アリス・ワインバウム（全て米国・ワシントン大学） 第2部パネル討論「アジアとモダンガール」（独立行政法人国際交流基金、ワシントン大学（シンプソン人文学センター、大学院、学芸学部、トランスナショナル学研究所、ジャクソン国際学研究所）助成） 司会：舘かおる（お茶の水女子大学ジェンダー研究センター） パネリスト：足立眞理子（大阪女子大学）、洪郁如（明星大学）、キム・ウンシル（梨花女子大学校）、小檜山ルイ（東京女子大学）、ヴェラ・マッキー（メルボルン大学）	
公開講演会	平成16年9月25日	公開講演会　リン・トーマス（ワシントン大学）「植民地期ケニアにおける女性性器切除反対運動とその教訓―メルー地域における1956年禁止令を中心に―」	

21世紀 COE プロジェクト「ジェンダー研究のフロンティア」概要

企画	年　月　日	形　　態	テーマ、報告者、評者等
A1	平成16年４月24日	研究会	「非婚シングルマザーの環境と『自立』の要件」研究会　第１回
A1	平成16年５月25日	研究会	「人身売買データブック調査」研究会　第1回
A1	平成16年５月30日	研究会	「非婚シングルマザーの環境と『自立』の要件」研究会　第２回
A1	平成16年６月24日	公開研究会	公開研究会「ジェンダー政策研究会」第１回 【講師】成垠樹（東京大学大学院）「民主化以降の韓国『女性政策』」
A1	平成16年７月３日	研究会	「人身売買データブック調査」研究会　第2回
A1	平成16年７月８日	研究会	公開研究会「ジェンダー政策研究会」第２回 【講師】相馬直子（東京大学大学院）「韓国における少子化の展開と子育て支援の課題」
A1	平成16年７月11日	研究会	「非婚シングルマザーの環境と『自立』の要件」研究会　第３回 【報告者】東京都婦人相談員／母子自立支援支援員／母子生活支援施設長
A1	平成16年７月25日	研究会	「人身売買データブック調査」研究会　第３回
A1	平成16年７月31日	研究会	「人身売買データブック調査」研究会　第４回 【報告者】ゆのまえ知子（COE 客員研究員）
A1	平成16年８月22日	研究会	「非婚シングルマザーの環境と『自立』の要件」研究会　第４回 【報告者】当事者２名
A1	平成16年９月12～16日	調査	〈韓国〉 井上清美（COE 研究員）／田宮遊子（COE 研究員）
A1	平成16年９月25日	研究会	「非婚シングルマザーの環境と『自立』の要件」研究会　第５回
A1 共催 WHO	平成16年10月８日	シンポジウム	WHO「DV と女性の健康国際調査」日本調査結果報告とシンポジウム 【報告者】今村清子（横浜市立市民病院がん検診センター所長、女性総合外来担当）、山岡奈津子（医療機関を利用したサバイバー）、行政担当者、日本調査チーム（吉浜美恵子、釜野さおり、ゆのまえ知子、戒能民江）
A1	平成16年10月11日	研究会	「非婚シングルマザーの環境と『自立』の要件」研究会　第６回
A1	平成16年10月29日	研究会	「ジェンダー政策韓国調査報告会」 【報告者】田宮遊子（COE 研究員）／井上清美（COE 研究員）
A1	平成16年11月３日	研究会	「非婚シングルマザーの環境と『自立』の要件」研究会　第７回
A1	平成16年11月27日	調査	「非婚シングルマザーの環境と『自立』の要件」研究会 赤石千衣子氏（しんぐるまざあず・ふぉーらむ）へのインタビュー
A1	平成16年12月13日	調査	「非婚シングルマザーの環境と『自立』の要件」研究会 横田和子氏（環の会）へのインタビュー 戒能民江（お茶の水女子大学／COE 事業推進担当者）／庄司洋子（研究協力者）／湯澤直美（研究協力者）／田中弘子（研究協力者）
A1	平成16年12月27日	調査	「非婚シングルマザーの環境と『自立』の要件」研究会 兼松佐知子氏（「性と生」アドバイザー）へのインタビュー 戒能民江（お茶の水女子大学／COE 事業推進担当者）／田中弘子（研究協力者）
A1	平成16年12月27日	成果刊行	F-GENS Publication Series 3 国・自治体のジェンダー政策
A1	平成17年２月13日	調査	「非婚シングルマザーの環境と『自立』の要件」研究会 慈愛寮当事者へのインタビュー 戒能民江（お茶の水女子大学／COE 事業推進担当者）／田中弘子（研究協力者）／田宮遊子（COE 研究員）
A2	平成16年５月22日	研究会	「アジアにおける国際移動とジェンダー配置」研究会　第５回 【報告者】熊谷圭知（お茶の水女子大学）／平野恵子（COE 学術振興会特別研

企画	年　月　日	形　　態	テーマ、報告者、評者等
A2	平成16年5月22日	研究会	究員)「インドネシアにおける女性労働者の国内・海外移動に関する調査報告」足立眞理子（大阪女子大学・COE事業推進担当者）／伊藤るり（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）／小ヶ谷千穂（学術振興会特別研究員・一橋大学）／ブレンダ・テネグラ（お茶の水女子大学博士後期課程）「フィリピンにおけるケア労働者海外派遣の政策と実態に関する調査報告」 【コメンテーター】定松文（広島国際学院大学）／イシカワ・エウニセ（鹿児島国際大学）／村上薫（アジア経済研究所） 【司会】倉光ミナ子（お茶の水女子大学大学院）／篠崎香子（COE研究員）
A2	平成16年5月30日～6月5日	調査	〈東大阪〉在日コリアン調査（徐阿貴）
A2	平成17年7月17日	研究会	「アジアにおける国際移動とジェンダー配置」研究会　第6回 【報告者】金静寅（同胞法律・生活センター）「相談業務にみる在日コリアン女性の問題」、徐阿貴（COE研究員）「公共空間とジェンダー―在日コリアン1世女性の夜間中学運動の事例から―」 【討論者】柳蓮淑（お茶の水女子大学大学院博士後期課程） 【司会】橋本みゆき（立教大学大学院博士後期課程）
A2	平成16年9月29日	成果刊行	F-GENS Publication Series 1 Migrant Domestic/Care Workers and the Reconfiguration of Gender in Asia
A2	平成16年11月27日	講演会	ラセル・パレーニャス講演会 「アジアにおける国際移動とジェンダー配置」研究会　第7回 “Caring for the Filipino family: How gender differentiates the economic causes of labor migration” 【講師】ラセル・パレーニャス（カリフォルニア大学デイヴィス校） 【司会】伊藤るり（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
A2	平成17年2月7日	研究会	「アジアにおける国際移動とジェンダー配置」研究会　第8回 【報告者】安里和晃氏（日本学術振興会・龍谷大学）「介護労働市場の形成における外国人家事・介護労働者の位置づけ―台湾における施設介護の事例から―」 【コメンテーター】伊藤るり（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者） 【司会】小ヶ谷千穂（日本学術振興会・一橋大学）
A2	平成16年12月16～25日	調査	〈香港〉 伊藤るり（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）、稲葉奈々子（茨城大学・COE客員研究員）、小ヶ谷千穂（日本学術振興会・一橋大学）、ブレンダ・テネグラ（お茶の水女子大学博士後期課程）、澤田佳世（日本学術振興会）
A3	平成16年5月22日	研究会	「ローカルセンシティブな開発とジェンダー」研究会　第1回勉強会 【報告者】倉光ミナ子（お茶の水女子大学大学院）／平野恵子（COE学術振興会特別研究員） 【検討論文】Beneria, L.. and Sen, G., 1981, “Accumulation, Reproduction and Women’s Role in Economic Development: Boserup Revisited”, in Visvanatha, S. et al. (eds) (1997) The Women, Gender and Development Reader, Zed Books. 【司会】藤掛洋子（東京家政学院大学大学院）
A3	平成16年6月12日	研究会	「ローカル・センシティヴな開発とジェンダー」研究会　第2回勉強会 【検討論文】(1)　Tinker, I. “The Making of A Field: Advocates, Practitioners and Scholars”, in Visvanatha, S. et al. (1997) The Women, Gender & Development Reader, Zed Books.　(2)　Mitchell, B.H. “Family Law in Village Courts: The Woman’s Position”, in Lee, P.W. and Warakai, V. ed. (1985) From Rhetoric to Reality?- Papua New Guinea’s Eight Point Plan and National Goals after a Decade, University of Papua New Guinea Press: Port Moresby
A3	平成16年7月3日	研究会	「ローカル・センシティヴな開発とジェンダー」研究会　第1回公開研究会 【報告者】田中由美子（JICA国際協力総合研修所）「ジェンダー視点に立った日本の開発援助：何が求められているのか？」／古沢希代子（恵泉女学園大学）「日本の灌漑開発援助とジェンダー」 【コメンテーター】村山真弓（アジア経済研究所）／伊藤るり（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）

企画	年　月　日	形　　態	テーマ、報告者、評者等
A3	平成16年8月6～30日	調査	〈パラグアイ〉藤掛洋子（東京家政学院大学）
A3	平成16年10月16日	研究会	「ローカル・センシティヴな開発とジェンダー」研究会　第3回勉強会 【報告者】落合絵美（お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士前期課程） 【検討論文】Young, K. (1992) 'Gender and Development', in Visvanatha, S. et al. (1997) The Women, Gender and Development Reader, Zed Books, 51-54. 佐野　麻由子（立教大学大学院社会学研究科社会学専攻博士後期課程、日本学術振興会特別研究員）「女性の公的領域への参加と生理規範に関する一考察：Krygier, Jocelyn (1981) 'Caste and Female Pollution' を出発点として」 【司会】藤掛洋子（東京家政学院大学大学院）
A3	平成16年12月18日	研究会	「ローカルセンシティブな開発とジェンダー」研究会　第4回勉強会 【報告者】藤掛　洋子（東京家政学院大学） 【検討論文】Molyneux, M. "Mobilisation without Emancipation? Women's Interests, the State and Revolution in Nicaragua." in Maxine Molyneux, Woman's Movement in International Perspective, Latin America and Beyond. New York: Palgrave, 2001.（藤掛洋子訳　2003、「〈解放なき動員〉を問う―ニカラグアにおける女性の利害関心、国家、そして革命」『ジェンダー研究』第6号、123-143.） 【フィールド報告】水野桂子（お茶の水女子大学研究生） 【司会】倉光ミナ子（お茶の水女子大学）
A3 (A2)	平成17年1月29～30日	若手支援	若手支援のためのワークショップ 『ジェンダーの視点から開発の「場所」を考える―開発実践者・研究者のコラボレーションを目指して―』 【コメンテーター】田中由美子（JICA国際協力総合研修所）／日下部京子（アジア工科大学）／遠藤貢（東京大学大学院）／藤掛洋子（東京家政学院大学）
B	平成16年4月6日	研究会	労働組合調査研究会　第1回 【司会】篠塚英子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
B	平成16年4月7日	研究会	労働組合調査研究会　第2回 【司会】篠塚英子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
B	平成16年4月15日	研究会	労働組合調査研究会　第3回 【司会】篠塚英子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
B	平成16年4月22日	研究会	労働組合調査研究会　第4回 【司会】篠塚英子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
B	平成16年4月26日	研究会	労働組合調査研究会　第5回 【司会】篠塚英子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
B	平成16年4月28日	研究会	「中国における女性の就業と社会システム―市場・企業・家庭レベルにおける変遷」 【講師】石塚浩美（産能大学・COE研究員） 【司会】篠塚英子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
B	平成16年5月10日	研究会	労働組合調査研究会　第6回 【司会】篠塚英子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
B	平成16年5月26日	研究会	「ジェンダー視点から見たNPO雇用者の現状・課題」を探るために 【報告者】山谷真名（COE教務補佐員） 【司会】篠塚英子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
B	平成16年5月28日	研究会	「ジェンダー研究における空間的視点」 【講師】影山穂波（椙山女学園大学）「都市空間とジェンダー」、宮澤仁（東北大学大学院）「育児期の就業と保育所利用に関する時空間収支のジェンダー分析」
B	平成16年5月31日	研究会	労働組合調査研究会　第7回 【司会】篠塚英子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）

企画	年　月　日	形　　態	テーマ、報告者、評者等
B	平成16年6月4日	研究会	「日本とイギリスの性別賃金／所得格差の要因分析」 【講師】杉橋やよい（お茶の水女子大学） 【司会】篠塚英子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
B	平成16年6月4日	講演会	「中国の女性移動と労働のジェンダー分析」 【講師】陸小媛（中国華南師範大学）
B	平成16年6月10日	研究会	労働組合調査研究会　第8回 【司会】篠塚英子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
B	平成16年6月28日	研究会	労働組合調査研究会　第9回 【司会】篠塚英子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
B	平成16年7月16日	講演会	「ジェンダー統計」 【講師】杉橋やよい（お茶の水女子大学）「ジェンダー統計の最近の動向」 【司会】篠塚英子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
B	平成16年7月22日	講演会	「アメリカにおける男女間賃金格差の動向」 【講師】臼井恵美子氏（Wayne State University） 【司会】永瀬伸子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
B	平成16年7月29日	講演会	「Female Labor Market and Supporting Policies in Korea」 【講師】Jiyeun Chang博士（Korean Labor Institute） 【司会】永瀬伸子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
B	平成16年8月5日	研究会	労働組合調査研究会　第10回 【司会】篠塚英子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
B	平成16年8月10日	研究会	労働組合調査研究会　第11回 【司会】篠塚英子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
B	平成16年8月19日	研究会	労働組合調査研究会　第12回 【司会】篠塚英子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
B	平成16年12月17日	講演会	「中国・大都市の実情」 【講師】韓暁非（弁護士・中国） 【司会】篠塚英子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
B	平成16年12月17日	講演会	「ライフコースからみた女性の就業移動」 【講師】李賢郁（東京大学大学院修士課程）
B	平成16年12月23日	研究会	労働組合調査研究会　第13回 【司会】篠塚英子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
B	平成17年1月11日	公開セミナー	「韓国における出生性比：変動と地域差」 【講師】金　斗燮（漢陽大学・韓国） 【司会】永瀬伸子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
B/パネル	平成16年4月23日	研究会	「パネル研究会」第1回 【司会】篠塚英子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
B/パネル	平成16年5月14～15日	出張	〈韓国〉パネル調査契約 御船美智子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）／李秀眞（COE研究員）
B/パネル	平成17年5月28日	研究会	「パネル研究会」第2回 【司会】篠塚英子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
B/パネル	平成16年6月4～6日	出張	〈中国〉パネル調査契約 永瀬伸子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）／辺静（お茶の水女子大学大学院博士課程）
B/パネル	平成16年6月18日	研究会	「パネル研究会」第3回 【司会】篠塚英子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
B/パネル	平成16年7月28日	研究会	「パネル研究会」第4回 【司会】篠塚英子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）

企画	年　月　日	形　　態	テーマ、報告者、評者等
B/パネル	平成16年８月27日	研究会	「パネル研究会」第５回 【司会】篠塚英子（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）
B/パネル	平成16年９月24日	研究会	「パネル研究会」第６回 【司会】篠塚英子（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）
B/パネル	平成16年10月15～17日	出張	〈韓国〉パネル調査　データ受取 御船美智子（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）／李秀眞（COE 研究員）
B/パネル	平成16年10月29日	研究会	「パネル研究会」第７回 【司会】篠塚英子（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）
B/パネル	平成16年12月24日	研究発表	第４回パネル調査カンファレンス 【主催】㈶家計経済研究所 【出席】御船美智子（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）／永瀬伸子（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）「F-GENS における中国（北京）、韓国（ソウル）のパネル調査の概要」
B/パネル	平成17年１月26日	国際会議	お茶の水女子大学 COE 東アジアパネル調査に関する国際会議 セッション１「パネルを使った分析１」 【報告者】御船美智子（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）／永瀬伸子（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）／李秀眞（COE 研究員） 【司会】篠塚英子（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者） セッション２「パネルを使った分析２」 【報告者】水野勲（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）／辺静（お茶の水女子大学博士後期課程）／竹沢純子（COE 研究員）／長町理恵子（日本経済研究センター） 【司会】篠塚英子（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者） セッション３「ソウルの家族、家計、仕事をめぐる動向」 【報告者】李基栄（ソウル大学）「最近における韓国家族の変化と特徴」／趙熙今（大邱大学）「健康家庭基本法と中央健康家庭支援センター」 【司会】御船美智子（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者） セッション４「北京の家族、家計、仕事をめぐる動向」 【報告者】趙彦云（人民大学応用統計センター）「北京市住民の仕事、家庭、消費および社会保障の変遷」／王琪延（中国人民大学）「北京と東京居民生活時間のジェンダー平等の比較」 【司会】水野勲（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者） セッション５「会議全体のコメントと総括」 【報告者】鄭躍軍（総合地球環境学研究所）「国際比較パネル調査実施の課題と問題点」／溝口由己（新潟大学）「日中比較について、視点と課題」／小島宏（国立社会保障人口問題研究所）「日韓比較について、視点と課題」 【司会】永瀬伸子（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）
B/パネル	平成17年１月24日	成果刊行	F-GENS Publication Series 4 家族・仕事・家計に関する国際比較　中国パネル調査　予備調査報告書
B/パネル	平成17年３月30日	成果刊行	F-GENS Publication Series 5 家族・仕事・家計に関する国際比較　韓国パネル調査
C1	平成16年４月26日	研究会	「シービンガー研究会」第１回 【報告者】小川眞里子（三重大学・COE 客員研究員）「18世紀西インド諸島の妊娠中絶用植物をめぐるジェンダーの政治学」 【司会】舘かおる（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）
C1、C2	平成16年５月31日	研究会	「シービンガー研究会」第２回・「科学技術政策とジェンダー」研究会　第１回　共催 【報告者】鴨川明子（早稲田大学）「マレーシアの情報通信技術政策と教育―ジェンダーとエスニシティの観点から―」 【司会】舘かおる（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）
C1	平成16年６月28日	研究会	「シービンガー研究会」第３回 【報告】原葉子（お茶の水女子大学大学院博士後期課程）「19世紀ドイツの医学言説に見る〈老人女性〉と〈閉経〉」 【司会】舘かおる（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）
C1	平成16年７月26日	研究会	「シービンガー研究会」第４回 【報告者】伊藤憲二（東京大学先端科学技術研究センター）「シービンガーの

企画	年　月　日	形　　態	テーマ、報告者、評者等
C1	平成16年7月26日	研究会	『ジェンダーは科学を変える!?』は如何に物理学史研究を変え得るか？―湯浅年子研究を例にして」 【司会】舘かおる（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
C1	平成16年9月27日	研究会	「シービンガー研究会」第5回【報告者】水島希（エイズ予防財団／東京大学大学院）「エイズと女性―女性セックスワーカー意識調査から」 【司会】舘かおる（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
C1	平成16年11月29日	研究会	「シービンガー研究会」第6回 【検討論文】Schiebinger, L.. “Exotic Abortifacients: The Gender Politics of Plants in the Eighteenth-Century Atlantic World”, “Has Feminist Changed Science?” 【司会】舘かおる（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
C1	平成16年12月17日	公開セミナー	ロンダ・シービンガー　ランチタイムセミナー Has Feminism Changed Science? 【講師】ロンダ・シービンガー（スタンフォード大学歴史学部科学史教授／スタンフォード大学女性・ジェンダー研究所所長）
C1	平成16年12月18日	講演会	ロンダシービンガー講演会「エキゾチックな中絶薬：18世紀大西洋世界の植物をめぐるジェンダーポリティクス」 【講師】ロンダ・シービンガー（スタンフォード大学歴史学部科学史教授・スタンフォード大学女性・ジェンダー研究所所長） 【コメンテーター】小川眞里子（三重大学・COE客員研究員）／弓削尚子（早稲田大学）／荻野美穂（大阪大学）／原ひろ子（放送大学・COE事業推進担当者）／上野直子（獨協大学）／伊藤憲二（東京大学先端科学技術研究センター） 【司会】舘かおる（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
C2	平成17年2月7日	研究会	「科学技術史・科学技術政策とジェンダー」研究会 【報告者】川島瑶子（お茶の水女子大学）「理工系分野とジェンダー」 【司会】舘かおる（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
C3	平成16年5月14日	研究会	「ポストゲノム時代における生物医学とジェンダー」第6回研究会 【報告者】白井泰子（国立精神・神経センター精神保健研究所）「ヒト胚を使う研究とジェンダー：生殖医療と遺伝検査の視点から」 【司会】武藤香織（信州大学・COE事業推進担当者）
C3	平成16年7月13日	研究会	「ポストゲノム時代における生物医学とジェンダー」第7回研究会 【報告者】玉井真理子氏（信州大学）「はじめにオンナありき～クローン胚と中絶胎児問題を中心に～」
C3	平成16年9月10日	研究会	「ポストゲノム時代における生物医学とジェンダー」第8回研究会 【報告者】松原洋子（立命館大学大学院）「ジェネティック・シティズンシップとは何か」 【司会】武藤香織（信州大学・COE事業推進担当者）
C3	平成16年9月13～15日	若手支援	「ポストゲノム時代における生物医学とジェンダー」若手研究者のためのワークショップ 【講師】鈴木良子（フリーライター）／柄本三代子（法政大学）
C3	平成16年10月10日	成果刊行	F-GENS Publication Series 2 Rethinking Science and Medicine from the Perspective of Gender in the Post-Human Genome Project Era
C3	平成17年1月13日	研究会	「ポストゲノム時代における生物医学とジェンダー」第9回研究会 【報告者】牧山康志氏（文部科学省科学技術政策研究所）「生命倫理問題解決における中間的専門機関と社会的ガバナンスの重要性：「ヒト胚」の取扱いなどを事例に」
C3	平成17年2月9日	研究会	「ポストゲノム時代における生物医学とジェンダーに関する研究会」第10回研究会 【報告者】林真理（工学院大学）「先端医療をめぐる意思決定問題」
C3	平成17年3月18日	研究会	「ポストゲノム時代における生物医学とジェンダーに関する研究会」第11回研究会 【報告者】武藤香織（信州大学・COE事業推進担当者）「生体肝移植ドナー調査報告＆来年度のC-3班」

企画	年　月　日	形　　態	テーマ、報告者、評者等
C4	平成16年７月30日～８月15日	調査	〈マニラ・バンコク〉 原ひろ子（放送大学・COE 事業推進担当者）／中山まき子（同志社女子大学）／渡辺美穂（国立女性教育会館）
C4	平成17年３月９日	成果刊行	F-GENS Publication Series 7 調査活動レポート2003・2004年度「開発」と「性と生殖に関する健康・権利」に関する研究 「アジアにおけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツの政策形成過程調査から―活動報告―」
C5	平成16年８月３～12日	調査	〈チェンマイ・コンケン〉 道信良子（札幌医科大学・COE 客員研究員）
C5	平成16年11月４～22日	調査	〈沖縄調査〉 加賀谷真梨（COE 研究員）
C5	平成16年12月26日～平成17年１月８日	調査	〈韓国〉 仲川裕里（COE 客員研究員）
C5	平成17年１月５～９日	調査	〈チェンマイ・ランプン〉 道信良子（COE 客員研究員）
C5	平成17年２月６～18日	調査	〈沖縄調査〉 加賀谷真梨（COE 研究員）
C5	平成17年３月14日	成果刊行	F-GENS Publication Series 6 日本・韓国・タイにおける学校性教育の調査及び文献研究の予備的調査報告
C6	平成16年４月25日	研究会	「健康・セクシュアリティとジェンダー」 【報告者】藤田智子（お茶の水女子大学大学院博士課程）「青年期の身体像の認知についての考察」／兵藤智佳（国連人口基金・早稲田大学現代日本研究所）「リプロダクティブヘルス・ライツに関するバックラッシュとトランスナショナルな NGO による対抗戦略」
C6	平成16年５月15日	研究会	「健康・セクシュアリティとジェンダー」 【報告者】田中俊之（武蔵大学）「〈男らしさ〉と生活空間―私的領域に「男性」の居場所はあるのか―」／根村直美（日本大学・COE 客員研究員）「倫理学におけるジェンダー・パースペクティブ―ケアの倫理学と性別秩序改編の倫理学―」
C6	平成16年６月27日	研究会	「健康・セクシュアリティとジェンダー」 〈第１部〉討論「学問知のエンジェンダリングに向けて」 【論者】朝倉京子（新潟県立看護大学）／根村直美（日本大学・COE 客員研究員）／斉藤正美（富山大学） 〈第２部〉討論「『リプロダクティブ・ヘルス／ライツ』概念をめぐる状況」 【論者】澤田佳世（日本学術振興会特別研究員）／兵藤智佳（国連人口基金）
C6	平成16年７月17日	研究会	「健康・セクシュアリティとジェンダー」 討論「『女性』『男性』の健康・身体」 【論者】田口亜紗（成城大学大学院博士課程）／藤田智子（お茶の水女子大学大学院博士課程）／田中俊之（武蔵大学）
C6	平成16年９月11日	研究会	「健康・セクシュアリティとジェンダー」 【討論提題者】根村直美（日本大学・COE 客員研究員）
C6	平成17年２月26日	研究会	「健康・セクシュアリティとジェンダー」 【報告者】菅野摂子（立教大学大学院博士課程）「『妊娠する身体』の自律性と拡張性」／佐藤（佐久間）りか（お茶の水女子大学ジェンダー研究センター研究協力員）「視覚障害とセクシュアリティ～盲学校における性教育の実態から
D 英	平成16年４月25日	研究会	「文化表象データベース（英語圏）」研究会　第１回 【講師】小山直子（COE 客員研究員） 【司会】竹村和子（お茶の水女子大学・COE 事業推進担当者）
D 英	平成16年７月17日	研究会	「英語圏ジェンダー理論／表象」研究会　第１回文献討論会 Kate Millett, Sexual Politics 【報告者】千田有希（東京外国語大学）／江田優子（ソニー㈱東アジア人事戦

企画	年　月　日	形　　態	テーマ、報告者、評者等
D英	平成16年7月17日	研究会	略部）／丹羽敦子（COE研究員）／片山亜紀（横浜市立大学）／山口菜穂子（COE研究員）／深瀬有希子（慶応義塾大学） 【司会】高橋裕子（津田塾大学）
D英	平成16年10月2日	研究会	「英語圏ジェンダー理論／表象」研究会　第2回文献討論会 Anne McClintock, Imperial Leather: Race, Gender, and Sexuality in the Colonial Contest 【報告者】上野和子（昭和女子短期大学）／開内文乃（一橋大学博士課程）／松永典子（お茶の水女子大学博士課程）／山敏勝（成蹊大学）／岩瀬由佳（お茶の水女子大学博士課程）／メアリー・ナイトン（大阪大学）／戸谷陽子（お茶の水女子大学・学内研究員） 【司会】本橋哲也（東京都立大学）
D英、DB英	平成16年10月11日	講演会	エステル・フリードマン講演会 “No Turning Back: The History of Feminism and the Future of Women” 【講師】エステル・フリードマン（スタンフォード大学） 【紹介】高橋裕子（津田塾大学・COE客員研究員） 【コメンテーター】新田啓子（一橋大学・COE客員研究員） 【通訳】高橋裕子／クレア・マリィ（津田塾大学） 【司会】竹村和子（お茶の水女子大学・COE事業推進者）
D英	平成17年2月19日	講演会	第2回COEジェンダー英語圏2004年度大会 「セクシュアリティの地平―いま見る・読む・感じる表象批評の冒険」 第一部：講演会 【講師】小谷真理（SF＆ファンタジー評論家）「テクノゴシック論」 第二部：研究発表会 【報告者】溝口彰子（国立フィルムセンター／COE客員研究員）「ホモフォビックなホモはレズビアンを生むか？―ヤオイのファンタジーと『現実』」／山口菜穂子（COE研究員）「トランスアトランティック〝ヴァンプ〟―アメリカ映画黎明期における性の地政学」 【コメンテーター】石井達朗（慶應義塾大学）／斉藤綾子（明治学院大学） 【司会】竹村和子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
D英	平成17年3月19日	研究会	「英語圏ジェンダー理論／表象」研究会　第3回文献討論会 Judith Butler “Bodies That Matter” 【司会／報告】竹村和子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者） 【報告者】清水晶子（中央大学）／越智博美（一橋大学・COE客員研究員）／松尾江津子（お茶の水女子大学博士課程）／加藤貴之（清和大学）／高橋愛（お茶の水女子大学博士課程）／大池真知子（広島大学）／吉川純子（武蔵大学・COE客員研究員）
D日	平成16年5月29日	研究会	「日本文学におけるジェンダー表象」研究会　第1回 【報告者】倉田容子（COE研究員）「1970年代〈老いゆく身体〉の物語―円地文子『彩霧』―」 【司会】竹内栄美子（千葉工業大学）
D日	平成16年7月31日	研究会	「日本文学におけるジェンダー表象」研究会　第2回 【報告者】植木朝子（十文字学園女子短期大学）「ウタを歌う女・女を歌うウタ～『梁塵秘抄』から～」 【司会】菅聡子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
D日	平成16年9月17日	講演会	日本文学領域主催　第二回講演会 「語りを開くために」 【講師】飯田祐子（神戸女学院大学） 【コメンテーター】松下浩幸（明治大学） 【司会】菅聡子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
D日	平成16年10月2日	研究会	「日本文学におけるジェンダー表象」研究会　第3回 【報告者】中矢由花氏（お茶の水女子大学大学院博士後期課程）「婦を制するは其夫の雄々しきにあり―『雨月物語』に見る女と男―」
D日	平成16年12月4日	研究会	「日本文学におけるジェンダー表象」研究会　第4回 【報告者】大塚美保（聖心女子大学）「〈家〉をめぐるジェンダー表象―宮部みゆき『理由』―」 【司会】鈴木啓子（宇都宮大学）

企画	年　月　日	形　　態	テーマ、報告者、評者等
D日	平成17年3月31日	研究会	「日本文学におけるジェンダー表象」研究会　第5回 「見る男、見返す女―森鴎外「電車の窓」を起点に―」 【報告者】鈴木啓子（宇都宮大学） 【司会】大塚美保（聖心女子大学）
D視	平成16年11月20日	研究会	笠原美智子講演会「愛、孤独、そして笑い」 【講師】笠原美智子（東京都現代美術館） 【司会】天野知香（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
D視	平成17年2月13～21日	調査	〈ニューヨーク・ワシントン〉 天野知香（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）／野中顕子（COE研究員）
D視	平成17年3月26日	研究会	プロジェクトD視覚表象　第1回文献検討会 ルドミラ・ジョーダノヴァ『セクシュアル・ヴィジョン』 【報告者】正路佐知子（お茶の水女子大学大学院） 【コメンテーター】鈴木杜幾子（明治学院大学） 【司会】天野知香（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
D共催科研費プロジェクト	平成16年11月27日	講演会	ジュデス・ハルバーシュタム講演会 “The Contradictions of Female Masculinity Before and After Abu Grahib” 【講師】Judith Halberstam（南カリフォルニア大学） 【コメンテーター】竹村和子（お茶の水女子大学・COE事業推進者） 【通訳】小玉亮子（横浜市立大学）／長谷川和美（ジェンダー研究センター教務補佐員） 【司会】越智博美（一橋大学・COE客員研究員）
連携	平成16年5月18日	研究会	「アジア認識とジェンダー」第1回 【報告者】山下英愛（立命館大学）「韓国の‘性売買関連法’制定をめぐって」 【コメント】橋本みゆき（立教大学大学院博士後期課程）
連携	平成16年5月28日	研究会	「アジア認識とジェンダー」第2回 【報告者】吉岡愛子（上智大学）「李香蘭―魅惑の他者と日本人観客―」 【上映】『支那の夜』（伏水修監督作品、1940）
連携	平成16年6月15日	研究会	「アジア認識とジェンダー」第3回 【報告者】松本真紀子（アジア女性資料センター）「沖縄の戦争花嫁」 【コメント】秋林こずえ（お茶の水女子大学）
連携	平成16年7月20日	研究会	「アジア認識とジェンダー」第4回 「女性の身体とナショナリズム―韓国の『慰安婦ヌード写真集事件』と中国の『趙薇事件』を事例として―」 【報告者】李麗華（お茶の水女子大学大学院修士課程）／周一川（日本大学・COE研究員） 【司会】舘かおる（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
連携	平成16年10月18日	研究会	「アジア認識とジェンダー」第5回 「帝国のフェミニズム～小泉郁子を事例に～」 【講師】加納実紀代（敬和学園大学） 【参考文献】加納実紀代「小泉郁子と『帝国のフェミニズム』」
連携	平成17年2月2日		「アジア認識とジェンダー」第6回 「石田米子・内田知行編『黄土の村の性暴力』の合評会」 【報告者】小浜正子（日本大学）／金富子（COE研究員） 【司会】舘かおる（お茶の水女子大学／COE事業推進担当者）
全体	平成16年9月30日	成果刊行	F-GENSジャーナル2号〈公募特集号〉
全体	平成16年12月11～12日	シンポジウム	第1回F-GENSシンポジウム「グローバル化、暴力、ジェンダー」 基調講演「ジェンダー法学と暴力の再解釈―ジェンダー研究のフロンティアに向けて―」 【講演者】戒能民江（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者） ポスター・セッション 【報告者】COE若手研究者など16組 分科会A「いかにして権力はパフォームするのか―暴力の再現前とジェンダー配備―」

企画	年　月　日	形　　態	テーマ、報告者、評者等
全体	平成16年12月11～12日	シンポジウム	【報告者】アン・キュビリエ（国連人道調整局）／嶋田美子（アーティスト）／ヤン・ヒョナ（ソウル国立大学）／竹村和子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者） 【コメンテーター】天野知香（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）／戸谷陽子（お茶の水女子大学・学内研究員） 【司会】菅聡子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者） 分科会B「パネル調査に見る東アジアのジェンダー格差―韓国・中国調査から―」 【報告者】御船美智子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）／村尾祐美子（日本学術振興会・東京大学）／石塚浩美（COE研究員）／永瀬伸子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）／竹沢純子（COE研究員）／イ・スウジン（COE研究員） 【コメンテーター】波平恵美子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）、熊谷圭知（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）、王琪延（中国人民大学） 【司会】伊藤るり（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）／水野勲（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者） 全体セッション「再生産領域における〔複数の〕グローバル化と暴力―アジアにおけるジェンダーの論議をめぐって―」 【報告者】篠塚英子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）／武藤香織（信州大学・COE事業推進担当者）／足立眞理子（府立大阪女子大学・COE事業推進担当者） 【コメンテーター】石塚道子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）／金恩實（梨花女子大学）／原ひろ子（放送大学・COE事業推進担当者） 【司会】舘かおる（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）
全体	平成17年3月14～15日	外部評価	アドバイザリー委員会 【アドバイザリー委員】タニ・バーロウ（ワシントン大学）／廣渡清吾（東京大学）／江原由美子（都立大学）
全体	平成17年3月31日	成果刊行	F-GENSジャーナル3号
全体 共催 人間発達COE	平成16年7月23～24日	若手支援	大学院生のための「フィールドワーク」集中講座 【講師】波平恵美子（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）「文化人類学とフィールドワーク」／酒井朗（お茶の水女子大学）「教育学とフィールドワーク」／箕浦康子（お茶の水女子大学）「マイクロ・エスノグラフィー」／杉野勇（お茶の水女子大学）「社会学とフィールドワーク（量的調査）」／藤崎宏子（お茶の水女子大学）「社会学とフィールドワーク（質的調査）」／道信良子（札幌医科大学・COE客員研究員）「タイ（都市）でのフィールドワークとその手法」／桜井厚（千葉大学）「ライフヒストリーという方法」／森本泉（明治学院大学）「ネパールでのフィールドワークとその課題」／渡辺めぐみ（お茶の水女子大学）「日本農村でのフィールドワークとその課題」／藤掛洋子（東京家政学院大学）「開発実践とフィールドワーク：手法と課題」／熊谷圭知（お茶の水女子大学・COE事業推進担当者）「『調査する者』と『調査される者』との間」
全体 共催 人間発達COE	平成16年9月13～15日	若手支援	「平成16年度英文論文セミナー」 【講師】石井クンツ昌子（カリフォルニア大学リバーサイド校）
全体 共催 人間発達COE	平成17年2月7～25日	若手支援	「Making Effective English Presentations: 英語プレゼンセミナー」

１．人事関係

１）運営委員会名簿（括弧内は在任期間）

ジェンダー研究センター長・教授	舘　かおる	（平成16年４月１日～）
文教育学部教授	宮尾　正樹	（同上）
理学部教授	増永　良文	（同上）
生活科学部教授	戒能　民江	（同上）
人間文化研究科教授	竹村　和子	（同上）
文教育学部教授	米田　俊彦	（同上）
理学部教授	真島　秀行	（同上）
生活科学部教授	杉田　孝夫	（同上）
ジェンダー研究センター教授	舘　かおる	（平成８年５月11日～）
ジェンダー研究センター教授	伊藤　るり	（平成12年４月１日～）
ジェンダー研究センター教授	河野貴代美	（平成14年11月１日～平成17年３月31日）
ジェンダー研究センター専任講師	杉橋やよい	（平成16年４月１日～）

２）スタッフ名簿（括弧内は在任期間）

センター長(併)	舘　かおる	（平成12年４月１日～）
専任教授	舘　かおる	（平成８年５月11日～）
	伊藤　るり	（平成12年４月１日～）
	河野貴代美	（平成14年11月１日～平成17年３月）
	杉橋やよい	（平成16年４月１日～）
外国人客員教授	ミチコ・マエ（デュッセルドルフ大学教授・同大学東アジア研究所所長）	（平成16年４月～平成16年６月）
	ローダ・ケスラー・アンガー（ブランダイス大学女性学研究センター専任研究員）	（平成16年６月～平成16年７月）
	金　恩實（梨花女子大学校女性学部准教授・同大学アジア女性学センター長）	（平成16年８月～平成17年３月）
客員教授(国内)	川嶋　瑤子（スタンフォード大学「女性とジェンダー研究所」研究員）	（平成16年４月１日～平成17年３月31日）
	小檜山ルイ（東京女子大学教授）	（同上）
	村上　薫（アジア経済研究所地域研究センター研究員）	（同上）
非常勤講師	武藤　香織	（平成16年４月１日～平成17年３月31日）
	原　ひろ子	（同上）
研究員	宮尾　正樹（文教育学部教授）	（平成16年４月１日～平成17年３月31日）
	増永　良文（理学部教授）	（同上）
	戒能　民江（生活科学部教授）	（同上）
	竹村　和子（人間文化研究科教授）	（同上）
研究協力員	朝倉　京子（新潟県立看護大学助教授）	（平成16年４月14日～平成17年３月31日）
	浮ヶ谷幸代（千葉大学非常勤講師）	（同上）
	遠藤みち恵（フェミニストセラピー"なかま"主任カウンセラー）	（同上）
	大海　篤子（立教大学非常勤講師）	（同上）
	小山　直子（お茶の水女子大学COE客員研究員）	（同上）
	小柳　茂子（相模女子大学助教授）	（同上）
	川喜田好恵（大阪府立女性総合センターコーディネーター）	（同上）
	川添　裕子（放送大学、千葉大学ほか非常勤講師）	（同上）
	黒川　知美（芝浦工業大学非常勤講師）	（同上）
	小林富久子（早稲田大学教授・同大学ジェンダー研究所所長）	（同上）
	斉藤　正美（富山大学非常勤講師）	（同上）
	酒井　順子（立教大学非常勤講師）	（同上）
	佐藤(佐久間)りか（川崎市男女平等推進審議会委員）	（同上）
	仙波由加里（お茶の水女子大学COE「ジェンダー研究のフロンティア」研究員）	（同上）
	田澤　薫（尚絅学院大学女子短期大学部助教授）	（同上）
	柘植あづみ（明治学院大学教授）	（同上）

中山まき子
（同志社女子大学教授）　（同上）

長妻由里子
（高知女子大学専任講師）　（同上）

根村　直美
（日本大学助教授）　（同上）

松田　久子
（元理化学研究所非常勤職員）（同上）

廣重（三木）壽子
（横浜市立大学木原生物学研究所研究員）（同上）

村田　陽平
（京都大学大学院文学研究科博士課程）（同上）

森本　恭代
（実践女子短期大学非常勤講師）（同上）

山崎美和恵
（埼玉大学名誉教授）　（同上）

キャサリン・ベイ
（スタンフォード大学大学院博士号取得候補者）（同上）

マーラ・パティシオ
（ケンブリッジ大学博士課程）（同上）

マリレーヌ・リーベル
（Universite de Versailles-Saint-Quentin-en-Yvelines博士号取得候補者）（同上）

ランジャナ・シール
（BJK Institute of Buddhist & Asian Studies, Varanasi上級研究員）　（同上）

Chiou Shwu-Wen
（台湾南華大学副教授）　（同上）

研究機関研究員　秋林こずえ　（平成16年４月１日～平成17年３月31日）

小山　直子　（平成16年４月１日～平成17年３月31日）

研究支援推進員　原田　雅史　（平成16年４月１日～平成17年３月31日）

教務補佐員　造力　由美　（平成16年４月１日～平成17年３月31日）

竹内　ゆり　（同上）

花岡ナホミ　（同上）

長谷川和美　（同上）

２．会議関係

〈運営委員会の開催〉

平成16年５月26日／６月30日／９月28日／10月26日／11月30日／平成17年２月３日／平成17年３月７日

３．研究調査活動

１）センター共同研究プロジェクト

「東アジアにおける植民地的近代とモダンガール」研究

〈国際共同研究〉〈科学研究費基盤研究Ａ〉

〔研究担当〕

舘　かおる（ジェンダー研究センター教授）

伊藤　るり（ジェンダー研究センター教授）

足立眞理子（ジェンダー研究センター研究協力員・大阪女子大学教授）

佐藤バーバラ（成蹊大学教授）

牟田　和恵（大阪大学助教授）

洪　　郁如（明星大学専任講師）

小檜山ルイ（東京女子大学助教授）

小山　直子（本学 COE「ジェンダー研究のフロンティア」客員研究員）

キャサリン・ベイ（ジェンダー研究センター研究協力員）

何　　瑋（本学人間文化研究科博士後期課程）

タニ・バーロウ（ワシントン大学教授）

ヴェラ・マッキー（カーティン工科大学教授）

戴　　錦華（ジェンダー研究センター外国人客員教授・北京大学教授）

金　　恩實（キム・ウンシル）（梨花女子大学教授）

ワシントン大学「Modern Girl Around the World」プロジェクトメンバー

森本　恭代（ジェンダー研究センター研究協力員・科研費研究支援者）

〔研究内容〕

① 1920年代、30年代のモダンガール現象に関する文献の収集、聞き取り調査を行った。

② Moga 研究会を開催した。

５月15日㈯　香川檀（武蔵大学）「ワイマール・ドイツの〈新しい女〉とその身体―ハンナ・ヘーヒのフォトモンタージュをとおして」、青木敦子（ブラウン大学大学院）「在朝日本人女性のアイデンティティの創出―雑誌『新女性』を中心に」の報告。

2005年３月13日㈰　小檜山ルイ（東京女子大学）「西洋とアジアの狭間で―Colonial / Imperial Subjects としての日本－」、佐藤バーバラ（成蹊大学）「ワークショップ後の研究の方向性について」、舘かおる（お茶の水女子大学）「日本人」女性にとっての「植民地的近代」の視座をさがして―2005年２月大連への短期調査から―」の報告。

③ 2004年９月22日―25日に国際ワークショップ「アジアのモダンガールと〈世界〉（Modern Girl, Asia and Beyond）」を開催した。詳細はプロジェクト概要（p. 2 ～ 3 ）を参照。

「女性のメンタルヘルスの支援システム・環境の見直しと構築の研究」

〔研究担当〕

河野貴代美（ジェンダー研究センター教授）

竹村　和子（ジェンダー研究センター研究員・本学人間文化研究科教授）

川喜田好恵（ジェンダー研究センター研究協力員・大阪府立女性総合センターコーディネーター）

小柳　茂子（ジェンダー研究センター研究協力員・相模女子大学助教授）

遠藤みち恵（ジェンダー研究センター研究協力員・フェミニストセラピィ〝なかま〟カウンセラー）

大野　　曜（国立女性教育会館理事長）

桜井　陽子（横浜女性フォーラム館長）

榊原佐和子（フェミニストカウンセリング東京）

井上　直美（本学生活科学部生）

〔研究内容〕

① 北海道、関東、東海、四国、九州、沖縄にて女性のメンタルヘルスに関わる施設や相談現場の聞き取り調査を実施した。

② 女性センター、民間開業ルーム、女性相談所、NPO 法人への質問紙調査を実施した。

③ 月一回程度、メンタルヘルス研究会を開催した。

④ 研究成果を書籍の形にまとめた。(『女性のメンタルヘルスの地平―新たな支援システムとジェンダー心理学』として2005年 6 月に出版)

⑤ 公開講演会を行った。

1月25日㈯ 「女性のメンタルヘルスの地平―新たな支援システムとジェンダー心理学」

「国際移動とジェンダー」に関する研究

〔研究担当〕

伊藤　るり（ジェンダー研究センター教授）

足立眞理子（ジェンダー研究センター研究協力員・大阪女子大学教授）

稲葉奈々子（ジェンダー研究センター研究協力員・茨城大学助教授）

酒井　順子（ジェンダー研究センター研究協力員・エセックス大学研究員）

徐　　阿貴（本学人間文化研究科博士後期課程）

柳　　蓮淑（本学人間文化研究科博士後期課程）

ブレンダ・テネグラ（本学人間文化研究科博士後期課程）

〔研究内容〕

① 「国際移民とジェンダー（IMAGE)」研究会を開催した。

・2004年 5 月22日 「アジアにおける国際移動とジェンダー配置」研究会

熊谷圭知（事業推進担当者)、平野恵子（学術振興会特別研究員）インドネシアにおける女性労働者の国内・海外移動に関する調査報告」

足立眞理子、伊藤るり、稲葉奈々子、小ヶ谷千穂、ブレンダ・テネグラ、越智方美「フィリピンにおけるケア労働者海外派遣の政策と実態に関する調査報告」

・2004年 7 月17日 「アジアにおける国際移動とジェンダー配置」研究会

金静寅（同胞法律・生活センター)「相談業務にみる在日コリアン女性の問題」

徐阿貴(本学大学院博士後期課程、COE 研究員)「公共空間とジェンダー―在日コリアン 1 世女性の夜間中学運動の事例から―」

・2004年11月27日 「アジアにおける国際移動とジェンダー配置」研究会

Rhacel Parreñas (University of California, Davis), “Caring for the Filipino Family: How Gender Differentiates the Economic Causes of Labor Migration”

② 海外でのインタビュー調査実施。

「ジェンダーで読む健康／セクシュアリティ」研究

〔研究担当〕

ジェンダーと健康（GHS）研究会メンバー

根村　直美（ジェンダー研究センター研究協力員・日本大学助教授）

柘植あづみ（ジェンダー研究センター客員教授・明治学院大学教授）

田澤　　薫（ジェンダー研究センター研究協力員・尚絅学院大学女子短期大学部助教授）

中山まき子（ジェンダー研究センター研究協力員・鳴門教育大学助教授）

朝倉　京子（ジェンダー研究センター研究協力員・新潟県立看護大学助教授）

浮ケ谷幸代（ジェンダー研究センター研究協力員・千葉大学非常勤講師）

川添　裕子（ジェンダー研究センター研究協力員・千葉大学

看護学部COE研究員）
村田　陽平（ジェンダー研究センター研究協力員・京都大学大学院博士後期課程）
斉藤　正美（本学COE研究員・富山大学非常勤講師）
佐藤(佐久間)りか(ジェンダー研究センター研究協力員・本学COE研究協力者)
原　ひろ子（ジェンダー研究センター非常勤講師・放送大学教授）
東　　優子（ノートルダム清心女子大学助教授）
兵藤　智佳（国連人口開発研究員・早稲田大学アジア太平洋研究センター客員研究員）
菅野　摂子（立教大学大学院博士課程）
澤田　佳世（日本学術振興会特別研究員）
田口　亜紗（成城大学大学院博士課程）
田中　俊之（武蔵大学大学院博士課程）
藤掛　洋子（東京家政学院大学大学院助教授）
藤田　智子（本学大学院人間文化研究科博士後期課程）

〔研究内容〕
① 「健康・セクシュアリティとジェンダー」（GHS）研究会の開催（於：附属図書館第二会議室）
4月25日㈰　藤田智子(お茶の水女子大学大学院博士課程)による「青年期の身体像の認知についての考察」の報告、兵藤智佳（国連人口基金研究員、早稲田大学現代日本研究所客員研究員）による「リプロダクティブヘルス・ライツに関するバックラッシュとトランスナショナルなNGOによる対抗戦略」の報告。
5月15日㈯　田中俊之（武蔵大学社会学部非常勤講師）による「〈男らしさ〉と生活空間―私的領域に『男性』の居場所はあるのか」の報告と根村直美（日本大学助教授）による「倫理学におけるジェンダー・パースペクティブ―ケアの倫理学と性別秩序改編の倫理学―」の報告。
6月27日㈰　単行本『健康とジェンダーⅢ』掲載論文検討会（その1）。
7月17日㈯　単行本『健康とジェンダーⅢ』掲載論文検討会（その2）。
9月11日㈯　単行本『健康とジェンダーⅢ』編集会議
(10～1月は単行本の入稿・校正のため研究会はお休み)
平成17年
2月26日㈯　菅野摂子（立教大学大学院博士課程）による「『妊娠する身体』の自律性と拡張性」の報告と佐藤（佐久間）りか（ジェンダー研究センター研究協力員）による「視覚障害とセクシュアリティ～盲学校における性教育の実態から～」の報告。
② 単行本『健康とジェンダーⅢ：ジェンダーと交差する健康／身体』（明石書店）の刊行（平成17年2月）
③ 12月11日若手研究者ポスター・セッション「グローバル化、暴力、ジェンダー」（於：生協食堂）
発表者：佐藤(佐久間)りか（ジェンダー研究センター研究協力員）「『視覚障害とセクシュアリティ』書誌解題～晴眼社会の相対化に向けて」

「生命倫理とジェンダー」に関する研究

〔研究担当〕
柘植あづみ（ジェンダー研究センター客員教授・明治学院大学教授）
武藤　香織（ジェンダー研究センター非常勤講師・信州大学医学部専任講師）
仙波由加里（ジェンダー研究センター研究協力員・本学COE「ジェンダー研究のフロンティア」研究員（2003―04）・神奈川県衛生看護専門学校非常勤講師）

〔研究内容〕
近年、医療関連の研究開発が活発に進められるようになり、生殖補助技術や再生医療、オーダーメイド医療などへの期待が高まりつつある。その一方で、ヒト胚の扱いや出生前診断、生殖補助医療のあり方、医療情報におけるプライバシーの保護など、倫理的・社会的な視点からの議論も盛んに行われるようになってきている。こうした医療技術の開発や生物医学の実施は、特に産む性である女性の身体や心理への影響や負担を与える場合が多く、研究開発の倫理的な検討を行う際にも、ジェンダーの視点を取り入れていくことが重要となる。そこで、本プロジェクトでは、さまざまな生物医学研究や生殖医療について、女性の思いや意見、またリプロダクティブライツの概念に注目しながら、近年盛んに議論されている生命倫理の問題をジェンダーという視点から分析する。
2004年度は、本学COE「ジェンダー研究のフロンティア」のプロジェクトCと連携して、ヒト・ゲノムや遺伝子解析などの先端医療に見るジェンダーに関する研究会を開催してきた。また、メンバーがそれぞれ科学研究費補助金等の助成を受けたプロジェクトに加わり、「出生前検査と妊娠経験に関する調査」、「提供精子を用いた人工授精に関する調査」、「不妊治療費の公的補助に関する調査」、「遺伝子検査と遺伝子バンク」などについての研究成果を出し、それに関してついて情

報や意見交換、研究交流を実践してきた。

「映像表現とジェンダー」に関する研究

〔研究担当〕

小林富久子（ジェンダー研究センター客員教授・早稲田大学教授）

舘　かおる（ジェンダー研究センター教授）

磯山久美子（本学人間文化研究科博士後期課程）

フェミニズムと現代思想「映像表現とジェンダー」研究会メンバー

〔研究内容〕

フェミニズムと現代思想「映像表現とジェンダー」研究会を開催。

5月28日㈮　伏水修監督『支那の夜』ビデオ鑑賞。吉岡愛子（上智大学非常勤講師）による「李香蘭―魅惑の他者と日本人観客」の報告。於：附属図書館第二会議室（13：00～17：00）

「大学におけるセクシュアルハラスメント」に関する研究

〔研究担当〕

戒能　民江（本学人間文化研究科ジェンダー学際研究専攻教授）

大理奈穂子（本学人間文化研究科博士後期課程）

田宮　遊子（本学人間文化研究科博士後期課程）

中島　ゆり（本学人間文化研究科博士後期課程）

上田　智子（横浜市立大学非常勤講師）

辻　　智子（早稲田大学非常勤講師）

〔研究内容〕

① 21世紀COEプログラム「ジェンダー研究のフロンティア」のプロジェクトA―1に、セクシュアルハラスメント／アカデミックハラスメント研究班として組みこまれた。

② キャンパス・セクシュアルハラスメントに関する欧米の文献を収集、分析した。

③ 本学セクシュアル・ハラスメント等人権委員会のワーキング・グループに参加し、セクシュアル・ハラスメント等人権侵害実態調査の調査設計をした。

「ジェンダー研究情報の提供システムの研究」

〔研究担当〕

増永　良文（ジェンダー研究センター研究員・本学理学部教授）

舘　かおる（ジェンダー研究センター教授）

小山　直子（ジェンダー研究センター研究協力員・本学COE「ジェンダー研究のフロンティア」客員研究員）

原田　雅史（ジェンダー研究センター研究支援推進員）

〔研究内容〕

国内外のジェンダー研究文献のデータベースを検討対象とし、ジェンダー研究文献のカテゴリー化に関する研究を行うとともに、データベース作成のためのシステムの研究を行った。増永良文（本学理学部教授）の「Webコミュニティの動的分析手法を用いたジェンダー研究ポータルサイトの構築」研究と連携して研究を進めた。

2）外国人客員教授関連プロジェクト

「国民国家・文化・ジェンダーの関連とトランスカルチュラルな意識の生成」

〔研究担当〕

ミチコ・マエ（ジェンダー研究センター外国人客員教授・デュッセルドルフ大学教授）

舘　かおる（ジェンダー研究センター教授）

杉橋やよい（ジェンダー研究センター専任講師）

秋林こずえ（ジェンダー研究センター研究機関研究員）

長谷川和美（ジェンダー研究センター事務局員）

〔研究内容〕

① ミチコ・マエ教授が平成16年5月20日に公開セミナー「VINGSの挑戦―大学におけるトランスカルチュラリティとジェンダー研究の試み」を行った。参加者25名。

② ミチコ・マエ教授が年報8号に「VINGSの挑戦―大学におけるトランスカルチュラリティとジェンダー研究の試み―Gender Issues from an Outsider Psychologist's Perspective」を執筆した。

「ジェンダーの社会構築：フェミニズムの視点による実証心理学」

〔研究担当〕

ローダ・ケスラー・アンガー（ジェンダー研究センター外国人客員教授・ブランダイス大学女性学研究センター専任研究員）

河野貴代美（ジェンダー研究センター教授）

竹村　和子（ジェンダー研究センター研究員）

青木紀久代（本学）

信田さよ子（原宿カウンセリングセンター）

原田　雅史（ジェンダー研究センター研究支援推進員）
長谷川和美（ジェンダー研究センター事務局員）

〔研究内容〕
ローダ・ケスラー・アンガー教授が2004年6月30日、7月7日、14日、21日の全4回にわたり、夜間セミナー「ジェンダーの社会構築―フェミニズムの視点による実証心理学―」を行った。夜間セミナーでは、ジェンダーが社会的にいかに構築されているか、そのメカニズムをフェミニスト心理学者による実証的研究を通して探策した。参加者のべ379名。

「1920年代、30年代における朝鮮人女性の（コロニアル-）モダンという経験」
〔研究担当〕
金　　恩實（ジェンダー研究センター外国人客員教授•梨花女子大学校女性学部准教授／同大学アジア女性学センター長）
伊藤　るり（ジェンダー研究センター教授）
小檜山ルイ（ジェンダー研究センター客員研究員・東京女子大学教授）
秋林こずえ（ジェンダー研究センター研究機関研究員）
長谷川和美（ジェンダー研究センター事務局員）

〔研究内容〕
金恩實教授が2004年11月4日、11日、18日、24日、12月2日の全5回にわたり、夜間セミナー「韓国フェミニズムの理論化に向けて―ナショナリズム、近代、そしてグローバル化との関連を問う―」を行った。参加者のべ306名。
韓国のフェミニズム研究および運動の諸問題は、近代韓国の国民国家成立過程において、近代化とナショナリズム、さらに20世紀後半のグローバル化言説との絶え間ない競合、妥協、そしてラディカルな批判にさらされ、その中で形成されてきた。夜間セミナーでは、韓国で10年間にわたって女性学を教え、研究してきた金氏自身の経験に基づき、現在の韓国フェミニズムの政治における主体形成の問題、フェミニズムの〈知〉の批判力と可能性、さらには、新しい社会変革を主導する文化的、政治的エネルギーとしてのフェミニズムの政治について述べた。

3）センター個人研究

「視覚文化／身体／ジェンダー」
〔研究担当〕
長妻由里子（ジェンダー研究センター研究協力員・高知女子大学専任講師）

〔研究内容〕
本研究では、とくに写真による視覚表象を考察し、その身体認識へ及ぼす影響を明らかにした。また現代のみならず、写真発明当時へと遡及的に考察することで、時代のイデオロギーとジェンダーとの関わりを分析した。

「女性と選挙に関する研究」
〔研究担当〕
大海　篤子（ジェンダー研究センター研究協力員・立教大学非常勤講師）

〔研究内容〕
日本では女性と政治のかかわりについての研究がようやく始まったところである。本研究プロジェクトでは、これまでの女性の選挙に関する資料をまとめた。

「オーラルヒストリー研究法によるジェンダー・移民・グローバリゼーション研究：英国在住日本人男女のライフ・ストーリーを例として」
〔研究担当〕
酒井　順子（ジェンダー研究センター研究協力員・立教大学非常勤講師他）

〔研究内容〕
日本から海外に向けて女性の個人移民は絶えず活発であった。英国日系コミュニティの発展も女性現地雇用採用者の力に頼る部分が大きかったのである。しかし、ヨーロッパに渡った個人移民である女性達の主観的世界とアイデンティティはこれまでまったく研究対象とはならなかった。
研究担当者がこれまで収集してきた英国在住の日本人ライフ・ストーリーは、時代と共に移動の名目や手段とパターンが変わってきたことを示している。又、ライフ・ストーリーには、移動におけるジェンダー関係、グローバル経済の動向が現れている。ライフ・ストーリーを用いたオーラルヒストリー研究は、個人の主観、体験、そして経済、文化の大きな動きの関連を示唆している。本研究は、ライフ・ストーリーに現れた個人的ナラティヴの分析を通して、ジェンダー、移民、グローバリゼーションについて考察した。さらに、オーラルヒストリーがジェンダー研究に果たしてきた貢献について広く文献調査を行った。

「暴力防止のための政策とジェンダー－ジェンダー化過程の考察」

〔研究担当〕

マリレーヌ・リーベル（ジェンダー研究センター研究協力員・Université de Versailles-Saint-Quentin-en-Yvelines）

〔研究内容〕

本研究は、フランスにおけるジェンダーと暴力防止のための政策についてである。この2つの分野の研究を関連付け、ジェンダー視点から「セキュリティ」の意味を検討した。

〔研究担当〕

杉橋やよい（ジェンダー研究センター専任講師）

〔研究内容〕

日本の性別賃金格差は、正規労働者間で約6割、パートを含めると約半分にしか過ぎない。欧米諸国のそれが7～9割台であるのに比べると、日本の性別賃金格差は先進諸国の中で格段に大きい。さらに、男女雇用機会均等法や育児休業法が施行されて約20年近くになるというにもかかわらず、なかなか縮小されていない。

本研究の課題は、主に3つある。①性別賃金格差と差別の理論に対する評価・批判をサーベィした上で、特に先進諸国で広がりつつある非正規的雇用形態をふくむ現実に照らして社会・経済理論の説明力を検討する。②雇用形態、性別の日本の所得／賃金格差・差別を、賃金分布を含む記述統計と計量経済学的手法を用いて分析する。③日本の分析で使った手法を用いて、イギリスなどその他のミクロデータが使える諸外国についてそれぞれ分析し、国際比較を行う。本年度は、このうち②を行った（一部は、神戸大学・金子治平助教授および京都大学大学院・山下遊歩氏と共同研究）。

4）21世紀 COE プログラム

「ジェンダー研究のフロンティア―〈女〉〈家族〉〈地域〉〈国家〉のグローバルな再構築―」

〔研究担当〕◎はリーダー

●プロジェクトA

◎戒能　民江（本学人間文化研究科人間発達科学専攻教授）

伊藤　るり（ジェンダー研究センター・人間文化研究科人間発達科学専攻教授）

熊谷　圭知（人間文化研究科人間発達科学専攻助教授）

足立真理子（人間文化研究科人間発達科学専攻非常勤講師・大阪女子大学教授）

●プロジェクトB

御船美智子（人間文化研究科人間発達科学専攻教授）

永瀬　伸子（人間文化研究科人間発達科学専攻助教授）

水野　　勲（人間文化研究科人間発達科学専攻助教授）

◎篠塚　英子（人間文化研究科人間発達科学専攻教授）

●プロジェクトC

◎舘　かおる（ジェンダー研究センター・人間文化研究科人間発達科学専攻教授）

原　ひろ子（ジェンダー研究センター非常勤講師・放送大学大学院総合文化プログラム文化情報科学群教授）

武藤　香織（ジェンダー研究センター非常勤講師・信州大学医学部専任講師）

波平恵美子（人間文化研究科比較社会文化学専攻教授）

●プロジェクトD

◎竹村　和子（ジェンダー研究センター研究員・人間文化研究科比較社会文化学専攻教授）

天野　知香（人間文化研究科比較社会文化学専攻助教授）

石塚　道子（人間文化研究科比較社会文化学専攻教授）

菅　　聡子（人間文化研究科国際日本学専攻助教授）

●間プロジェクト研究事業

A「政策と公正」、B「少子化とエコノミー」、C「身体と医療・科学・技術」、D「理論構築と文化表象」の4プロジェクト編成で研究を進め、〈女〉〈家族〉〈地域〉〈国家〉のグローバルな再構築を行い、より高次の「人間開発」をめざす。また、プロジェクト別の研究のほかに、間プロジェクト研究事業として、(1)ジェンダー平等指標を検討する大規模パネル調査、(2)近代社会のジェンダー／セクシュアリティに関する文化表象のデータベース作成、(3)連携型研究「アジア認識とジェンダー」を進め、プロジェクトを超えた研究の統合を図る。さらに、プロジェクトへの積極的な参画体制および研究支援体制を整備して、次世代のジェンダー研究教育、男女共同参画社会の担い手の育成を進めている。

・ジェンダー平等指標のパネル調査

◎御船美智子

◎永瀬　伸子

篠塚　英子、水野　　勲

・近代社会のジェンダー／セクシュアリティに関する文化表象のデータベース作成

◎竹村和子

天野　知香、石塚　道子、菅　　聡子

・連携研究　アジア認識とジェンダー

◎舘　かおる

５．研究交流・社会連携活動

平成16年４月より平成17年３月の間の活動は次の通りである。

１）公開講演会・シンポジウム

①　IGS と文教育学部人間社会科学学科共催

「フランスにおける女性の再就職とその支援」(2004（平成16）年５月10日)

②　IGS･女性のメンタルヘルス研究会主催、国立女性教育会館後援公開シンポジウム「女性のメンタルヘルスの地平―新たな支援システムとジェンダー心理学―」の講演会(2005年１月25日)

③　IGS 主催シンポジウム

「日韓女性人権シンポジウム―女性への暴力（DV・性売買）―」(2004年６月４・５日)

④「東アジアの植民地的近代とモダンガール」研究会、お茶の水女子大学ジェンダー研究センター共催、ワシントン大学「世界のモダンガール研究会」協力

「アジアのモダンガールと〈世界〉―グローバル資本･植民地的近代・メディア表象―」(2004年９月25日)

２）研究委員会

平成16年５月14日㈮　各プロジェクトの計画・進捗状況報告

平成16年３月15日㈪

各プロジェクトの進捗状況報告、次年度の体制について話し合い

３）セミナー・ワークショップ

①　ローダ・ケスラー・アンガー（IGS 外国人客員教授・ブランダイス大学女性学研究センター専任研究員）

夜間セミナーを2004年６月30日、７月７日、14日、21日に開催。

②　金　　恩實（IGS 外国人客員教授・梨花女子大学校女性学部准教授／同大学アジア女性学センター長）

夜間セミナーを11月４日、11日、18日、24日、12月２日に開催。

③　ミチコ・マエ（IGS 外国人客員教授・デュッセルドルフ大学教授）

公開セミナーを５月20日に開催。

４）関連研究会

①「映像表現とジェンダー」研究会

【研究統括】小林富久子（IGS 研究協力員・早稲田大学教授)、舘かおる（IGS 教授）

②「国際移動とジェンダー（IMAGE)」研究会

【研究統括】伊藤るり（IGS 教授)、村上　薫（IGS 客員助教授・アジア経済研究所地域研究センター研究員）

６．教育研修活動

１）研究生・研修員

①　研究生

アンジェリーナ・チン（カリフォルニア大学サンタクルス校博士学位取得候補者)「中国人移民の歴史についての研究」(平成16年４月１日～平成17年３月31日)

青木千都子「開発と女性についての研究」

(平成16年４月１日～平成17年３月31日)

②　研修生

私学研修員　泉　洋子（恵泉女学園高等学校教諭）

澤田佳世（学術振興会特別研究員）

２）学部出講・大学院担当

舘かおる

コア･クラスター「ジェンダー」コース：知の生成論（後期）

人間文化研究科博士前期課程　発達社会科学専攻

生活開発科学系　開発・ジェンダー論コース：

ジェンダー基礎論（前期）

ジェンダー基礎論演習（後期）

開発ジェンダー論特論（前期）

人間文化研究科博士後期課程　人間発達学専攻

ジェンダー論講座：

ジェンダー史論演習(1)（通年）

ジェンダー史論演習(2)（通年）

伊藤　るり

コア・クラスター「ジェンダー」コース:グローバル化論（前期）

人間文化研究科博士前期課程　発達社会科学専攻

生活科学系　開発・ジェンダー論コース：

国際移動ジェンダー論（前期）

国際移動ジェンダー論演習（後期）

開発ジェンダー論特論（前期）

国際協力論演習（後期）

人間文化研究科博士後期課程　人間発達学専攻

ジェンダー論講座：

国際女性開発論演習(1)（前期）
国際女性開発論演習(2)（後期）

河野貴代美

コア・クラスター「コミュニティ・ボランティア」コース：
女性の活動とカウンセリング（後期）
基礎講義：女性問題（前期）
生活科学部共通科目：ジェンダー論（前期）
人間文化研究科博士前期課程　発達社会科学専攻
発達人間科学系 社会臨床論コース：
臨床カウンセリング論演習（後期）
人間文化研究科博士前期課程　ライフサイエンス専攻
生命科学系 遺伝カウンセリングコース：
カウンセリング実習（通年）

7．社会的貢献

ジェンダー研究センター

・諸外国／国内の女性関係行政部門、民間団体（NGO の女性問題担当者等）、研究者等の視察受け入れ、日本の男女共同参画等現状等について解説

舘　かおる

〈他大学出講〉

・埼玉大学教育学部非常勤講師　総合学習研究「女性の生き方と教育」

〈委員〉

・ゆがわら男女共同参画懇話会委員
（平成15年10月１日～平成17年９月31日）
・農林水産省専門技術員資格試験審査委員
（平成15年４月１日～平成17年３月31日）
・㈶人権教育啓発推進センター平成16年度人権啓発資料審査会（法務省委託）審査員
・日本学術会議社会学研究連絡委員会委員
（平成15年10月16日～平成18年10月15日）
・日本女性学会幹事（平成14年６月～平成16年６月）
・独立行政法人国立女性教育会館運営委員
（平成16年９月１日～平成17年７月31日）

伊藤　るり

〈講師〉

① 平成16年11月６日　財団法人アジア助成交流・研究フォーラム「第15回アジア女性会議―北九州」のパネリストとして講演
② 平成16年11月26日　国立民族学博物館地域研究企画交流センター主催　国際シンポジウム「移動から空間をとらえる」でシンポジストとして講演　於：一橋大学

〈他大学出講〉

・北海道大学文学部「比較地域社会学」
（集中講義　平成16年10月１日～平成17年３月31日）

〈委員〉

・国立女性教育会館研究紀要紀要協力委員（平成７年度～）
・男女共同参画会議　苦情処理・監視専門調査会委員
・外務省独立行政法人評価委員会委員
（平成15年９月１日～平成17年８月31日）
・かながわ国際政策推進懇話会専門委員（平成12年度～）
・*Indian Journal of Gender Studies*（Sage Publications, New Delhi, Thousand Oaks, London）編集顧問
・*Estudios de Asia y Africa*（メキシコ大学院大学アジア・アフリカ研究センター紀要）国際編集委員会委員
・三井情報開発「ODA 政策におけるジェンダー主流化に向けた基礎調査懇談会」委員（平成16年12月～平成17年２月）
・神奈川県県民部　かながわ国際政策推進懇話会委員
（平成16年４月１日～平成17年３月31日）

河野貴代美

〈講師〉

① 平成16年７月６日㈫　長野県男女共同参画センター相談員研修講義「フェミニストカウンセリングを学ぶ」
② 平成17年１月26日㈬　国立女性教育会館平成16年度「女性関連施設相談担当者実務研修」講義「女性関連施設における相談事業の在り方」
③ ３月９日㈬　文京区女性団体連絡会　講義「ジェンダーのイロハ」

〈委員〉

・「DV 被害者支援活動促進のための基金」運営委員
（平成14年12月１日～平成17年３月31日）
・日本フェミニストカウンセリング学会　代表理事
・東京大学ハラスメント防止委員会委員
（平成16年５月１日～平成18年３月31日）

杉橋やよい

〈講師〉

① ５月28日㈮　総務省統計研修所16年度専科「統計企画・分析課程」 特別講義「ジェンダー統計」
② ６月25日㈮　東京都労働相談情報センター　平成16年度

東京都「男女雇用平等推進月間」に伴う労働セミナー　講義「テーマでみる日本の女性と男性労働」

③　11月19日㈮　独立行政法人国際協力機構　国際協力総合研修所　講義「ジェンダー統計論」

④　12月10日㈮　総務省統計研修所　講義「社会分析（ジェンダー統計）」

⑤　12月2日㈭　独立行政法人国際協力機構　講義「ジェンダー統計」

⑥　17年1月18日㈫、2月1日㈫、2月7日㈪、2月17日㈭　独立行政法人国際協力機構　平成16年度ジェンダー政策立案支援計画（国別研修）　講義「カンボジア・ジェンダー統計の分析」

⑦　17年2月23日㈬　国立女性教育会館　平成16年度　女性の教育推進セミナー　講義「お茶の水女子大学ジェンダー研究センターの歩み」、「ジェンダー統計―教育統計」

〈他大学出講〉

・立教大学経済学部　統計学（経営・会計）
通年　平成16年4月～17年3月

〈委員〉

・独立行政法人国立女性教育会館　客員研究員　女性と男性に関する統計の調査研究

・平成16年11月25日～平成17年5月27日　川崎市男女平等推進審議会委員

ミチコ・マエ

〈講師〉

平成16年6月10日　ドイツ・日本研究所・広島大学共催国際シンポジウム「ジェンダーと国民国家―日本についての歴史的考察―」においてパネル講演。

金　恩　實

平成16年8月27―28日　国立女性教育会館　平成16年度「男女共同参画のための女性学・ジェンダー研究・交流フォーラム」ワークショップに参加。

8．文献・資料収集／情報提供／閲覧活動

1）収集資料点数

平成16年4月から平成17年3月までに収集した資料は和漢書単行本63冊（うち科学研究費分63冊）、洋書単行本29冊（うち科学研究費分27冊）、その他雑誌など多数。

2）主要収集資料

国際移動とジェンダーに関する文献・資料／ジェンダーとセクシュアリティに関する文献・資料／開発とジェンダー教育に関する文献・資料／女性と自然科学者に関する文献・資料／リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する文献・資料／アジアの女性政策と開発に関する文献・資料／東アジアの女性政策に関する資料／「東アジアにおける植民地的近代とモダンガール」に関する研究資料など

3）資料提供

・独立行政法人産業技術総合研究所に宮川寿美の情報を提供。

・明治神宮文化館宝物展示室の展示に写真提供。

4）リファレンスサービス資料及び情報の提供・閲覧・貸出・常設展示

・コピーサービス：常時附属図書館情報サービス・情報システム係で担当

・ホームページ（和文・英文）の更新実施

・図書以外に関する情報提供

・ニュースレター「IGS通信」発行

5）図書・資料寄贈（敬称略）

掲載は、和書：寄贈者名『書名』（著者名）、洋書：寄贈者名　書名（イタリック）（著者名）の順とした。

青木書店『中国女性の100年』（中国女性史研究会）、昭和女子大学女性文化研究所『ベーベルの女性論再考』（昭和女子大学女性文化研究所）、きしわだ女性史の会『戦時下のきしわだの女たち』（きしわだ女性史の会）、八千代市企画財務部男女共同参画センター『聞き書き　八千代の女たち』（八千代市女性研修センター八千代の女たち編集委員会）、村上絢子『証言ハンセン病―もう、うつむかない』（村上絢子）、薄井篤子『宗教とジェンダー』（伊藤公雄他）、伊藤るり『AERA MOOK 新版　社会学がわかる』（朝日新聞社）、河野貴代美『カウンセリングとジェンダー』（ルシア A. ギルバート）、河野貴代美『フェミニストカウンセリング　パートII』（河野貴代美）、河野貴代美『岩波応用倫理学講義　5　性／愛』（越智貢他編）、明石書店『イスラームとジェンダー』（ズィーバー・ミール＝ホセイニー）、小川久『その光を燃やしつづけて』（斉藤正子先生遺稿集刊行委員会）、聖心女子大学ジェンダー教育研究会『大学におけるジェンダー教育の可能性』（聖心女子大学ジェンダー教育研究会）、中澤智恵『理科教育・学習におけるジェンダー・バイアス』(1)～(3)（村松泰子他）、川嶋瑤子『ジェン

ダーと家族介護』（クレア・アンガーソン）、川嶋瑤子『理論社会学の現在』（嘉目勝彦他編）、川嶋瑤子『生活者の経済』（御船美智子）、川嶋瑤子『女性技術者・就労環境とライフスタイル調査報告書』（日本女性技術者フォーラム調査部会）、川嶋瑤子『女性技術者の育成活用に関する調査報告書』（日本女性技術者フォーラム調査部会）、川嶋瑤子『要介護認定を受けた在宅高齢者の介護環境に関する実態調査報告書（調査編）』（長寿開発センター）、川嶋瑤子『要介護認定を受けた在宅高齢者の介護環境に関する実態調査報告書（考察編）』（長寿開発センター）、川嶋瑤子『性の自己決定能力を育てるカウンセリング』（高村寿子編）、川嶋瑤子『生活戦略としての語り』（桜井厚）、中村芳子『ミミズに魅せられて半世紀』（中村芳子）、東京女子大学女性学研究所『親子関係のゆくえ』（有賀美和子他）、国立女性教育会館『キャリア形成に生涯学習をいかした女性たち』（国立女性教育会館）、舘かおる『日本 NGO レポート2004』（日本女性監視機構）、薮田貫『明治前期日本女性史とアメリカ』（薮田貫）、Tani Barlow *The Question of Women in Chinese Feminism*（Tani Barlow）、風野寿美子 *The Role of Women in Singapore*（Sumiko Kazeno）、天理おやさと研究所 *Women and Religion*（天理おやさと研究所）、酒井順子 *The Clash of Economic Cultures*（Junko Sakai）

6）来館・閲覧者

学生、研究生、大学院生	8名
大学院以上の研究者	17名
その他	7名

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター『ジェンダー研究』

編　集　方　針

1．本年報に論文、研究ノート、研究動向紹介(研究文献目録等を含む)、書評、ジェンダー研究センターの事業に関する報告（研究プロジェクト報告、夜間セミナー報告等を含む)、彙報の各欄を設ける。

2．本年報の掲載論文は、投稿論文と依頼論文から成る。

3．投稿論文は、投稿規程第４条により、査読の上、編集委員会が掲載の採否を決定する。

　３－１　投稿論文１本に対して査読は２名以上で行うこととする。

　３－２　査読者は、原則として、編集委員会のメンバー、また必要に応じて学内外の専門分野の研究者から選定する。投稿論文執筆者が本学大学院生である場合にはその指導教官を査読者に加える。

　３－３　投稿論文には番号を付し、執筆者名は伏せた状態で査読を行う。

　３－４　査読結果は共通の査読評価用紙を用い、定められた基準により評価する。

　３－５　掲載決定日を本文末に記す。

4．依頼論文、ならびにジェンダー研究センターの事業に関する報告は、編集委員会で閲読し、必要に応じて専門分野の研究者の助言を求めた上、編集委員会が掲載の採否を決定する。

5．ジェンダー研究センターの事業に関する報告のうち、編集委員会が論文として掲載することが適当であると判断した場合には、投稿論文に準じて査読を行った上、論文として掲載することがある。

6．その他各号の枚数、部数、企画等、年報の編集に関する諸事項は、編集委員会が検討の上、決定する。

7．『ジェンダー研究』に掲載された内容は全てジェンダー研究センターのホームページ上で公開される。

8．投稿論文や研究ノート等には、英文要約を添付する。200語以内とする。

9．投稿論文や研究ノート等には、その内容を的確に表わすキーワードをつける。５語以内とする。

10．翻訳投稿をする場合、原則として論文「解題」を行う。

投　稿　規　程

（2006年２月改訂）

1　『ジェンダー研究』の内容は、女性学・ジェンダー研究に関する、学術的研究に寄与するものとする。

2　投稿者は、原則として、本学教職員・大学院生・研究生・研修生・卒業生、本センターの研究員、研究協力員、および本センター長が認める本センターの活動に関係の深い研究者（研究プロジェクト参加者、研究会報告者など）とする。

3　投稿する原稿は未発表の初出原稿とする。

4　投稿原稿は完成原稿とし、編集委員会がレフェリーによる審査の上、採否を決定する。

5　投稿申し込みをした後で投稿を辞退する場合は、速やかに編集委員会に申し出ること。

6　原稿料の支払い、掲載料の徴収は行わない。ただし、図・表その他が多い場合には、執筆者による自己負担となることがある。

7　掲載原稿は、抜き刷りを30部贈呈する。なお、それ以上の部数については、あらかじめ申し出があれば執筆者の自己負担によって増刷できる。

8　原稿執筆における使用言語は原則として日本語または英語とする。日本語／英語以外の言語による投稿に関しては、編集委員会において検討する。

9　投稿原稿は原則として、

9－1　日本語の原著論文は注・図表を含めて20000字以内、
英語の原著論文は注・図表を含めて8000語以内、

9－2　日本語の研究ノートは注・図表を含めて15000字以内、
英語の研究ノートは注・図表を含めて6500語以内、

9－3　日本語の研究活動報告は注・図表を含めて6000字以内、
英語の研究活動は注・図表を含めて4500語以内、

9－4　日本語の書評は4000字以内、英語の書評は3000語以内とする。

10　日本語については当用漢字とし、現代仮名づかいを用いる。なお、引用文等に関して旧漢字、旧仮名遣い等の問題が生じる場合には、前もって申し出ること。

11　図・表・写真および特殊な文字・記号の使用については編集委員会に相談すること。

12　原則として原稿はワードプロセッサーで入力し、原稿を印刷したもの2部とフロッピーディスクを提出すること。

13　図・表はワードプロセッサーによる入力ではなく、手書きでよい。ただし、ワードプロセッサーで入力する場合は同一フロッピーに別文書として入力する（MS-DOS または TXT に変換しないこと）。

14　本文、引用文、参考文献、注については、別に定める〈『ジェンダー研究』書式〉に従う。

15　翻訳の投稿に関しては、投稿者が原著者から翻訳許可の手続きを行い、許可取得後に投稿する。その際の費用に関しては投稿者が負担する。なお、翻訳投稿をする場合、原則として論文「解題」を行う。

16　掲載論文の著作権はお茶の水女子大学ジェンダー研究センターに帰属するものとする。転載を希望する場合には、ジェンダー研究センターの許可を必要とする。

編　集　後　記

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報『ジェンダー研究』９号の刊行にあたり、執筆者、査読者の方々をはじめ、ご協力を頂いた多くの皆様に心よりお礼を申し上げたい。

本号は２本の寄稿論文、５本の投稿論文、３つの研究プロジェクト活動報告、そして３つの書評から構成している。

巻頭２本の論文は、伊藤るり（当センター教授）、足立眞理子（当センター助教授）による科学研究費補助金基盤研究（Ａ）（１）「東アジアの植民地的近代とモダンガール」（研究代表者　舘かおる）に基づく研究活動の成果報告である。同プロジェクトは、1920～30年代にかけて、日本の都市部大衆消費文化の形成とともに登場した「モダンガール」を国際的社会現象として捉え、このような現象を支えた思想、教育、都市文化、政治経済、そして植民地支配の展開を、東アジアの植民地的近代という問題構制の下で考察することを目的としている。この植民地的近代の文脈でモダンガールを分析しているのが、伊藤、足立論文である。

投稿論文としては、若手研究者の論文を５本掲載している。それぞれが扱う研究テーマは文学、歴史学、社会学と実に幅広いが、どれもジェンダー的な視点に立つ意欲的な論文であり、ジェンダー研究がいかに分野横断的であり、また学際的な課題を扱っているかを物語っている。

李論文は植民地朝鮮の「新女性」たちの母性に関する言説を考察し、ジェンダー・バイアスによって支配・抑圧の対象となってきた女性の歴史を再考する。今後、植民地朝鮮の「新女性」と日本のそれを比較する研究を刺激する試みといえよう。

英論文は「女性の身体」に注目し、個人の美の追求の問題をジェンダーと権力の関係から議論する。女性の美の追求の現れである美容整形を主題とするイギリス小説をはじめ、文学作品の中に、女性の「選択」であるはずの美容整形が、実は社会の権力構造を強く反映していることを明確に読み取っている。

斉藤論文は女性教員が抱える職業と家庭の両立問題を、産休・勤務能率問題という行政の対応と関連させ、私と公の空間の交差で生じる力学の解明に挑戦している。職業と家庭の両立問題という女性教員の切実な問題が行政側の論理に吸収されてしまう様相を、1920年代の京都市の事例を通して手堅く実証している。

久保田論文はイギリス･ルネサンス演劇の中で、「女性」の言説化された身体を演じたのは女性ではなく少年俳優であったことに焦点をあてる。舞台での表現者である「少年」の性を視座に据えることで、劇世界のヒロインたちという虚構と、現実の社会で生きる女性との狭間にあるイデオロギー性を、丹念に描き出している。

小高論文はジェンダー化された組織に男性が参入する際に生じるアイデンティティの変容を、オーラルヒストリーという手法を使って考察する。ジェンダー化された組織への女性の参入をテーマとする従来の研究の視点を逆転させた新しい取り組みといえよう。

研究プロジェクト活動報告では、まず河野貴代美（本学開発途上国女子教育協力センター客員教授）・竹村和子（本学人間文化研究科教授）より、「女性のメンタルヘルス研究プロジェクト」の研究活動の経過と成果についてご報告を頂いた。

次に、ホーン川嶋瑤子（当センター客員教授）・舘かおる（当センター教授）が、『大学教育とジェンダー』として刊行された著書の紹介を通して、共同プロジェクト「大学教育とジェンダーⅣ」の成果について報告している。

三つめの研究活動報告は、私が担当した。4月にセンターに研究機関研究員として赴任して以来、センターの諸活動（特に、年報の編集・刊行や夜間セミナー）に関わってきた。その一方で、研究活動としては紛争後社会における女性の政治参加の問題について研究を進めており、本号で研究内容を紹介する機会を与えてもらえたのは光栄である。

書評では最新の3冊の本を紹介している。どれもジェンダーの視点に立っているが、分析の対象は科学、政治、および経済活動（外国人労働者の問題）に至る様々な現象である。評者の一人が指摘するように、ジェンダー研究がこれまで以上に分野横断的になっていることを示唆している。また、フィリピン女性エンターテイナーを題材にした本を取り上げられたのは、センター主催の第18回夜間セミナーでラセル・パレーニャス先生（米国カリフォルニア大学ディヴィス校准教授）が国際移動をテーマに講義されたこともあり、まさに時機を得た書評となった。

今年度、初めて『ジェンダー研究』編集事務局を務め、不慣れな面も多々あったにもかかわらず、年報が無事に刊行の運びとなったのは嬉しい限りである。これも、ひとえに編集委員の先生方をはじめ、校正者の方々のご協力のおかげと感謝している。ご協力を頂いた方々に深く感謝の意を示すとともに、読者の皆さまには『ジェンダー研究』への変わらぬご支援をお願いして、編集後記を閉じることとしたい。

編集事務局　　林　奈津子（研究機関研究員）

お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報

『ジェンダー研究』

第 9 号　編集委員会

委 員 長	舘　かおる	ジェンダー研究センター長 ジェンダー研究センター教授
	坂元　　章	文教育学部人間社会科学科教授
	徳井　淑子	生活科学部人間生活学科教授
	三浦　　徹	文教育学部人文科学科教授
	森　　義仁	理学部化学科助教授
	伊藤　るり	ジェンダー研究センター教授
	足立眞理子	ジェンダー研究センター助教授
	杉橋やよい	ジェンダー研究センター専任講師
事 務 局	林　奈津子	ジェンダー研究センター研究機関研究員

平成18年３月24日　印刷
平成18年３月29日　発行

編集・発行　　お茶の水女子大学ジェンダー研究センター

〒112-8610　東京都文京区大塚２－１－１
Tel　03-5978-5846　Fax　03-5978-5845
E-mail　igs@cc.ocha.ac.jp
URL　http://www.igs.ocha.ac.jp/

印刷・製本　　株式会社 昭和堂

Tel　03-6267-7025　Fax　03-6267-7095